令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究

報告書

令和６（2024）年３月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章　事業要旨 1
第2章　事業概要 2
1. 事業の背景と目的 2
2. 事業の内容 2
第3章　民間シェルターに関する情報収集 6
1. デスクトップ調査による情報収集 6
(1)調査方法 6
(2)調査期間 6
(3)調査結果 6
2. 児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集 7
(1)調査対象 7
(2)調査方法 7
(3)調査期間 7
(4)回答数 7
(5)調査項目 7
(6)調査結果 8
第4章　民間シェルター団体調査 16
1. 民間シェルターアンケート調査 16
(1)調査対象 16
(2)調査方法 16
(3)調査期間 17
(4)回答数 17
(5)調査項目 17
(6)調査結果 19
2. 民間シェルター団体ヒアリング調査 85
(1)調査対象 85
(2)調査方法 86
(3)調査期間 86
(4)調査項目 86
(5)調査結果 87
第5章　こども・若者インタビュー 127
1. 対象 127
2. 方法 127

3. 期間 128
4. インタビュー項目 128
5. 結果 128
第6章　総合考察 147
1.　困難な状況にあるこども・若者の持つニーズ 147
（1）　当事者へのインタビューを通してわかったこと 147
（2）　民間シェルター運営団体へのヒアリングを通してわかったこと 149
2.　困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターの実態 150
（1）　民間シェルターのなりたち（こども・若者を受け入れるきっかけ、あわせて行う他事業との関係） 150
（2）　民間シェルターの支援体制 151
（3）　設置・運営方法（シェルターとして利用する物件、財政の状況等） 151
（4）　シェルター内での制限や決まり 152
（5）　民間シェルターの支援内容（入所時、退所後） 152
（6）　親権に関連する対応 153
（7）　シェルターを周知させるための広報上の工夫 154
3. 民間シェルターの類型に関する考察 154
（1）「18 歳未満のこども・若者を受け入れるか否か」の軸での分類 154
（2）「対象者の違い」での分類 155
（3）「緊急度」の軸での分類 155
4. 困難な状況にあるこども・若者への支援における課題 156
（1）困難な状況にあるこども・若者の持つニーズは満たされているのか～ニーズと提供されている支援・サービスとのギャップについて～ 156
（2）民間シェルターを運営する上での諸課題 157
5. 今後の展望 160
成果物の公表について 161
資料編 162
1. 自治体へのアンケート調査　調査票
2. 自治体へのアンケート調査　集計表
3. 民間シェルターアンケート調査　調査票
4. 民間シェルターアンケート調査　集計表
5. 民間シェルター団体ヒアリング調査記録（概要版）
6. 民間シェルター団体ヒアリング調査記録（詳細版）
7. こども・若者へのインタビュー記録（概要版）

第１章　事業要旨

本事業は、保護者からの虐待等により困難な状況にあるこども・若者への新たな居場所や支援のあり方の検討に資することを目指し、こうした困難な状況にあるこども・若者のニーズや実態の把握をするとともに、既にこども・若者支援を実施している民間シェルターにおける取組事例の収集を行い、困難な状況にあるこども・若者が昼夜を問わず安心・安全に過ごせる新たな居場所や支援のあり方についての分析や検討を実施してとりまとめたものである。

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②デスクトップ調査による情報収集、③児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集、④民間シェルターアンケート調査、⑤民間シェルター団体ヒアリング調査、⑥こども・若者を対象としたインタビュー、⑦報告書の作成といった７つの活動を行った。

民間シェルターアンケート調査は、41 団体から 47 施設分の回答を得た。また、民間シェルター団体へのヒアリング調査では、アンケート調査では確認しきれない詳細を聴取するため、アンケート調査の結果を踏まえ選定した民間シェルター団体８団体を対象に調査を実施した。

こども・若者を対象としたインタビューは、インタビュー形式で 10 名、アンケート形式では 11 名、計 21 名のこども・若者から協力を得て調査を実施し、声を聞かせていただいた。

総合考察では、本事業において実施した各種調査の結果から、困難な状況にあるこども・若者の持つニーズについて、当事者へのインタビューを通してわかったことと、民間シェルター運営団体へのヒアリングを通して分かったこととに分けて整理した。また、調査結果から把握した、困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターの実態についても示した。さらに、民間シェルターの類型に関する考察として、類型のための３つの軸を検討し、提示した。最後に、困難な状況にあるこども・若者への支援における課題と今後の展望について整理し、まとめた。

第２章　事業概要

１．事業の背景と目的

保護者からの虐待に苦しむ特に 10 代～20 代のこども・若者のなかには、一時保護や施設入所等を望まない者や年齢により一時保護や施設入所の対象とならない者が一定数存在している。このような状況におかれるこども・若者については、昼夜を問わず安心・安全な居場所が確保されておらず、性犯罪や危険な状況に巻き込まれる等の被害が生じるケースもあり、居場所の確保が喫緊の課題となっている。

また、このようなこども・若者の中には保護者からのネグレクトにより就学のための援助を希望する者、自立して一人暮らしをするための就労支援を希望する者など、様々なニーズが存在している。よって、こうしたこども・若者の新たな居場所や支援のあり方について検討する必要がある。

そこで、本事業では、保護者からの虐待等により困難な状況にあるこども・若者への新たな居場所や支援のあり方の検討に資することを目指し、こうした困難な状況にあるこども・若者のニーズや実態の把握をするとともに、既にこども・若者支援を実施している民間シェルターにおける取組事例の収集を行い、困難な状況にあるこども・若者が昼夜を問わず安心・安全に過ごせる新たな居場所や支援のあり方について分析や検討を行う。そして、今後さらなる検討を要する事項（論点）等についてとりまとめる。

２．事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②デスクトップ調査による情報収集、③児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集、④民間シェルターアンケート調査、⑤民間シェルター団体ヒアリング調査、⑥こども・若者を対象としたインタビュー、⑦報告書の作成といった７つの活動を行った。以下に順を追って説明する。

①検討委員会の設置・開催

こども・若者支援を行う民間シェルターについて知見を有する学識経験者、自治体職員、民間シェルター団体関係者及び民間シェルター等に入所経験等のある当事者、計 10 名で構成する検討委員会を設置し、会議を年３回実施した。

会議では、アンケート調査やヒアリング調査計画（実施方法や対象、調査項目等）の検討、結果に関する議論、報告書のとりまとめに関する議論等を行った。以下に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表 1　委員名簿（敬称略、五十音順）

	氏名	所属等
委員長	川松 亮	明星大学 人文学部 教授
委員	安藤 真和	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長
	川村 涼太郎	特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット 児童アフターケアセンターおおいた　職員
	黒田 祥子	特定非営利活動法人全国こども福祉センター
	高橋 温	特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ 理事長
	田所 英賢	特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 国見・千代田のより処ひなたぼっこ 参事 兼 調査研究グループ 参事
	羽生 香織	上智大学法学部 教授
	馬渕 泰至	社会福祉法人カリヨン子どもセンター 理事
	薬師寺 順子	大阪府中央子ども家庭センター 所長
	a さん	（当事者の立場として参加）
【オブザーバー】 こども家庭庁支援局虐待防止対策課 【事務局】 有限責任監査法人トーマツ		

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 2　検討委員会の開催概要

第１回検討委員会
　○日時：2023 年 10 月 16 日(月)　18:00～20:00（オンライン会議形式）
　○議題：
　　・委員紹介
　　・当事業について
　　・こども・若者支援を実施する民間シェルターアンケート調査について
　　・次回会議の日程・議事について

第２回検討委員会
　○日時：2023 年 12 月 19 日(火)　19:00～21:00（オンライン会議形式）
　○議題：
　　・民間シェルターアンケート調査の結果について
　　・民間シェルター団体ヒアリング調査及びこども・若者インタビューの計画について
　　・次回会議の日程・議事について

第３回検討委員会
　○日時：2024 年３月１日(金)　10:00～12:00（オンライン会議形式）
　○議題：
　　・民間シェルターアンケート調査結果について
　　・民間シェルター団体ヒアリング調査結果について
　　・こども・若者インタビュー結果について
　　・報告書の内容案について
　　・当事業の今後の流れについて

②デスクトップ調査による情報収集

本事業における調査の対象となるこども・若者支援を行う民間シェルターを特定するため、インターネットによる情報収集を実施した。詳細については、「第３章　民間シェルターに関する情報収集」を参照されたい。

③児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集

本事業における調査の対象となるこども・若者支援を行う民間シェルターを特定するため、児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集を実施した。詳細については、「第３章　民間シェルターに関する情報収集」を参照されたい。

④民間シェルターアンケート調査

②デスクトップ調査による情報収集及び③児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集の結果を踏まえ、既にこども・若者支援を実施している全国の民間シェルター

団体を対象としたアンケート調査を実施した。詳細については、「第４章　民間シェルター団体調査」を参照されたい。

⑤民間シェルター団体ヒアリング調査

④民間シェルターアンケート調査の結果を踏まえて既にこども・若者支援を実施している民間シェルター団体を選定し、ヒアリング調査を実施した。詳細については、「第４章　民間シェルター団体調査」を参照されたい。

⑥こども・若者を対象としたインタビュー

④民間シェルターアンケート調査に回答があった民間シェルター団体に協力を依頼し、民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビューを実施した。なお、インタビュー形式での協力が難しい場合にはアンケート形式での協力を依頼し、その結果も含めている。詳細については、「第５章　こども・若者インタビュー」を参照されたい。

⑦報告書の作成

本事業における各種調査の結果を踏まえて本報告書を作成し、検討委員会での内容検討および協議を経て最終調整を行い、公開した。

第３章　民間シェルターに関する情報収集

本事業における調査の対象となるこども・若者支援を行う民間シェルターを特定するため、「１．デスクトップ調査による情報収集」と「２．児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集」の２つの側面から情報収集を実施した。

１．デスクトップ調査による情報収集

本事業における調査の対象となる「こども・若者支援を行う民間シェルター」を特定するため、インターネット上で得られる情報から民間シェルターに関するものを収集し、整理した。

（１）調査方法

インターネットを用いて情報収集を行った。具体的な手順は以下の通りである。

- （手順１）「子どもシェルター全国ネットワーク会議[1]」に加盟する団体について、団体ホームページ等を確認し、活動内容を把握。
- （手順２）NPO 法人などの公益活動を実施している団体に関する全国規模のデータベースを利用し、「シェルター」、「こども」、「青少年」といったキーワードを用いて検索。47 団体が該当したため、各団体のホームページ等を確認して活動内容を把握し、こどもや若者に対して緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所の提供を行っていると考えられる団体を選定。
- （手順３）インターネット上の検索エンジンから、「こども」、「若者」、「民間シェルター」といったキーワードを用いて検索し、こどもや若者に対して緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所の提供を行っていると考えられる団体を選定。
- （手順４）手順１～３で得た情報の重複を除き、収集した情報を一覧に整理した。

（２）調査期間

デスクトップ調査による情報収集は 2023 年９月中旬～10 月上旬にかけて実施した。

（３）調査結果

[1]子どもシェルター全国ネットワーク会議（社会福祉法人カリヨン子どもセンター）のホームページ（https://carillon-cc.or.jp/?page_id=9）（最終アクセス日：2024 年 3 月 22 日）を参照した。

こどもや若者に対して緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所の提供を行っていると考えられる団体について、「団体名」、「所在地（都道府県名）」、「主な事業内容」、「団体ホームページ（URL）」に関する情報を収集し、一覧にまとめて整理した。結果的に48団体分の情報をとりまとめた。

２．児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集

本事業における調査の対象となる「こども・若者支援を行う民間シェルター」を特定するため、児童相談所を設置する自治体に協力を依頼し、こども・若者支援を行う民間シェルターに関するアンケート調査を実施した。

（１）調査対象

児童相談所を設置する78自治体（令和５年10月現在）の担当課に対してアンケート調査への協力を依頼した。

（２）調査方法

メールによるアンケート調査を実施した。具体的には、こども家庭庁から児童相談所設置自治体に対して調査票（電子媒体）を送付し、受け取った自治体には回答を入力した上で、当法人の調査専用メールアドレスあてにメールに添付して送付することを求めた。

（３）調査期間

令和５年10月４日（水）～令和５年10月13日（金）を調査期間とした。ただし、調査期間をすぎて回収した回答も集計に含めている。

（４）回答数

対象とした78自治体から回答を得た。そのうち、３所は担当となる複数部署から回答を得たため、回答数は81件である。

（５）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 3　児童相談所設置自治体へのアンケート調査項目

＜１＞　自治体について
質問１　自治体名
質問２　設置する児童相談所の数

＜２＞　管内にあるこども・若者支援を実施する民間シェルターについて
質問３　管内での 10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無
（以下の付問は管内にこども・若者支援を実施している民間シェルターがある場合に尋ねた）
質問 3-1 把握している民間シェルターの数
質問 3-2 把握しているこども・若者支援を実施している民間シェルターを運営する団体名称
令和４年度における児童相談所からの一時保護委託の有無
（一時保護委託の実績がある場合）一時保護委託を行った主な理由
質問 3-3 一時保護委託以外でこども・若者支援を実施している民間シェルターと連携して行う取組（取組の概要、団体名）
質問 3-4 特に好取組を行っていると考えられる団体（団体名とその理由）

＜３＞　困難な状況にあるこども・若者への支援に関連し民間シェルターに期待する事項等
質問４　保護者からの虐待に苦しむ等の困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者への支援に関連し、自治体として民間シェルターに期待する事項
質問５　保護者からの虐待に苦しむ等の困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者への支援に関連し、自治体として民間シェルターに関して懸念事項や課題と感じる点

＜４＞　照会先
質問６　当アンケート調査の照会先

（６）調査結果

以下、アンケート調査項目ごとに集計・整理結果を説明する。

１）児童相談所の数（質問 2）

各自治体における児童相談所の数について、「１か所」が最も多く 26 件（32.1%）、次いで「２か所」が 17 件（21.0%）、「３か所」が 12 件（14.8%）、「６か所」が８件（9.9%）、「４か所」が６件（7.4%）、「５か所」が５件（6.2%）、「７か所」及び「10 か所以上」がそれぞれ３件（3.7%）、「８か所」が１件（1.2%）であった（図表 4）。

図表 4　設置する児童相談所の数（質問 2）（自由回答）

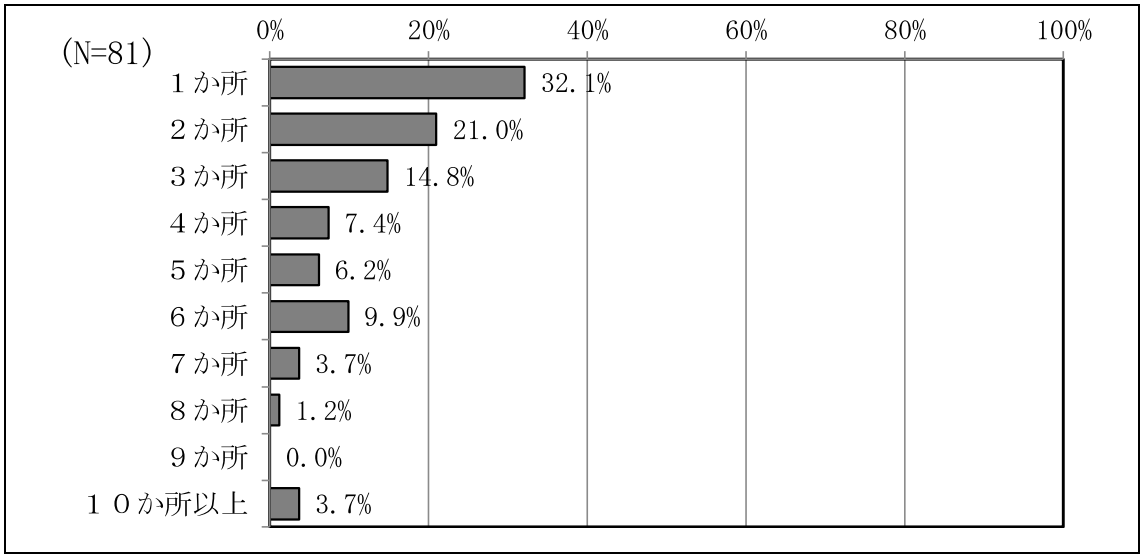

２）10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無（質問 3）

各自治体において、10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターが存在するか尋ねた。その結果、「いいえ」が最も多く 39 件（48.1%）、「はい」が 27 件（33.3%）、「わからない」が 15 件（18.5%）であった（図表 5）。

図表 5　10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無（質問 3）（単一回答）

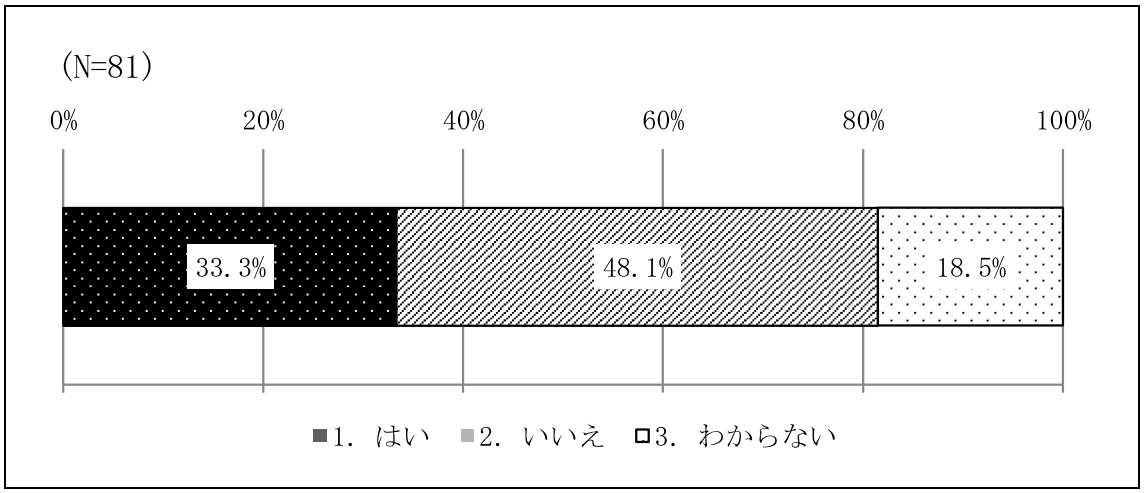

３）把握しているこども・若者支援を実施している民間シェルターの数（質問 3-1）

質問 3 で「はい」と回答した各自治体において、10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターの数を尋ねた。その結果、「１か所」が最も多く 22 件（81.5%）、「２

か所」及び「５か所以上」が２件（7.4%）、「３か所」が１件（3.7%）であった（図表 6）。

図表 6　把握しているこども・若者支援を実施している民間シェルターの数（質問 3-1）（自由回答）

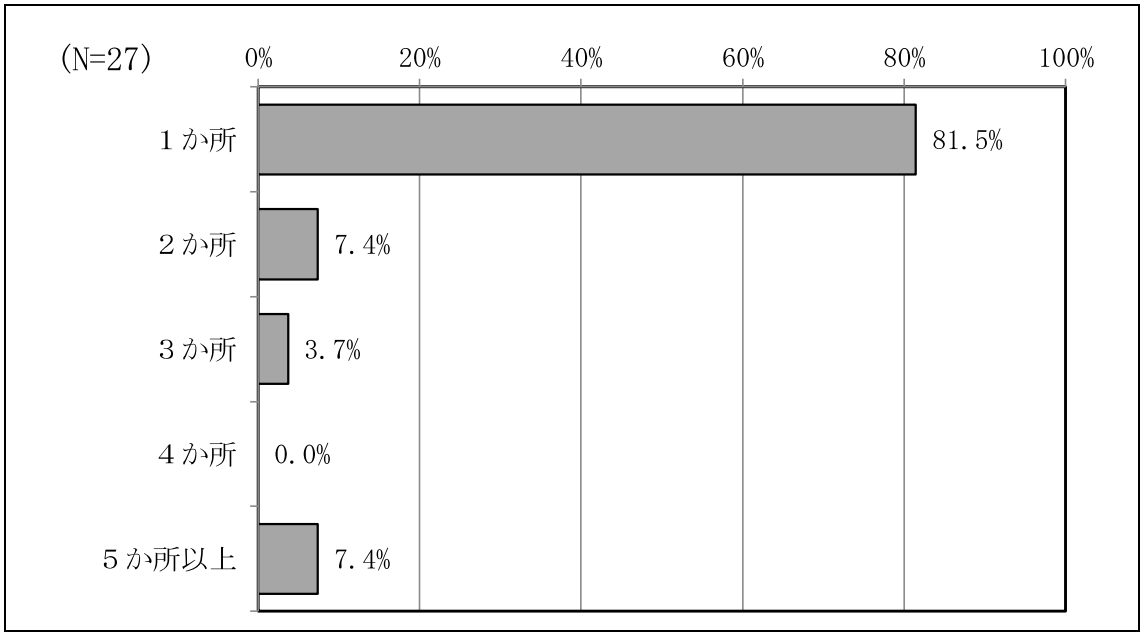

４）令和４年度における児童相談所からの一時保護委託の有無（質問 3-2）

質問 3 で「はい」と回答した各自治体において、令和４年度に自治体の児童相談所より一時保護委託があったか尋ねた。その結果、「一時保護委託あり」が最も多く 26 件（61.9%）、「一時保護委託なし」が 16 件（38.1%）であった（図表 7）。

図表 7　令和４年度における児童相談所からの一時保護委託の有無（質問 3-2）（単一回答）

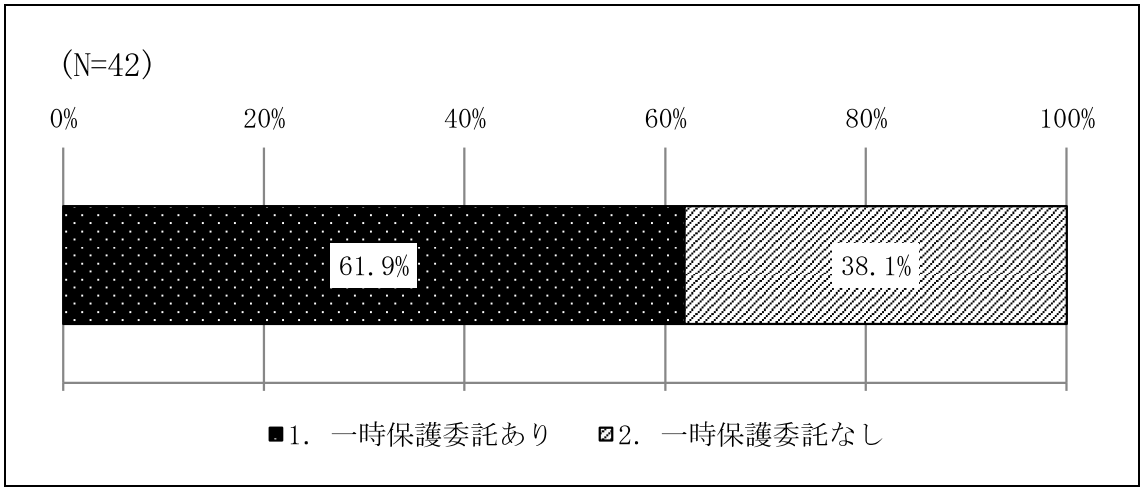

また、一時保護委託を行った主な理由として、以下の事項が挙げられた。

図表 8　一時保護委託を行った主な理由（質問 3-2）（自由回答）

（保護理由に関する理由）

- 保護者からの虐待により、こども本人が保護を求めたため（中卒後の児童が主な対象）
- 虐待、ぐ犯行為　等
- 虞犯、性格行動、虐待疑い、援助実施前のマッチング
- 身体的虐待、ネグレクトのため
- 親の暴言が契機となった児童に関するもの

（一時保護所の不足に関する理由）

- 一時保護所での受け入れが困難であったため
- 他に適当な施設がなかったため
- 女児で中高年齢層中心の一時保護委託先が少なく、一時保護可能な場所が他になかったため

（民間シェルターに委託することが適当であるといった理由）

- 当該施設に一時保護委託となった場合、子供担当弁護士（コタン）がつくので、弁護士の支援がある方がいいケースや、一時保護所での集団生活になじみにくいケースの場合など
- 長期間の一時保護になることが見込まれており、委託先の民間シェルターであれば、シェルターから在籍校への通学が可能であったため
- 女子児童で、かつ保護に至る経緯（非行など）や本人の特性から専門的な取扱いを要する者を主に受け入れている
- 集団生活が苦手な児童だった
- 一時保護所での生活の長期化や集団生活になじめないため
- 非行の高年齢児は、規律のある一時保護所はなじまないため、シェルターを選択した
- 児童の特性等から、一時保護所やその他の場所での保護よりも適当だと考えられたため
- シェルターからの相談を受けたケースについて、一時保護委託が適当だと判断したため
- 家庭での養育が困難かつ秘匿避難が必要と判断したため
- 児童の状態像に合わせた支援を行う必要があるため

（本人の希望に関する理由）

- 10 代後半の女子児童であることや、本人の希望によるものなど
- 保護所が不調となったことがあるが、本人が保護を求めていた

※　アンケート調査回答から抜粋。団体名称を削除するなどして一部変更した。

５）一時保護委託以外でこども・若者支援を実施している民間シェルターと連携して行う取組（取組の概要、団体名）（質問 3-3）

こども・若者支援を実施している民間シェルターと一時保護委託以外で連携している取組があるか尋ねた結果、以下の事項が挙げられた。

図表 9　一時保護委託以外でこども・若者支援を実施している民間シェルターと連携して行う取組（質問 3-3）（自由回答）

（自立援助ホームとの連携）
- シェルターの役割だけでなく自立援助ホームとして機能も有しているため、保護から自立支援まで一貫した対応が可能である
- 自立援助ホームとしての届出もあり、児童自立生活援助事業の委託を行うことがあった
- 児童福祉法第６条の３に規定される児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施、困難な問題を抱える女性支援推進等事業：若年被害女性等支援事業（検討中）
- 自立援助ホームとして、中長期的に居場所を提供する必要があるケースの措置入所にも対応している
- 児童自立生活援助事業の事業者として届出があることから、一時保護委託だけでなく必要に応じて入所対応を実施することもある

（その他の連携）
- こどもの権利養護推進事業（業務委託）
- 婦人相談員、児相、福祉事務所とのケース支援連携

※　アンケート調査回答から抜粋。団体名称を削除するなどして一部変更した。

６）特に好取組を行っていると考えられる団体（団体名とその理由）（質問 3-4）

好取組を実施しているこども・若者支援を実施している民間シェルターがある場合に、団体名とその理由について尋ねた。その結果、理由として以下の事項が挙げられた。

図表 10　特に好取組を行っていると考えられる団体（団体名とその理由）（質問 3-4）（自由回答）

（支援内容の良さに関する理由）
- 社会的養護経験者に対するアフターケアを実施しており、保護が必要な児童をリアルタイムで把握できることが評価できる
- 貧困女子や居場所を喪失した女性へのシェルターや学習支援などの支援を、地域の社会福祉士や学生がボランティアとして参加し実施している
- ひきこもりやニートといった困難を抱える若者の自立支援を行っている

（弁護士による支援に関する理由）
- 入所者に担当の弁護士を付け、児童の相談や関係機関との調整を行っている
- 入所者に担当弁護士が付き、関係者との交渉や自立に向けた支援をしているため、家庭環境の調整や、法的な手続きが速やかに進む
- 弁護士が主体となって運営しており、個別の担当弁護士がつき法的な手厚い支援を行っている

※　アンケート調査回答から抜粋。団体名称を削除するなどして一部変更した。

7）自治体として民間シェルターに期待する事項（質問 4）

保護者からの虐待に苦しむ等の困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者への支援に関連し、自治体として民間シェルターに期待する事項について尋ねた。その回答内容についてコーディング[2]して整理した結果を以下に示す。

図表 11　自治体として民間シェルターに期待する事項（質問 4）（自由回答）

カテゴリー	内容
民間シェルターのあり方に関すること	・　こども・若者の居場所となること ・　こども・若者の安心・安全の確保ができること
民間シェルターにおける支援・活動内容に関すること	・　こども担当弁護士による法的な支援 ・　就労支援や生活支援 ・　相談支援 ・　退所後のアフターケア ・　アウトリーチ ・　シェルターを周知させるための広報活動 ・　民間団体の柔軟性や専門性を活かした支援 ・　アセスメントや支援に対する第三者としての視点の提供

[2] コーディングは次の手順で行った：①1 人目の作業者が分類を試行してカテゴリーを設定したのち、1 つ 1 つの記述内容を見直し、該当するカテゴリーに分類した（該当するカテゴリーは必ずしも一つではなく、当てはまるものはすべてに分類することとした）。②2 人目の作業者が、1 人目の作業者の分類を点検し、分類の一致しない回答をチェックした。③1 人目の作業者と 2 人目の作業者が、分類の一致しない回答について話し合い、分類を確定させた。

カテゴリー	内容
民間シェルターの役割に関すること	・ 一時保護委託先として ・ 公的機関へのつなぎ役として
民間シェルターが受け入れる対象者に関すること	・ 18 歳以上 ・ 公的機関の支援を拒む者 ・ 非行少年 ・ ケアリーバーへの支援
民間シェルターの機能に関すること	・ 女性専用の施設 ・ 秘匿避難が必要な児童の受入先 ・ 緊急時に常時対応できる ・ 児童が自分に合う施設を選ぶことができる
関係機関との連携に関すること	・ 関係機関との連携強化 ・ シェルターの運用について関係機関に共有されること ・ 地域を超えた連携を行うこと
その他	・ 年齢（18 歳未満／18 歳以上）に応じて法的枠組みを使い分けて民間シェルターの役割や機能を検討すること

８）自治体として民間シェルターに関して懸念事項や課題と感じる点（質問 5）

保護者からの虐待に苦しむ等の困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者への支援に関連し、自治体として民間シェルターに関して懸念事項や課題と感じる事項について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果を以下に示す。

図表 12　自治体として民間シェルターに関して懸念事項や課題と感じる点（質問 5）（自由回答）

カテゴリー	内容
民間シェルターにおける支援･活動内容に関すること	・ こども・若者の安心・安全が守れるかどうか ・ 民間シェルターが活用できる社会資源の確保 ・ 当事者の権利擁護 ・ 未成年の監護権との調整（法的な対応含む） ・ シェルター入所後の支援 ・ 学習支援 ・ 通学への対応
民間シェルターの運営体制に関すること	・ スタッフの専門性 ・ 財政面（公的資金による支援の必要性含む） ・ 事業の継続性 ・ 人材確保 ・ こども・若者の安全や個人情報保護など客観的な信頼性・実績 ・ 適切な事務手続き ・ 民間シェルターの利用料

カテゴリー	内容
	・　受け入れ枠の不足 ・　男児、男性を受け入れる民間シェルターの不足
民間シェルターの周知に関すること	・　こども・若者に民間シェルターの情報が届いていない ・　支援機関が民間シェルターについて知らない
民間シェルターとの連携に関すること	・　連携体制の整備 ・　関係機関との調整がおろそかになる懸念 ・　関係機関との信頼関係の構築 ・　情報共有の不足 ・　複数分野に支援がまたがることによるねじれ
制度や枠組みに関すること	・　児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業との棲み分け ・　児童相談所一時保護とシェルター利用との区別 ・　民間シェルターの位置づけの明確化 ・　措置費の区分の見直し

第４章　民間シェルター団体調査

保護者からの虐待等により困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターの事例を収集し、実態を把握するために、「１．民間シェルターアンケート調査」と「２．民間シェルター団体ヒアリング調査」を実施した。ここからは、この２つの調査の結果をまとめる。

１．民間シェルターアンケート調査

保護者からの虐待等により困難な状況にあるこども・若者が昼夜を問わず安心・安全に過ごせる新たな居場所や支援のあり方の検討の際に参考にするため、まずは既にこども・若者支援を実施している全国の民間シェルターの実態を把握するためのアンケート調査を実施した。

（１）調査対象

利用者が宿泊可能な施設を常設しており、「虐待等により困難な状況にある主として 10 代～20 代のこども・若者が緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所」として受け入れている民間シェルター77 団体に対して、アンケート調査への協力を依頼した。

なお、アンケート調査協力依頼時には、下記の注釈をつけた上で、対象となると判断した場合に回答を求めている。

図表 13　アンケート調査対象についての説明

主に別の目的・対象者のために備えている施設であっても、こうしたこども・若者も通常受け入れの対象に含めて運営している場合にはアンケート調査の対象とする。 別の目的・対象者のために備えている施設であり、こうしたこども・若者の受け入れはあくまで緊急・特例的な場合に限って例外的な対応として受け入れる施設である場合にはアンケート調査の対象外とする。

（２）調査方法

インターネットによるアンケート調査を実施した。具体的には、困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターを運営していると考えられる団体に対して、インターネット回答画面の URL とログイン用の ID を記載した依頼状を送付し、インターネットでの回答を求めた。なお、依頼状には参考資料として紙媒体による調査票を同封した。

インターネットでの回答が困難な場合においては、調査票（電子媒体）を送付し、当法人の調査専用メールアドレスあてにメールに添付して送付する方法で回答を得た。

（３）調査期間

令和５年 11 月１日(水)～令和５年 12 月６日(水)を調査期間とした。ただし、調査期間をすぎて回収した回答も集計に含めている。

（４）回答数

47 施設分（41 団体）から回答を得た（回収率 56.2%）。なお、回収率については、アンケート調査への協力依頼時に４団体から今回のアンケート調査の対象ではない旨の連絡を受けたため、分母を 73 団体として計算している。

（５）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 14　民間シェルターアンケート調査項目

＜１＞	団体の基本情報について
Q1_1	団体名
Q1_2	法人格
Q1_3	施設名
Q1_4	住所公開の有無
Q1_5	回答した施設と同一の場所で併せて実施している事業
＜２＞	施設のスタッフと入所者について
Q2	入所者の処遇に携わるスタッフ数
Q3-1	施設に配置している専門職の有無
Q3-2	その他の専門職の有無
Q3-3	施設に配置されている専門職以外に、入所児童が支援を受けられる専門職の有無
Q4	施設が困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数
Q5	施設の定員
Q6	施設の一日あたりの平均的な入所人数
Q7	施設に入所可能な年齢設定の有無
Q8	施設に入所可能な性別設定の有無
Q9	現在施設に入所している人数、令和４年度の年間の延べ入所者数
Q10	施設に入所可能な受入条件の有無
Q11	施設で入所可能な日数や回数の上限の有無
Q12	令和４年度の１年間で施設に入所した方の滞在日数
Q13_1	令和４年度における入所者の入所理由（主訴）

Q13_2　令和４年度における入所者の入所理由（主訴）の内、上位３件
Q14_1　令和４年度における入所者の入所経路
Q14_2　令和４年度における入所者の入所経路の内、上位３件
Q15　入所者の年齢による入所経路の違いの有無
Q16_1　令和４年度における退所者の退所理由
Q16_2　令和４年度における退所者の退所理由の内、上位３件
Q17_1　令和４年度における退所者の行き先
Q17_2　令和４年度における退所者の行き先の内、上位３件
＜３＞　施設における取組について
Q18_1　未成年者の入所に当たり保護者の同意は必要か
Q18_2　未成年者の入所に当たり保護者の同意は必要か(理由)
Q18_3　同意を要しない未成年の場合、保護者への連絡の有無
Q18_4　保護者への同意又は連絡を取る際、誰が保護者へ連絡するか
Q19_1　団体が行う支援内容
Q19_2　団体が行う支援内容の内、施設に入所していない者が利用可能なもの
Q20　施設に宿泊したことのある退所者が利用可能なアフターケア支援
Q21_1　令和４年度の１年間で入所者への支援を通して連携した先
Q21_2　令和４年度の１年間で入所者への支援を通して連携した先との連携内容
Q21_3　シェルター事業の運営における自治体との協定の有無
＜４＞　施設での入所者の生活について
Q22_1　施設における制限
Q22_2　その他の制限
Q22_3　具体的な制限内容
Q23_1　施設における決まり
Q23_2　具体的な決まりの内容
Q24　通勤や通学における学習・仕事の継続のサポート方法
Q25　施設の形式、築年数、立地
Q26　施設の居室数
Q27　全ての居室に必ず備え付けているもの
Q28　共有スペースにあるもの
Q29　入居者からの費用徴取の有無
Q30　運営経費の財源構成
Q31　入居者が未成年者である場合、親権に配慮し入所時に行っている運用上の工夫
Q32　潜在的にニーズのあるこどもや若者に対して施設を周知させるために行っている広報上の工夫
Q33　施設を運用する上での課題や困難
＜５＞　ヒアリング調査への協力可否について
Q34　ヒアリング協力の可否
Q35　入所者向けアンケート協力の可否
＜６＞　照会先について
Q36　照会先

（６）調査結果

以下、アンケート調査項目ごとに集計・整理結果を説明する。

１）団体の法人格（Q1_2）

団体の法人格は、「特定非営利活動法人」が最も多く 28 件（59.6%）、次いで「認定特定非営利活動法人」が９件（19.1%）、「一般社団法人」が７件（14.9%）、「社会福祉法人」が２件（4.3%）、「法人格なし」が１件（2.1%）であった（図表 15）。

図表 15　法人格を教えてください。（Q1_2）（単一回答）

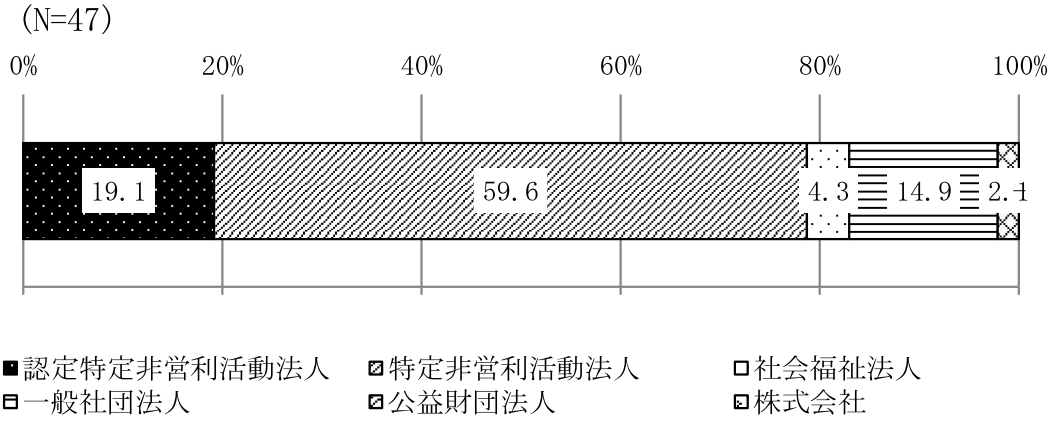

２）住所公開の有無（Q1_4）

施設の住所は、「公開していない」が 41 件（87.2%）、「公開している」が６件（12.8%）であった（図表 16）。

図表 16　施設の住所を一般に公開していますか。（Q1_4）（単一回答）

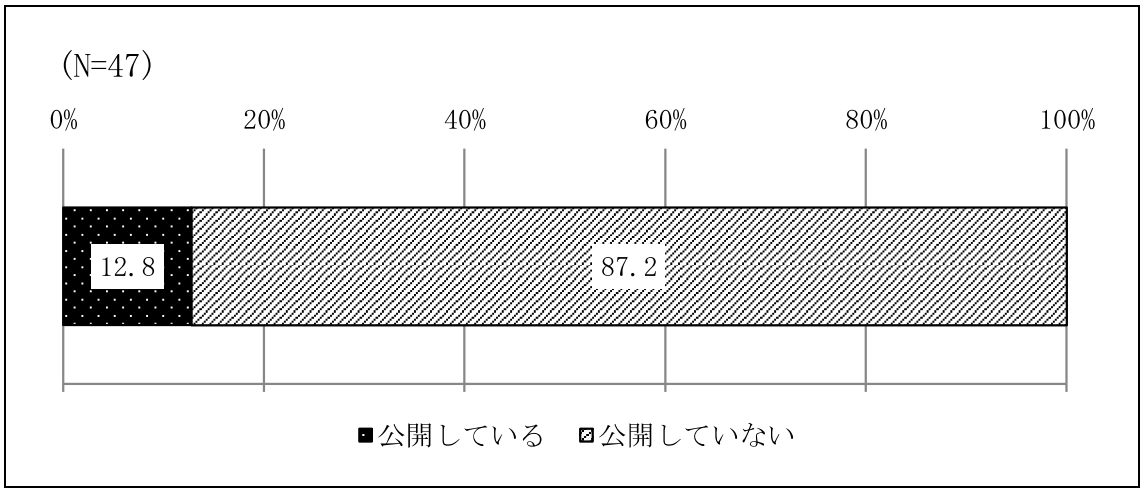

３）同一の場所で併せて実施している事業（Q1_5）

施設と同一の場所で併せて実施している事業について、「その他」が 20 件（42.6%）と最も多く、次いで「児童自立生活援助事業」が 19 件（40.4%）、「若年被害女性等支援事業」が８件（17.0%）、「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）」と「他の事業は実施していない」が５件（10.6%）、「子育て短期支援事業」が３件（6.4%）であった（図表 17）。

図表 17　上記で回答した施設について、同一の場所で併せて実施している事業を教えてください。（Q1_5）（複数回答）

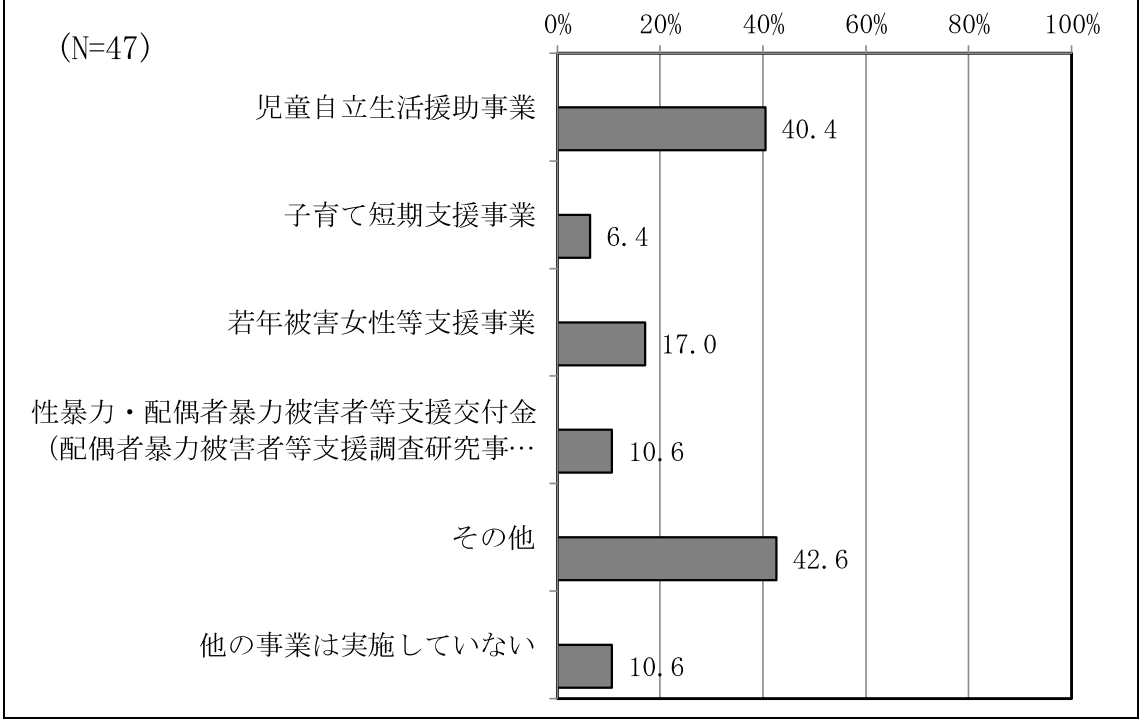

「その他」の事業として、以下の事業が挙げられた。

自立準備ホーム	・　（法務省）自立準備ホーム ・　自立準備ホーム：法務省保護観察所登録事業 ・　保護観察所から委託「自立準備ホーム」
児童相談所からの一時保護委託	・　児童相談所一時保護委託 ・　児童相談所から委託「一時保護委託」
施設の別業務	・　NPO の本来事業 ・　対話・交流活動 ・　緊急シェルターワンルーム型 ・　居場所スペース ・　24 時間相談事業 ・　ワークショップ

	・　生活指導 ・　通所のカウンセリングング ・　育児支援 ・　育児相談 ・　若年母子家庭への食品、育児用品、日用品等の宅配発送支援 ・　金銭管理及びトレーニング等 ・　相談窓口
DV 等支援	・　DV 被害女性自立支援プログラム ・　DV 等の被害者支援 ・　虐待や DV から逃げて来た 10 代、20 代の一時保護及び 10 代、20 代前半の若年妊産婦の一時保護 ・　○○県民間シェルター等運営費補助金 ・　○○県女性相談センター一時保護業務委託
障害者支援	・　地域活動生活支援センターⅢ型 ・　○○市（障害）地域生活支援拠点 ・　障害ショートステイ
生活困窮者支援	・　生活困窮者一時生活支援事業 ・　こどもの貧困対策（生活支援事業） ・　居住支援事業
その他	・　○○市重層的支援体制整備事業（参加支援） ・　社会的養護自立支援事業 ・　社会的養護のケアリーバー向けステップハウス

※　アンケート調査回答から抜粋。自治体名を伏せ重複を除くなどして一部変更した。

４）施設の入所者の処遇に携わるスタッフ（Q2）

宿泊を伴うシェルター事業に従事する職員の配置数を把握した。その結果、「常勤スタッフ」が計 143 人、平均で 3.25 人、中央値で３人、最大で 11 人、最少で０人、「非常勤スタッフ」が計 79 人、平均で 1.97 人、中央値で１人、最大で９人、最少で０人、「有償ボランティア」が計 149 人、平均で 3.82 人、中央値で２人、最大で 37 人、最少で０人、「無償ボランティア」が計 177 人、平均で 5.06 人、中央値で０人、最大で 78 人、最少で０人であった（図表 18)。

なお、男女比は「常勤スタッフ」において男性スタッフが平均 0.94 人、中央値０人に対し女性スタッフが平均 2.60 人、中央値３人、「非常勤スタッフ」において男性スタッフが平均 0.65 人、中央値０人に対し女性スタッフが平均 1.59 人、中央値１人、「有償ボランティア」において男性スタッフが平均 1.19 人、中央値０人に対し女性スタッフが平均 3.26 人、中央値 1.5 人、「無償ボランティア」において男性スタッフが平均 1.04 人、中央値０人に対し女性スタッフが 4.81 人、中央値０人と、いずれも女性スタッフが男性スタッフを上回る結果となった。

図表 18　貴施設の入所者の処遇に携わるスタッフについて教えてください（平均値、中央値）（Q2）（自由回答）

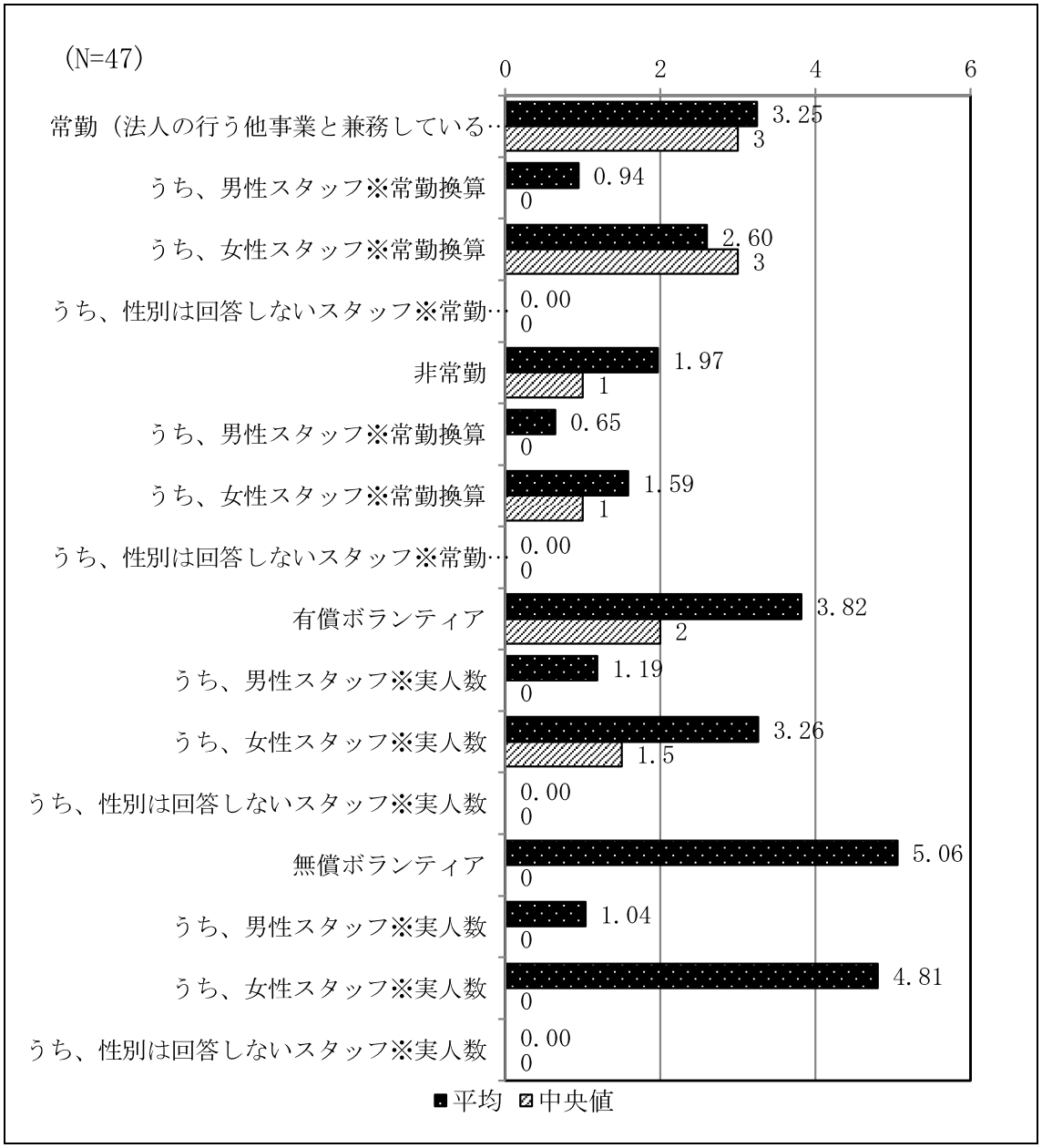

５）施設における専門職の配置（Q3_1）

宿泊を伴うシェルター事業に従事する専門職の配置状況を把握した（図表 19)。

（A）弁護士

弁護士では、「非常勤スタッフ」として配置、「委嘱」として配置、「ボランティア」として配置との回答がそれぞれ４件（8.5%)、「この専門職は配置していない」との回答は 36 件(76.6%)であった。

（B）心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）

心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）では、「常勤スタッフ」として配置、「非常勤スタッフ」として配置との回答がそれぞれ８件（17.0%)、「委嘱」として配置との回答が３件（6.4%)、「ボランティア」として配置との回答が２件（4.3%)、「この専門職は配置していない」との回答は 27 件(57.4%)であった。

（C）社会福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士･精神保健福祉士では､「常勤スタッフ」として配置との回答が 21 件(44.7%)、「非常勤スタッフ」として配置との回答が 12 件（25.5%)、「ボランティア」として配置との回答が５件（10.6%)、「この専門職は配置していない」との回答は 13 件(27.7%)であった。

（D）医師・看護師・保健師

医師・看護師・保健師では、「常勤スタッフ」として配置との回答が４件（8.5%)、「非常勤スタッフ」として配置との回答が５件(10.6%)、「委嘱」として配置との回答が２件(4.3%)、「ボランティア」として配置との回答が４件（8.5%)、「この専門職は配置していない」との回答は 31 件(66.0%)であった。

（E）教員免許保持者

教員免許保持者では、「常勤スタッフ」として配置との回答が 18 件（38.3%)、「非常勤スタッフ」として配置との回答が６件（12.8%)、「ボランティア」として配置との回答が７件（14.9%)、「この専門職は配置していない」との回答は 21 件(44.7%)であった。

(F) 保育士・児童指導員

保育士・児童指導員では、「常勤スタッフ」として配置との回答が 25 件（53.2%)、「非常勤スタッフ」として配置との回答が 10 件（21.3%)、「ボランティア」として配置との回答が７件（14.9%)、「この専門職は配置していない」との回答は 17 件(36.2%)であった。

(G) キャリアカウンセラー

キャリアカウンセラーでは、「常勤スタッフ」として配置との回答が１件（2.1%)、「非常勤スタッフ」として配置との回答が６件（12.8%)、「ボランティア」として配置との回答が１件（2.1%)、「この専門職は配置していない」との回答は 38 件(80.9%)であった。

図表 19　貴施設における専門職の配置について教えてください。（Q3_1）（複数回答）

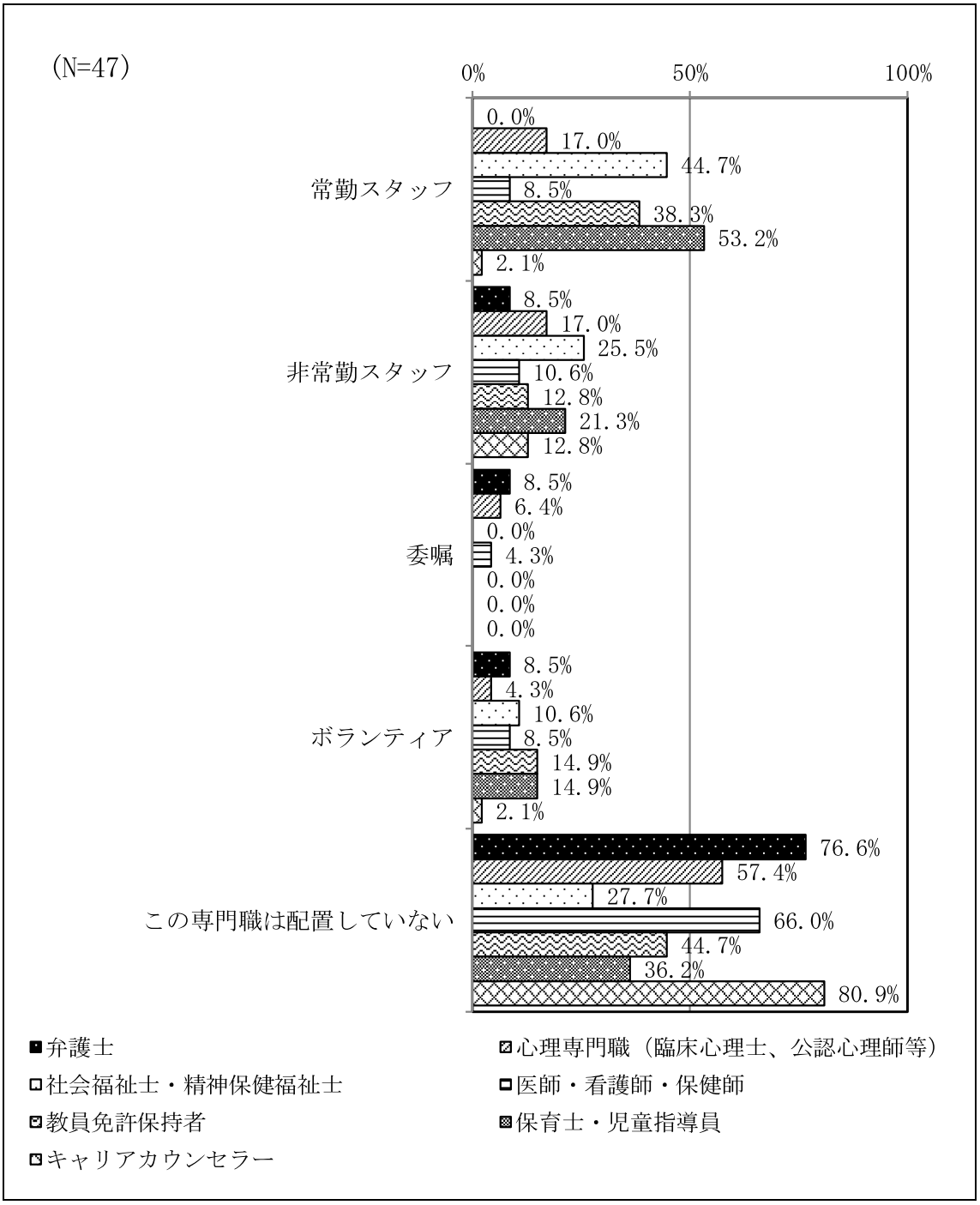

その他の専門職として、下記の職種が挙げられた。

行政書士、ファイナンシャルプランナー、管理栄養士、栄養士、ホームヘルパー、保護司、産業カウンセラー、メンタル心理カウンセラー、ハラスメントカウンセラー、認定フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター、認定デート DV ファシリテーター、コーチング講師、美容師、調理師、助産師、障害支援専門員、介護福祉士、電気工事士、エステティシャン、児童指導員任用資格、当事者専門家

６）施設に配置されている専門職以外に入所児童が支援を受けられる専門職（Q3_3）

施設には配置されていないものの、シェルターを利用するこども・若者に支援を提供する専門職ついて、「弁護士」との回答が最も多く 29 件（61.7%）、次いで「心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）」及び「医師・看護師・保健師」がそれぞれ 19 件（40.4%）、「社会福祉士・精神保健福祉士」が 18 件（38.3%）、「保育士・児童指導員」が 14 件（29.8%）、「教育免許保持者」が 13 件（27.7%）、「キャリアカウンセラー」及び「その他」が８件（17.0%）、「そのような専門職はいない」が最小で６件（12.8%）であった（図表 20）。

図表 20　貴施設において、施設に配置されている専門職以外に、入所児童が支援を受けられることとなっている専門職がいれば、教えてください。（Q3_3）（複数回答）

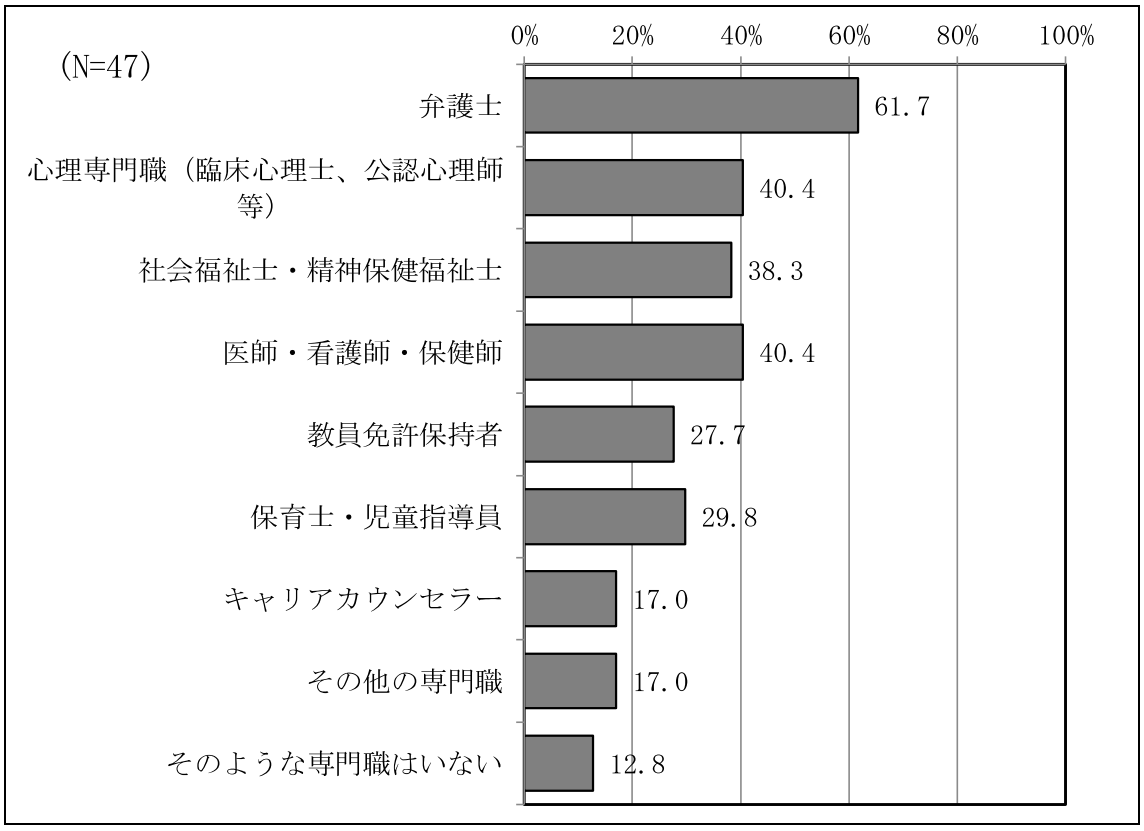

７）困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者の受入開始からの経過年数（Q4）

回答施設において、こども・若者の受け入れを開始してから平均で 7.89 年、中央値で６年、最大で 20 年、最少で１年が経過していた。

８）施設の定員（Q5）

回答施設において、施設の定員は平均で 6.77 人、中央値６人、最大で 34 人、最少で１人であった。

９）施設の一日あたりの平均的な入所人数（Q6）

回答施設において、一日あたりの平均的な入所人数は平均で 4.53 人、中央値２人、最大で 44 人、最少で０人であった。

10）施設に入所可能な年齢設定の有無（Q7_1）

施設に入所可能な年齢について、「年齢を定めている」と回答した団体は 25 件（53.2%）、「年齢を定めていない」と回答した団体は 22 件（46.8%）であった（図表 21）。

図表 21　原則として、貴施設に入所可能な年齢を定めていますか。（Q7_1）（単一回答）

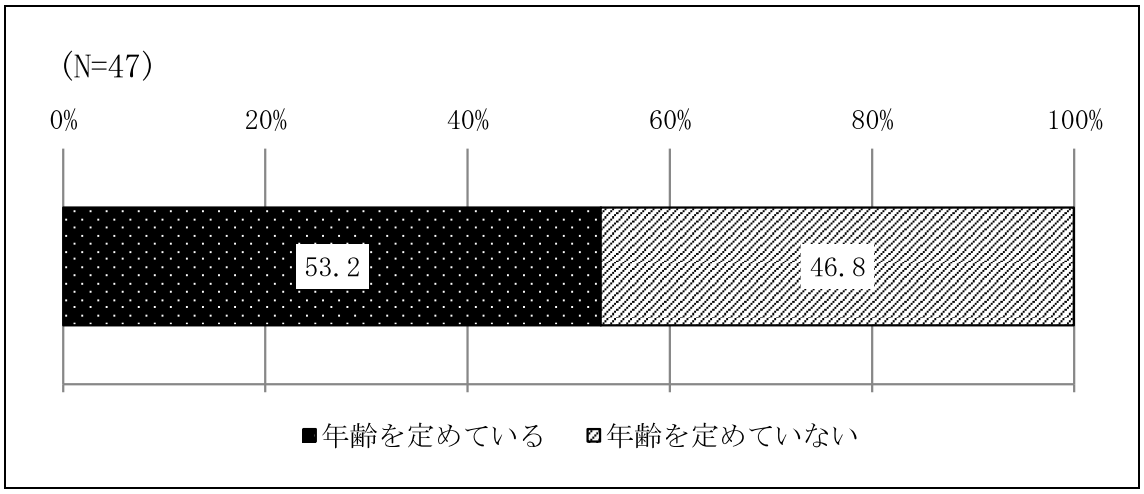

12）施設に入所可能となる年齢（Q7_2）

施設に入所可能となる年齢について、下限と上限を尋ねた。その結果、下限は平均で 12.20

歳、最大で 18 歳、最小で０歳、中央値で 15 歳、上限は平均で 43.11 歳、最大で 100 歳、最小で０歳、中央値で 26 歳であった。

Q8. 施設に入所可能な性別

原則として、施設に入所可能な性別を定めているか尋ねた。その結果、「性別を定めている」と回答した施設が最も多く 33 件（70.2%）、「性別を定めていない」と回答した施設が 14 件（29.8%）であった（図表 22）。

なお、「性別を定めている」と回答した場合に、入所可能となる性別について尋ねたところ、女性（同伴児童(男児)の受け入れは可能な場合も含む）との回答が 27 件、男性との回答が５件であり、女性との回答が多かった。

図表 22　原則として、貴施設に入所可能な性別を定めていますか。（Q8）（単一回答）

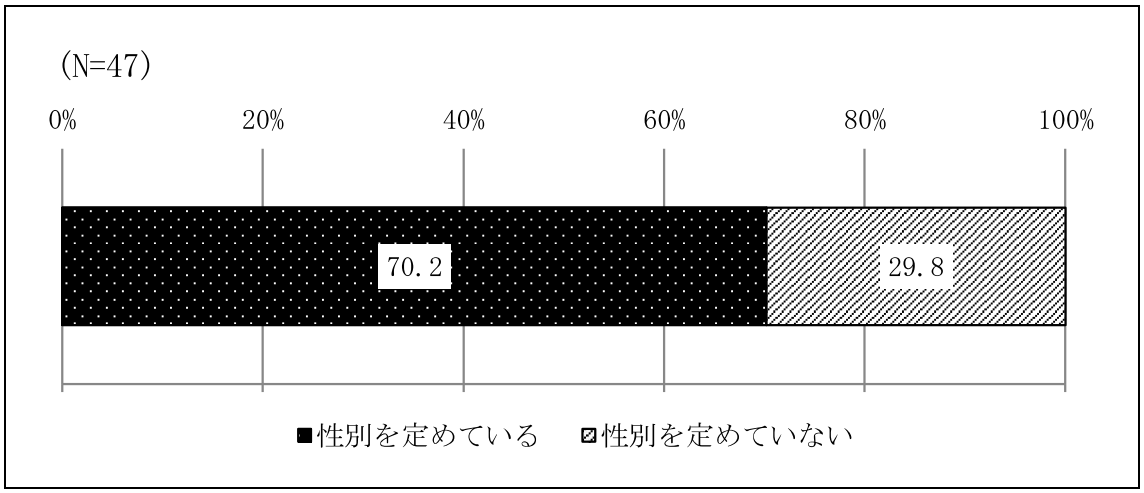

Q9. 現在施設に入所している方の人数及び、令和４年度の年間の延べ入所者数

回答時点での入所者数、及び令和４年度（2022 年４月から 2023 年３月）における延べ入所者数を把握した（図表 23）。その結果、現在の入所者数は平均 3.62 人、中央値２人、最大 26 人、最小０人であった。性別による内訳では、男性が平均 1.66 人、中央値０人、最大 26 人、最小０人、女性が平均 1.89 人、中央値１人、最大 10 人、最小０人であった。年齢による内訳では、15 歳（中学校在学中）以下が平均 0.26 人、中央値０人、15 歳（中学校卒業後）が平均 0.09 人、中央値０人、16 歳が平均 0.36 人、中央値０人、17 歳が平均 0.40 人、中央値０人、18～29 歳以下が平均 1.34 人、中央値１人、30 歳以上が平均 1.21 人、中央値０人であった。回答時点での最少年齢は平均 12.87 歳、中央値 16 歳、最高年齢は平均 24.40 歳、中央値 19 歳、平均年齢は平均 17.06 歳、中央値 17 歳であった。

また、年間の延べ入居者数は平均で 34.70 人、中央値で 10 人、最大で 315 人、最小で０

人であったが、その内、年間の延べ入所者数の 10 代～20 代のこども・若者においては平均で 21.62 人、最小で０人、最大で 315 人、中央値が７人であった。さらに、年間の延べ入所者数の一時保護委託による延べ入所者数は平均 3.53 人、中央値が０人、最大で 33 人、最小で０人であった。

図表 23　現在、貴施設に入所している方の人数と、令和４年度の年間の延べ入所者数を教えてください（平均値、中央値）。(Q9)（自由回答）

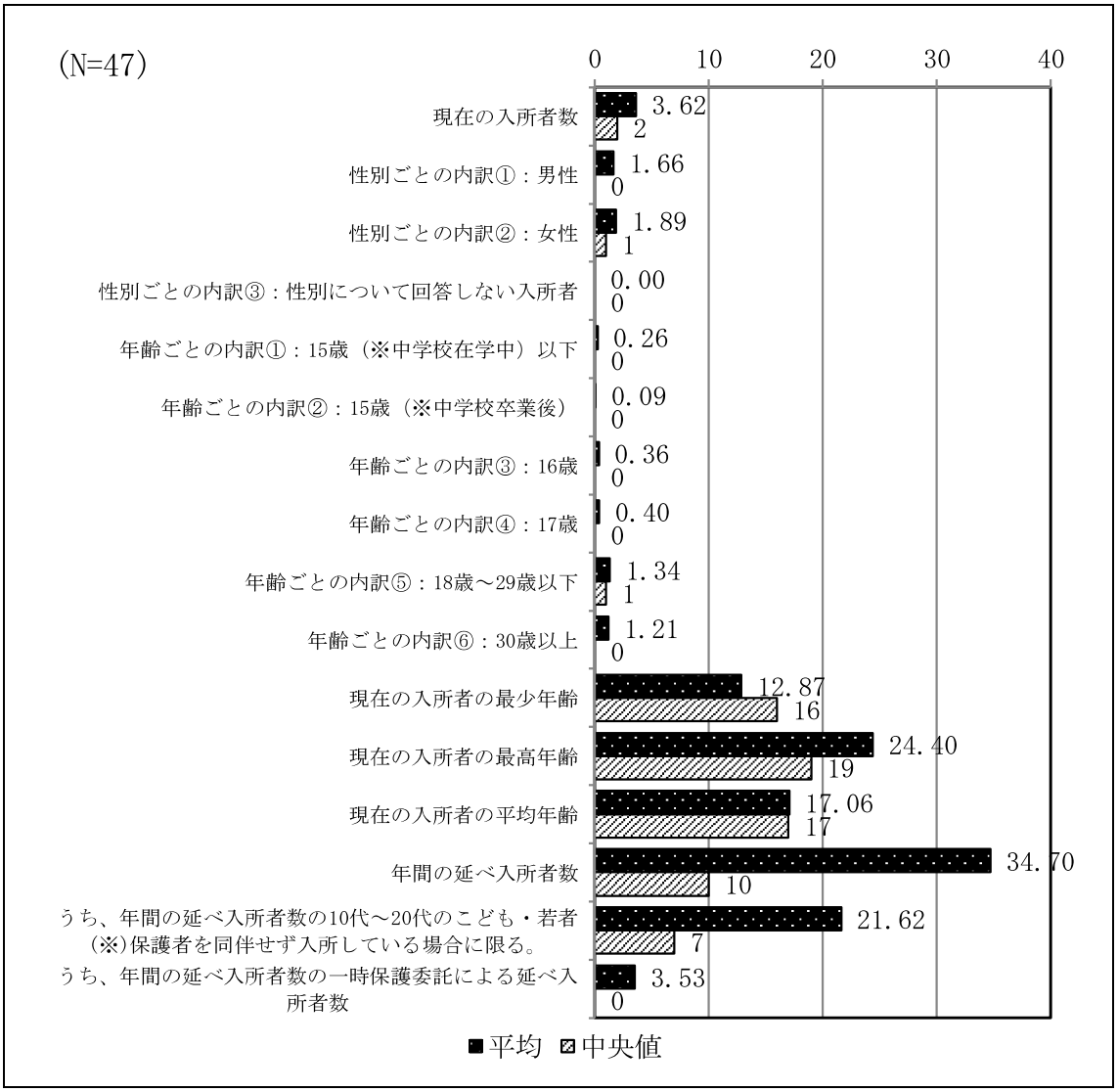

Q10. 施設に入所可能な受入条件

施設に入所するにあたり、受入条件を定めているか尋ねた。結果として、「受入条件を定めていない」が最も多く 25 件（53.2%）、次いで「その他の受入条件を定めている」が 22 件（46.8%）であった（図表 24）。

図表 24　貴施設に入所可能な受入条件を定めていますか。（Q10）（単一回答）

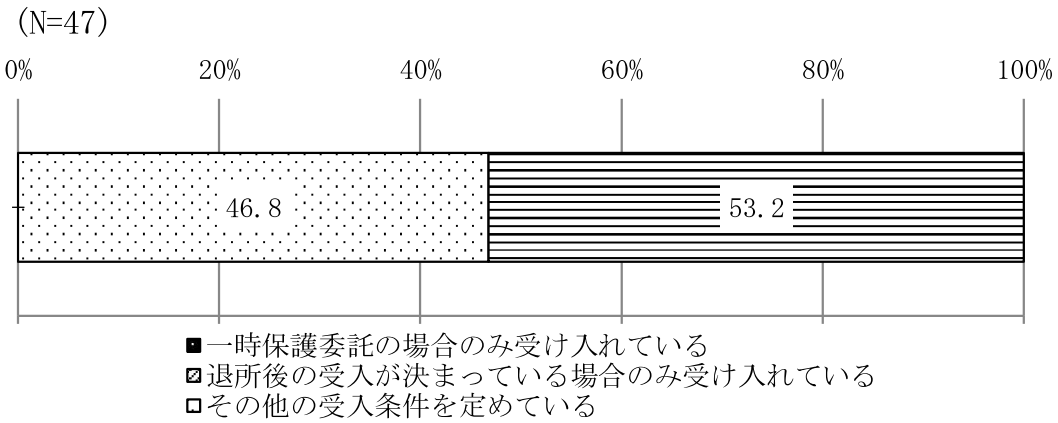

「その他の受入条件」として、以下の条件が挙げられた。

本人の意志	・　本人の意志重視 ・　利用者本人が施設を利用することを同意すること、見学すること ・　本人に自立の意思があること ・　生活を立て直したいという希望の有無 ・　こどもシェルターの利用を希望すること
生活能力	・　生活介助が必要でない人 ・　家事が自分でできること ・　自分で家事ができること ・　自立が可能な人
施設ルールの順守	・　住まいの提供だけの為、自活できる方、法人が定めたルールを守れる方に入居していただいている ・　携帯電話は使用できない、外出は一人では外出できないなどの「約束事」を定めており、これを守ること ・　シェルターの生活ルールを守られること
施設の事情	・　保護観察所及び〇〇市区役所からの委託の場合にのみ可能 ・　保護観察所または児童相談所からの委託、制度が使えない場合も受けることもある ・　基本は当施設が保護して行政支援につなげる ・　現在の体制で安全を守り支援ができると判断できる場合 ・
本人に関する条件	・　親の支援を受けられない若年女性 ・　年齢と性別 ・　困難を抱える女性、親子 ・　動物アレルギーがないこと ・　希死念慮や鬱症状等を持っていない人

	・　基本入所対象者は成人 ・　触法歴、薬物使用歴、病気等の状態・履歴など、様々な条件による ・　親を頼れない事情があること

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q11. 施設に入所可能な日数や回数の上限

施設に入所可能な日数や回数の上限を定めているか尋ねた。その結果、「日数及び回数ともに上限を決めていない」が最も多く 37 件（78.7%）、次いで「日数の上限は決めているが、回数の上限は決めていない」が８件（17.0%）、「日数の上限は決めていないが、回数の上限は決めている」が２件（4.3%）であった（図表 25）。

なお、日数の上限を決めている場合の具体的な日数として、７日、14 日、60 日、90 日、180 日との回答があった。また、回数の上限を決めている場合の具体的な回数として、１回、２回との回答があった。

図表 25　原則として、貴施設で入所可能な日数や回数に上限を決めていますか。(Q11)（単一回答）

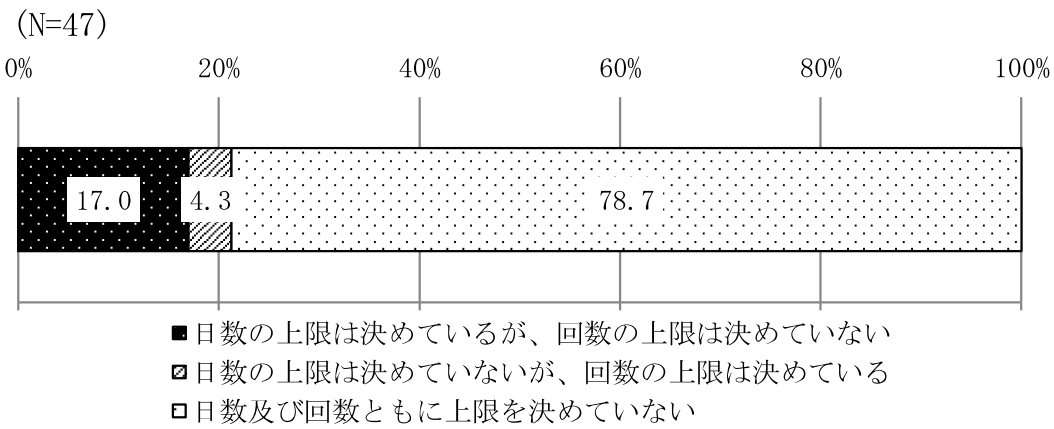

Q12. 令和４年度に入所した方の滞在日数

令和４年度における入所者の滞在日数について尋ねた。その結果、平均滞在日数の平均は 97.57 日、中央値は 52 日、最大は 730 日、最小は０日最短滞在日数の平均は 25.84 日、中央値は２日、最大は 234 日、最小は０日、最長滞在日数の平均は 188.61 日、中央値は 155 日、最大は 609 日、最小は０日であった（図表 26）。

図表 26　令和４年度の１年間で貴施設に入所した方の滞在日数を教えてください（平均値、中央値）。（Q12）（自由回答）

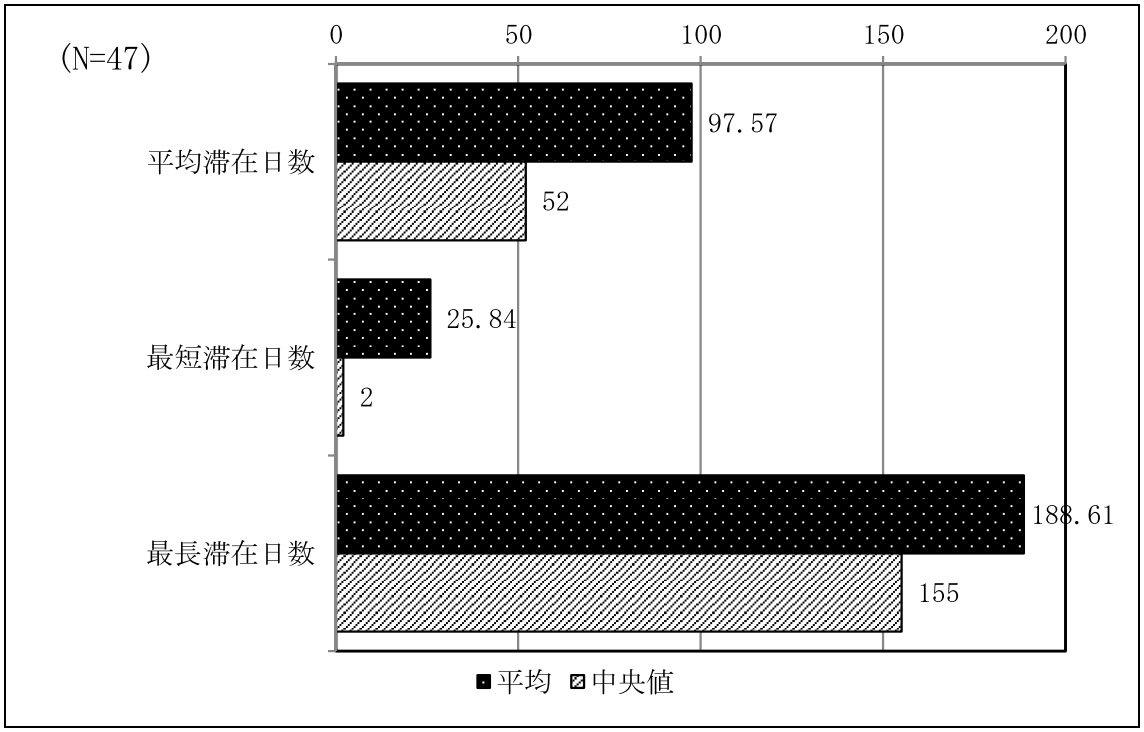

Q13_1. 令和４年度に入所した方の入所理由（主訴）

令和４年度の１年間において施設に入所した方の入所理由（主訴）を複数回答にて尋ねた。その結果、「家族からの虐待被害」が最も多く 39 件（83.0%）、次いで「親子関係の不調」が 34 件（72.3%）、「住居問題（帰住先なし）」が 27 件（57.4%）、「経済的困窮等の経済的な問題」が 21 件（44.7%）、「配偶者や交際相手等からの暴力被害」及び「疾患や障害に関する問題」が 19 件（40.7%）、「非行や犯罪」が 18 件（38.3%）、「その他」が８件（17.0%）、「不明」が１件（2.1%）であった（図表 27）。

図表 27　令和４年度の１年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）について該当するものをすべて教えてください。（Q13_1）（複数回答）

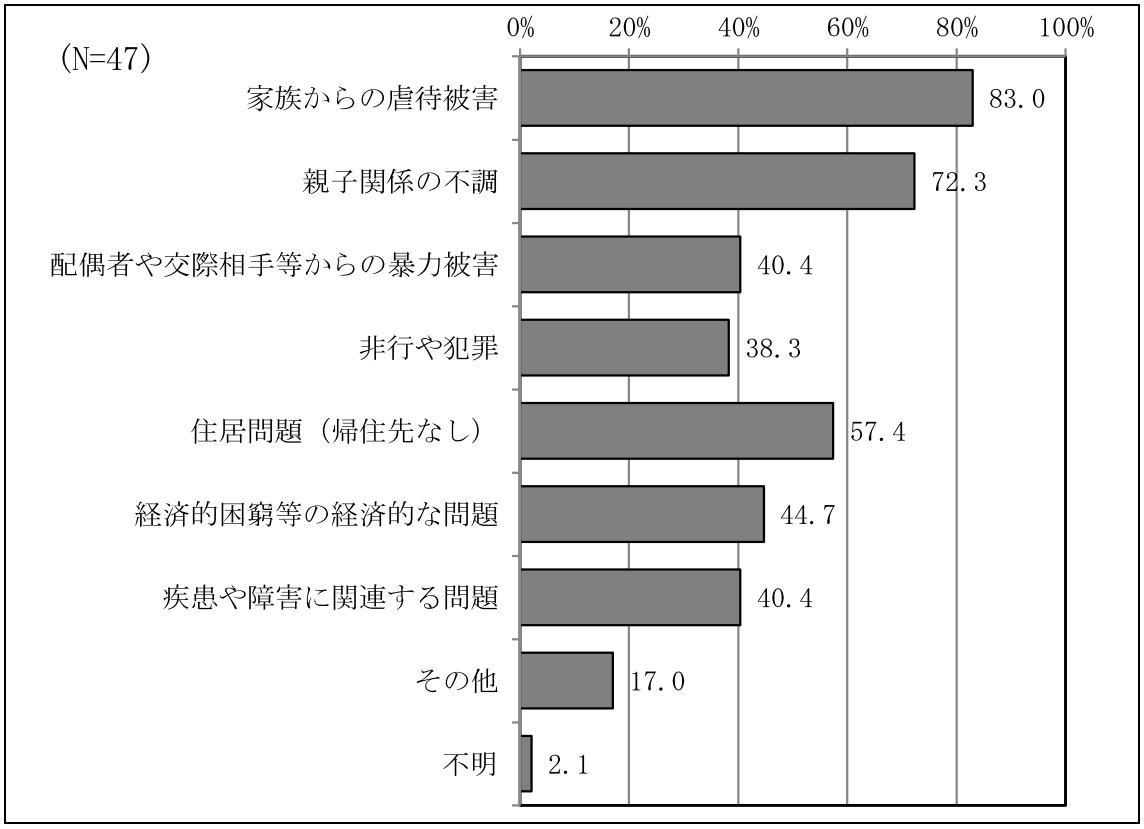

「その他」として、以下の入所理由が挙げられた。

居場所に関する問題	・　グループホームなど施設からの即時退去 ・　児童養護施設での生活が困難になった為（自立） ・　児童相談所で一時保護中の児童で、短期に高校に通わせたいという理由での一時保護委託 ・　DV 被害の母に連れられて入所
知人・親族等からの被害	・　身を寄せていた知人宅での拘束状況からの逃避 ・　帰住先の親族からの金銭搾取
妊娠・性被害	・　望まない妊娠 ・　妊娠、性被害

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q13_2. 令和４年度に入所した方の入所理由（主訴）の順位付け

Q13_1 に続き、令和４年度の１年間において施設に入所した方の入所理由（主訴）の内、最も多い理由、２番目に多い理由、３番目に多い理由を尋ねた（図表 28)。

（A）最も多い理由

最も多い理由として挙げられた主訴は、「家族からの虐待被害」が 21 件（45.7%)、「親子関係の不調」及び「配偶者や交際相手等からの暴力被害」がそれぞれ６件（13.0%)、「住居問題（帰住先なし)」が５件（10.9%)、「その他」が３件（6.5%)、「経済的困窮等の経済的な問題」及び「疾患や障害に関連する問題」がそれぞれ２件(4.3%)、「非行や犯罪」が１件(2.2%)であった。

（B）２番目に多い理由

２番目に多い理由として挙げられた主訴は、「親子関係の不調」で 14 件（34.1%)、「住居問題（帰住先なし)」が９件（22.0%)、「家族からの虐待被害」が８件（19.5%)、「非行や犯罪」及び「経済的困窮等の経済的な問題」がそれぞれ４件（9.8%)、「配偶者や交際相手等からの暴力被害」及び「その他」がそれぞれ１件（2.4%）であった。

（C）３番目に多い理由

３番目に多い理由として挙げられた主訴は、「親子関係の不調」及び「住居問題（帰住先なし)」で６件（16.7%)、「家族からの虐待被害」、「経済的困窮等の経済的な問題」及び「疾患や障害に関連する問題」が５件（13.9%)、「非行や犯罪」が４件（11.1%)、「配偶者や交際相手等からの暴力被害」が３件（8.3%)、「その他」が２件（5.6%）であった。

図表 28　令和４年度の１年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）として最も多いもの、２番目に多いもの、３番目に多いものを教えてください。(Q13_2)（単一回答）

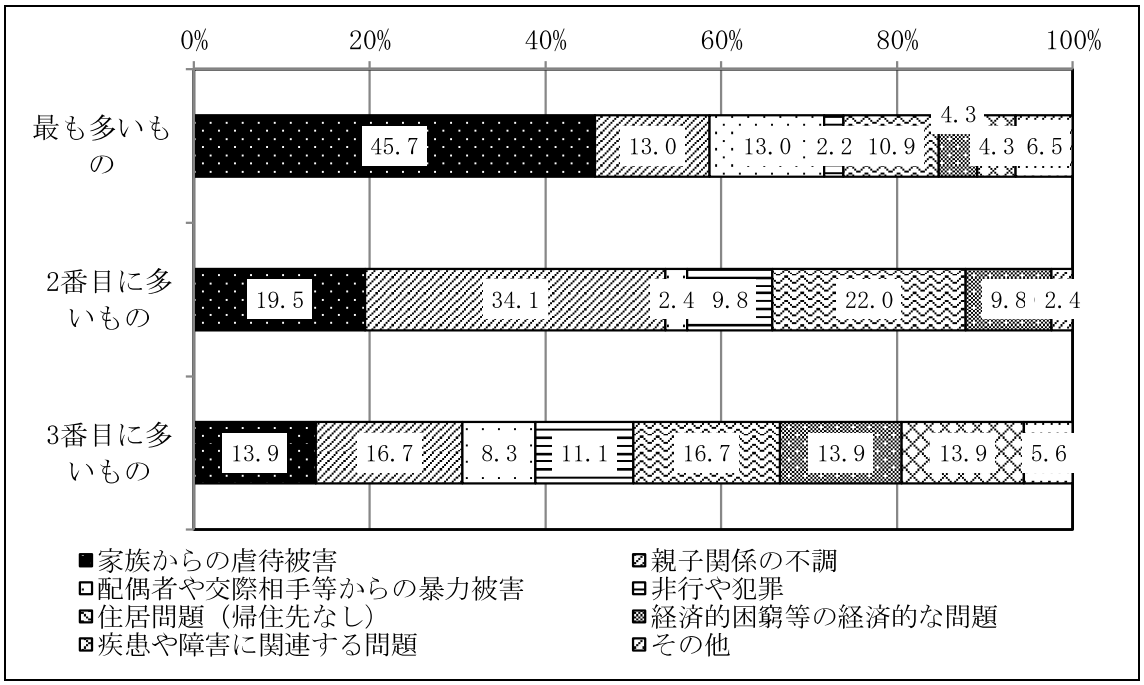

Q14_1. 令和４年度に入所した方の入所経路

令和４年度に入所した方の入所経路について、最も多かったのは「児童相談所」で 29 件（61.7%）、次いで「利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）」で 27 件（57.4%）、「市町村」で 19 件（40.4%）、「他の民間団体」で 16 件（34.0%）、「その他」で 12 件（25.5%）、「弁護士」で 11 件（23.4%）、「婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター」で８件（17.0%）、「福祉施設」で７件（14.9%）、「保護観察所」及び「警察関係」で６件（12.8%）、「少年院、刑務所等の矯正施設」で４件（8.5%）、「家庭裁判所」「医療機関」及び「生活困窮者自立支援機関」で３件（6.4%）、「不明」で２件（4.3%）であった（図表 29）。

図表 29　令和４年度の１年間において貴施設に入所した方について、入所の経路（委託元や紹介元も含む）として該当するものをすべて教えてください。（Q14_1）（複数回答）

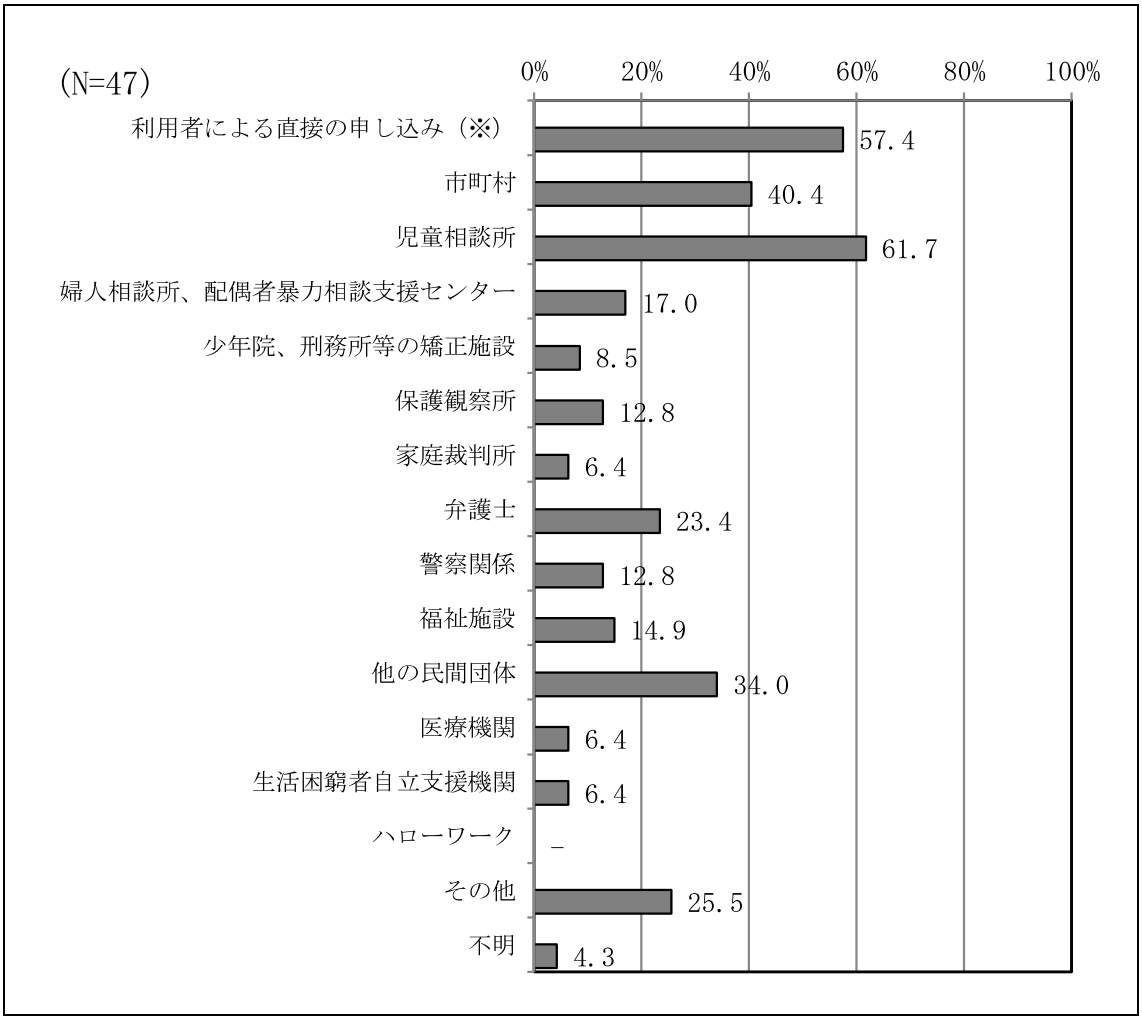

（※）他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く

「市町村」の部門として、以下の回答が挙げられた。

子育て支援関係	子育て支援課、子育て包括支援課、子ども支援課、子育て支援課、子ども家庭課、こどもの権利擁護課、子ども家庭支援課、子ども家庭支援センター、地域子ども相談センター、子ども総合センター
母子保健関係	母子保健課、保健センター、家庭健康課
女性相談関係	女性相談課
生活保護関係	保護課、生活保護課、生活保護担当課
生活支援関係	生活課、福祉生活支援課、生活自立支援課、福祉総合相談センター、
障害関係	障害高齢課

※　アンケート調査回答から抜粋。重複を除くなどして一部変更した。

また、「その他」の回答として、以下の経路が挙げられた。

本人	「家に帰りたくない」と訴え直接つながった
知人・友人・親族	当事者仲間、親族、知人、友人、親からの依頼
施設間移動	既に自団体の他施設に入っているが、急病で帰れなくなってしまったため、自団体内での施設の移動
教育関係者	学校、SSW からの相談
その他	障害者相談支援事業所、議員

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q14_2. 令和４年度に入所した方の入所経路の順位付け

Q14_1 に続き、令和４年度の１年間において施設に入所した方の入所経路の内、最も多い経路、２番目に多い経路、３番目に多い経路を尋ねた（図表 30）。

（A）最も多い経路

最も多い経路として挙げられたのは、「児童相談所」で 16 件（34.8%）、次いで「利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）」で 10 件（21.7%）、「市町村」で８件（17.4%）、「他の民間団体」及び「その他」でそれぞれ４件（8.7%）、「婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター」、「保護観察所」、及び「福祉施設」でそれぞれ１件（2.2%）であった。

（B）２番目に多い経路

２番目に多い経路として挙げられたのは、「市町村」で９件（25.0%）、次いで「利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）」及び「児童相談所」で７件（19.4%）、「他の民間団体」で３件（8.3%）、「婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター」で２件（5.6%）、「少年院、刑務所等の矯正施設」、「保護観察所」、「家庭裁判所」、「弁護士」、「警察関係」、「福祉施設」、「生活困窮者自立支援機関」及び「その他」でそれぞれ１件（2.8%）であった。

（C）３番目に多い経路

３番目に多い経路として挙げられたのは、「弁護士」及び「その他」で５件（17.2%）、「他の民間団体」で４件（13.8%）、「児童相談所」で３件（10.3%）、「市町村」及び「福祉施設」で２件（6.9%）、「少年院、刑務所等の矯正施設」、「保護観察所」及び「警察関係」で１件（3.4%）であった。

図表 30　令和 4 年度の 1 年間において貴施設に入所した方について、入所経路として最も多いもの、２番目に多いもの、３番目に多いものを教えてください。(Q14_2)（単一回答)

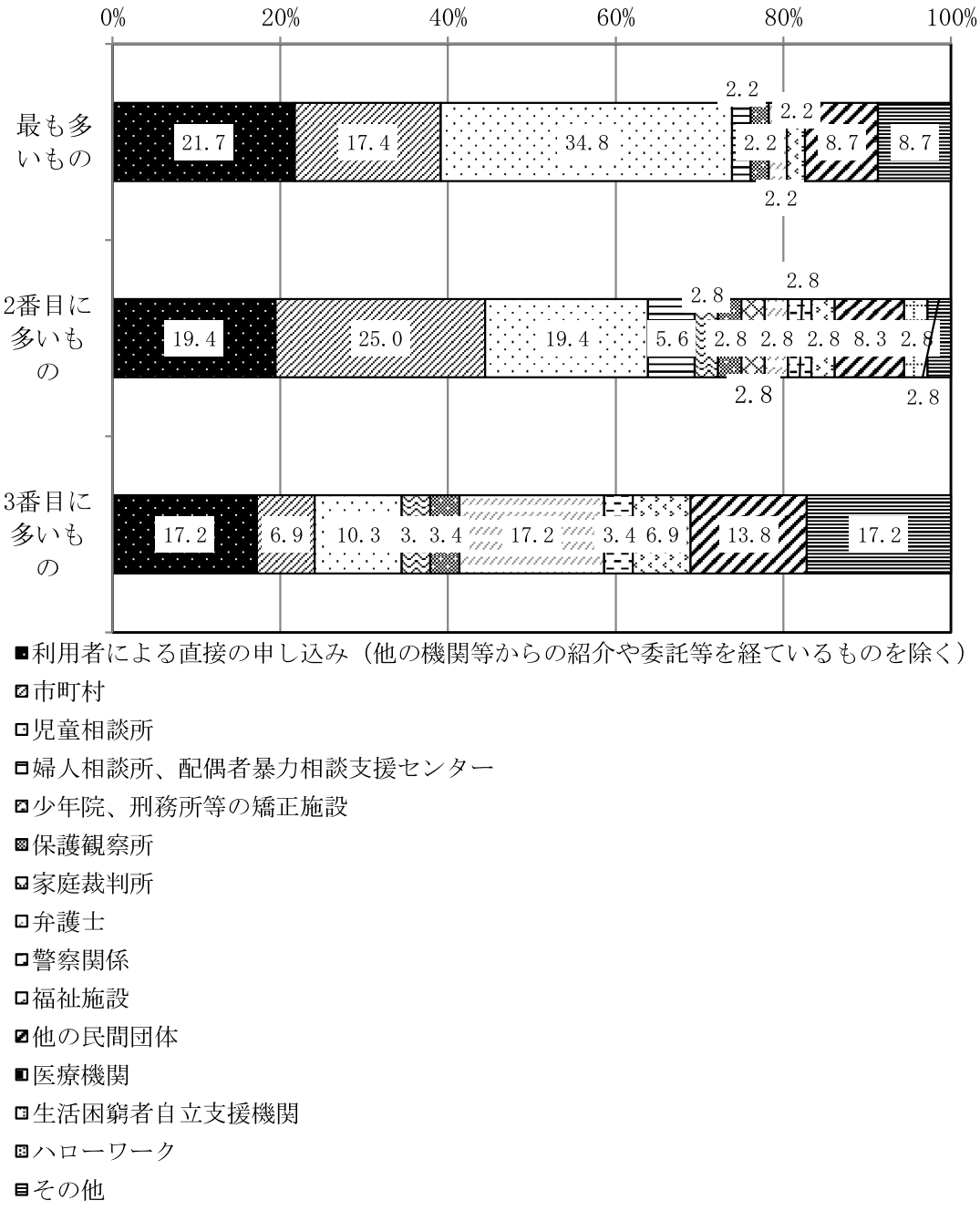

Q15.「令和 4 年度の 1 年間において貴施設に入所した方の入所の経路」における入所者の年齢による傾向の違い

入所者の年齢により入所経路に違いがあるか尋ねた結果、「どちらともいえない」が最も多く 20 件（43.5%）であり、次いで「いいえ（違いはない）」が 16 件（34.8%）、「はい（違いがある）」が 10 件（21.7%）であった（図表 31）。

図表 31　「令和４年度の１年間において貴施設に入所した方の経路」について、入所者の年齢により、その傾向の違いが見られますか。（Q15）（単一回答）

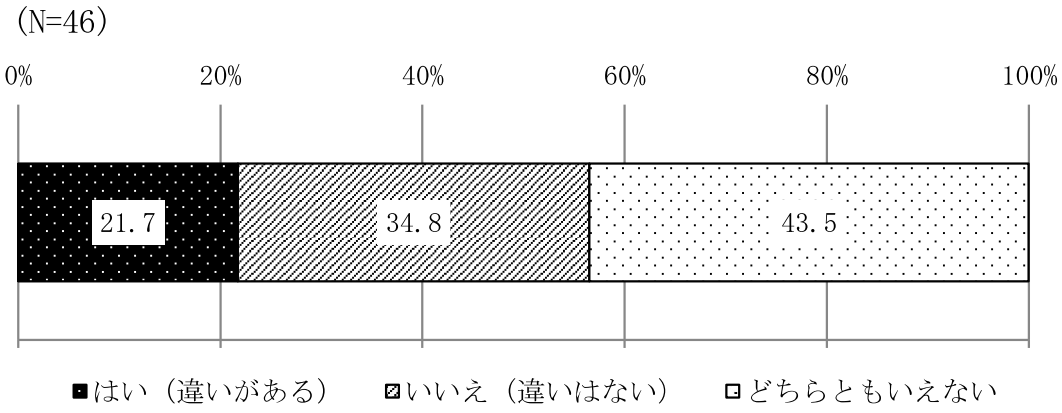

年齢ごとの傾向の違いについて、以下のような事項が挙げられた。

18 歳未満に関する傾向	・　児童相談所から連絡がある ・　18 歳未満は児童相談所からの相談 ・　18 歳未満は行政経由が多い ・　親からの依頼がある ・　若年ほど安全な場所を確保できない
18 歳以上に関する傾向	・　本人からの相談 ・　18 歳以上は利用者直接申込みが多い ・　18 歳以上の方は、婦人相談員や学校からの連絡が多い ・　障害関係部署・支援機関、保護観察所からの相談が多い ・　18 歳以上の子が児童相談所・婦人相談所に相談した場合、児童相談所、婦人相談所から具体的な受入れの打診ではなく、簡単な事情説明と「本人から電話相談させてもよいか？」との問い合わせがなされる（入居後に児童相談所に児童自立生活援助適用の依頼）

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q16_1. 令和４年度に施設を退所した方の退所理由

令和４年度に施設を退所した方の退所理由ついて、最も多かったのは「経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）」で 28 件（59.6%）、次いで「本人が退所を望んだから」で 27 件（57.4%）、「その他」で 25 件（53.2%）、「行政による継続的な支援を受けることができるから」で 19 件（40.4%）、「親子関係が改善したから」で 12 件（25.5%）、「家族・親族からの支援が見込まれるから」で８件（17.0%）、「友人・知人からの支援が見込まれるから」で６件（12.8%）、「依頼元（行政機関）の意向」で５件（10.6%）、「入所後、一定期間が経過したから」で２件（4.3%）、「不明」で１件（2.1%）であった（図表 32）。

図表 32　令和４年度の１年間において貴施設を退所した方について、退所の理由について該当するものをすべて教えてください。（Q16_1）（複数回答）

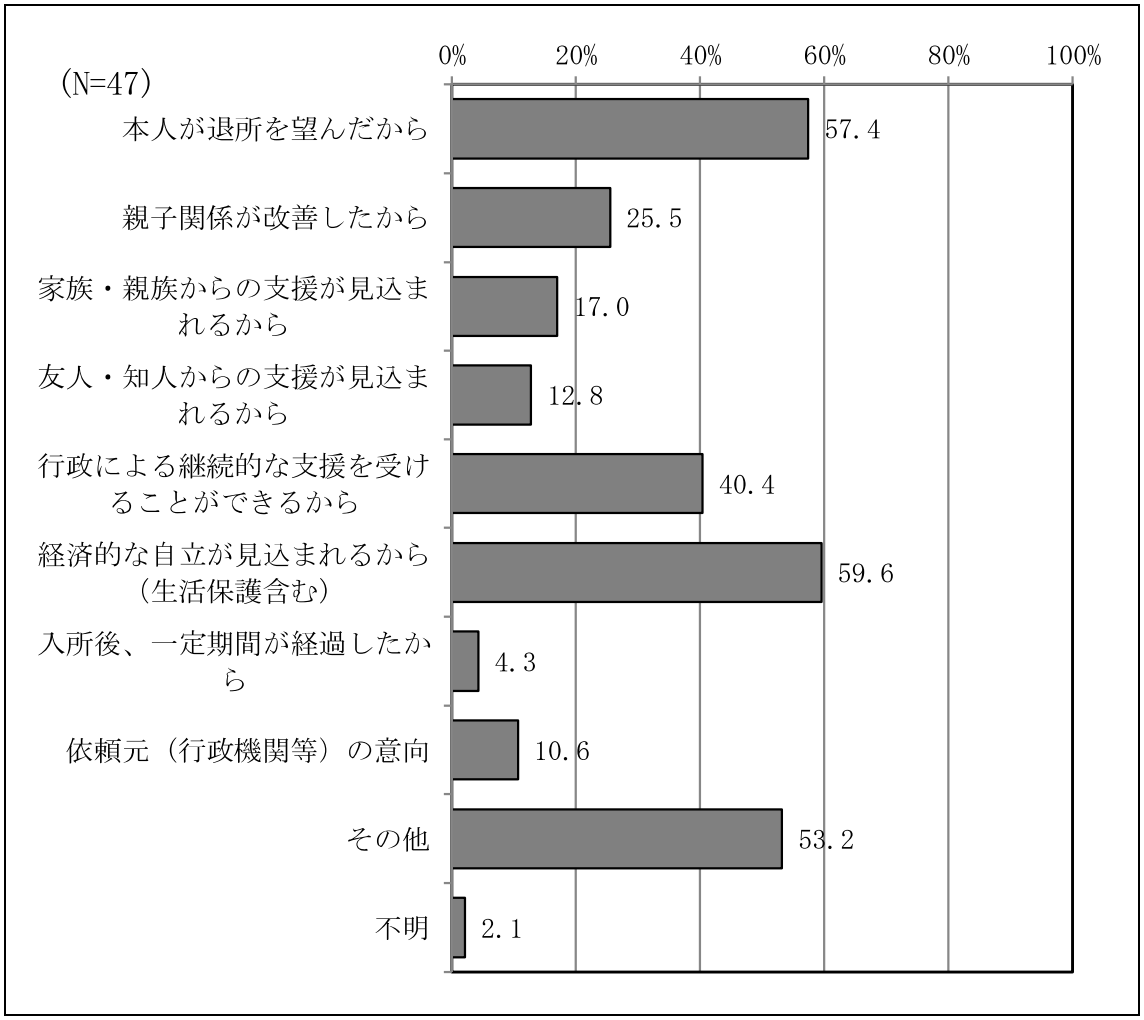

「その他」の回答として、以下の理由が挙げられた。

退去先の決定・変更	・　居住先が見つかったから ・　退所先が決まったから

	・　次の行き先が見つかったから ・　転宅先が決まったから ・　安全な居住先を確保する ・　（障害でグループホームなどトラブルにより居所を失った方に関して）次の施設の入所が決まったり、アパートが決まった場合 ・　DV 被害の場合、新たな居所が確保できたなど社会的な生活行動の自立が見込まれるから ・　一時保護委託場所変更 ・　入院したため ・　障害福祉サービスの利用 ・　体調の回復、自団体他施設へ移るため ・　パート転宅、別施設への移転など、当事者の事情にあわせている（弁護士や医療機関につなげるなど必要な支援を提供し、自立への次のステップへ進む段階で退所）
ルール違反・トラブル	・　重大ルール違反、同居人とのトラブル ・　度重なる規則違反等
本人の環境の変化	・　進学、就職、人間関係の不和 ・　きょうだい関係の改善 ・　児童福祉法で定められている年齢を超えたから

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q16_2. 令和４年度に退所した方の退所経路の順位付け

Q16_1 に続き、令和４年度の１年間において施設に退所した方の退所理由の内、最も多い理由、２番目に多い理由、３番目に多い理由を尋ねた（図表 33）。

（A）最も多い理由

最も多い理由として挙げられたのは、「その他」で 16 件（34.8%）、「本人が退所を望んだから」で 11 件（23.9%）、「経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）」で９件（19.6%）、「行政による継続的な支援を受けることができるから」で５件（10.9%）、「親子関係が改善したから」で３件（6.5%）、「依頼元（行政機関）の意向」で２件（4.3%）であった。

（B）２番目に多い理由

２番目に多い理由として挙げられたのは、「経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）」で９件（27.3%）、「行政による継続的な支援を受けることができるから」で８件（24.2%）、「本人が退所を望んだから」及び「その他」で５件（15.2%）、「親子関係が改善したから」で３件（9.1%）、「家族・親族からの支援が見込まれるから」、「入所後、一定期間が経過したから」及び「依頼元（行政機関）の意向」で１件（3.0%）であった。

（C） ３番目に多い理由

３番目に多い理由として挙げられたのは、「本人が退所を望んだから」で７件（26.9%）、「経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）」で５件（19.2%）、「親子関係が改善したから」で４件（15.4%）、「家族・親族からの支援が見込まれるから」で３件（11.5%）、「友人・知人からの支援が見込まれるから」で２件（7.7%）、「依頼元（行政機関）の意向」及び「その他」で１件（3.8%）であった。

図表 33　令和４年度の１年間において貴施設を退所した方について、退所理由として最も多いもの、２番目に多いもの、３番目に多いものを教えてください。(Q16_2)（単一回答）

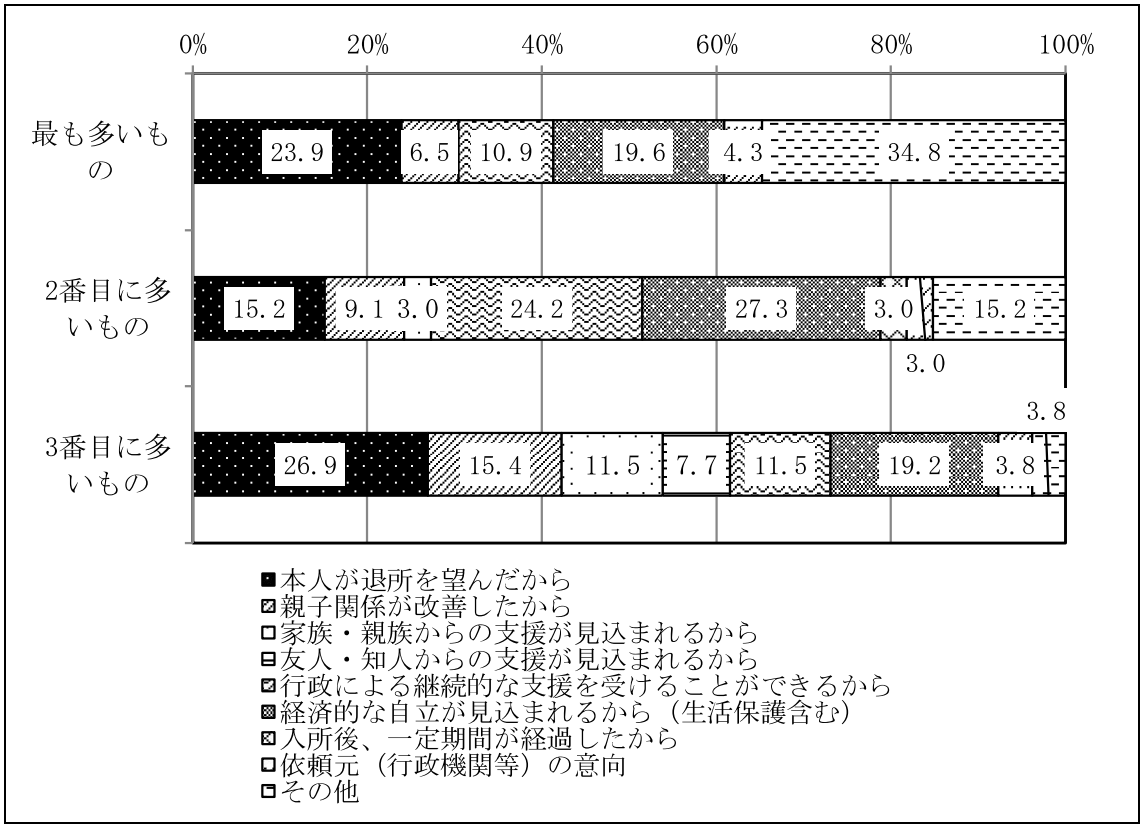

Q17_1. 令和４年度に施設を退所した方の行き先

令和４年度に施設を退所した方の行き先ついて、最も多かったのは「本人の契約による住宅入居（民間のアパート等）」で 33 件（70.2%）、「その他」で 24 件（51.1%）、「家庭復帰」で 21 件（44.7%）、「自立援助ホーム」で 13 件（70.2%）、「共同生活援助（グループホーム）」で 10 件（21.3%）、「医療機関への入院」で６件（12.8%）、「親族宅」及び「里親委託」で５件（10.6%）、「友人知人宅」及び「婦人保護施設」で４件（8.5%）、「本人の契約による住宅入居（公営住宅）」、「ファミリーホーム」及び「母子生活支援施設」で３件（6.4%）、そして

「児童心理治療施設」及び「児童自立支援施設」で１件（2.1%）であった（図表 34）。

図表 34　令和４年度の１年間において貴施設を退所した方について、退所者の行き先について該当するものをすべて教えてください。（Q17_1）（複数回答）

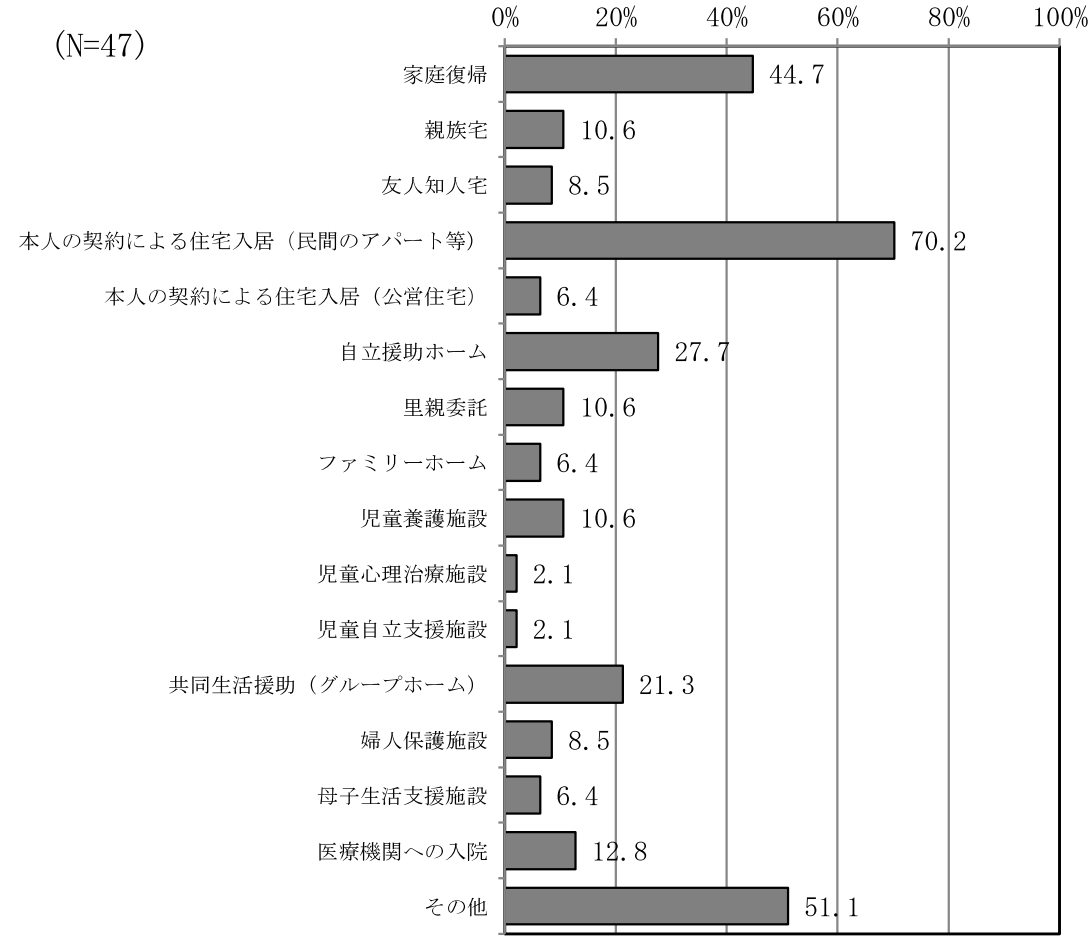

「その他」の回答として、以下の行き先が挙げられた。

児童相談所、一時保護所	児童相談所、一時保護所
シェルター団体関連施設	自団体の他シェルター、自団体の他施設、法人関連の物件（法人と関係のある方が大家になっている）、宿所提供施設、ステップハウス、別団体のシェルター
シェアハウス	支援付シェアハウス、シェアハウス
就学・就労先の物件	就職先の社員寮、住み込み先、学生寮
不明	動向不明

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q17_2. 令和４年度に退所した方の行き先の順位付け

Q17_1 に続き、令和４年度の１年間において施設に退所した方の行き先の内、最も多い理由、２番目に多い理由、３番目に多い理由を尋ねた（図表 35)。

（A）最も多い行き先

最も多い行き先として挙げられたのは、「本人の契約による住宅入居（民間のアパート等)」で 21 件（44.7%)、「その他」で 10 件（21.3%)、「家庭復帰」及び「自立援助ホーム」で５件（10.6%)、「友人知人宅」で２件（4.3%)、「本人の契約による住宅入居（公営住宅)」、「共同生活援助（グループホーム)」、「婦人保護施設」及び「母子生活支援施設」で１件（2.1%）であった。

（B）２番目に多い行き先

２番目に多い行き先として挙げられたのは、「家庭復帰」及び「共同生活援助（グループホーム)」で７件(20.0%)、「本人の契約による住宅入居（民間のアパート等)」で６件(17.1%)、「その他」で５件（14.3%)、「自立援助ホーム」で４件（11.4%)、「親族宅」及び「児童養護施設」で２件（5.7%)、「知人友人宅」及び「母子生活支援施設」で１件（2.9%）であった。

（C）３番目に多い行き先

３番目に多い行き先として挙げられたのは、「家庭復帰」及び「その他」で５件 (20.0%)、「医療機関への入院」で４件（16.0%)、「本人の契約による住宅入居（民間のアパート等)」及び「自立援助ホーム」で３件（12.0%)、「里親委託」で２件（8.0%)、「親族宅」、「知人友人宅」及び「児童養護施設」で１件（4.0%）であった。

図表 35　令和４年度の１年間において貴施設を退所した方について、行き先として最も多いもの、２番目に多いもの、３番目に多いものを教えてください。(Q17_2)（単一回答）

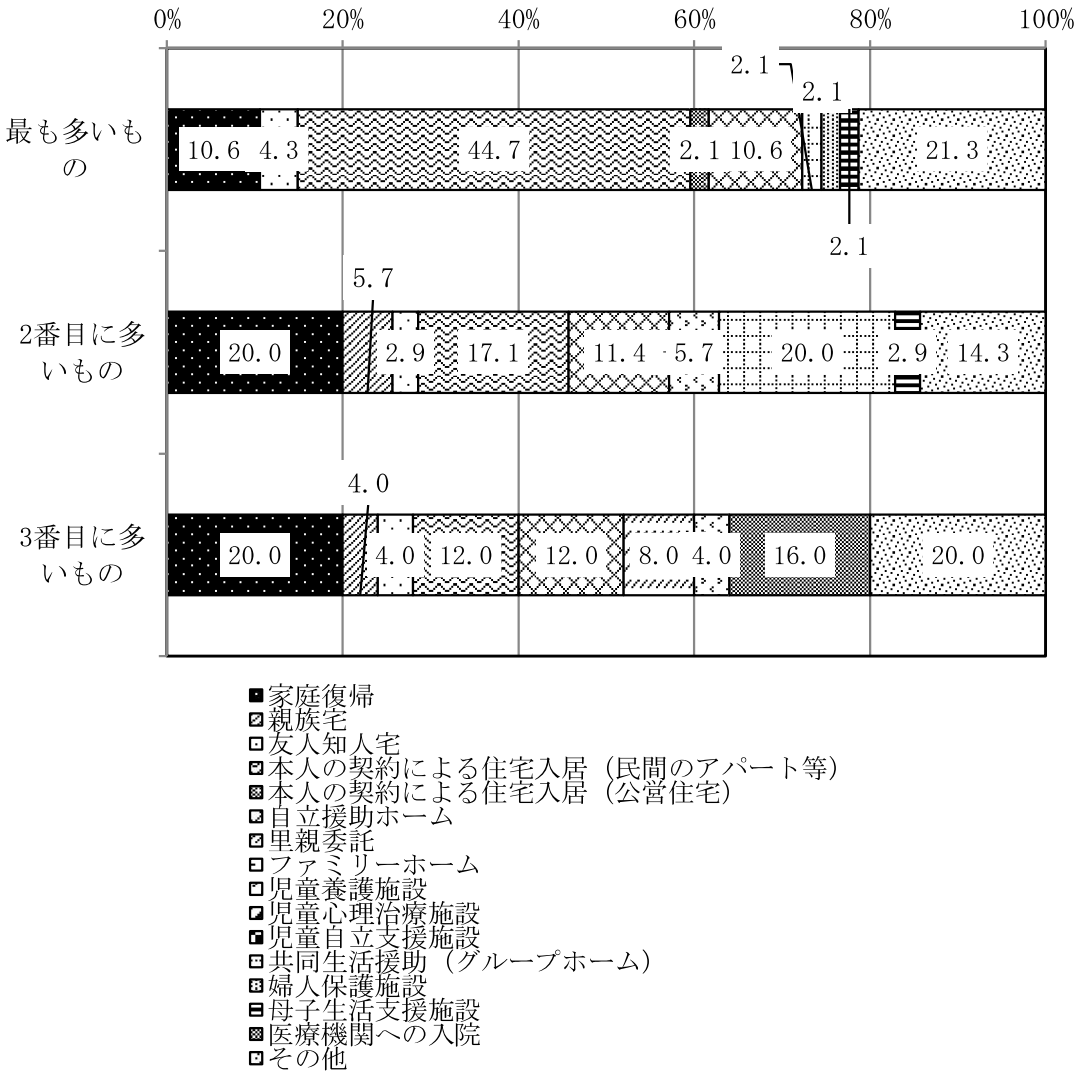

Q18_1. 未成年者の入所における保護者の同意

未成年者が施設に入所する際、保護者の同意を必要とするか尋ねた。その結果、「必要としていない」と回答した施設は 31 件（67.4%）と最も多く、次いで「一定年齢以下のこどもについては必要としている」が 10 件（21.7%）、「すべての場合に必要としている」が５件（10.9%）であった（図表 36）。

図表 36　未成年者については、貴施設に入所するに当たり、保護者の同意を必要としていますか。(Q18_1)（単一回答）

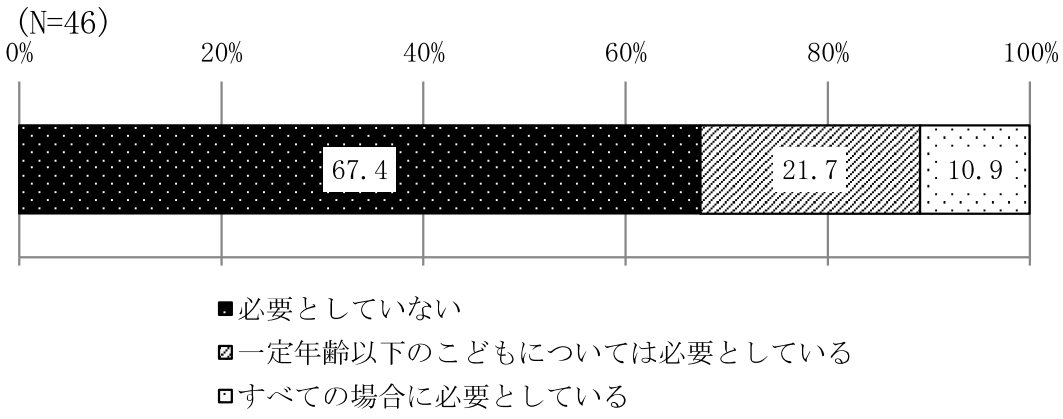

(注)Q18_1～Q18_4 は、「未成年は受け入れていない」と回答した 1 所を除いて集計した

Q18_2. 未成年者における入所時の保護者の同意について、追加質問

「同意を必要としていない理由」として、以下のような事項が挙げられた。

児童相談所等からの一時保護委託	・ 未成年者は一時保護委託として入所しているため ・ 委託者が児相や家裁のため ・ 未成年の場合は一時保護委託としているため ・ 児童相談所、家庭裁判所などからの委託を前提としている入居については当該機関から必要に応じて連絡がなされるため ・ すべてのケースについて児童相談所に通告している為
保護者との関係性	・ 親の居所が不明 ・ 保護者の連絡先がわからないため ・ 虐待加害者が親の場合は必要としていない ・ 保護者の取消権行使が権利濫用に該当するケースのため ・ 加害者が保護者であるケースもみられるため ・ 未成年だとすれば身寄りがないケースが想定される ・ 親と没交渉、関係が断絶されているから。または引き取り拒否
本人の意向	・ 本人の意思を尊重している ・ こども本人の意向による入居を原則としているため ・ 未成年の場合は、本人の意思で入所していることを親に伝える ・ 児童相談所などを介さないこども本人などからの入居相談については、本人と面談し、居場所が無い等の事情があり、家に帰りたくないとの意向があればそれを尊重して受け入れることとしている。入居後には当方から保護者に連絡するようにしている
成年済み	・ 18 歳以上であるから ・ 18 歳以上についても本人同意で足りている

関係機関との連携	・　弁護士に依頼しているため ・　幣施設入所にあたっては市町村等他の窓口が入ることが多く、その時点で調整を依頼しているため ・　ケースバイケースであるが、保護者の同意を必要としないケース（虐待等）では弁護士による親権の制限をかける等を実施してきた。同意をとるケースもある

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

「一定年齢以下のこどもについて同意を必要とする場合の具体的な年齢」として、「15 歳」以下、「17 歳」以下、「18 歳」以下が挙げられた。

「一定年齢以下のこどもについて同意を必要とする理由と同意取得のタイミング」として、以下のような事項が挙げられた。

同意取得のタイミングが入所前	・　未成年であるので。入所前 ・　基本的には宿泊前。家族と連絡がとれない事情がある場合は弁護士に相談 ・　未成年の場合、親が監護者となるため。入所前に同意を取る
状況に応じた判断	・　ケースバイケース ・　児相が状況を見て取る
その他	・　誘拐とされても困るので、児童と言われる年齢の子供さんは同意を取りたい ・　未成年の場合は一時保護委託を基本としている。ケースによっては本人が同意をとることもある ・　児童相談所経由等、当方への入所利用段階で、親権の問題がクリアされているか、公的機関がその責任部分を担うことが基本となる

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

「すべての場合に同意を必要とする理由と同意取得のタイミング」として、以下のような事項が挙げられた。

児童相談所関連	・　入居時、児童相談所経由に関しては、児相から親の同意書をお願いしている ・　児童相談所からの経由なので ・　児童相談所が入所前に行う ・　未成年者は原則宿泊しない。児童相談所など公的機関から依頼があれば対応することがある。
他の支援者	・　子ども弁護士などつける

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q18_3. 保護者の同意を「必要としていない」もしくは「一定年齢以下のこどもについては必要としている」場合、同意を要しない未成年の場合、保護者には連絡をとるか

Q18_1 にて「必要としていない」もしくは「一定年齢以下のこどもについては必要としている」と回答した団体において、同意を要しない未成年の場合、保護者には連絡をとるか尋ねた。その結果、「場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている」が最も多く 24 件（57.1%)、「原則として、入所者の保護者には連絡を取らないようにしている」が次いで 13 件（31.0%)、「原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている」が５件（11.9%）であった（図表 37)。

図表 37　(Q18_1 で「必要としていない」もしくは「一定年齢以下のこどもについては必要としている」と回答した方にお尋ねします) 同意を要しない未成年の場合、保護者には連絡をとるかどうか、お教えください。(Q18_3)（単一回答）

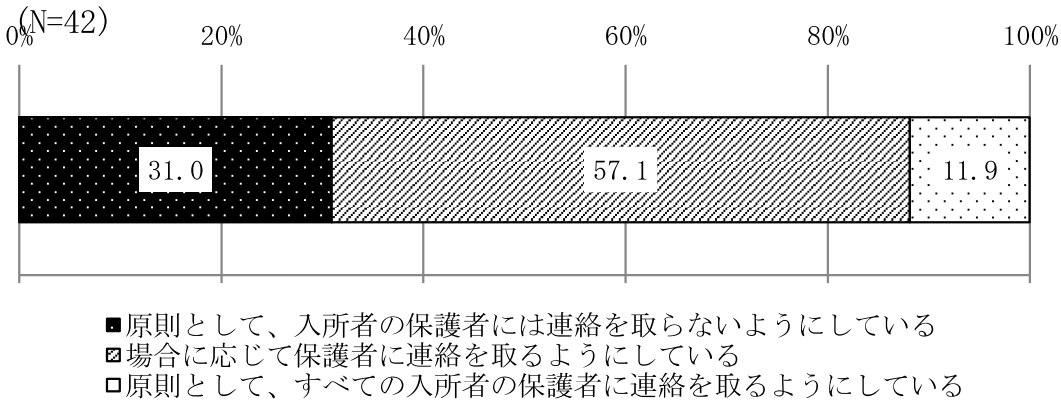

「場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている」場合、どのような場合にどのようなタイミグで連絡を取るかについて、以下のような事項が挙げられた。

入所時の状況	・　こども本人などからの入居相談による受け入れをした場合は、入居後速やかに連絡するようにしている ・　保護者が加害者でない場合は、連絡を取るようにしている ・　保護者支援の必要がある場合 ・　23 時をすぎる場合、泊まる時 ・　親子関係の調整をする必要がある場合に入所後、近いうち連絡を取るようにしている ・　保護者から安否確認として求められた場合

手続き上の必要性	・　手続き等やむを得ず必要な場合 ・　手続き等で必要がある場合 ・　どうしても必要なとき
関係機関との連携	・　児童と保護者の関係性、児相との決まり事などあり、必要性があれば連絡することとしているが、今の所、直接に取ったケースはない ・　児童相談所と役割分担しながら、こども担当弁護士より保護者に連絡を取る場合がある ・　児童虐待であれば、児童相談所にも相談しつつ、そのタイミングや誰が連絡を取るのかを考えていく ・　委託元と相談しながら対応 ・　入所後、弁護士を通して保護者へ連絡している ・　こども担当弁護士が選任された後に、弁護士が保護者に連絡を取る
本人の希望に応じて	・　保護者が加害者ではない場合、支援に必要・本人の希望したタイミングで ・　当事者が望んだ場合 ・　未成年者が保護者との連絡に同意し、今後の支援に協力する見込みのある場合 ・　入所時のタイミングで、本人が親と話すことに恐怖や抵抗がある場合には本人の承諾をとって、連絡をとる ・　親御さんが引き取れない理由がある正当な理由がある場合のみ、希望に応じて連絡を取る（例：こどもの非行で関係が破綻しているが回復を希望している親）
状況に応じた判断	・　ケースバイケース ・　ケースの状況に応じて

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

「原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている」場合、どのような場合にどのようなタイミグで連絡を取るかについて、以下のような事項が挙げられた。

本人の意向確認時	・　本人の泊まる意向を確認した時
入所後すみやかに	・　入所後すみやかに、児童相談所もしくは弁護士が保護について通知する ・　18 歳以上の方については、こどもシェルターに入所した後、当日か翌日などあまり時間をおかずに連絡をしている
その他	・　本人に確認した上で連絡を取る。諸問題が発生した時 ・　一時保護委託の場合には児童相談所に通告し、児童相談所から一時保護した旨の通常の連絡を入れてもらう

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q18_4. 誰が同意又は連絡をとるか

Q18_1 において「一定年齢以下のこどもについては必要としている」もしくは「すべての場合に必要としている」と回答、もしくは Q18_3 において「場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている」もしくは「原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている」と回答した施設に対して、保護者に連絡をとる際の対応者について尋ねた。その結果、最も多かったのが「原則、児童相談所等、関係機関から連絡をする」で 16 件（48.5%）、次いで「原則、本人の代理人（弁護士など）から連絡をする」と「その他」が６件（18.2%）、「原則、貴施設から連絡をする」が５件（15.2%）であった（図表 38）。

なお、「その他」としては、「当事者の事情にあわせて方法を選ぶ」、「児童相談所または子ども担当弁護士」、「都度相談」、「ケースごとに異なる」との回答があった。

図表 38　同意又は連絡をとるときには、誰から保護者への連絡をとりますか。(Q18_4)（単一回答）

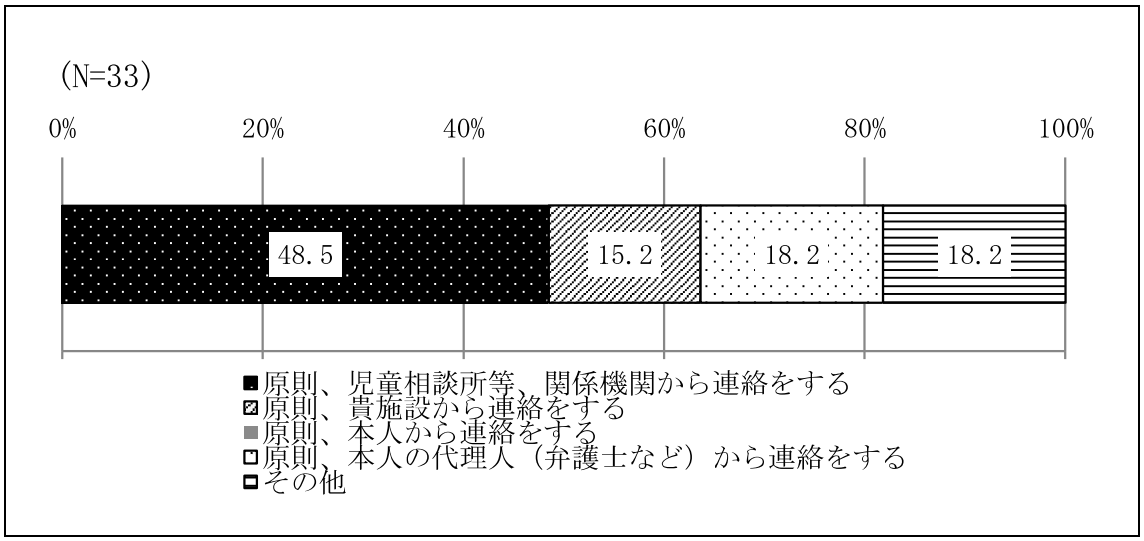

Q19_1. 入居者が利用可能な支援内容

施設において入居者が利用可能な支援内容について、「同行支援（役所や裁判所等）」が最も多く 47 件（100%）、次いで「相談支援（対面、電話、メール、SNS 等）」が 46 件（97.9%）、「退所先の調整」が 42 件（89.4%）、「日常生活の支援（料理や清掃等）」及び「福祉サービスの利用申請に係る支援」が 41 件（87.2%）、「金銭管理（債務管理、家計への助言等）」、「医療・健康管理（服薬、通院等）」及び「法的対応に係る支援」がそれぞれ 38 件（80.9%）、「文化的・余暇的な活動」が 37 件（78.7%）、「心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）」及び「学習支援・就学支援」が 35 件（74.5%）、「家族や親族との連絡調整」が 34 件（72.3%）、「就労支援」が 32 件（68.1%）、「その他」が 13 件（27.7%）であった（図表 39）。

図表 39　貴施設に宿泊している者（入所者）が利用可能な支援内容をすべて教えてください。（※）ここでは、貴団体が行うものについて回答してください。シェルター事業以外の事業において行うものであっても、含めて回答いただいて結構です。（Q19_1）（複数回答）

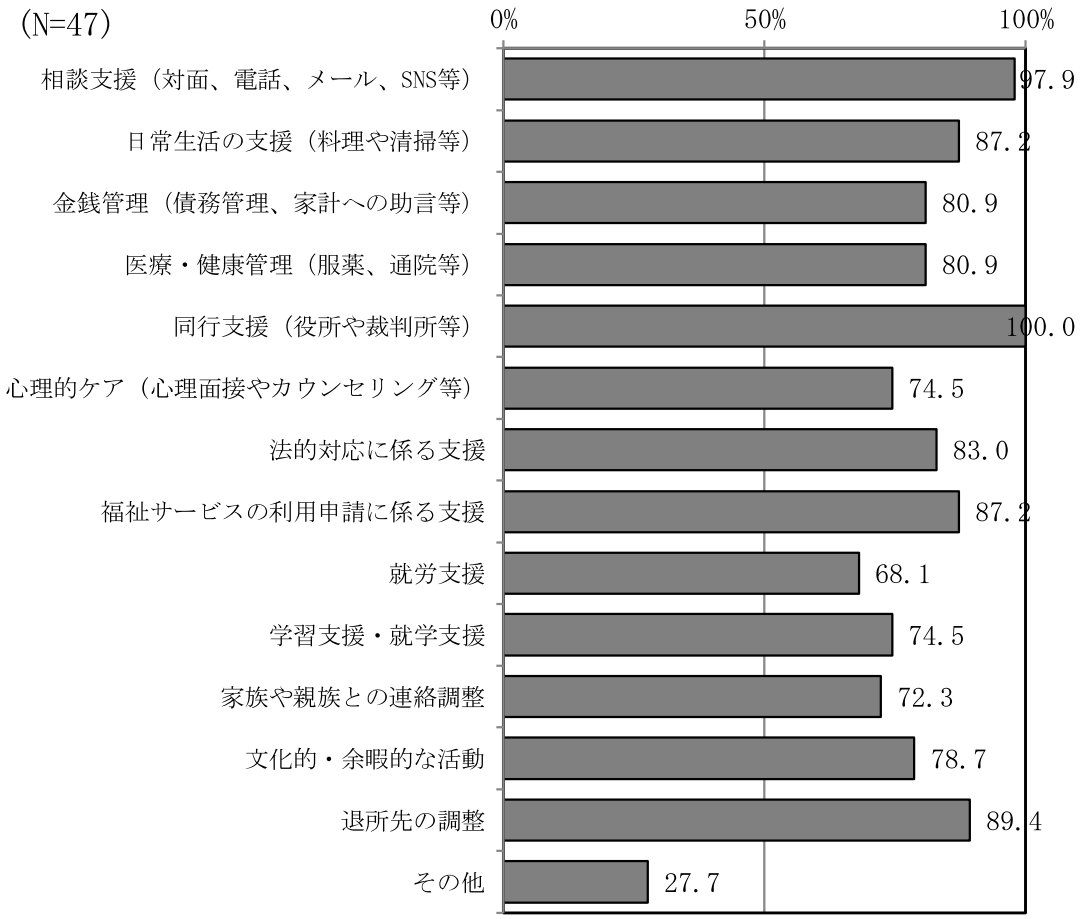

「その他」について、以下のような事項が挙げられた。

学習支援・就学支援	・　学校 ・　入試 ・　学習支援 ・　奨学金申請支援 ・　通学・通勤時の弁当用意など ・　学校との連絡調整
衣食住の支援	・　食支援 ・　衣類などを持っていない子への衣類・履物などの提供。 ・　退居後に一人暮らしをする子への生活用品（寄付物品など）の提供。
団体のプログラム	・　当人が希望する場合、自団体のプログラムへの参加調整

	・　幣団体プログラムの紹介
生活力に関する支援	・　買い物等同行支援 ・　必要時、被服・消耗品買い物同行 ・　自炊指導 ・　書類作成支援
本人の状況に応じた支援	・　通院 ・　育児、託児、産後支援 ・　暴力被害者支援プログラムの紹介 ・　趣味に合わせて支援する（体育、音楽、手話等）

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q19_2. 施設に宿泊していない者が利用可能な支援内容

施設において宿泊していない者が利用可能な支援内容について、「相談支援（対面、電話、メール、SNS 等）」が 40 件（85.1%）と最も多く、次いで「同行支援（役所や裁判所等）」が 28 件（59.6%）、「法的対応に係る支援」が 25 件（53.2%）、「福祉サービスの利用申請に係る支援」が 24 件（51.1%）、「就労支援」が 19 件（40.4%）、「心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）」が 18 件（38.3%）、「家族や親族との連絡調整」が 16 件（34.0%）、「医療・健康管理（服薬、通院等）」が 15 件（31.9%）、「日常生活の支援（料理や清掃等）」が 14 件（29.8%）、「文化的・余暇的な活動」が 14 件（29.8%）、「金銭管理（債務管理、家計への助言等）」及び「学習支援・就学支援」が 13 件（27.7%）であった（図表 40）。

図表 40　貴施設に入所していない者（相談等に至り貴団体と接点を持ったが、貴施設での宿泊にはつながらなかった者）が利用可能な支援内容をすべて教えてください。（※）ここでは、貴団体が行うものについて回答してください。シェルター事業以外の事業において行うものであっても、含めて回答いただいて結構です。（Q19_2）（複数回答）

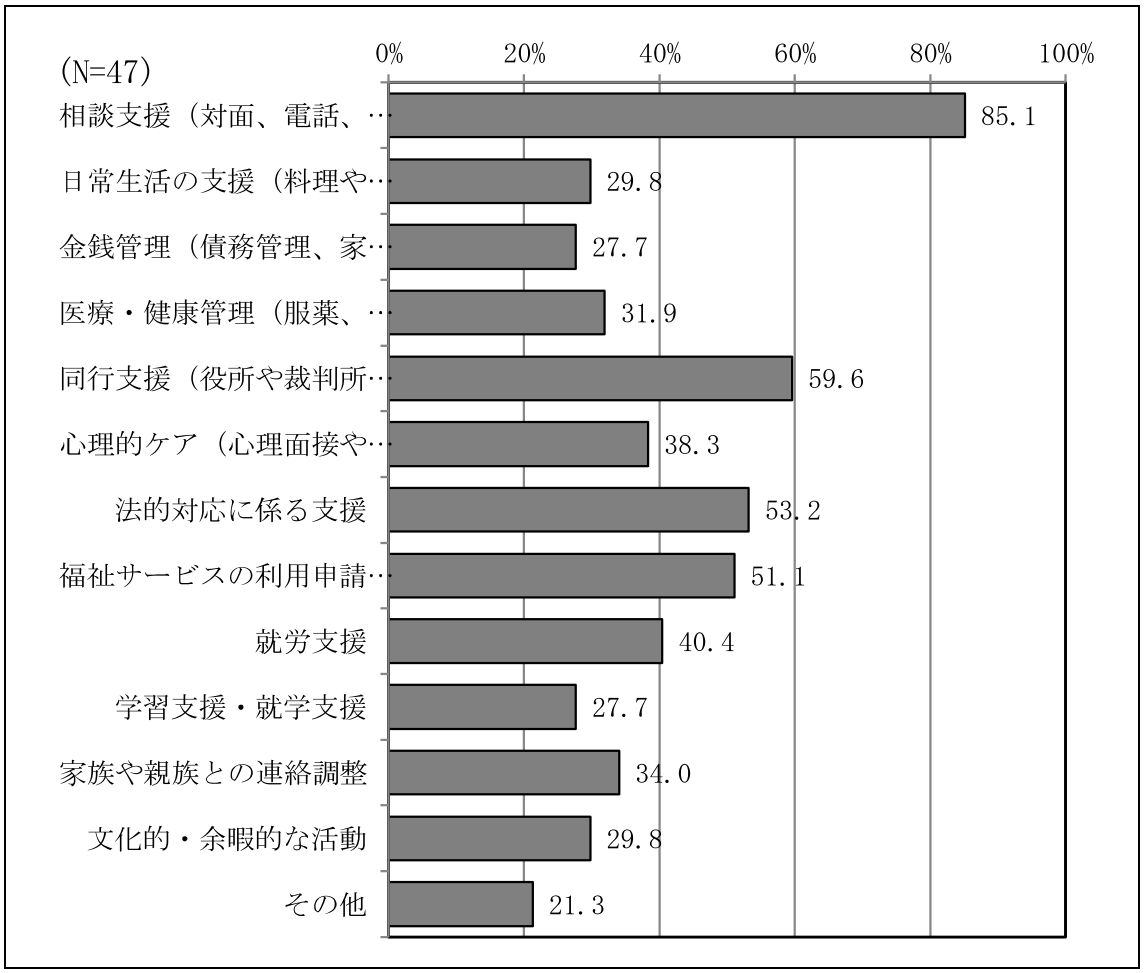

「その他」について、以下のような事項が挙げられた。

- （選択肢にある内容以外の）同行支援、買い物、書類作成支援、引っ越し支援、手続き支援
- 食支援
- 住まいのサポート団体の紹介
- 住居の支援
- 育児、託児、産後支援
- 暴力被害者支援プログラムの紹介
- 自団体のプログラムへの参加調整

Q20. 施設に宿泊したことのある退所者がアフターケアとして利用可能な支援

施設に宿泊したことのある退所者がアフターケアとして利用可能な支援として最も多かったのは「退所後の生活に関する相談支援」で 42 件（89.4%）、次いで「就学・就労支援」で 30 件（63.8%）、「居場所の提供」で 28 件（59.6%）、「その他」で 26 件（55.3%）であった（図表 41）。

図表 41 貴施設に宿泊したことのある退所者がアフターケアとして利用可能な支援として、下記から当てはまるものを全てお選びください。（Q20）（複数回答）

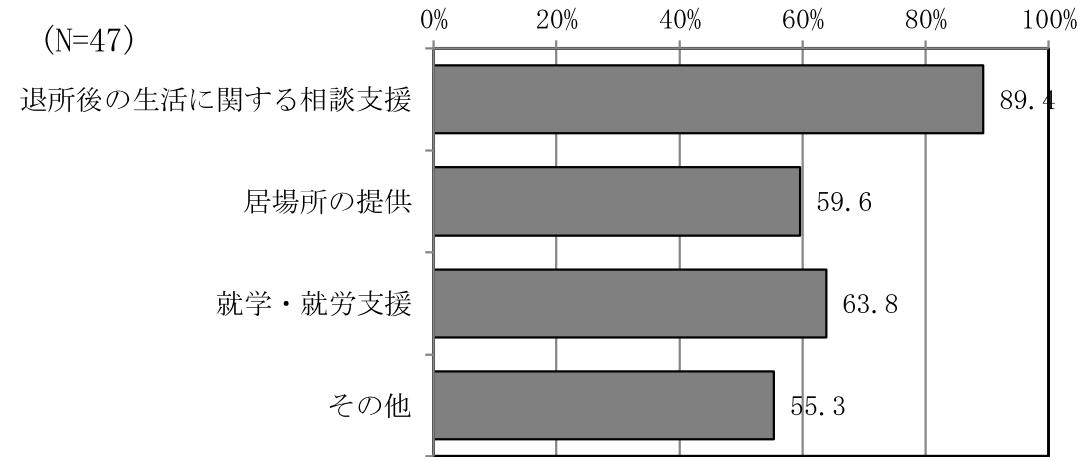

「その他」について、以下のような事項が挙げられた。

相談支援	・ カウンセリング ・ 電話や SNS による助言
金銭管理	・ 大学・専門学校等の進学希望の子への奨学金などの相談・支援 ・ 各補助金申請など ・ 学習支援、奨学金申請支援 ・ 金銭管理、就労体験
訪問・同行支援	・ 家庭訪問 ・ 他機関と連携した住居支援・見守り支援 ・ 通院同行、アパートなど住居探し ・ 同行支援 ・ 退所後の同行支援
本人の状況に応じた支援	・ 食支援 ・ 育児支援 ・ 運転免許取得支援 ・ 介護初任者研修等の資格取得支援
その他	・ 当方のイベントの声掛け、喫茶コーナーの開放など ・ 本人からの相談でできることは法人で行い、難しいことは他の団

	体を一緒に探す ・　友達になる

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q21_1. 令和４年度において入所者への支援を通じて連携した先

令和４年度の１年間で、入所者への支援を通じて連携した先として最も多かったのは「児童相談所」及び「弁護士」で 33 件（70.2%）、次いで「市町村」及び「医療機関」で 26 件（55.3%）、「他の民間団体」で 25 件（53.2%）、「警察関係」で 22 件（46.8%）、「福祉施設」で 19 件（40.4%）、「その他」で 17 件（36.2%）、「婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター」で 11 件（23.4%）、「ハローワーク」で９件（19.1%）、「保護観察所」で６件（12.8%）、「少年院、刑務所等の矯正施設」、「家庭裁判所」及び「生活困窮者自立支援機関」で４件（8.5%）であった（図表 42）。

図表 42　令和４年度の１年間で、入所者への支援を通して連携した先と、連携して行った内容について簡潔にお教えください。（Q21_1）（複数回答）

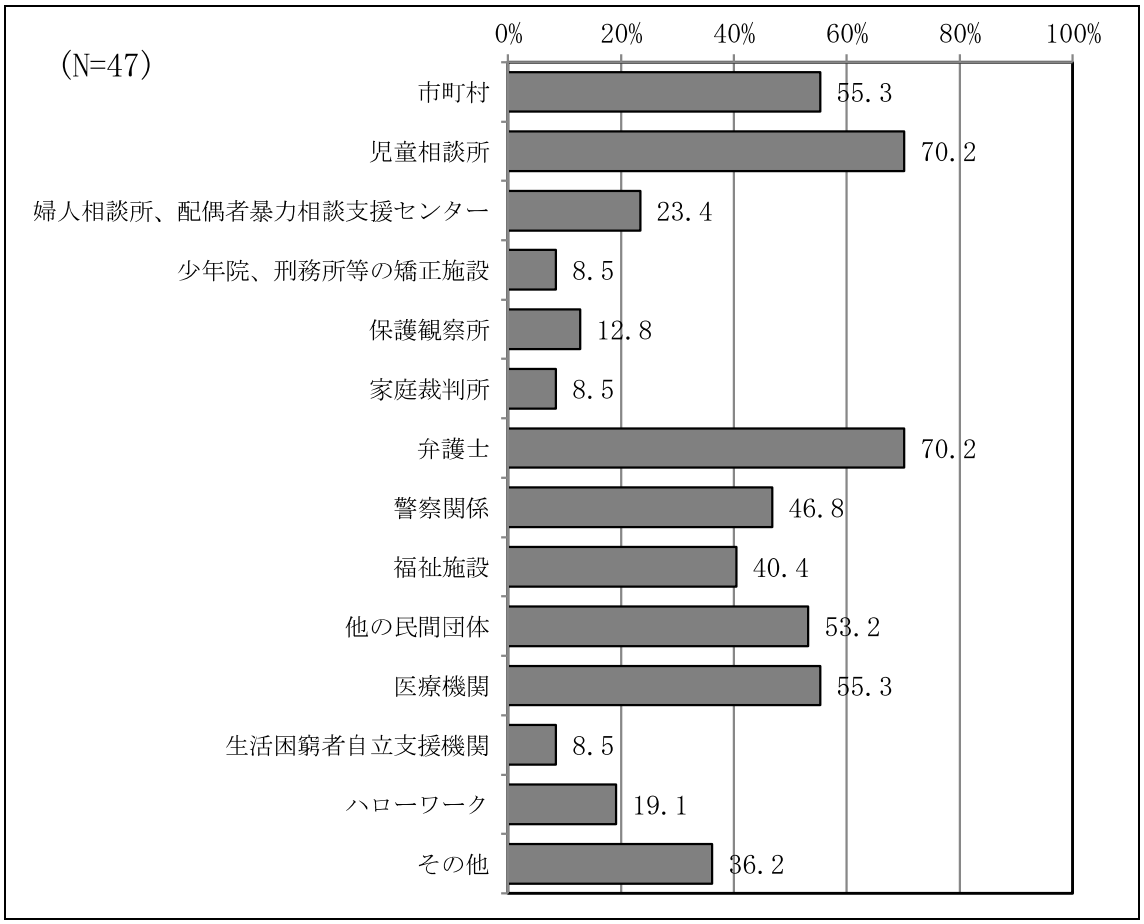

「市町村」の部門について、以下のような部門が挙げられた。

子育て支援関係	子育て支援課、子育て包括支援課、子ども支援課、子育て支援課、子ども家庭課、こどもの権利擁護課、子ども家庭支援課、子ども家庭支援センター、地域子ども相談センター、子ども総合センター
母子保健関係	母子保健課、女性子ども支援課、保健センター、家庭健康課
女性相談関係	女性相談課、婦人相談
生活保護関係課	保護課、 生活保護課、 生活保護担当課
母子健康課	母子保健課 女性子ども支援課
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター 地域子ども相談センター 子ども総合センター
その他	防災課、 学務課

※　アンケート調査回答から抜粋。重複を除くなどして一部変更した。

「その他」の連携先については、「通学中の保育園、学校（高校、定時制高校、専門学校、大学)」、「基幹支援相談センター」、「消防署」、「不動産業者」、「ボランティア団体（食材物資支援、経済的、職親、託児)」、「他市・他県の市町村」が挙げられた。

また、連携して行った内容について、以下のような内容が挙げられた。

市町村	（手続き支援） 住基ブロックの手続き、住民票支援措置等手続同行、住所地の秘匿手続、生活保護申請、障害福祉サービス手続き、事務手続きの補助、転居作業の支援 （同行支援） 窓口と当事者の繋ぎ、面談立ち合い、保健センターへの同行 （支援方針の協議） 入所にあたっての調整等、支援方針立案、受入れ後の親子の様子や動向の共有、退所後の引継ぎ、保健師との連携 （連絡調整） 家庭との連絡調整、不動産会社との連絡の中継、医療機関との連絡調整、保護者対応や入所者の自立や退所に向けての調整全般、入居者と機関の仲立ち

	（相談） シェルター利用の相談、配偶者との別居方法に関しての相談、経済的支援や障害認定などを含めて今後の退所先を具体的に探す （市町村の施策活用） 避難訓練関係、生活支援
児童相談所	（親権者との調整） 児童入所にあたっての親権者との調整、親との面会調整、親子関係調整 （退所後に関する調整） 今後の生活の相談、帰住先調整、自立援助ホーム入居の調整、1、2 泊後児童相談所への返送、児童自立生活援助事業からの移行 （一時保護委託に関する調整） 児相の保護所に入れず当施設にて一時保護した後に児相にて保護、一時保護委託 （同行支援や手続き支援） 通院同行、学校や行政等の手続き、生活面や通学にあたり連携、本人と面接し現況を確認 （専門的支援） 児童の担当や心理司訪問、心理面接・心理ケア （支援方針の協議） 入居者のケースワーク （相談） 問題発生時において相談や助言を受ける、支援方針の相談
婦人相談所､配偶者暴力相談支援センター	（手続き支援） 住所地の秘匿手続 （入退所支援） 婦人相談所から入所、一時保護委託を受ける、退所先として受け入れ （相談） シェルター相談、成人入居施設への相談 （情報共有やつなぎ） ・　受入れ後の親子の様子や動向の共有、入居者と機関の仲立ち
少年院､刑務所等の矯	（引き受け）

正施設	引受調整面接、親の引き取り拒否で出口がない等の理由で引き受け （面会等のコミュニケーション） 面会、文通、出院後に本人と一緒に挨拶 （支援方針の協議） ケース会議
保護観察所	（保護観察、指導） 保護観察官や保護司との面談に同行、遵守事項の徹底、補導援助委託、少年院退院後の保護観察、生活面の指導 （支援の受け入れ） 帰る家がない少年の支援依頼を受ける （その他） 勉強会で会議室を借りる
家庭裁判所	（同行支援） 調査や審判への同行、保護的措置（ボランティア活動や講習）の同行 （手続き支援） 性被害の刑事手続 （面会等のコミュニケーション） 本人と面接・就労支援等、鑑別所に入っている少年についての情報共有や支援についての相談
弁護士	（手続き支援） 保証人後見人制度利用手続き、生活保護申請、賃貸契約時の手続き支援 （債務整理） 債務整理、自己破産調整、破産・任意整理、養育費 （同行支援） 調停、訴訟同行支援、家裁手続きで付添人になってもらい、面談等に同行 （連絡調整） 未成年後見人への報告、相談、関係者との調整、親との連絡調整、情報共有 （こどもの代理人・権利擁護） こども担当弁護士の活動、行政交渉（ボランティア）、入居した子ども

	の代理人として選任後、活動、犯罪被害への対応、シェルター入居中の生活や退居後の生活場所等に関する入居者の意向把握、契約上トラブル、別居から離婚後までの法的関係のサポート、子どもの権利擁護、アドボケイト、寄り添い弁護士制度 （支援方針の協議） ケースワーク （本人支援） 相談援助、警察の留置・鑑別所・拘置所にいる人の支援の連携 （相談） 家に居場所がない少年の支援依頼を受ける
警察関係	（対応依頼） 家出児童の行方不明者捜索、犯罪被害への対応、捜索願への対応、事件等の訴え、捜査、ストーカーやSNSトラブル、通告、身柄引渡し(保護)、加害者からの安全確保、性被害の刑事手続、DV、虐待による被害へのパトロール強化、追跡者対応について （面会） 逮捕拘留、面会 （同行支援） 支援措置の相談同行 （相談） 住基ブロックにあたっての暴力被害相談、同棲相手の暴力に対する対応の仕方、住所秘匿に関する相談 （情報共有、情報交換） 情報共有、利用児童の報告、講演に呼んでいただき、情報交換、無断外出中の連絡・指導を受ける
福祉施設	（福祉サービス利用） 自立援助ホーム利用、ヘルパーや訪問看護導入、退所先としての連携、入居やサービス利用 （相談） 入所後の面談、受入れ後の親子の様子や動向の共有、退居後の住まいについて相談、福祉的就労について相談 （支援方針の協議） 方針会議 （情報共有、連携調整）

	利用児童の近況報告、入居者と機関の仲立ち （本人支援） 障がい者支援、本人のメンタルケアなどの連携
他の民間団体	（相談） 奨学金についての相談、方針会議、情報共有、退所後の引継ぎ、妊娠に係る相談 （支援方針の協議） 3 者会議、生活支援の分担 （連携調整） 入居者と機関の仲立ち、退所後の支援体制構築 （本人支援） 就労支援、同行支援、住民票等の取得支援、必要物品の提供・貸出し、学習支援、妊婦の支援、居住依頼
医療機関	（同行・受診・通院支援） 通院同行、中絶、通院の連携、予防接種、受診予約、入院、発達検査、依存症支援、妊婦健診等の女性支援 （相談） 病院の紹介、情報共有、退院先や他の医療との連携支援、障害年金、福祉サービス利用、精神的に不穏になった場合の対応について相談、性病・妊娠に関する相談 （支援方針の協議） 服薬調整、入院、退居先などについてのケースカンファレンス、訪問看護ステーションとの支援内容分担、ケース会議
生活困窮者自立支援機関	（支援方針の協議） 方針会議、経済的支援の相談につなぐ （本人支援） 食糧支援、シェルター、一時生活費の利用
ハローワーク	（就労支援） 就労相談、求職活動の一環として利用、就労支援、職業訓練 （給付関係） 失業給付
その他	（学校関係） 学校への送迎、先生との連絡、入居者についての事情を学校と共有し通学できない場合の配慮や保護者が学校に連絡等してくる場合の対応を依頼、入学金及び授業料の支払い方法、本人と保護者に関する情報共有、状況変化に応じた適時の対応の連携、単位や出席の調整やプ

	リント学習などの調整、出席日数への配慮、課題の提供等、スクールカウンセラーと虐待に関して情報の共有、SSW から退学後の少年の身を案じて依頼を受ける （就労関係） 退所後の仕事探し （自立支援） 自立生活するための住居の斡旋、入居前・退所後の引継ぎ、法人での賃貸契約、家具家電の貸し出し、福祉サービスの利用調整 （その他） 全体避難訓練、寄付、制度にはない協力、DV 夫の追いかけによる強制引き受けの防止、県外で生き直し支援

※　アンケート調査回答から抜粋。要約、重複を除くなどして一部変更した。

Q21_3. シェルター事業の運営における自治体との協定の有無

シェルター事業の運営において、自治体と協定を結んでいるか尋ねた。その結果、「協定は結んでいない」が最も多く 29 件（61.7%）、次いで「協定を結んでいる」が 18 件（38.3%）であった（図表 43）。

図表 43　貴団体において、シェルター事業の運営にあたって自治体と協定を結んでいますか。（Q21_3）（単一回答）

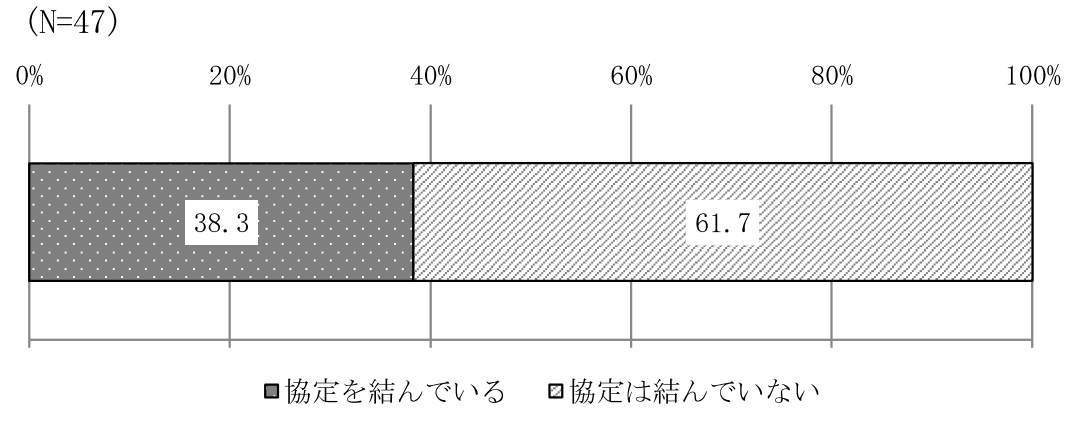

「協定を締結している相手及び内容」について、以下のような事項が挙げられた。

県	・　定員および割愛、入所の手順等に関するもの ・　民間シェルター等運営費補助金 ・　一時保護に関する協定
市町村	・　運営費の援助 ・　定員および割愛、入所の手順等に関するもの ・　ステップハウス運営の補助 ・　一時保護に関する協定 ・　障害関連の対象者について、障害の地域生活支援拠点の業務の一部として報告等実施 ・　障害以外で市から依頼された部分において、重層の参加支援の業務の一環として報告等実施
児童相談所	・　受け入れるこどもに関する情報提供 ・　シェルター入所や入所中の支援についての協定 ・　県と市の児童相談所との間で申し合わせ ・　全ての児童相談所について、一時保護、児童自立生活援助の実施、個人情報の取り扱いについて
自治体（詳細不明）	・　家賃補助の協定を結んでいる

※　アンケート調査回答から抜粋。重複を除くなどして一部変更した。

Q22. 施設における制限

施設の利用中に、入所者の生活において制限があるかどうかについて、「携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用」「その他私物の持ち込み・使用」「金銭の使用」「外出」「外泊」「通勤」「通学」「酒・たばこ」「友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること」ごとに把握した（図表 44）。

その結果、「携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用」、「その他私物の持ち込み・使用」、「外出」、「外泊」、「酒・たばこ」、「友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること」については、制限があるとの回答が半数以上を占めた。

具体的には、以下のとおりであった。

・「携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用」については、「制限がある」が 27 件(57.5%)
・「その他私物の持ち込み・使用」については、「制限がある」が 25 件(53.2%)
・「金銭の使用」については、「制限がある」が 17 件(36.2%)
・「外出」については、「制限がある」が 25 件(53.2%)
・「外泊」については、「制限がある」が 36 件(76.6%)
・「通勤」については、「制限がある」が 20 件(42.6%)
・「通学」については、「制限がある」が 19 件(40.4%)

・「酒・たばこ」については、「制限がある」が 41 件(87.2%)
・「友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること」については、「制限がある」が 42 件(89.4%)

図表 44　貴施設において、次に挙げる事項について、制限があるものはありますか。(Q22)(単一回答)

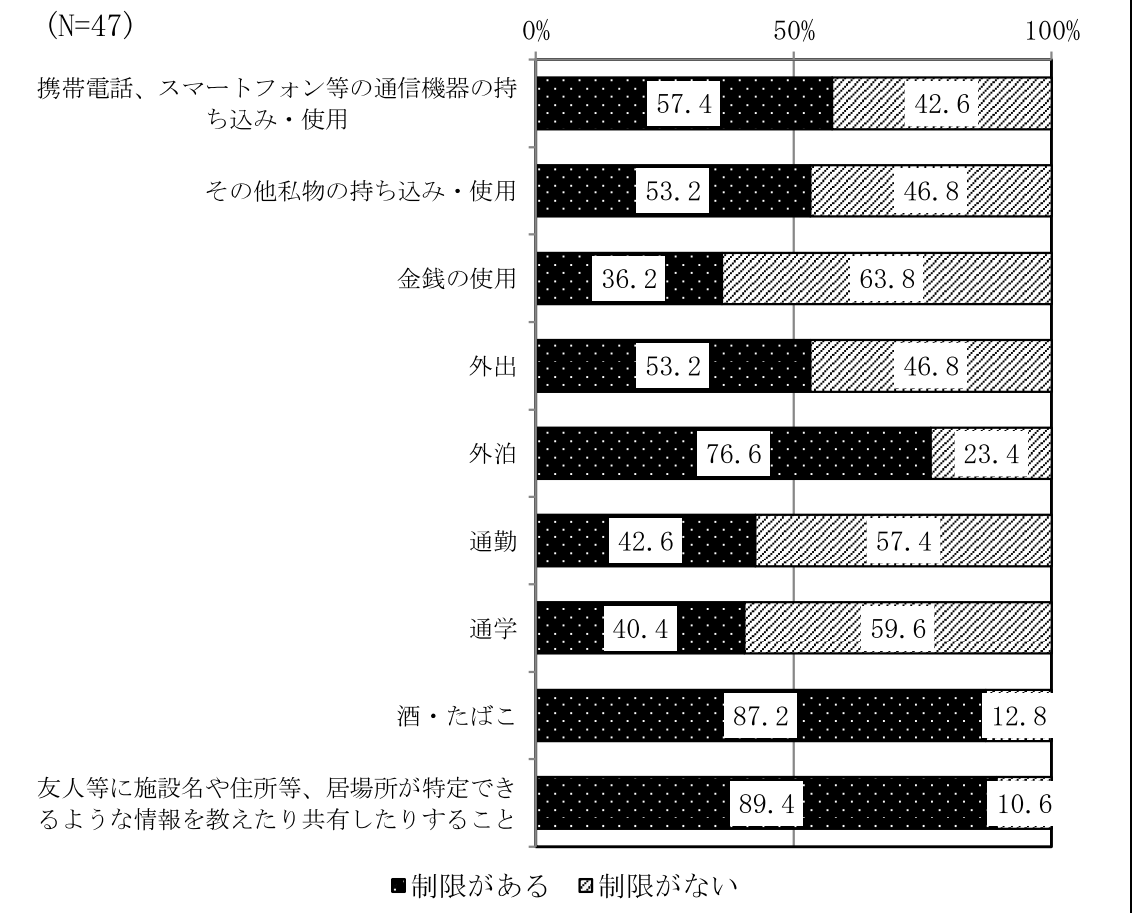

「その他」の制限について、以下のような事項が挙げられた。

シェルターの所在地の秘匿	・　シェルターの場所をいかなる人物、親・親族でも教えない ・　郵便物の受け取りに、シェルターを利用しないで、当法人の事務所を利用する ・　スマートフォン等は自己管理・責任、位置情報は OFF ・　住所を使用すること（宅配便郵便物等） ・　加害者が追跡する可能性がある携帯は預かる。貸し出し電話を利用してもらう ・　基本的に場所の秘匿性を確保する目的のための制限である

インターネット利用	・　インターネット使用 ・　シェルターを SNS へ投稿すること
ペット	・　動物の飼育は禁止 ・　ペットの持ち込みは不可 ・　室内で飼えるペットの大きさ
金銭管理	・　賭博行為の禁止、他利用者との金銭及び物品の貸し借り ・　金銭管理は法人で預かり必要時に渡す
施設の利用に関する制限	・　入居者以外の立ち入り ・　他者を招き入れない ・　児童の訪問客の時間の制限 ・　門限（22:00） ・　他の入居者の居室に入ることはできない ・　スタッフルーム（職員事務室）に入ることはできない ・　共有部分利用時間の設定 ・　施設を他の事業で使う際の一時的なリビングの使用制限
個別対応	・　スマホ、金銭については状況により制限 ・　全て事柄について一律禁止ではなく、対象者の状況等により適宜制限を行う。人により変わる ・　自家用車の使用

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

また、「制限がある」と回答した事項について、以下のような内容が挙げられた。

「携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用」について

原則禁止	・　シェルター利用の場合は持ち込み不可 ・　持ち込み・使用の禁止 ・　携帯電話・スマホなど通信機能のあるものは使用できないこととしており、入居時に預かり同意書を交わした上で法人が預かる ・　電源を切り、職員に預ける ・　夫名義の携帯電話／ご本人名義でも初期化や電話番号変更していないものは使用不可 ・　追跡の危険性が高い場合には使用自体の禁止 ・　つきまとい等があれば使用できない
部分的制限	・　自己管理・自己責任 ・　加害者の名義の場合や、加害者が居場所を特定する可能性のある通信機器は持ち込み不可 ・　貸し出しする ・　23:00～7:00 は職員が預かり、アプリチェック ・　外部と通信が可能な機器については使用禁止、スタッフルームで預かる ・　GPS、Bluetooth の使用禁止、SNS 投稿禁止 ・　可能な場合電話番号を変えてから入所する

	・　使用時間等 ・　つきまとい等がなければ、位置情報をオフにして使用することは可能 ・　外部との連絡が危険を及ぼす場合（DV）や、他の利用者に迷惑がかからないようにするため時間制限を設けている。古い建物なので防音の問題もある ・　児童相談所一時保護委託の場合：通学が許可されても、居場所は言わないように制限がある。また、携帯の所持も児童相談所が許可した場合使用が可能となる。共有部分では、使用が禁止されている児童もいることから、居室のみで使用可としている ・　DV での利用者に対しては、使用制限あり位置情報が検索できないように設定して、使用許可している

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「その他私物の持ち込み・使用」について

原則禁止	・　刃物等危険物は禁止 ・　過度な恋愛漫画本 ・　刃物・ピアスなど危険物や自傷行為に使われる可能性があるもの、たばこ・ライター、薬などは、入居時に預かり同意書を交わした上で法人で預かる ・　爆音が出る楽器、凶器、違法薬物などの持ち込み不可 ・　所持金、薬品、刃物、貴重品、ゲーム機等はスタッフルームにて預かり ・　ペット ・　私物のうち、貴重品は法人本部で預かり保管、危険物は持ち込み不可 ・　当方は、緊急的な受け入れをしているため、あくまで一時的な居場所の提供のため、不要な荷物の持ち込みは遠慮していただいている ・　私物の持ち込みは禁止
部分的制限	・　居室に入る程度の物（通信機器・刃物類以外以外） ・　ゲーム機等の持込は施設長の許可が必要 ・　薬についてはシェルター職員により服薬を管理する ・　通信可能なゲーム機等のネットワーク利用制限

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「金銭の使用」について

原則禁止	・　使用できない ・　基本的にできない ・　貴重品や金銭はスタッフルームに預ける
部分的制限	・　基本的に預かり出納簿を作成し入出金を行う。一度の高額な出金は適切であるか確認する

	・　無駄遣いをしないようにお小遣い帳の記入 ・　法人で預かり必要時に渡す ・　使い方の指導をする ・　現金、預貯金通帳・キャッシュカードは、入居時に預かり同意書を交わした上で法人が預かる。シェルター入居中に金銭の費消が必要になる場合は書面で申し出をしてもらう ・　本人と相談をしながら決定 ・　外出の際などで必要な時に限り認めている ・　金銭については小遣いを渡しているが、外出が職員あるいはこども担当弁護士の同行が必要なため、使用する機会に事実上の制限がある ・　基本的に本人のお金がない状態での入所になる。入所中の賃金等は自立資金となる ・　月の利用料をきめ、自立の為に貯金をする ・　給料の振込先の通帳とカードを預かり、貯金額と小遣い額を話し合いで決める ・　入居者同士の貸し借りは禁止

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「外出」について

原則禁止	・　基本的にできない ・　一人での外出は不可 ・　自由な外出は原則として不可 ・　付き添いなしでの外出不可 ・　原則一人では外出できず、外出が必要な場合はシェルター職員、担当弁護士又は理事が同行することとしている ・　事情により許可している
部分的制限	・　毎朝の安否確認の電話、門限 ・　安全確認が必須 ・　基本、22:00 までに帰宅すること ・　22:00 までには帰ってくる。遅くなる時は連絡を入れる ・　未成年門限 22:00 ・　弁護士、職員、ボランティアの同行は可 ・　病院や図書館などスタッフ同行 ・　施設長・職員に行き先を告げる ・　自立援助委託の場合は帰宅時刻を決め、可 ・　本人と相談をしながら決定 ・　外出記録への記入 ・　近場の散歩には制限ないが、公共交通機関を利用した移動は届け出が必要

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「外泊」について

原則禁止	・　無断外泊不可 ・　基本的にできない ・　原則禁止（施設長が許可した場合のみ） ・　外泊はできない（退居後に福祉施設等に入所する予定で、数日の宿泊体験が必要となったケースで職員の送り迎えのもと宿泊させたことがある） ・　無断外泊は禁止 ・　未成年は基本的にできない ・　外泊は不可であるが転居先の体験宿泊はありえる
部分的制限	・　外泊する際にはどこにいつまで外泊するのか報告 ・　事前の届による許可制としている ・　明確に宿泊先が定まっているか、3 日以上は禁止 ・　施設長の許可が必要 ・　仕事や学業に支障がない範囲で行う ・　未成年は親族以外不可、成人は月に 1 泊許可 ・　行き先・期間を事前申請する必要がある ・　相談を受けて、判断する ・　申告があれば問題はないが、友人・知人宅への連泊は禁止 ・　遊びに出かけて出勤に影響が出る場合は控えるよう指導する

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「通勤」について

原則禁止	・　原則一人では外出できず ・　通勤不可 ・　基本的にできない ・　単身での通勤はできない（職員などの付添いがあれば可であるが、体制上 100％できることではない）
部分的制限	・　居酒屋等は就労を薦めていない。自分で自転車等で行ける範囲を見つける ・　外出が必要な場合はシェルター職員、担当弁護士又は理事が同行することとしている。ただし、シェルター退居後の自立のために就労体験をするなど通勤が必要な場合は、予め経路と交通手段、シェルターへの帰宅時刻の確認、保護者の連れ戻し等に対する安全の確認をした上で一人で通勤をさせている ・　安全確認が必須 ・　日帰りで帰れない職場は不可 ・　自立援助委託のこどもの場合は門限に間に合うようにアルバイト可 ・　自己所有の車両やバイクによる通勤 ・　事情により許可している ・　安全計画が立てられる場合のみ可

	・　追跡の危険性が高い場合は制限 ・　届け出が必要

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「通学」について

原則禁止	・　通学不可 ・　基本的にできない
部分的制限	・　措置の場合は、スタッフによる送迎での通学 ・　自分で通学できる範囲を選んでもらう ・　原則一人では外出できず、外出が必要な場合はシェルター職員、担当弁護士又は理事が同行する ・　通学が必要な場合は、予め経路と交通手段、シェルターへの帰宅時刻の確認、保護者の連れ戻し等に対する安全の確認をした上で一人で通学をさせている ・　安全確認が必須 ・　措置費の範囲外の交通費は自腹 ・　一時保護委託の場合は職員、児童相談所職員、ボランティアスタッフが送迎 ・　自己所有の車両やバイクによる通学 ・　テストや行事など、事情により許可している ・　事前に要相談 ・　安全計画が立てられる場合のみ可 ・　追跡の可能性が高い場合は制限 ・　単身での通学はできない（職員などの付添いがあれば可であるが、体制上 100%できることではない）

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「酒・たばこ」について

原則禁止	・　施設内では喫煙禁止 ・　禁酒 ・　未成年者は法律で禁止されているため不可 ・　禁止、持っていたら預かり ・　法律違反なので不可。成人もホームでは不可 ・　施設では禁止。入居時の荷物チェックで処分 ・　妊婦の体調管理のため禁止
部分的制限	・　共用部での飲酒は禁止 ・　タバコは外で ・　成人済みで喫煙者は所定の場所にのみ可能 ・　本人とシェルターの安全のため、喫煙は禁止。飲酒は適量であれば問題はない ・　たばこは預かり、所定の場所でのみ喫煙可としている。部屋の火気持ち込みは禁止。

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること」について

原則禁止	・　友人・家族その他人には住所秘匿、訪問も禁止 ・　シェルターがあるため、情報は公開しないように厳重に注意している ・　入所の際、秘匿性を伝え約束事として署名をもらっている ・　守秘義務を課している ・　通学や通勤を認める場合にも友人などには情報を教えないよう、また、退居時にも他人に情報を教えないよう強く要請している ・　施設の場所については、退居後も含め、秘匿にするよう約束 ・　犯罪につながる可能性があるので不可 ・　禁止。守秘義務契約を結び、違反の場合は解約の可能性あり ・　禁止。制限を越えると退所勧告 ・　友人等を招き入れることも禁止。迎えに来てもらう時は、違う場所を指定して待ち合わせをしてもらう ・　トラブルや近所からの苦情の原因、また、友人と夜更かしして、出勤がままならないので、入所前に、友人の入室禁止を納得して入所してもらっている
部分的制限	・　トラブルに発展する恐れのある者に対しては公開禁止 ・　住所は一般には公開していないことを伝え、友人等を呼ぶときは事前に相談するように伝えている ・　親（加害者など）に住所を教えない
通信機器に関する禁止事項	・　GPS の切断、SNS 等への施設情報 UP 禁止 ・　SNS 等に住所を載せない。他の利用児童の特定につながるような情報は SNS にのせない ・　SNS へシェルターのことを投稿しない

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

Q23. 施設における決まり

施設の利用中に、入所者の生活において決まりがあるかどうかについて、「食事の時間」「入浴の時間」「消灯の時間」「門限」ごとに把握した（図表 45)。

その結果、「門限」については、決まりがあるとの回答が半数以上を占めた。

具体的には、以下のとおりであった。

・「食事の時間」については、「決まりがある」が 18 件(38.3%)

・「入浴の時間」については、「決まりがある」が 15 件(31.9%)

・「消灯の時間」については、「決まりがある」が 20 件(42.6%)

・「門限」については、「決まりがある」が 26 件(55.3%)

図表 45　貴施設において、次に挙げる事項に決まりはありますか。(Q23)（単一回答）

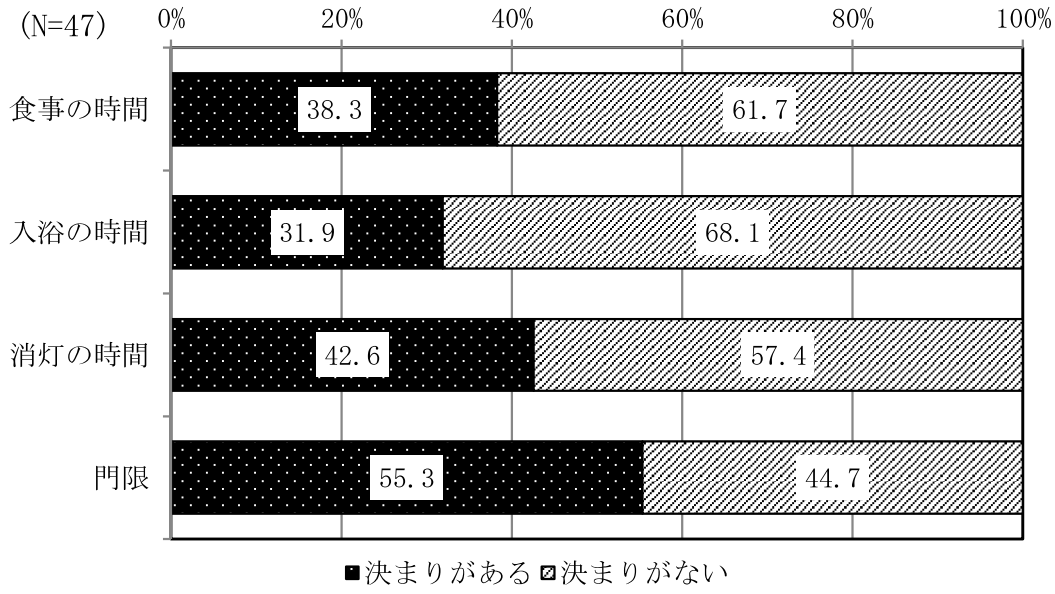

「その他」の決まりについて、以下のような事項が挙げられた。

危険物	・　刃物等危険物は禁止 ・　刃物・ピアスなど危険物や自傷行為に使われる可能性があるもの、たばこ・ライター、薬などは、入居時に預かり同意書を交わした上で法人で預かる ・　爆音が出る楽器、凶器、違法薬物などの持ち込み不可
通信機器	・　通信サービスのあるゲーム機の使用制限 ・　通信可能なゲーム機等については事前にネットワークサービスを利用しないよう注意 ・　通信可能なゲーム機等のネットワーク利用制限
持ち込み制限	・　過度な恋愛漫画本 ・　ゲーム機等の持込は施設長の許可が必要 ・　大きなもの ・　自室に見合う量まで ・　居室に入る程度の物（通信機器・刃物類以外以外） ・　所持金、薬品、刃物、貴重品、ゲーム機等はスタッフルームにて預かり ・　ペット ・　私物のうち、貴重品は法人本部で預かり保管 ・　持ち込みが適当でないものは施設で預かる ・　緊急的な受け入れをしているため、あくまで一時的な居場所の提供のため、不要な荷物の持ち込みは遠慮していただいている ・　私物の持ち込みは禁止。タンス、テーブルなどこちらで購入
医薬品	・　薬についてはシェルター職員により服薬を管理する

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

また、「決まりがある」と回答した事項について、以下のような内容が挙げられた。

「食事の時間」について

具体的な時間設定	・ 朝食 6:00～8:00、昼食 12:00～13:00、夕食 18:00～20:00 ・ 8:00、12:00、17:00 になるべくとる ・ 朝食 8:00、昼食 12:00、夕食 18:00 ・ 朝食：8:00～9:00、昼食 12:00～13:00、おやつ：15:00～16:00、夕食：19:00。特別な事情がない限り、左記以外の時間は食事できない ・ 規則正しい生活を送るために大まかな時間を決めている（8:30、12:00、18:00） ・ 昼食 12:00、夕食 19:00。※朝食自由（自炊） ・ 夕食 18:00 ・ 夕食 19:00。その他は各自 ・ 20:00 までに済ます
食事時間の方針	・ 時間内に食べにくる。リビングで原則食べる ・ シェルター内での生活リズムを整えられるよう３度の食事など一日の生活時間サイクルを示しているが、規則というものではなく、入居者の体調、夜眠れずに起床が遅くなるなど、状況によって柔軟に対応している ・ おおむね３食提供の時間を決めている。柔軟に対応 ・ 時間が決まっている。１時間程度は取り置き対応

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「入浴の時間」について

具体的な時間設定	・ 浴室の利用は 7：30～23：00 までの間 ・ 7：00～24：00。事前に利用希望申請があった場合、申請者が優先して利用可能 ・ 19:00 になるべく入る ・ 規則正しい生活を送るように大まかな時間を決めている（20:00） ・ 22:00 までに済ませる ・ 22:00 までに入居者全員が入浴を終える様、順番に入浴 ・ 23:00 までに済ませる ・ 深夜 0:00 までに済ませる
入浴時間の方針	・ 職員が浴室の隣にある洗濯機などを使用する時間は不可としている ・ 消灯以降は入浴不可 ・ 22:00～7:00 以外可能 ・ シャワー30 分、浴槽１時間 ・ 入浴の時間は概ね夕食後　人数が多い場合には調整

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「消灯の時間」について

具体的な時間設定	・ 21:00 になるべく入眠する ・ 21:00。ただし、事情がある場合は対応。 ・ 22:00 ・ リビングは 22:00 で消灯する ・ 規則正しい生活を送るために大まかな時間を決めている（22:00） ・ 就寝は 22:00、消灯は 23:00 ・ シェルター内での生活リズムを整えられるよう、また十分な睡眠をとれるよう、22:00 には自室に入らせ、23:00 には消灯するよう促している ・ 23:00 ・ 共有部分は 23:00 ・ 24:00 ・ 1:00

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

「門限」について

具体的な時間設定	・ 夏場 18:00、冬場 17:00 ・ 19:00 ・ 未成年 20:00、成人 22:00、バイト時 23:00 ・ 21:00 ・ 原則 21:00。柔軟に対応 ・ 用事がなければ 22:00 まで ・ 22:00 まで。できないときはコーディネーターに連絡をとる ・ 18 歳未満は 22:00 まで（シェルター利用者については状況に応じて） ・ 22:00～翌 5:00 までは施錠 ・ 22:30 ・ 22:30。設定することで奔放になりすぎることから一定の守りが出来ることを期待している ・ 23:00
門限の方針	・ 事前に申し出ることによって延びる場合がある ・ 自己判断に任せるが、深夜まで出歩くことは避けて欲しい ・ 基本的に門限はあるが、就労等の場合は自由としている

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

Q24. 通勤や通学に係る学習・仕事の継続のサポート

通勤や通学について、学習・仕事の継続についてサポートしている方法を尋ねたところ、以下のような事項が挙げられた。

学校・勤務先との連携	・ 必要があれば学校と連絡をとり情報共有 ・ 学校の先生と、電話によるやり取りをして状況を確認 ・ 学校、勤務先との情報共有等 ・ 入居前に仕事に就いている場合は、入居者の同意を得た上で、事情を職場と共有し、通勤できない場合の扱いに関する配慮を依頼し、シェルター退居後に仕事を継続できるようにしている ・ 学校に対して合理的配慮の説明が必要な場合や、こども・若者に不利益なことがある場合などに学校との話し合いを行う ・ 安全計画が立てられる場合には連絡調整等の支援 ・ 追跡の可能性が低い・警察等の援助が見込まれる等、安全計画が立てられる場合、関係機関との連絡調整を行い、元の学校・職場に通うサポートを行う ・ 近隣の小中学校に転校を希望する場合、学務課に連絡を取り、学校側と一緒に安全計画を立てる ・ 通学できない場合の出席の扱いに関する配慮、保護者が学校に連絡等してくる場合の対応を依頼 ・ 弁護士と会社で連絡をとり、状況確認をしながらサポート
その他の関係機関との連携	・ 必要に応じて、サポーターや専門機関につなぐなどしている ・ 就労支援事業者機構と連携をして、矯正施設内から勤務先探し。採用後の職場定着支援をしてもらっている ・ 警察へ経過説明 ・ 通勤、通学は不可だが、児童相談所やこども担当弁護士を通じて、在籍を保持してもらう ・ 学習支援ボランティア（教職員免許あり）に週 1～2 日程度来てもらい、学習支援を受ける
本人へのサポート	・ 朝の声掛け ・ ストレス解消や人間関係の持ち方等についてアドバイス ・ 対人関係・仕事についての相談対応 ・ 定期的に面談をする ・ 提出期限のこまめな声掛け ・ 良好な人間関係づくり、友人としてかかわる、心理的ケア ・ 法人内に就労訓練事業所を設け、毎日訓練が可能 ・ ハローワークなどでの仕事探しの同行 ・ 履歴書の書き方のアドバイス等 ・ 児童の性格、持病、特性にあわせた助言
通学・通勤支援	・ 通学はスタッフによる送迎 ・ 自転車の点検 ・ 自転車など必要な場合は中古の自転車（寄付により集まったもの）を提供 ・ 通勤や通学は安価で最短の往路を指導 ・ 一時保護委託のこどもの場合の通学は、職員、児童相談所職員、ボランティアが車で送迎
金銭管理	・ 給与の計画的資金繰り方法

	・　通学交通費は法人から提供
物的支援	・　必要時作業着等貸し出し ・　パソコンを貸し出し、リモートによる授業参加 ・　お弁当づくり ・　必要に応じて衣類・履物などを提供 ・　入居時に制服・鞄・教科書などを持っていない場合は保護者に出してもらうが、出してもらえない場合は学校に貸出しを依頼
事業の活用	・　就労に関しては、サポステ事業の対象者は、その事業でのサポートがある
通勤・通学不可	・　学校については公欠にしてもらい、学校から課題をもらい、児童相談所で定期試験を受ける ・　原則として通勤、通学は不可

※　アンケート調査回答から抜粋。要約するなどして一部変更した。

Q25_1. 施設の形式

施設の形式について、「賃貸」が 43 件（91.5%）、「自己所有」が４件（8.5%）であった（図表 46）。

図表 46　貴施設の形式について教えてください。（Q25_1）（単一回答）

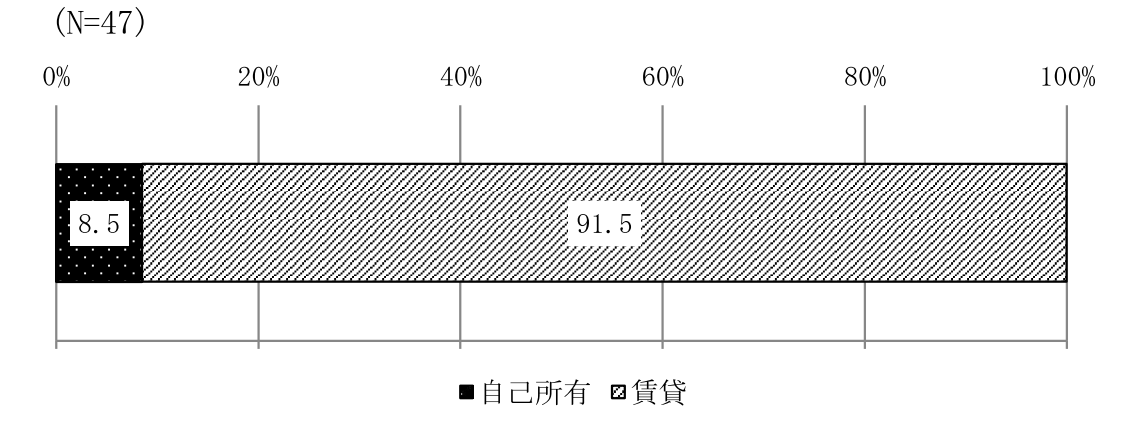

Q25_2. 施設の築年数

施設の築年数について、平均が 32.85 年、中央値が 33 年、最大が 65 年、最小が 10 年であった。

Q25_3. 施設の立地

施設の立地（最寄り駅からの距離）について、平均が徒歩 12.76 分、中央値が徒歩 10 分、最大が徒歩 40 分、最小が徒歩３分であった。

Q26. 施設の居室数

施設の居室数について、「個室」「相部屋」「相部屋の上限人数」「一人あたりの居室の床面積（最小）」について尋ねた。結果として、「個室」は平均 5.53 室、中央値４室、最大 34 室、最小０室、「相部屋」は平均 0.75 室、中央値０室、最大８室、最小０室、「相部屋の上限人数」は平均 1.05 人、中央値０人、最大６人、最小０人、「一人あたりの居室の床面積（最小）」は平均 8.50㎡、中央値 8.9㎡、最大 25 ㎡、最小０㎡であった（図表 47）。

図表 47　貴施設の居室数を教えてください（平均値、中央値）。（Q26）（自由回答）

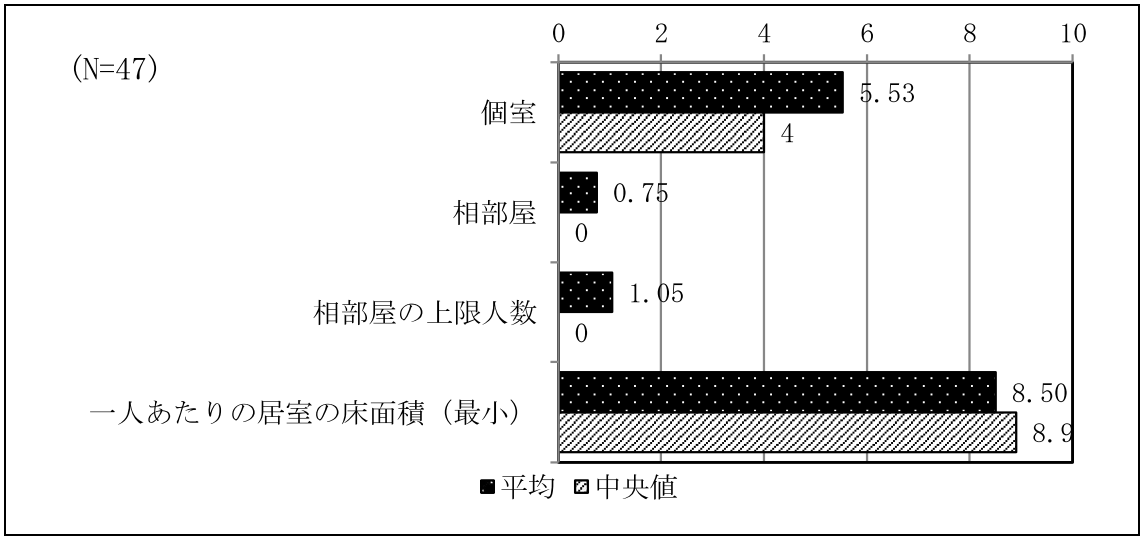

Q27. 全ての居室に必ず備え付けているもの

居室に必ずある備品について、「ベッド又は布団」が最多で 47 件（100%）、「その他」が 26 件（55.3%）、「学習机」が 23 件（48.9%）、「テレビ」「冷蔵庫」「トイレ」「シャワー」及び「浴室」がそれぞれ 12 件（25.5%）、「洗面台」が 11 件（23.4%）、「ロッカーなど鍵のかかるもの」が５件（10.6%）であった（図表 48）。

図表 48 すべての居室に必ず備え付けているものをすべて選択してください。(Q27)(複数回答)

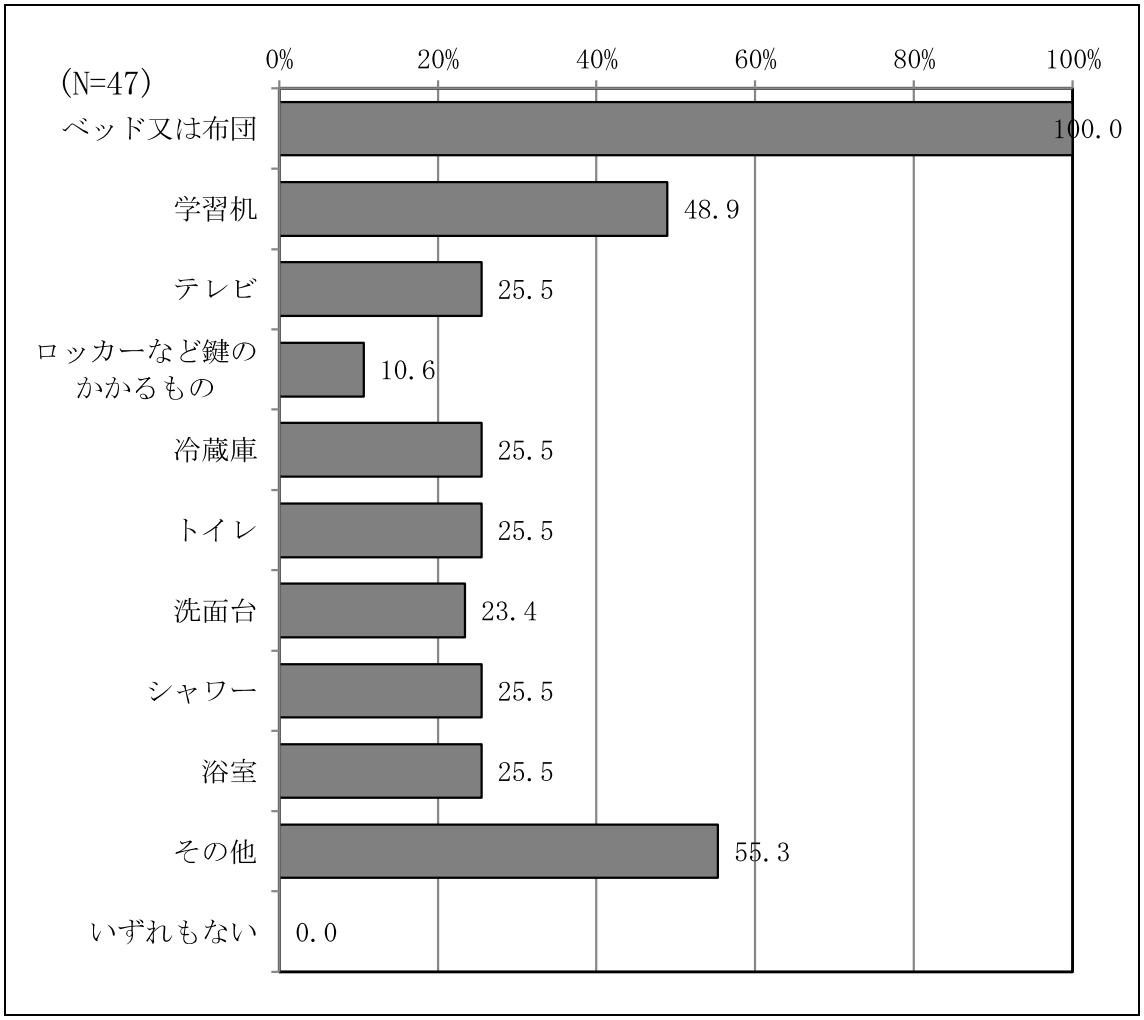

「その他」について、以下のようなものが挙げられた。

収納	収納タンス、クローゼット、衣装ケース、本棚
キッチン用品	電子レンジ、炊飯器、食器類、キッチン、調理できる道具
洗濯用品	物干し、洗濯機、ハンガー、パイプハンガー
家電	エアコン、空気清浄機、掃除機
その他	目覚まし時計、ドライヤー、居室の鍵、CD デッキ、CD ラジカセ、机、ソファ、デスクライト、時計、座卓、ゴミ箱、カレンダー、自転車

※ アンケート調査回答から抜粋。同じ内容を統合するなどして一部変更した。

Q28. 施設の共用スペースにあるもの

施設の入所者が共有で使用するスペースにあるものについて、「トイレ」が最多で 41 件

（87.2%）、「洗面台」が 40 件（85.1%）、「リビング」、「キッチン（ダイニングキッチン）」及び「浴室」が 39 件（83.0%）、「シャワー」が 33 件（70.2%）、「給湯室」が 17 件（36.2%）、「その他」が 11 件（23.4%）、「いずれもない」が２件（4.3%）であった（図表 49）。

図表 49　貴施設において入所者が共有で使用するスペースとしてあるものをすべて選択してください。（Q28）（複数回答）

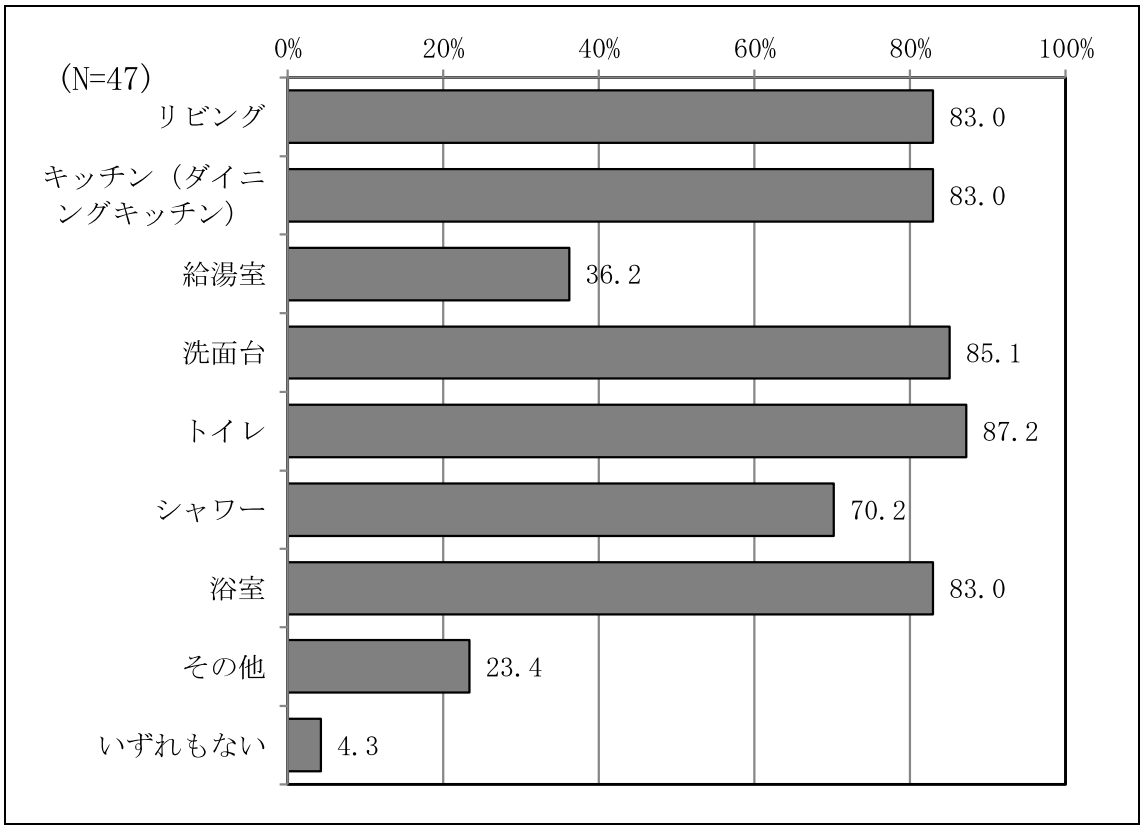

「その他」について、以下のようなものが挙げられた。

- テレビ、パソコン
- 共有 PC・プリンター
- オルガンやギター、漫画やゲームなどがおいてある多目的室
- 居場所で使用している和室 12 畳
- 居間
- 納屋、駐車場
- 庭
- ４施設あり、それぞれ違うため一概に言えない

Q29. 入居者からの費用徴取

施設にて入所者から費用を徴取しているか尋ねた。結果について、「入所者から費用を徴収している」が 28 件（59.6%）、「入所者から費用を徴取していない」が 19 件（40.4%）であった（図表 50）。

図表 50　貴施設において、入所者から費用を徴収していますか。（Q29）（単一回答）

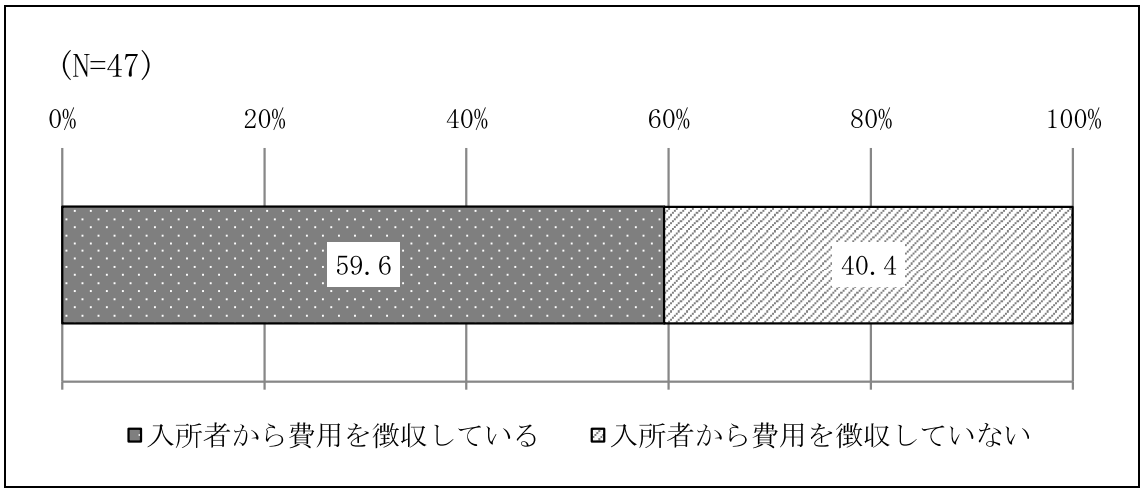

「徴取額及び徴取名目」について、以下のような事項が挙げられた。

- ５万円　家賃・管理費
- (どこからも委託を受けていない人の場合)宿泊費用 1 日 2,340 円
- 保護者から私的での入所依頼の場合、1 日千円いただく場合もある
- １ヵ月あたり利用料３万円（内訳：家賃２万、食費 0.5 万、水道光熱費 0.3 万、その他日用品等 0.2 万）
- 27,500 円から
- ３万円、利用料（食費・光熱費込み）
- 利用料４万円（食費３万円、光熱水費７千円、日用品３千円）
- 家賃２万円　共益費５千円　個室電気代実費
- シェルターの場合は無料。他は利用料として３万円。
- 水道光熱費
- ケースバイケースで対応

Q30_1. 施設の財源の構成比

施設の財源の構成比について、「入居者からの利用料」「寄付」「国又は自治体からの補助金又は給付」「民間団体からの補助」「その他」を尋ねた。その結果、「入居者からの利用料」

は平均 0.62 割、中央値０割、最大４割、最小０割、「寄付」は平均 1.83 割、中央値１割、最大 10 割、最小０割、「国又は自治体からの補助金又は給付」は平均 5.51 割、中央値７割、最大 10 割、最小０割、「その他」は平均 1.33 割、中央値０割、最大 10 割、最小０割であった（図表 51）。

施設の運営経費の財源構成は、「国又は自治体からの補助又は給付」の割合が最も高く平均値は財源構成のうち平均で５割、中央値で７割を超えていた（回答のうちの約６割（59.6%）が、「国又は自治体からの補助又は給付」が運営経費の財源に占める割合が５割を超えていた）。

図表　51　貴施設の運営経費の財源構成等についてお答えください（平均値、中央値）。（ Q30_1）（自由回答）

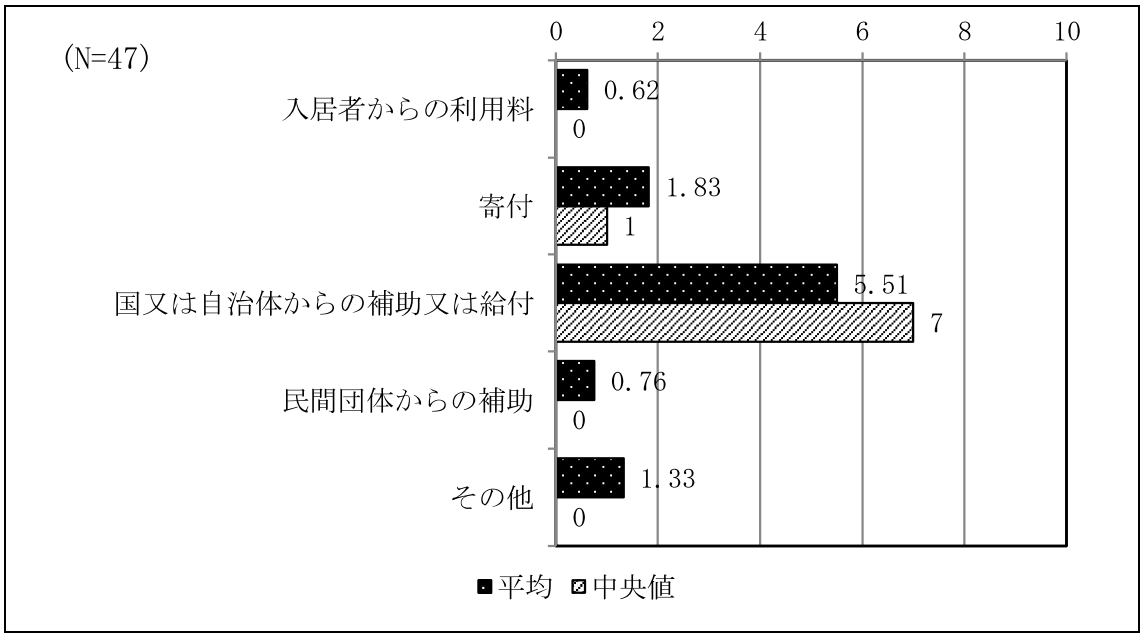

Q31. 未成年者の入所時に際し、親権に配慮している運用上の工夫

入所者が未成年者である場合に、親権に配慮し入所時に行っている運用上の工夫を尋ねた。その回答内容についてコーディング[3]して整理した結果（カテゴリー名と主な内容）を以下に示す。

[3] コーディングは次の手順で行った：①1 人目の作業者が分類を試行してカテゴリーを設定したのち、1 つ 1 つの記述内容を見直し、該当するカテゴリーに分類した（該当するカテゴリーは必ずしも一つではなく、当てはまるものはすべてに分類することとした）。②2 人目の作業者が、1 人目の作業者の分類を点検し、分類の一致しない回答をチェックした。③1 人目の作業者と 2 人目の作業者が、分類の一致しない回答について話し合い、分類を確定させた。

図表　52　未成年者の入所時に際し、親権に配慮している運用上の工夫（Q31）（自由回答）

カテゴリー	主な内容
児童相談所との協働	・　児童相談所による一時保護委託の活用 ・　一時保護委託が不可能な場合に児童相談所を通じて保護者と連絡が取れるようにしておく ・　児童相談所による一時保護委託もしくは自立援助ホームの入所承認を得てから入居 ・　児童相談所から指示のあった内容を遵守 ・　弁護士に相談し、あとから児相に宿泊時に遡って一時保護委託として取り扱うようにしてもらう ・　保護者への連絡内容など、児相としっかりと打ち合わせて対応する
弁護士等との協働	・　本人の入居の意思を確認後、弁護士と代理人契約をしてもらう ・　入所者１人にコタン（子ども担当弁護士）を付け、コタンから保護者へ連絡 ・　親権者からの虐待の場合は、弁護士に入ってもらう ・　一時保護委託が不可能な場合に未成年後見人を選任してもらう ・　入居相談があった場合はその経路・相談者にかかわらず、子ども本人と理事・担当弁護士２名との面談を行うこととしており、子どもの意思を確認するようにしている ・　保護者への連絡や捜索願が出されそうな（出された）場合の警察への連絡（子ども担当弁護士が必要に応じて） ・　常に弁護士の配置と職員の配置
本人への説明と本人の意思確認に際しての留意	・　代理人になった弁護士が保護者へ本人が安全で安心な場所で暮らしていること、また、本人との連絡は代理人を通してとなることを伝える手紙を出すことにしている。また、子ども本人にも伝えている ・　入所時にこども本人に対して施設のルールを丁寧に説明している ・　入居相談があった場合はその経路・相談者にかかわらず、子ども本人と理事・担当弁護士２名との面談を行い子どもの意思を確認する ・　見学、説明をしっかりと事前に行う
保護者対応に際しての留意	・　代理人になった弁護士が保護者へ本人が安全で安心な場所で暮らしていること、また、本人との連絡は代理人を通してとなることを伝える手紙を出す（子どもシェルターの名前、住所、連絡先は伝えない） ・　連絡が取れる場合は、事業の説明を行い、可能な限り同意を得る ・　保護者との信頼関係作りを行う ・　子ども本人などからの入居相談による受け入れをした場合は、入居後速やかに保護者に連絡し、了解を得るよう努めている。また、児童相談所に当該入居があることを連絡し、一時保護委託、児童自立生活援助委託としてもらい、児童相談所も関わってもらうよ

カテゴリー	主な内容
	うにしている ・ 未成年は保護者の許可、または児童相談所の介入を前提としている。 本人から直接相談があった場合は、保護者に住所非公開の了承を得る ・ 定期的に保護者と児童相談所に連絡を入れる
シェルターの名前や住所等の秘匿	・ 子どもシェルターの名前、住所、連絡先は伝えない。児童相談所も、一時保護委託でシェルター入居になった際にも、保護者にシェルターに移ったことや、住所等を伝えることはない

Q32. 潜在的なニーズのあるこども・若者に対して施設を周知させるために行っている広報上の工夫

潜在的にニーズのあるこども・若者に対して、施設を周知させるために行っている広報上の工夫を尋ねたところ、以下のような事項が挙げられた。その回答内容についてコーディングして整理した結果（カテゴリー名と主な内容）を以下に示す。

図表 53 潜在的なニーズのあるこども・若者に対して施設を周知させるために行っている広報上の工夫（Q32）（自由回答）

カテゴリー	主な内容
ホームページや SNS 等の発信	・ ホームページでの情報発信 ・ SNS（インスタグラムやエックス、フェイスブック、公式ライン等）で発信をする ・ ウェブ広告
パンフレット等の配付	・ 広報誌での事業の案内 ・ 関係各機関へのリーフレットとニュースレターの配布 ・ 周りの大人に知ってもらうことも大事なので、関係する民間団体や行政窓口にチラシを配布 ・ 名刺サイズのカードを作り、各関係機関に配布。また、学校関係にも配布 ・ 電話相談カードの配布（県内の児童相談所、児童福祉施設、公立私立全高校、市町村の子ども家庭支援課、地区センター、社会福祉協議会、警察の青少年相談センター、民生児童委員、NPO などで年間４～５万枚）
講演活動等	・ 行政機関、教育委員会、NPO 団体、医療関係団体、ロータリークラブ、少年厚生支援団体などからの講演依頼は必ず受け、広報に努めている ・ イベントに参加して団体のアピールをしている ・ シンポジウムによる啓発活動で一般の方や行政に声掛け ・ 学校の先生を対象とした講演会など、ニーズのある子ども・若者の支援者に対しての講演の講師を積極的に引き受けている

カテゴリー	主な内容
	・　相談員や企業の研修等でシェルターを紹介している
多機関・他団体との連携や交流	・　シンポジウムによる啓発活動で一般の方や行政に声掛け ・　警察への挨拶 ・　若者支援をしている団体との交流 ・　学校でのソーシャルワーク活動を通してニーズの掘り起こしをし、児童相談所などと日常的なケース連携をしている ・　他支援機関窓口及び支援団体連絡会議での情報共有 ・　高校にダイレクトメール等で相談できる相談室の仕組みを作成
街中での声がけ等アウトリーチ活動	・　路上で交流活動をする、繁華街で活動する(アウトリーチ活動) ・　アウトリーチとして、女子サロン（居場所）や駅ナカ保健室を定期的に開催する

Q33. 施設を運用する上での課題や困難

施設を運用する上で課題や困難さを感じる事項を尋ねたところ、以下のような事項が挙げられた。その回答内容についてコーディングして整理した結果（カテゴリー名と主な内容）を以下に示す。

図表 54　施設を運用する上での課題や困難（Q33）（自由回答）

カテゴリー	主な内容
予算・資金の確保	・　運営費が不安定 ・　人件費の捻出が困難なため、寄付金や助成金の申請などに時間を費やさなければならない ・　措置費で運営の大部分を賄っているものの、それだけでは足らず、寄付に頼っており、財源の不安定さが常にある ・　公的な予算が付かない ・　法人の費用のみで運営している ・　シェルター事業は決まった財源がなく、継続的に運営ができない
人員確保や人材育成	・　職員の疲労、退職につながっている。また、職員の待遇面にもしわ寄せが行っており、危機的な状況を生んでいる ・　24 時間 365 日体制のためスタッフの確保が必要 ・　シェルターに常勤職員がいない。夜間、休日対応も困難となっている（人件費がつかないため） ・　法人理事はほぼ無償であり、規模が大きくなるにつれ無理が生じている ・　常駐、常勤、有給スタッフは確保できず、ボランティアで運営しているため、キャパオーバーの場合がある ・　職員が複数施設を担当しており、入居が相次ぐとサポートが手薄になりやすい ・　問題意識、専門性を有する人材の確保、育成

カテゴリー	主な内容
	・　人材育成と定着
施設・設備の確保や利用制限	・　施設、設備等予算面で困難を感じている ・　同じ施設内で相談事業や幣団体のプログラムが行われるため、一定時間設備の使用制限がある ・　地域のニーズに対して施設の規模感が小さいため、他の拠点の必要性を感じる
入居者へのケア	・　職員数が足りていないことから、傷ついた子どもの心のケアができない ・　コーディネーターが複数施設を担当しており、ケースが重なるとケアが難しい場面が出てくる ・　入居者の PTSD に対する行政支援 ・　入居者の特性も様々で、丁寧な対応、専門的な対応が必要な子の場合でも、他に行き場がなく当団体の施設に入居することもしばしばあり、スタッフの負担となっている ・　食事、衣服の提供、買い物の同行等、キメの細かな支援をしたいが、できていない ・　障害をもつ入居者への対応 ・　入居者は困難を抱える者が多く、支援が難しい
退所先の調整、退所後のアフターケア	・　退所先の社会資源が少ない。自立援助ホームはいっぱいでなかなか入れない。自立援助ホームと一人暮らし以外の退所先の選択肢がほとんどない ・　退所後のアフターケア ・　シェルターは緊急避難場所および秘匿性のため、退所後の子どもが頼れない
周知や広報の不足	・　潜在的ニーズがある子どもに対して当施設の情報が行き届いていないこと（周知や広報が不十分）
他機関との連携	・　医療関係者の強い連携が必要 ・　児童相談所、家庭児童相談室、県警少年サポートセンター、学校なども含めた、公民の多職種多機関との連携の拡充 ・　未成年の場合、児童相談所との連携が必須だが守秘義務があるため連携が困難

２．民間シェルター団体ヒアリング調査

保護者からの虐待等により困難な状況にあるこども・若者が昼夜を問わず安心・安全に過ごせる新たな居場所や支援のあり方の検討の際に参考にするため、既にこども・若者支援を実施している民間シェルターの実態をより詳細に把握するためのヒアリング調査を実施した。

（１）調査対象

民間シェルター団体ヒアリング調査の対象を選定するにあたっては、事前に行った民間シェルターアンケート調査の結果を参考にした。

具体的には、民間シェルターアンケート調査において、ヒアリング調査への協力について「協力できる」あるいは「詳細を聞いて判断」と回答があった団体の中から、下記の視点を取り入れながら総合的に判断して候補を抽出し、検討委員会での意見を踏まえて対象を選定した。

図表 55　団体へのヒアリング対象の選定の視点

視点	内容
1	こども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数にバリエーションを持たせる（活動歴の長い団体から最近支援を開始した団体まで含める）。
2	所在地域に偏りがないようにする。
3	緊急・短期での対応が行われていると考えられるシェルターを対象に含める。
4	シェルター内での制限や決まりの設け方にバリエーションを持たせる（制限や決まりを多く設けている団体から制限や決まりを設けていない団体まで含める）。
5	入所者が利用可能な支援として、さまざまな種類の支援を行っている団体を含める。
6	アウトリーチ活動など、シェルターを周知させるための広報上の工夫が見受けられる団体を含める。

最終的なヒアリング対象は、以下に示した通りであり、計８団体にヒアリングを実施した。

図表 56　ヒアリング調査協力団体の一覧

No	団体名	地域	調査実施日
1	A所	東京都	2024年1月19日
2	B所	宮城県	2024年1月22日
3	C所	西日本	2024年1月23日
4	D所	東京都	2024年1月24日
5	E所	北海道	2024年1月25日
6	F所	愛知県	2024年1月25日
7	G所	愛媛県	2024年２月１日
8	H所	熊本県	2024年２月６日

（２）調査方法

オンライン会議形式にて実施した。手法は半構造化面接技法を用いた。所要時間は 60～90 分であった。

（３）調査期間

令和６年１月 19 日（金）～令和６年２月６日（火）を調査期間とした。

（４）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 57　団体へのヒアリング調査項目

１．基本事項	①(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ ②(ヒアリングの受け手について)団体での立場・役割、経験年数、有する資格や専門性
２．シェルターでの支援について	＜入所について＞ ①こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など） ②利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等)、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか ③入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか) ＜施設内での生活について＞ ④（施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

	⑤年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか) ⑥できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか ＜支援内容について＞ ⑦入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか ⑧支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか) ⑨退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか ⑩課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか ＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞ ⑪こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか ⑫ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか ＜その他、取組の上での工夫＞ ⑬（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由 ⑭（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由
３．関係機関との連携体制について	①関係機関との連携内容・状況 ②（自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット ③関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること
４．人員確保と施設運営について	①人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか ②施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか ③施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか
５．その他	①国や自治体の取組として期待すること

（５）調査結果

以下、項目ごとにヒアリング調査結果をまとめる。ヒアリング調査の結果を引用した箇所は斜体で表記しており、事務局にて省略や補足した場合は括弧書きでその旨記載している)。なお、ヒアリング内容の詳細は、「資料編」に収載しているので参照されたい。

１）ヒアリング調査協力団体について

ヒアリング調査には、主たる活動やこども・若者の受け入れをはじめたきっかけなどに

おいて様々な特徴を持つ団体から協力をいただいた。それぞれの団体の活動やこども・若者の受け入れをはじめたきかっけ等を以下にまとめる。

図表 58　団体の主な活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

①	A 所	2004 年 6 月に NPO 法人の設立とともにシェルターも開所し、同時にスタート。弁護士を中心とした有志のグループにより、こどもたちの緊急保護やシェルターの必要性のもと数年間かけて準備をし、2008 年度には社会福祉法人の認証を得て、NPO 法人から社会福祉法人へと事業を継承。
②	B 所	もともとは、地域住民のつながりづくりの活動を市の経済局のコミュニティービジネスに応募して活動を開始。設立してすぐに、火事で焼け出された高齢の女性を受け入れ、そこから地域包括支援センター等に口コミで広まり、地域の高齢者の緊急的な一時受け入れを実施。東日本大震災が起こり、被災者・要援護者向けの弁当や食堂、こども食堂、各種サロンなどを通じて事業を継続しながら、緊急一時的に行き場のない方を当日でも受け入れるようになり、高齢者以外にも障害のある方やこどもも含め受け入れている。
③	C 所	少年院出院後に、虐待していた親の元に帰すということも稀に行われているが、再度暴力を受けそうになり飛び出して逃げたとしても、保護観察がついているために児童相談所が積極的に相談に乗らないことが多い。また、児童養護施設に住んでいたが、逮捕されたためその施設には再入所させてもらえず、行き場がない場合もある。所在する都道府県では自立援助ホームの利用が少ないという状況もあり、寄付や助成金を利用しながら、少年院を退所したこども・若者の受け入れを行っている。
④	D 所	若年女性でいわゆる夜職に従事する女性を対象としており、人身取引の中の性的搾取をターゲットとして活動を開始。民間企業で働いていた際、駐在した海外において搾取されているこども・女性を身近に見る機会が多かったため、そういう人に対してこれまで積み重ねてきたものでお手伝いできることがあればと思い活動を開始。
⑤	E 所	30 年前に設立された民間団体であり、女性の人権ネットワークという形で事務所を開設。設立当初から様々な暴力被害を受けた女性やこどもが殺到し、以来、女性やこどもへの暴力の根絶を目指し活動してきた。市で起こった虐待死亡事案をきっかけに若年女性向けのシェルターを開設。いわゆる制度のはざまに取り残された若年女性への支援をする必要性を感じていた。
⑥	F 所	活動当初は個人的な動機をきっかけに 1 人で活動を開始。法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなった。組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しいこども・若者を受け入れたのが最初であり、当時のインターン、スタッフ、ボランティア等と相談し、受け入れを決めた。
⑦	G 所	自立援助ホームを運営して 5 年が経つ中、児童自立生活援助事業が利用できないこども・若者が一定数おり、制度を使わないが居住支援や就労支援を日常的に身近な大人がサポートできるようにという目的のもと、今年度からシェアハウス型の施設を開設。
⑧	H 所	事業自体はシェアハウス型の住居支援から始まったものであるが、児童養

		護施設出身の若者がホームレスとなり保護したケースをきっかけに、シェアハウスだけではなく、緊急性が高いこどもたちを受け入れられる場所を作らなければいけないと痛感し、シェルターというビジョンができた。

いずれの団体においても、こども・若者への支援の必要性や問題意識が背景にあり、こども・若者の受け入れが始まった。団体設立の経緯や、当初に支援対象としていたこども・若者の抱える問題やニーズは多様であり、現在の団体の主な活動や支援アプローチにも影響を与えていることがわかった。

また、以下のコメントの通り、自治体や国が施行する制度や助成金の活用が、シェルター設立のきっかけになっている団体もあった。

- *令和４年度に自治体から助成を受けることができ、当初は既に実施していたアウトリーチ全体として使用させていただこうと考えていたが、自治体の意向としては一つの事業として実施してほしいということがあり、通常の支援業務と切り離せるシェルターという形で居場所を作った。(D所)*
- *若年女性専用のシェルターを設置したきっかけは、４年前の内閣府のパイロット事業において助成金が得られるというものだった。それまでは手弁当で支援を行ってきた故にアパートさえも借りられなかったが、内閣府のパイロット事業において、助成金が使えるとのことで、シェルターを開設した。(E所)*

２）シェルターでの支援について

＜入所について＞

①こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

こども・若者の入所状況の近年の状況については、団体ごとに異なるが、全体としての増加傾向にあるか、入所者数が一定に推移しているという意見が多かった。さらに、入所者数の増減については、シェルターの運営方針や運営状況、コロナ禍といった社会情勢に左右されることがわかった。入所者数とは別途、ニーズの高まりを感じられると答える意見もあった。各回答に該当するコメントは以下のとおりである。

(ア)入所者数は、増加傾向にあるか、一定に推移していた。

- *この数年間は年間の延べ入所者数が概ね定員の倍くらいの人数で推移している。(A所)*

- *利用は増加傾向にある。（B所）*
- *入所者の数自体は変わらない。（C所）*

（イ）入所者数の増減は、シェルターの運営方針や運営状況により様々であった。

- *助成金を獲得していた時は成果主義であり、利用者を選別したりなど効率性が求められていた。しかし、軌道修正をし、助成金を含め、外部の評価に左右されなくなったため、信頼関係が築けるだけでなく、こども・若者のニーズに合わせて柔軟性をもって対応できるようになった。（F所）*
- *ニーズとしては多いが、８～10名を毎年均等に受けており、満床が理由でお断りするケースがあるため、入所者の数自体は変わらない。（C所）*

（ウ）近年の入所状況には、コロナ禍による影響もみられた。

- *コロナ禍の影響もあり、かつてのように20人を超えて受け入れることはなくなってきている。（A所）*
- *コロナ禍があり、これまで親との関係性が悪くても距離を保てていたところ、親子ともどもリモート対応となることで家に居場所がなくなって、SNSで知り合った男性のところを渡り歩いて妊娠してしまったなどといった事例が増えた。（E所）*

（エ）こども・若者シェルターのへ入所依頼はコンスタントにあり、ニーズの高まりを感じられる現状があるとの回答があった。

- *自立援助ホームも運営しつつ、このシェアハウス型の施設を運営していて、こども・若者へのサポートに出会えずに大人になってらっしゃる方が一定数いるのだろうと強く感じる。（中略）こども・若者の時に支援が必要だったけど出会えずに成人している方が地域でも割と多いと感じる。（G所）。*
- *コンスタントにシェルターの利用者がいる状況である。（E所）*
- *入所依頼はセーブしなければと次々と届く状況。（C所）*

②利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度（リピーターは多いか）、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

入所にあったての主訴については、家族関係に問題を抱えている点が共通していると答える団体が多かった。また、入所経路は各団体様々であるが、こども・若者が団体

に直接相談してくるケースの割合が増えているとの回答が多くの団体からあった。利用頻度についても各団体で異なり、運営するシェルターの支援の特徴により、入退所を繰り返すこども・若者が多いと答える団体もあれば、いないと答える団体もあった。さらに、入所期間についても各団体で異なり、運営するシェルターの支援の特徴やこどもの特性に応じて対応していることがわかった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

（ア）入所の主訴については、家族関係に問題を抱えている点が共通していた。

- *精神疾患を抱えているか抱えていないかは人によって違うが、家族関係が良好でないと自覚しているこども・若者が 100％である。（F 所）*
- *入所の事由に関しても、背景に虐待があるという点は今後も変わらないように思う。（A 所）*
- *妊娠してしまった、家を追い出されてしまったなど、目の前に大変な状況が差し迫らないと、自分が困っていることに気付かないのは、全員共通していると感じる。（E 所）*

（イ）入所経路については、各団体様々であるがこども・若者が団体に直接相談してくるケースの割合が増えていた。

- *近年 DV からの避難は増えている。事業を始めてすぐは知り合い同士や、団体が既に知っているこども、施設を出て繋がっているケースが多かった。今年は徐々にではあるが、元々繋がっているこどもというより、シェルターにピンポイントに連絡して逃げてくるこどもの割合が増えている。（H 所）*
- *入所経路としては、家庭から直接シェルターに入ってくるこどもが多く、毎年変わらない。児童養護施設から移ってくるこどもや家出・野宿をしていたというこどもがいないわけではないが、家庭から直接逃げてくる方が圧倒的に多いというところは変わらない。（A 所）*
- *入口の経路は３つあり、街頭の声掛け、他機関からの依頼、HP からのボランティア募集、となる。いずれも、信頼関係がある上で宿泊するという部分は欠かせない。（F 所）*
- *入所経路は本人から相談がある場合や、当該施設出身者の後輩である場合、こどもの権利に関する弁護士からの紹介などが多い。（C 所）*

（ウ）利用頻度について、運営するシェルターの支援の特徴により、入退所を繰り返すこども・若者が多い場合も、そうでない場合もあった。中にはレスパイトを目的とし

た利用が多く、定期的に利用する者がいるという所もあった。

- *里親や自立援助ホームに入所したがうまくいかないといったこどもたちの受け皿にもなっている。施設に行ったがうまくいかず戻ってくるこどももいるので、複数回入所するこどもも増えている。何度も利用する方は一定数おり、障害のある方で繰り返されている方もいる。(B所)。*
- *複数回入所する方は今のところいない。退所後もサポートしているため、シェルターに戻ってくることはない。(E所)*
- *リピーターは少なく、退所後はほぼ一人暮らししている。(H所)。*
- *10人に1人くらいの割合で、入所を繰り返すこどもがいる。(C所)*
- *定期的に来て泊まる、必要な時に泊まるといった形になっている（中略)。当団体では、保護者の気分が悪くなったり、本人の気分が悪くなったり、そうした時に再び泊まれる場所があったらよいと考え、定期的に泊まることのできる形にしている。一時避難としての1日ずつの単発利用、レスパイトを目的とした利用が多い。(F所)*

(エ) 入所期間について、運営するシェルターの支援の特徴やこどもの特性に応じて対応していた。

- *利用期間については、長い人は数年、短い人は数日、人それぞれだが平均すると2か月程度。こどもによって事情は個別に違う。受け入れをはじめたばかりの頃よりも利用期間は長くなっている。(B所)*
- *入所期間は2か月以上の方が100%を占めている。2か月から3か月の期間に、行政機関や支援施設につなげ、そういった自立までの手続きを実施して退所に向かう。(E所)*
- *入所期間は人により様々であり、少年院から出て2か月間入所し、住み込みの就労が決まり退所するケースもある一方、16歳で行き場がなく入所し20歳を迎える年に退所するこどももいる。(C所)*
- *一般には、シェルターへの入所期間は2か月程度であると説明している。(A所)*

③入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか)

入所経路については、年齢による違いや事例の特徴による違いはあまりないという意見が多かったが、一部、18 歳未満は児童相談所を経由することが多いとする団体も

あった。各回答のコメントは以下の通りである。

- *年齢やケースの特徴での違いはなく、当事者の方それぞれが様々な問題を抱えている。いずれにせよ、シェルター対応が必要という人たちは、様々な経路や状況から繋がっており、多様である。(E 所)*
- *18 歳未満の方から直接シェルターに相談があったケースの中には、当方から児童相談所に虐待通告をするケースもある。その場合には一時保護委託として取り扱われる。(A 所)*
- *18 歳未満であれば児童相談所を経由して利用するケースが多い。それ以上の年齢になると障害のある方が多く、相談支援事業所、区の障害高齢課、生活困窮の自立相談支援窓口からの紹介が多い。(B 所)*

＜施設での生活について＞

④（施設内の生活で制限や決まりがある場合）どのような理由で制限や決まりを設定したのか

施設内の生活で制限や決まりについては、スマートフォンなどの通信機器の制限、建物内での火気使用の禁止、入居者以外の出入りの制限について意見があり、いずれもこども・若者の安全確保を理由とするものだった。スマートフォンなどの通信機器の制限については、加害者による追跡の懸念、児童相談所による制限、外界からの刺激から距離を置くといった理由が見受けられたが、一方で、必要最小限の制限にしたり、ケースバイケースで対応をしたりするという声もあった。また、建物内での火気使用の禁止や入居者以外の出入りの禁止は、事故や犯罪などのインシデント防止を理由としていた。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア) スマートフォンなどの通信機器の制限について、加害者による追跡の懸念、児童相談所による制限、外界からの刺激から距離を置くことなどを理由としていた。なお、制限については全面的に禁止しているだけではなく、必要最小限の制限にしたり、ケースバイケースで対応をしたりするという声もあった。

- *制限する理由として大きく２つある。一つ目の理由は追跡の懸念である。GPS 機能により居場所が分かる場合や、こども本人が SNS に投稿した際に発信場所としてチェックポイントがついてしまう場合がある。中には居場所を追跡する保護者もおり、万が一シェルターの情報が世の中に出てしまうとその情報は取り戻せないし、シェルターの継続にもかか*

わってくるので、重要なルールとなっている。（中略）二つ目の理由は、入所中は、これまでの自分と今後の自分について、心静かに向き合っていただきたいと考えているためである。スマートフォンの中にはたくさんのゲームがあったり、友達とつながっていたりと、安心感や交流のための大切な宝物になっていることは重々分かっているが、不安な気持ちをゲームなどの刺激で流すことをせず、大人に話す、あるいは自分の中で書き留めるといった行為で見つめてほしい。様々な刺激や騒音からいったん距離を置くという意味でも、スマートフォン等の通信機器を施設に預けることをお願いしている。（A所）

- *通信機器について、児童相談所を通して受け入れたこどもは児童相談所が携帯電話の使用の可否を決めており、それによって預かる場合がある。また、通学ができるこどもたちを受け入れる場合は児童相談所が携帯電話を持てるようにしているが、そうでない場合には携帯電話の使用が制限されているこどももいる。使用許可がある場合でもトラブルが発生すると施設で預かるようにしている。例えば、夜中に大声で通話したりゲームをしたりして、生活リズムが崩れてしまうことがあると、使用の時間を制限する場合もある。なお、使用できるこどもとそうでないこどもがいるので、居室以外の共用部分で使わないようお願いしている。（B所）*
- *基本的には携帯電話やスマートフォンの持ち込みは制限していないが、ケースバイケースで対応している。例えば、かつてクスリをやっていたことのある入所者に対しては、SNSで繋がる異性からの誘惑の懸念もあったため、プリペイド携帯を貸し出していた。というのも、Wi-Fiが繋がる環境であれば、契約期限が切れているものでもSNSは利用できてしまう。よって、プリペイド携帯のみを渡して使用するというルールとした。（C所）*

（イ）建物内での火気使用の禁止や入居者以外の出入りの禁止について、事故や犯罪などの防止を理由としていた。

- *シェアハウス型の施設は建物内での喫煙等の火気使用と入居者以外の出入りを禁止している。火気の使用は事故防止の観点から、入居者以外の出入り禁止は犯罪防止の観点からである。（G所）*
- *施設に入っていただくということは、その人に責任をもつということと同じであると考えている。例えば、その人が様々に人を部屋に呼んでしまって、何か事故が起こってしまったり、オーバードーズをしてしまったり、そういったインシデントを防ぐためにルールを設けている。言い*

換えれば、入所した若年女性自身を守るためにルールを設けている。(E所)

- *賃貸物件であるため賃貸上のルールがある。例えば、そこで花火をしてはいけないといったもの。メンバーやボランティアが許せる範囲で過ごせばよいと思っている。利用者も一緒に活動している仲間とみなしているので、利用者に限った色々なルールを設けてはいないが、メンバーが驚くようなことがあれば本人に伝えるようにしている。(F所)*

⑤年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか)

年齢によって制限や決まりの違いはなく、こどもの特性に応じて対応を変えているとする団体や、DV を主訴として入所する場合は、通信機器の制限や外出制限を行うとする意見があった。また、児童相談所の一時保護委託を入所経路とする場合は、児童相談所との取り決めに従っているとのことだった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア)年齢ではなく、こどもの特性に応じて対応を変えているという意見があった。

- *杓子定規に一律に禁止するのではなく、そのこどもが本当に必要としているものに関して大人が何か提示できるものがないかという視点でその都度検討している。(A所)*
- *年齢は異なるが、様々な事情を抱えているこどもたちには精神的に幼いと感じる人が多いからか、正直あまり変わらない。(H所)*
- *違いは年齢によるものではなく、こどもの特性に応じて設ける。(C所)*

(イ)DV を主訴として入所した場合について、通信機器の制限や外出制限を行うとする意見もあった。

- *DV が背景にあるケースの場合は携帯電話の使用を制限し、電源を切ってもらう。また、今いる場所を誰にも教えないことをお願いする。ただ、DV が背景にあるケースの方が当施設を利用する理由として、近辺の DV シェルターでは携帯電話を使用不可としている点があるので、当施設では必要な通話であれば許可している。ただし、その場合においても GPS 機能を切り、この場所について話さないようお願いすることは徹底している。また、道路に面している部屋と面していない部屋とがあるので、DV ケースは道路に*

面していない部屋に入居してもらい、外出は控えていただいている。(B所)

(ウ)児童相談所の一時保護委託を入所経路とする場合については、児童相談所との取り決めに従っているという意見があった。

- *使用の制限やルールについては、児童相談所から受け入れが決まった時点で携帯電話を持っているか否かを確認する。児童相談所の職員から制限やルールについて事前に伝えてもらっているため、施設が制限しているのではなく児童相談所が制限しているのをこどもも理解している。(B所)*

⑥できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

できる限り制限や決まりを設けないような工夫として、本人と話し合いを重ねる、制限やルールを設けるとしても本人の説明や動機付けを行うようにしているとの意見があった。

また、こども・若者のニーズに配慮してできる限り制限や決まり自体を設けないようにしているという意見のほか、決まりを設けてもシェルター側の人員体制の問題から管理できないという意見もあった。

さらに、制限や決まりがあっても過ごしやすい雰囲気づくりを心掛けているとの意見もあった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア)できる限り制限や決まりを設けないような工夫として、本人と話し合いを重ね、制限やルールを設けるとしても、本人の説明や動機付けを行うようにしているとの意見があった。

- *施設側と利用者側が、お互いを理解し合い、利用者本人の意思を尊重することを大切にしている。本人の意思を尊重するためには話し合いを行い、話し合ったことが実施できていれば、制限の必要がなくなってくる。(E所)*
- *本人と話して決めるということに尽きる。できる限り本人に決めてもらえる方向に持っていく。選択肢を提示し、リスクのメリット・デメリットを説明すれば選択してくれる。本人の状況を見ずに押し並べて全部禁止すると、そもそも安全な居場所に来てくれなくなり本末転倒である。(H所)*
- *あくまでもルールを守ることであなた自身が守られることになると伝え、しっかりと動機付けをしている。(中略)毎日声をかけ、ご飯に連れて行*

き、一緒に料理をつくるといった、つかず離れずの状態で自分に関心を持ってくれている大人がいるというのは、こどもにとって居心地のいい空間になっていると思う。この関係や空間を逃したくないと思ってもらえるため、ルールの逸脱は多少どうしても起こるが、安定的に暮らしてもらえている。(C所)

- *若年女性が情報を得るにはスマートフォンが頼りとなる。彼女たちにとって、スマートフォンは一つの必需品であり、それを禁止されるならばシェルターにはいかないとなる。そうなるよりも、スマートフォンの使い方を話し合う形で対応した方がいいと考えている。DV シェルターに関して、スマートフォンを禁止しているのは加害者がいるからであり、それ以外の場面においては、その人自身が生きていく上での自由を奪う必要はないと思っており、必要最低限の制限にしたいと考えている。(E所)*

(イ) こども・若者のニーズに配慮してできる限り制限や決まりをそもそも設けないようにしているという意見があった。

- *制限をなるべく設けないようにしているのは、決まりがあるなら施設にいられないというこどもが多いためである。最低限の法律的なルールは守るようにしなければ、例えば今後、賃貸等を契約して借りることになっても結局は居場所を失うことになってしまうのだが、今日、明日に住むところがない人に対しては、決まりを守ることができないことを理由に入所せず路上で生活していくよりは、できるだけ泊まりやすいよう制限や決まりをなるべく設けない方が安全だと考えている。(G所)*

(ウ) 制限や決まりがあっても、過ごしやすい雰囲気づくりをしているとの意見があった。

- *できるだけ決まりがあっても過ごしやすい雰囲気づくりをしている。外出も携帯電話の使用もできないとなるとストレスがたまるので、話し相手になるなど、他の楽しみを作るようにしている。食事を工夫したり、テレビをおいたり、ストレスがなるべくたまらないように職員が接したり話をよく聞いたりしている。(B所)*

(エ) 制限や決まりを設けてもそれを守らせるための体制がとれないとの意見もあった。

- *規制をかけても管理がしきれないという現実もある。（D所）*
- *運営側の都合としても、人件費のこともあり、シェアハウスに管理人をおくことは不可能である。管理人をおかないのに利用者にルールを守っていただくことは難しい。確かめられないルールを設けても仕方がない。（G所）*

＜支援内容について＞

⑦入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

入所者を対象に行っている主な支援内容として、相談支援、身の回りの生活支援、就労支援・居住支援、就学に関する支援、病院や行政手続きなどの同行支援、安否確認、自立支援などをおこなっており、いずれの団体においても様々な支援メニューを柔軟に組み合わせて対応していることがわかった。各分類の支援内容に関するコメントは以下の通りである。

（ア）相談支援

- *現在の入居者のうち何人かは就労訓練事業所にシフト制で入っているため、毎日顔を合わせている。それ以外にも様々な相談をLINEで受けており、連絡がない日はない。「今しんどいんです、どうしたらいいですか」「お話できる時間ないですか」といった連絡があり１～２時間話を聞いたりすることが日常的にある。（G所）*
- *入所者１人につき、週に１度はスタッフが食事に連れていっている。一緒に食べることで気軽に相談でき、困ったら助けてほしいと言える環境を作っている。（C所）*
- *一緒にいてほしい、話をきいてほしい、友達になってほしい、といったものが求められている。専門機関のような対応ではなく、あくまで同世代や仲間といった。信頼でき、安心できる相手を一番欲しているように思う。本人が信頼できる・安心できる人が１人できる、それはピアな関係かもしれないし、カウンセリング機能を期待している子や、リフレーミングを期待している子もいるかもしれないが、結局のところは、モチベーションや生活が向上・改善する関わりをしてくれる人であれば誰でもいいのだと思う。（F所）*

（イ）身の回りの生活支援

- *シェアハウス型の施設には週に３回は掃除に行くようにしている。ゴミを集めたり、流しやトイレ等の水回りの掃除をしたりする。きれいな状態になっていなければトラブルになることもあるので、トラブル防止の面でも掃除に入っている。（G所）*
- *食事に関しては、基本的にシェアハウスにて調理ボランティアの人が作っているが、必要に応じてシェルターとしての利用者やワンルームタイプのシェルターで生活が成り立っていないこどもに届けられるような仕組みになっている。自立援助が本人たちの喫緊のニーズであるため、平日の夕飯しか出さない形にしており、朝昼や週末は本人が作ったりコンビニで買ったりしてトライアウトできる空間を用意している。ただし、お米やパン、軽食は用意しているため、家賃さえ払っていれば飢え死にするようなことはない。（H所）*
- *一人暮らしの練習ができるのが特色だと認識しているため、お米の炊き方、食材の調達、一人での買い物などを支援している。買い物については、趣旨を理解いただいている方からの寄付から１日 1000 円を渡し、それを使って買ってもらう。（C所）*

（ウ）就労支援・居住支援

- *まずは生活の場を保証した上で、就労支援と居住支援を同時に行うことを大切にしている。今日から住む場所と働く場所をセットにして提案したいという趣旨である。働ける人は生活費が担保できる環境を提供している。具体的には、就労訓練事業所にてアルバイトとして雇い、仕事をしていただく。（中略）入居して全くお金がない人もいるため、仕事に来て２時間くらい働いていただき、１日１食はまかないがでるため、お弁当とお給料を渡して帰っていただくような形である。（G所）*
- *一般的な職探し、例えばハローワークなどの求人から応募したいといったこともサポートする。有難いことに、当施設について理解してくれている事業所があり、そこでのアルバイトに関しては、本人が希望すればいつでも受け入れてもらえるようになっている。（G所）*

（エ）就学に関する支援

- *以前、通信制に通う高校生が生活していた時は、スタッフが保護者対応を実施した。（C所）*

- *専門学校や大学に通っているこどもは普通おり、高校生の場合は他のこどもに比べて手厚くフォローアップしている（H所）*

（オ）通院や行政手続きなどの同行支援

- *通院の同行、法的手続きなどといった場合には必要応じて連絡をとり、会うようにする。（E所）。*
- *様々な手続きや申請を一緒に行うこと。（G所）*
- *生活保護や障害年金といった行政手続き、あるいは借金等の金銭的な整理をする場合は弁護士につなげるなどといった、司法手続きにつなげる。（E所）*

（カ）安否確認

- *リストカット、オーバードーズなどの事態を防ぐために察知できるよう、定期的に連絡をとるようにしている。入所者には１日１回の定時連絡をお願いしているが、こちらから電話やLINEで連絡をしたりして最低限の安否確認を行う。（E所）*

（キ）自立支援

- *自立に向けた支援が主である。（E所）*
- *今後どのように生活していくかを話すにあたり、生活保護の検討や就労支援は避けて通れない。本人が自立して生活していくために必要な支援は全てやらざるを得ないため、それが当たり前だと思っている。（H所）*

（ク）他機関・他団体へのつなぎ

- *障害を持つこどもやいわゆるボーダーと考えられるこどももいるが、どこの支援機関にもつながっていないこともあるため、相談支援機関につないだり、役所の担当者も交えて、今後の支援機関について検討したりする。（B所）*
- *入所中に連携する民間団体や、支援を繋ぐ先としての民間団体、双方と連携する機会があり、ケースバイケースである。例えば、外国籍の行き場のない若年女性が当施設につながった場合は、外国籍の方への支援団体と連携して支援を進める。（E所）*

(ケ) その他

- *（下記はシェルターでの支援に限らず、アウトリーチや立ち寄り所等で繋がった方全体に係る支援であるが、）妊娠や性感染症に関する相談が多い。病気に罹っていたら治療であるし、妊娠していたら中絶、出産も視野に入れ、今後を一緒に考える。出産する場合は、専門的な知見を持っている団体に協力を得つつ、出産後は自治体の手続きの支援をする。件数は多くないものの繁華街ならではの相談として夜職の退職にかかる相談もある。風俗店を辞めさせてもらえないためどうすればよいかといった内容である。お金がなくて違法カジノに行ったが借金を抱えてしまい、闇金で借金を作ってしまったという相談もある。（D所）*
- *行政機関も巻き込み、ケース検討会を実施する。当施設に関係機関の方を招いて実施することもあり、ケースバイケース。（E所）*

⑧支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

支援内容について、年齢による違いはなく、こどもの特性に応じて対応を変えているとする団体があった。一方で、義務教育下にあるこどもの入所の場合は、通学に配慮し、学校と連携するなど対応に違いがあることも聞かれた。

(ア) 年齢による違いではなく、こどもの特性に応じて対応を変えているとの回答があった。

- *（年齢による違い等はなく）おおよそ同じである。（A所）*
- *対象となる方によって支援をオーダーメイドしている。（C所）*

(イ) 義務教育下にあるこどもの入所の場合は、通学に配慮し、学校と連携するなど対応に違いがあるとの回答があった。

- *義務教育にある年齢のこどもが入所した場合。その場合には早く学校に通うことのできる環境を整える必要がある。一般には、シェルターへの入所期間は２か月程度であると説明しているが、義務教育にある年齢のこどもに関しては、児童相談所に二週間を１つの区切りと考えてほしいと伝え、できるだけ早く学校に通えるように一時保護委託の変更や、場合によっては学習環境がより整っている一時保護所への変更をお願いす*

ることがある。また、こどもに対しても、義務教育なので早く学校に通わないといけないと伝える。(A所)。

⑨退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

退所に向けた支援として、多くの団体が、こども・若者が退所後にも気軽に相談できるような関係づくり、こども・若者と繋がり続けるような支援が重要だと考えていた。また、本人の納得感が伴う支援や、退所後に係る支援者や支援機関の調整、一人暮らしを見据えた生活スキルの支援なども重要だとの意見があった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア) 退所後にもつながることのできる関係づくりが重要だと多くの団体で考えられていた。

- *例えば他の都道府県からDVを理由に逃げてくる18歳～20歳の若者は頼るところがないので、いつでも頼ってよいのだと思ってもらえるよう、退所のあとも関わりを持ち続ける。しかし、いつまでも支援を続けることは難しいので、どこかで支援する先にバトンタッチできるよう調整する。退所しても困ることのないような、仮に困っても相談できるような関係性づくりをしている。(B所)*
- *アフターケアについては、退所した方もつながっているため、困ったことがあったらいつでも連絡をくれるようになっている。今少し具合が悪いから精神科に一緒にきてほしい、動けなくなってしまったなど、彼女たちの方からSOSが来てサポートする。月に1度生理用品や食品を配る活動をしており、その場にきてもらうと定期的に様子がわかるため、そこで話を聞くこともしている。(E所)*
- *団体を卒業するという概念はない。OBOGになると来づらくなってしまうからである。社会的養護においては卒業してアフターケアが始まっても相談しにくいことが問題になっており、そのような現状において、現役メンバーと退所したメンバーとで線引きすること自体がナンセンスだと思う。人間関係をわざわざ切る必要はないのではないかと考えている。(F所)*
- *本人の希望もあるが、例えば生活保護につないだら終わりということではない。繋がったものの孤立を深める方はそれなりにいる。(中略)公的な支援に繋がった後においても、定期的にフォローする必要があると感じている。(D所)*

（イ）本人の納得感が伴う支援が重要だとの意見があった。

- *本人の納得感が伴うかが重要だと思う。大人があなたの行き先を見つけてきたから、明日からここに移動しましょうと提示したとしても、果たしてそれがこどものその後の生活の安定、安全に結びついているかというと心配なところがある。こども本人に選んでもらったり、決めてもらったりというプロセスを慎重にとっている。（A所）*
- *職員からこのような人生を送るべきだと伝えるのではなく、本人が送りたいと望んだ人生を送るための支援に会話の方向が向かうようにしている。（H所）*

（ウ）退所後に係る支援者や支援機関の調整が重要だとの意見があった。

- *シェルターから出た後は基本的にシェルターの職員がこどもと会わないようにしており、関係が切れる。そのため、その後のこどもたちとつながっていくのは、児童相談所の児童福祉司や弁護士となり、こどもにとって有益な情報や乗り越える課題を共有するのは、児童福祉司や弁護士であることの方が望ましいと思っている。（A所）。*
- *障害を持つこどもやいわゆるボーダーと考えられるこどももいるが、どこの支援機関にもつながっていないこともあるため、相談支援機関につないだり、役所の担当者も交えて、今後の支援機関について検討したりする。またメンタル面の不調があっても受診できていない場合は、病院へつなぐことがある。（B所）*

（エ）一人暮らしを見据えた生活スキルの支援が重要だとの意見があった。

- *調理だけでなく生活スキル全般が不足しているこどもが多いため、部屋の掃除、洗濯など、自分自身で家事をやってもらう。また、施設のホールで、地域食堂を行っているので、そこで地域の方と交流する場がある。高齢者や障害を持つ方とも自由に交流できるように、そこで会話するなど、社会性を高めることのできるような時間を作り、世の中には多様な人がいるのだということの理解が進むようにしている。（B所）*

⑩課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

こども・若者の抱える困難な状況が多様であり、特に精神疾患等の事情のあるこども・若者への支援や介入に課題を感じるといったことが聞かれた。また、施設での生活や運営において、制限がある中での過ごし方、管理人が不在であるがゆえの支援の行き届かなさ、家賃等の金銭的なスキームについて課題を感じている団体もあった。さらに、家族支援の必要性、本人の生きる気力で支援の効果が変わる場合があるといったことも示された。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア) 精神疾患等の事情のあるこども・若者への支援に課題を感じているとの意見があった。

- *重い精神疾患の利用者もいるため、シェルター内での自死が一番恐れており、それを防ぐことが課題である。(E所)*
- *暴力が手放せないこどもに対するアプローチや、精神疾患に対するアプローチの選択肢が現行制度において少なすぎるように思う。(H所)*
- *路頭に迷っている、自閉症がある、トラウマやPTSDを抱えている、といったいわゆる難しいケースは、どの機関からも関与が難しいと言われる。(中略)全国的にも課題であると考える。(H所)*
- *ホストクラブに行くために体を売ることをやめられない人に対する介入が難しい。(D所)*

(イ) 施設での生活や運営において、制限がある中での過ごし方、管理人が不在であるがゆえの支援の行き届かなさ、家賃等のスキームについて課題を感じているとの意見もあった。

- *日課は特になくそれぞれが自由に過ごすが、限られた場所での生活となるので1週間や10日もすれば飽きてしまう。そういう意味ではシェルターの中で生活をするという特殊な状況をこどもたちに乗り越えてもらうツールが必要であり、特にインターネットが使えない点に限界を感じるが、ボードゲームやDVD、テレビゲーム、漫画を揃え、職員やボランティアスタッフが話し相手や遊び相手になるなど、生活に何かしらの彩りがあるように工夫している。(A所)*
- *経営者・管理者としては常駐者がいると助かる面はある。法改正によりシェルターの常駐者に人件費を助成する話がでていると聞いている。当団体のように、自由に活動している施設も該当するのか難しいところだと思うが、人件費が助成されれば大変助かる。やはり、常駐した時に1*

万円程の手当を出したい。仕事を休んで泊まる方もいるし、学生も余裕がないだろう。自立援助ホームやファミリーホームが羨ましいと思ってしまう。(F所)

- *シェルターの家賃は常に悩ましく、全てを無料にするメリット・デメリットについては常に考えている。可能なこどもに関しては微々たるものだが家賃をもらい、難しい場合にはいつか返してもらえればと伝えて無料で使ってもらうこともある。お金のスキームをどうするかというのは悩んでいる。(H所)*

(ウ)本人への支援だけでは限界があり、家族支援の必要があるとの意見があった。

- *児童相談所を通して受け入れているこどもたちの背景に、両親自体が抱えている問題を感じることがある。例えば、親の精神的な疾患や障害の影響が出たり、生活困窮なども影響が出たりする。家族支援が必要ではないかと思うが、そこに対して当施設が直接調整できず、関わることができないもどかしさがある。(B所)*

(エ)本人の生きる気力に支援の効果が左右されるとの意見があった。

- *本人自身が、自分が生きていることを継続させていこうと思っていない時は、こちらがどのような関わりや提案をしても受け入れることは難しい状況になってしまう。逆に、本人が自分を生かしていこうと思っている時は、こちらの提案も伝わり受け入れてもらえる。仕事に来ればお金になるといった、行動を起こせば必ず結果になるようわかりやすい環境を作っているが、「別にもう生きていなくていい」となった時は、何もできない。(G所)*

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

多くの団体が、こども・若者が民間シェルターに求めていることとして、安心・安全に過ごせることをあげていた。また、こども・若者が民間シェルターに求めていることとして、自由に過ごせることをあげている団体も複数あった。こども・若者のニーズについて、安心や安全が確保された上で、自由に過ごせる場所であることが求められてい

ると、民間シェルター団体が考えていることがわかった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

（ア）こども・若者のニーズとして、安心・安全な環境の確保を求めているとの意見があった。

- *まずは安全安心に過ごせる場所の提供を求められているのだろうと思う。緊急一時的な場所としてのシェルターを求められている。（B所）*
- *物理的にその日に泊まることができる部屋を一番求めていると思う。外に泊めてくれるような仲間がいたとしても、おそらく長期間その家にはいられず、自分がいられる部屋が必要になる場面があると思う。そういう時にこども・若者は連絡してくることが多い。（G所）*
- *支援を必要としている多くのこどもは、大人にたくさん傷つけられてきている。そのため、シェルター職員にも敵意がある。彼女たちと対峙する際に、上から目線ではなく同じ高さの目線で一緒に考え、自分を受け入れてくれると本人たちが思えるような大人が必要だと思う。シェルターもそういう役割を果たす必要がある。（E所）*
- *物理的に助けてくれる人である。現在の社会の中にはそのような人がいない。また、寝ることができる場所も求められている。（H所）*
- *夜くらいは体を触られることがない、モノが取られることがない、安心して眠れる環境が欲しい、という子も多い。（D所）*

（イ）こども・若者のニーズとして、シェルターでの生活の自由度が挙げられた。

- *主導権をもって自由に利用できるかどうかであり、主導権が管理者にとられ、支配・服従の関係となると、そのような屈辱を味わってまで利用したくないとなるだろう。福祉を利用する人はこの程度は我慢しなくてはならない、と強いる劣等処遇が現在も続いている。福祉を利用する人は管理されて当たり前のような状況があるが、それは人間としての尊厳を奪うものだと考えている。特に、若者は大人への移行期である。旧体制的な支援というよりも管理を実行するのは、違うと思っている。管理と引き換えに衣食住を提供することは実施しない方がよいと思う。（F所）*
- *ルールが受け入れられない子が多い。スマートフォンを一瞬でも手放すというのが不安になり、それならばそのような所に入らず外にいると選択することが多い。最低限のルールは必要だが、極力ルールに縛られて*

いると感じないような工夫をする必要がある。(D所)

⑫ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

シェルターを運営する側から見て、こども・若者がシェルターの入所に至らない理由として、シェルターに対して怖い、不安、ルールが厳しい、手続きが煩雑であるといったネガティブなイメージを抱いているのではないかとの意見が多かった。また、こども・若者自身がシェルターに入らなければならないような状況にあるとのニーズを自身で認識できない状態にあることが多いとの意見もあった。その他、金銭的な負担感、集団生活に抵抗がある、保護者との共依存関係、世帯（親）自体に支援拒否の姿勢があるといった理由もあげられた。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア) こども・若者にとってシェルターが不安・怖いといったイメージがあるのではないかという意見があった。

- *シェルターがどのような生活の場所でそこに入ったらどうなっていくか分からないでいるので、今いる不安定な場所とシェルターという分からない場所、どちらに行くことも怖い状況なのだと思う。それに関しては、情報発信の不足ということもあるが、シェルターという施設の性質上、場所の開示が難しい部分がある。また、スマートフォンや友達との交流はハイティーンのこどもにとって重要であり、いったんそれを手放してシェルターに来るよう伝えるからには、自分たちがそれ以上のものを提示できるのか悩みが続くところである。(A所)*
- *若者にシェルターの中身を知られていない。シェルターに行けば安心できるといった認知がされていない。(E所)*

(イ) こども・若者にとってシェルター入所の手続きが煩雑なのではないかといった意見があった。

- *シェルターに入所する際、ルールや手続きが複雑であり、児童相談所に相談し直す必要が出てくるなど、そういう過程を重ねて、児童相談所をはじめとした公的機関と関係性が悪化していくことがある。民間団体は本人が選択して関われるよう、柔軟に対応していくべきだと思う。(F所)*

(ウ) こども・若者自身がニーズを認識できない状態にあるのではないかという意見があった。

- *自分自身の現状において、ニーズを感じていないこどもがほとんどであり、よりひどい状況になってからニーズを認識していると感じる。早い段階で、「自分は支援が必要なのだ」と認識できるようなステップがあればいいと思う。（E所）*

（エ）金銭的な負担感があるのではないかという意見があった。

- *18歳未満の児童相談所が関わるケースの場合には委託費で本人の負担なく利用できるが、18歳以上で児童相談所が関わらない場合、特に緊急性が低い場合には、自費での利用となり本人の負担が増えるため、負担の少ない他所を利用となることがある。（B所）*

（オ）過去のトラウマから集団生活に抵抗があるのではないかという意見があった。

- *家庭の中で様々な出来事があったり、小学校や中学校の集団のなかでのトラブルがあったりした子などは、集団生活をトラウマに思ってしまう場合もある。G所）*

（カ）保護者との共依存関係により家庭から離れられないこどももいるのではないかとの意見があった。

- *家庭から離れられないこどももいると感じる。保護者と共依存の関係となり、離れたいけど離れられないと何年も施設の入所を考え、悩んでいる方もいる。（G所）*

（キ）世帯（親など）自体に支援拒否の姿勢がある場合もあるとの意見があった。

- *世帯によっては支援拒否があり、関わってほしくないと思う世帯はいるのだと思う。（B所）*

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

未成年の場合は、児童相談所に事前相談や一時保護委託を依頼したり、必要に応じて弁護士と連携して対応するといった回答があったが、基本的には未成年の受け入れは

実施しないと答える団体もあった。保護者への連絡や関与に関しては、ほぼ連絡や関与はしないとする団体がほとんどであり、連絡や関与をするとしても、児童相談所や弁護士を通して行い、施設が直接保護者と連絡をとり、入所の同意を得る方針の団体はほとんどなかった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

（ア）児童相談所に事前相談や一時保護委託を依頼したり、必要に応じて弁護士と連携して対応するといった回答があった。

- *未成年者から直接相談があった場合には、緊急保護をした上で児童相談所に一時保護委託をかけるよう依頼する。（A 所）。*
- *受け入れの年齢については、18 歳以上とは限っておらず、必要に応じて受け入れる予定である。これまで 18 歳未満を受け入れたことはないが、弁護士と連携して受け入れる体制は整えている。（E 所）*
- *18 歳未満の方からの相談がある際は、最初に児童相談所へ相談するようにしている。公的な場所がこちらの事情を知ってくれているということだけで安心することができ、もしも自分たちの支援内容に危険性があれば助言をくれるだろうと思っている。様々な機関に相談し、役所とも連携しているため、まずはそういった制度を使用したサービスを提案するが、それでも難しく当方の自主事業であるシェルター（シェアハウス型の施設）しか支援する術がないとなった場合は、検討結果も含め、本人の意思等も残し、保護者に連絡が取れる状態であれば手紙などで最初の支援の段階で知らせておきたいと思う。（G 所）*

（イ）基本的には未成年の受け入れは実施していない団体もあった。

- *基本的に 18 歳以上のこども・若者が宿泊でき、未成年は泊めたことがない。（中略）また、本人とも相談する。「法律では一応こうなっていて、僕たちはこう考えていて、僕たちができることはここまで」と伝える。未成年に関しては、関係機関等につながる際、「このケースは家に戻すと危ない」と伝えており、出会ったこと自体に無駄はないと前向きにとらえている。（F 所）*

（ウ）保護者への連絡や関与については、ほぼ連絡や関与はしないとする団体がほとんどであり、連絡や関与をするとしても、児童相談所や弁護士を通して行い、施設が直接保護者と連絡をとり、入所の同意を得る方針の団体はほとんどなかった。

- *一時保護委託となると、連絡はすべからく児童相談所からしていただく形となる。ただ、18歳から20歳の入所者の場合には、児童自立生活援助事業委託を短期でかける判断をしていただいている。この場合は、必ずしも保護者への連絡の義務が児童相談所にあるわけではなく、弁護士が連絡をする。こどもが18歳になる以前から保護者と（当団体と）の間で関係（やりとり）があった場合は、ケースバイケースで対応している。（A所）*
- *万が一、親からの奪還を防ぐため、親とは全く連絡を取らないことの方が多い。未成年であっても児童相談所を介して一時保護委託を受けているわけではないため、基本は親に連絡をしていない。未成年の場合は、没交渉であるからシェルターに来ているという理解で対応している。これまで未成年者の入所において、親と問題になったことはない。（C所）*
- *本人の意思で当団体に来ているのは、親にそのことを知られていない子がほとんどである。親の監護権をゆがめるようなことはできないので、23時を過ぎるなどよほど法律に反しない限りは、本人の意思を尊重して、わざわざ積極的に保護者に連絡することはしない。（F所）*
- *保護者への連絡はケースバイケースだがほぼ行うことはない。経験上気を付けていることとして、保護者側が加害者に回ることがあるご家庭の場合は必要以上に親御さんと関係性を持たないようにしている。本当に必要になった際は、警察や児童相談所に連絡を入れる。（H所）*
- *親御さんの同意の下で入るか、児童相談所から了承をもらって入るか、児童相談所も手を出せず親の同意も取れないグレーゾーンを児童相談所や警察公認の上で受け入れるという３パターンある。ただし、親御さんの同意を持って入ることはほぼない。（H所）*

⑭（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

施設を周知させるための広報上の工夫について、インターネット上での周知や関係機関に対する周知を実施していると答える団体が多かった。また、街頭での声掛けやＳＮＳ相談などの、アウトリーチ活動を行っている団体もあった。さらに、秘匿性を担保できるような工夫をしているとの意見もあった。

（ア）インターネット上での周知や関係機関への周知をしている団体が多かった。

- *従前からホームページ、ブログ、ニュースレター（会報）を運営。2023年*

から Instagram を開始。（A 所）

- *積極的な広報はしていないが、公開情報（団体 HP、スタッフブログ、ニュース記事等）や、街頭アウトリーチ、当事者同士の口コミなどにより、入所に繋がっている。（D所）*
- *児童相談所と市役所に対し、必要がある方がいれば声掛けをお願いしている。それ以外では、ＨＰでの周知を行っている。（G所）*
- *中学や高校へデートＤＶの講習へ行く機会があり、そこで SNS 相談に繋がる QR コードが記載されたカードを配るなどしてアクセスできるよう周知している。（E所）*
- *LINE 相談やホームページ上での告知以外に、関係機関への広報を実施している。スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）に関しては社会福祉士会、また、都道府県の弁護士会と連携をしている。また、児童相談所や施設等、SOS を拾う立場にある人とは関係づくりをしている。講演活動も多いため、更生保護施設や学校に普及啓発をする機会もある。（H所）*

（イ）街頭での声掛けや SNS 相談などのアウトリーチ活動をしている団体があった。

- *SNS 相談を実施しており、８か所のシェルターがあり、その８か所でシフトを組み、平日の 10 時から 22 時まで相談を受け付けている。（E所）*
- *アウトリーチについては、言語コミュニケーションではなく、着ぐるみなどを着て言葉以外の視覚的な情報を使うことで、こども・若者に対して表現の自由をお互いに保証している。そういった面から、困りごとや悩みごとも含めて共有しやすいのだと思う。最初にちらしやポスターという広報をきっかけに相談できる子はそれでよいと思うが、ちらしやポスターからのアプローチはケアではなく情報発信であり、それだけでは信頼できないと思うこども・若者もいる。当団体は、そういった意味では対面による言葉以外の方法でコミュニケーションを絶やさないことを心掛け、ケアの４原則に沿って、見る、話す、立つ、触れるといったことを実施して信頼関係を築いている。特に「触れる」ということは難しいだろうが、当団体のメンバーは、同性でハグをしたりハイタッチをしたり、路上生活者の方ともそういったことをする。言葉から少し離れ、言語に頼りすぎずコミュニケーションをとる点は他の団体と差別化しているところだと思う。（F所）。*
- *SNS が普及しスマートフォンを持っているためパパ活などを行う際は個人間で連絡を取った方がスムーズに進むものの、一定数は路上に立ち客を取っている者もいる。アウトリーチを始める前は、はたしてニーズが*

あるのかと思ったが、実際に足を運んで声をかけていくと、対面でないと繋がることができない人は一定数いると気づいた。（D所）

- *アウトリーチの際は、活動内容など団体の紹介は端折り、相談カードを作り、ホッカイロやハンドクリームのグッズに貼って渡す。夏なら汗拭きシートやクレンジングペーパーなど、使ってもらえるものを取り揃えて、相談カードをつけて渡している。最初は話しかけることをしていたが、誰も話を聞いてくれない。渡せるものがあるといいということでカードを用意したが受け取ってもらえない。そこで、物を付けたらということで始めると、一定数、受け取ってくれるようになった。説明をしながら渡そうとするといらないと言われてしまうため、渡したあとは本人次第にしている。（D所）*

（ウ）広報上の工夫として、秘匿性を担保できるようにしているとの意見があった。

- *活動については広報しているが、全てのシェルターは特定されないよう、景色の背景などは一切出していない。また、部屋が満床の時もあるため、いつでも来てくださいと言えるわけではない。自然に活動を伝えている中で、スクールソーシャルワーカー（SSW）、社会福祉士、弁護士からの相談が入る。また、過去にシェルター入所していた方の後輩が相談にくることもある。秘匿性を担保できるよう最大限の配慮を行いつつ、淡々と活動を報告している。（C所）*

１）関係機関との連携体制について

①関係機関との連携内容・状況

関係機関との連携内容については、各団体様々であるが、児童相談所と連携していると答える団体が多かった。また、市役所等の行政機関、医療機関、警察、弁護士、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」とする。）、他の民間支援団体等と連携していることがわかった。具体的な連携内容に関するコメントは、以下の通りである。

- *支援機関にもよるが、もう少し情報共有をしてほしいと思うことはあるため、支援機関に電話などして詳細を訪ねたり、情報共有の依頼を伝えたりするようにしている。それでもなかなかうまくいかないときもある。（B所）*
- *入所ということになると、基本は当方のスタッフのみで対応する。こど*

ものためだけのグループ LINE を作成し、心の状態や仕事の状況を毎日スタッフ間で情報共有できるようにしている。自傷行為などがあり対応が難しいケースにおいては、入所前にそのこどもをサポートしていた弁護士に対して、入所後二か月間は週に１度、必ず会いに来てもらえるようお願いしている。難しいケースの場合は、関係機関や関係者にそこまでの責任を持ち関わって一緒に頑張ってもらっており、そのような場合はグループ LINE に入っていただくこともある。当施設に繋げてくれた SSW が食材を持ってきてくれる場合もある。（C所）

- *ケース会議を開催し、そこで連携を進めるのが一番スムーズである。お互いの顔もわかる関係になり、信頼関係もできてくる。一度ケース会議を開けば、ケースカンファレンスをするハードルも低くなるため、次のケースにもつながりやすくなる。（E所）*
- *滅多につながらないが、医療機関とは連携しており、児童相談所や警察も連絡がとれる形にはなっている。ただし、本人の抱えている問題と支援機関がマッチしない場合、あえて繋ぐことはしない。（中略）その他にも、他の居場所の紹介やマネジメントも行っている。（F所）*
- *児童相談所、市役所との連携している。（G所）*
- *ケース相談については、SSW、弁護士、警察、施設、児童相談所等からの相談が多く、LINE で事前に相談が届く。例えば、誰も引き取りに来ないこどもの引き取り先といった相談もある。当団体についての情報を共有してもらうのは全く構わないので、その上で本人が同意をすれば連れてきてください（同意すれば本人の情報をください）と伝え、本人の希望があれば繋がっていくことがほとんどである。しかし、当団体と繋がった後にアフターフォローまで付き合ってもらえる体力がある機関はほとんどなく、基本的にこちらに丸投げになることが多い。（H所）*

②（自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

自治体との協定締結の経緯については各団体で異なり、自治体との協定締結のメリットについては、協定により他機関とのやりとりがスムーズになる、思うように活動ができるなどの回答があった。なお、自治体との協定締結のデメリットについて答える団体はなかった。各回答に該当するコメントは以下の通りである。

（ア）自治体との協定締結の経緯については、団体ごとに様々であった。

- *2004 年の NPO 法人として事業を始めて間もないころから、一時保護についての協定を結んでいる。我々が入所を受け入れたこどもの虐待通告をして一時保護委託をしてもらい、その後のケースワークや情報共有にご協力いただく。これはシェルターを守り、こどもたちの支援をしていく上では必須だった。（A所）*
- *協定とまでは呼びにくいが、当施設は市から重層的支援体制整備事業を受託している。この事業の参加支援の一環としても、こどもの支援については市の担当者に逐一報告や情報共有している。（B所）*
- *女性相談センターについては、若年層の対応は厳しく当団体にこちらにお願いしたいと依頼が来た経緯があった。また、LGBTQ やトランスジェンダーである方が来所した場合や、DV 被害者の母の同伴児童として中高生の男の子が来た場合は保護できないというハード面の困難を満たすために依頼が来たという経緯もある。（H所）*

（イ）自治体との協定締結のメリットについては、協定により他機関とのやりとりがスムーズになる、思うように活動ができるなどの意見があった。

- *民間団体が先にこどもを保護して、保護日に児童相談所にも受理会議をして判断してもらうということは大事な手続きになる。それを叶えるだけの状況を整えていただけるのはこの協定があるからである。場合によっては所在する都道府県以外の児童相談所から相談を受けることがあり、そうした時の児童相談所とのやり取りや説得も協定があるからこそお話できる側面があり、強みである。（A所）*
- *こちらが思うように活動させていただけて助かっている。（B所）*

③関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

関係機関との連携を行う中での課題として、ケースワークに関する情報が分散してしまうこと、関係機関の役割分担やお互いの仕事への理解、こども・若者からの公的機関への相談のハードルの高さなどがあげられた。

ケースワークに関する情報が分散してしまうことについては、１つの関係機関がケースワーク情報を独占すると、チームの支援が十分に機能しないこと、ケースワークの情報の共有による関係機関の連携が支援に有効であることなどの意見がある一方、こども・若者に配慮した個人情報の取り扱いに関して課題があるといった意見もあった。関係機関における役割分担とお互いの仕事への理解の重要性については、関係機関間で信頼や責任を担保する観点から重要であること、関係機関間での仕事や専門職

への理解が不足していると支援のミスマッチが生じることなどの意見があった。

さらに、こども・若者の公的機関への相談のハードルの高さについては、こども・若者は公的機関に相談すると大事になるとか、なんらかの不利益があるのではと感じていたり、実際に公的機関で嫌な思いをした経験があるため、支援機関として公的機関に繋げることに課題を感じるという意見が複数の団体からあった。

加えて、地域の支援団体との連携の重要性を感じており、団体の運営する施設を今以上にこども・若者支援において活用できるよう、積極的に地域の支援ネットワークに参加していきたいという声もあった。

以上の各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア) ケースワークに関する情報が分散してしまうことが課題だとする意見があった。

- *ケースワークに関する情報をどこか一つの関係機関が抱えんでしまうとうまくいかないと思う。こどもとの二人だけの秘密とすると、チームの支援が有効に働かず不利益になるということを理解していただくことが、大人同士のやり取りの中で難しく悩ましい。弁護士にも施設にも守秘義務があり、こどもから話さないでと言われたら話さないようにする責務もあるが、ケースワークにおいて知っておかないと同じ傷つきをこどもに二度与えてしまう可能性があるものが中にはある。ただし、こどもの言動の中には、色々な発達の特性や精神的に不安定な状況等からくるものもあり、こどもが訴えている内容が事実ではない場合もある。そのような点が難しい。（A所）*

(イ) こども・若者に配慮した個人情報の取り扱いが課題だとする意見があった。

- *個人情報の取り扱いについて、連携機関がある程度意識を上げていく必要がある。これまでは緊急性・必要性において現場で情報交換がされてきたが、10 代のこどもたちにとっては大人不信にしか繋がらないやり方であった。難しい事情を抱えたこどもだからこそ、本人の同意や個人情報の取り扱い等、大人はリスペクトしていかなければならない。そのため、繋いでもらう際には不信感を持たれないような意識が必要である。（H所）*

(ウ) 関係機関における役割分担やお互いの仕事への理解が重要だとする意見があった。

- *関係機関含め大人同士が信頼して役割分担をしたことに対して責任をもたなければケースワークが破綻していくと思っている。例えば、関係機関に１週間に１回はシェルターにて本人と面会する約束をした場合、新しいニュースや近況報告が何もなくても、日常会話をしにきてほしいとお願いをしている。目の前にやらなければならない他のタスクがあるからと後回しにされてしまえば、こどもにとってみると一週間に１度会いに来る約束が破られたことになってしまうからである。（A所）*
- *前提として、お互いの機関や専門職の仕事への理解が不足するとミスマッチが生じる。児童相談所の児童福祉司、心理士、弁護士等が日々どういう仕事をしてどういうことが得意なのか、お互い役割がわかった上でやりとりできるのが望ましい。（A所）。*

(エ) こども・若者の公的機関への相談のハードルの高さが課題だとする意見があった。

- *児童相談所や市役所とのつながりは必要なのが大前提だが、公的な役所に相談したら大事になるという認識でいる方も多（い）。（G所）*
- *警察や自治体の窓口とは関係性ができたこともあり、柔軟な対応をしてくれるようになった。しかしながら、相談窓口で上からの目線や、高圧的な対応をされることもあるため、もう役所に行くのは嫌だと思ってしまう当事者が一定数いる。役所は安心して繋げられる場所であってほしい。役所も忙しいし大変であると思うが、当事者に対して、もう一歩踏み込んだ配慮をお願いしたいところである。当事者は警察、自治体、医療機関等の公的な支援を頼るまでには相当、気持ちが逡巡する部分がある。多くは役所や警察に行くことで何らかの不利益を被るのではという不安を抱えながら行っている。（D所）*

(オ) 地域の支援団体との連携が重要だとする意見があった。

- *大事にしたくはないが、生活状況として日々配食をしないと大変なことになる家庭もたくさんあり、地域活動している団体との連携も重要だと考えている。宿泊機能をもっている団体は少ないため、当施設を利用できるようなネットワークを作ることができたらよいと感じている。この地域にはこども食堂のネットワーク（連絡会）があり、参加している。こども食堂から、支援についての相談があったりする。（G所）*

２）人員確保と施設運営について

①人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

多くの団体が、人員確保について課題を感じており、資金不足による雇用の不安定さや待遇の不十分さが人員不足の要因となっているとのことであった。また、職員の増員や待遇改善が望まれるが、現行の制度では十分な対応ができない状況にあった。

また、多くの団体は、こども・若者支援に長けた専門性を持つ人材の確保や育成の難しさについて述べていた。支援内容や対象となるこども・若者の抱える問題も多岐にわたるため、そういったことに対応できる人材を確保するのが難しいとの意見があった。

以上の各回答に該当するコメントは以下の通りである。

(ア)資金不足による雇用の不安定さや待遇の不十分さについての意見があった。

- *人員確保と施設運営は切り離せず、つながっている。シェルターの状況だけでいえば、法律の規定を満たすだけの職員は与えられており、制度的な意味での不足はない。しかし、宿直等を回すのに圧倒的に人数が足りない。法人寄付で集めた独自の資金で職員を手厚くしていくようにしており、現在は全部の施設に 4 人ずつ職員がいるところではあるが、雇用していく不安定さはある。（A所）*
- *こどもシェルターは、児童自立生活援助事業の制度上で間借りをしている状態。例えば、自立支援担当職員はアフターケアを担当する職員として配置しているが、一時保護委託として入所しているこどものアフターケアは実績としてカウントされない。現行の制度を十分に使っても、なかなか職員を増やしていくための経費を取り切れない苦しさを感じている。職員の待遇を維持した上でこどもたちの支援やアフターケアをできるようにしていきたいが、ベースとなるお金がなければ職員が雇えない。（A所）*

(イ)現行制度との兼ね合いやミスマッチについての意見もあった。

- *シェルターは短期で大勢の支援を受け入れている児童自立生活援助事業なのだということを評価していただき、対策を講じていただきたい。一時保護委託事業のこどもであってもアフターケアの対象にするというこ*

とは、社会的養護全体にとって必要なことであると思う。あるいは、こどもシェルターは24時間365日職員が稼働する事業ということを理解いただき、配置に関しても関心をもっていただきたい。（A所）

- *人員に関しては、理想をいえば、夜間帯に管理人として大人がいたほうが、防犯面での安心感もあり、軽微なトラブルは緩和するように思う。しかし、宿直となると、費用面でとても難しい。（G所）*
- *自立援助ホームで勤務しているのは自身を含めて４人であり兼務している。有償ボランティアにこども・若者のシェルターを手伝ってもらうことでなんとか形になっている。資金があると専従スタッフを雇うことができるが、現状は全員で協力しながら回している。フルタイムの専従スタッフがいないのが課題である。（C所）*

（ウ）こども・若者支援に長けた専門性を持つ人材の確保や育成の難しさについての意見も多くみられた。

- *我々の法人の職員の定着率は高いが、転職などで職員がやめた場合には補充し、育成するということを細々とやっている。（A所）*
- *どのように職員を育てていくのかについては理事や施設長クラスで繰り返し協議をしている。若い職員にも経験がある職員にも力を発揮していただきたいが、そのためには待遇だけではなく、プロジェクト自体がやりがいをもってやれることが重要だと思う。ただ毎日来てご飯を作って、次の日は宿直して帰るという機械的なことではなく、こどもとの関係においても職員の思いが実現されることが大事ではないと思う。難しい局面が多いのも実情ではあるが、こどもとの関係性がその後に続いていくのだということが、職員にとっても嬉しいポイントとなっているように思う。（A所）*
- *人員確保については、当施設は利用者として様々な属性の方を受け入れているので、そういったことに理解がある職員を探すのは難しく、スタッフの知り合い等から確保している現状がある。ハローワークなどで求人募集をしても応募がなかなか来ないということもあるし、あって採用に至っても１日でやめてしまうこともある。精神的にも身体的にもケアが必要な方を24時間365日受け入れているため、対応の難しい利用者もいることもあり、業務の内容は多岐にわたる。求人票も書くのが難しい。（B所）*
- *ジェンダーバイオレンスの支援ができる人がおらず、研修も十分ではないため、人材確保は課題である。人材確保のために研修を実施しなけれ*

ばならず、そこに経済的な問題も発生する。行政の事業において、新しいものは助成金の対象となるが、本来の基本的な事業については、これまで実施できているとして資金援助の対象とならない。若年女性への支援に関して、４月１日に施行される困難女性支援法の範疇に該当するとは思うが、民間活動のこれまでの基本的な支援活動に予算がつかないと民間団体は生き残っていけないように感じている。（E所）

- *手首に傷跡があるような自傷行為の経験があるこどもや若者が入所することも多い。また、妊娠・中絶や性感染症に罹患している人も多い。そういった場面で、精神保健福祉、産科医療等の関係者とすみやかに繋がれる体制があるとよいと感じている。精神疾患への対応等が理解できている医療スタッフが人材としていれば、毎日の接し方について助言をいただけて助けになるだろうと感じていた。（E所）*
- *非常に忍耐力を求められる。思った通りに事が運ばないことが多いため、支援者自身のやりがいよりも当事者の安心・安全を第一に考えて寄り添うことにできる人員が必要となるが、中々いない。そういう意味では、いくらお金があっても、そのような人が集められるかどうかは分からない。（D所）*

②施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

多くの団体が、施設運営の資金確保が難しく、自費や委託事業、助成金、寄付などに頼っており、経済的に余裕がない状況がわかった。該当するコメントは下記の通りである。

- *資金確保については、２本の委託事業と障害者の短期入所事業、そして自費の利用料で確保している。自費の利用料に関しては生活保護受給者の方も少なくなく、当初から値上げもしていないのだが、それでも支払いが厳しいということで回収できない場合もある。かといって受け入れざるを得ない場面が多々あり、課題でもある。（B所）*
- *資金については、たまたま現在の物件は自身が所有する物件だったため、リフォーム分の費用も自己資金で支払うことができ、負債にならず返済の必要がない。就労訓練事業所も最初の設備投資が自己資金でできたため、マイナスからのスタートではないという意味で資金が無くなり潰れてしまうといった状況ではない。ただし、もともとの資金がなければ、シェルターを開設することすらも難しいのが現状であると思う。（G所）*

- *寄付等により運営している。自身も６年前まではアルバイトをしながら活動していた。可能性があるにも関わらず行き場がない若者を助けてほしいという同志が応援してくださっている。ただし、専従スタッフ確保までは余裕がないのが現状である。（C所）*
- *いわゆる夜職に従事する女性に対する支援というのは日本社会において理解されにくい世界。基本的に自己責任論が強いため、楽をしてお金を稼ぎたいだけだろう、違法なことをしてまでホストクラブに通いたいのはおかしい、と、そのような支援に公金を投入することに疑念を抱く人も少なくない。個人での寄付が難しい状況になると、企業や財団からの大型の助成金に頼らざるをえないが、常勤スタッフの人件費に使える助成金はほぼない。（中略）常勤スタッフの生活基盤を確立するための資金調達は非常に難しくはあるが、安定的な支援を提供するためにも、常勤スタッフの人件費として利用できる財源の確保は急務である。（D所）*
- *資金が足りない状況ではないが、純粋な寄付であれば受け取りたい。支援のやり方を押し付けられるような資金であれば、こどもを尊重する活動ができなくなり、むしろマイナスに働くため、見極めるようにしている。こどもたちが尊厳を奪われない事業のみ委託も受けるようにしており、競争には参加しない。その方がシェルター事業も継続する。様々な助成金などあるが、その資金を受け取るためには新たな事業を団体が持ち出さねばならず、結局業務が増えるだけになってしまい旨味もない。管理的、支配的施設に戻ることも望んでいない。（F所）*
- *１にも２にも３にもお金が課題である。自立支援の住居支援は全て自主事業で行っており、自立援助ホーム等のお金が出る制度に乗せると、当団体で支援している半数ほどは支援の土台に乗らない現実がある。できる限り自主事業で続けたい気持ちはあるが、資金集めは厳しい。（H所）*

③施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

施設運営において、人員確保や資金確保以外の課題として、シェルター運営に適した施設の確保、シェルターの要件定義や活動に対する周知、こども・若者への対応が挙げられた。

シェルター運営に適した施設の確保については、広さや設備を備えた施設環境や物件確保が難しいとの意見があった。

こども・若者シェルターの定義や活動に対する周知について、現在一部の団体で議論

が進められているところであり、現状、社会に対して十分にその本質や役割などが周知されている状況ではないとの意見があった。

こども・若者への適切な対応については、スタッフにおいて情報共有や価値観の共有が必要だが、忙しさや業態の違いによりなかなか時間が取れない難しさがあるといった意見や、こども・若者の主張よりも支援者自身の考えに基づいて支援をしてしまうことがあるといった意見があった。

以上の各回答に該当するコメントは、以下の通りである。

（ア）シェルター運営に適した施設の確保の難しさに関する意見があった。

- *施設の広さや設備について、課題がある状況。例えば、居室は狭くないものの共用部分が狭い。とはいえ、新しい場所への移転や全面改修するとなると大きなコストがかかるため、それをすぐ判断するだけの体力がない。なおかつそのシェルターを運営できるような建物を確保するのはすごく難しいことだと思う。施設環境の部分はこれからずっと課題になり続けていくだろう。（A所）。*
- *男女の区別をした施設は時代的にミスマッチになってきたように思う。男性と女性の区別なく受け入れられる施設という夢も描いているが、特に都市部において男女でフロアを分け、なおかつ職員が見守ることができるような場所を獲得するにはどうしたらよいのだろうと思う。（A所）*
- *どこにも居場所がない人がいるとシェルターとして借りている部屋数を増やすことがあるため、部屋のランニングコストが課題である。（C所）*
- *シェアハウス型の施設は人間関係の問題が生じたり、管理人がいない状況では身の回りの管理も難しく、共有部分のことでトラブルになったりする場合がある。火気厳禁と言ってもたばこを吸ってしまったり、玄関の鍵を閉めなかったり、安全が確保できる状況ではないこともある。管理人を置く予算もないため、シェアハウス型のシェルターは運営が難しいという判断し、シェアハウス型の施設を他の事業に貸し出し、その賃貸料で１ルームタイプの部屋を複数借り、そこにシェルター事業を移す予定でいる。（G所）*

（イ）こども・若者シェルターの定義や活動に対する周知に関する意見があった。

- *子どもシェルター全国ネットワーク会議では、こどもシェルターとは何かということを２、３年かけて検証しているところである。それを通して、今後、こどもシェルターの選択肢が増えればよいと考えているし、既*

に支援のない中で活動を行っている団体もある。そういうところにも光が当たり、こどもたちのためにも広がってほしい。（A所）

- *これまで自分たちの活動について説明してきて、咀嚼して理解してもらえる人ばかりではないが、よくわからない誤解でシェルターが使えない人がいるのはもったいないことだと思っている。そのため、自分たちの活動を知ってもらうことが課題である。社会資源として当団体が知られていないことが、社会にとって損失だと感じている。（F所）*
- *寄付が集まりにくい環境であり、無料イベントでないと集まらない文化が地域的には醸成されてしまっている。どの団体も運営は厳しいのではないか。（F所）*

（ウ）こども・若者への職員による適切な対応に関する意見があった。

- *利用者への対応の仕方について、スタッフ全体の情報共有や価値観の共有が難しく、ずれてしまうことの無いように気を付けたいと思っている。（B所）*
- *自分が正しいと思うところへ連れていきたいと思ってしまう支援者も少なくない。社会通念的な部分と当事者の主訴との間で、どのような落としどころを探せるか。当事者の希望に沿った落としどころを探すためにどれだけ辛抱強く関わってもらえるかということがポイントになる。（D所）*
- *支援者間の情報共有の仕方としては、ミーティングやケースレビューを実施しているが、忙しいとケースレビューができなくなってしまうこともある。シフト制の勤務形態のため、常に全員が同じ場面にいるわけではない。毎日ミーティングを行い、話をしてはいるのだが。アルバイトやパートの方は参加できないので、ニュアンスがうまく伝わらない時がある。（B所）*

３）その他

①国や自治体の取組として期待すること

国や自治体の取組として期待することについて、既存制度の枠組みとシェルター事業のミスマッチの解消、18 歳以上の若者への支援の充実、助成金をはじめとした財政面での支援や待遇の改善といったことが、多くの団体から意見があった。

既存制度の枠組みとシェルター事業のミスマッチの解消については、2011 年末以来、

厚生労働省による児童自立生活援助事業の一類型として認められ、安定的な運営費を得たが、こどもシェルターの運営には独自のニーズへの適応が求められ、児童自立生活援助事業としての運営には課題があるとの意見があった。

また、助成金をはじめとした財政面での支援や待遇の改善について、これまで支援を行ってきた団体の専門性を認めるとともにそれに見合う待遇を求める意見があった。

その他、全国的な制度・取組の展開、広報と啓発、行政と若者層とのコミュニケーションの強化、官民共同の体制構築などの意見があった。

以上の回答に該当するコメントは、以下の通りである。

（ア）既存制度の枠組みとシェルター事業のミスマッチの解消

- *こどもシェルターが児童自立生活援助事業一類型として認められ、そこに居場所を作っていただいたことに感謝はあるが、その中でやりくりをして限定的な運営をすることも難しくなっている。公費が足りない部分もあり、全国のこどもシェルターを見渡した時、児童自立生活援助事業の中で職員を確保したり、こどもを受け入れたりすることが、地域の社会資源の中でミスマッチとなっている様子がうかがえる。（A所）*
- *どこにも居場所がない人がいるとシェルターとして借りている部屋数を増やすことがあるため、部屋のランニングコストが課題である。また、自立援助ホームの形態は基本的に集団生活だが、集団の中で浮いてしまう、ルールを破るといった理由で集団の中では暮らしていけないこどももいる。また、一人暮らしのようなシェルターの場合はのびのび生活でき、一人暮らしの練習ができるため、地域定着がしやすく、再犯リスクや問題行動のリスクを極端に減らせるというポイントもある。しかし、行政にはそのような事情をご理解いただけないのが課題である。所在する都道府県では、一人暮らしの場合には責任が持てないという理由から、一時保護委託の取り扱いにはならない。ただし、現場では待ったなしであり必要に迫られて受け入れている。仮に２か月だけでも一時保護委託をしていただくと、資金的には楽になる。（C所）*
- *個別処遇が向いており、一人暮らしをする方がメリットのあるこどもに対して一時保護委託の取り扱いをしてもらえないということ。一つの自治体以外には、そのような取り扱いができるということは聞いたことがない。変えていただけるとありがたい。（C所）*

（イ）18 歳以上の若者への支援の充実

- *中には 18 歳になった後に虐待を主訴とする相談があり、年齢の関係で児童相談所につなげられず、居住支援につなげた人もいる。児童相談所を通せば進学支援が受けられたはずだが、その方は結果的に全く支援が受けられず、まだ高校生であるにもかかわらず進学できなかった。仮に生活保護につながったとしても学費は出ないのが現実である。18 歳になったがまだ学生である若者の支援が全くない現実に不公平を感じ、もどかしくもある。（B所）*
- *10 代や幼少期から虐待を受けていたものの、虐待通告をするタイミングで既に年齢が 18 歳を超えてしまっているこどもへの対応はどうにかしてほしい。児童相談所の支援は昨今延長されていっているものの、18 歳になるまでにどれだけ児童相談所と密接な関係があったかにかかっている。この一年は結構シビアなケースがいくつかあった。例えば、高校三年生のこどもは本来児童相談所が動けるはずであるが、虐待通告をしたのが 18 歳の誕生日を過ぎていたケースがあり、いずれも児童相談所は動かなった。社会的養護の人達への支援において年齢の期限がなくなったのであれば、同様の環境にあり、保護が漏れていた人への支援も手厚くしていただきたい。(H所)*

（ウ）助成金をはじめとした財政面での支援や待遇の改善

- *財政的に厳しいため、緊急一時ではあるが、何らかの制度的な財政的支援があるとよい。（B所）*
- *民間支援団体は、これまで当事者と一緒にこういう仕事をずっと行ってきたため、資金を援助した上で、我々民間団体に支援を任せてほしいと思っている。この“支援”という仕事は役所にはできないものだと感じる。児童相談所等様々な施設や制度があるが、実際に命の問題を抱えて立ち竦んでいる若い女性やこどもたちへの支援については、他に支援ができる人々はいない。そういった仕事をしている団体に手当をして、支援をさせてほしいと思う。法律においても、官民の連携としてそれなりに書き込みがあるが、具体的に動くためにはお金が必要であり、国や自治体がどれだけ予算を出すのかに若い人たちの命がかかっていると思っている。（E所）*
- *私たちは今まで “連携”の名のもとに、無償で働いてきた。民間団体は、当事者が支援を求めにきたら支援せざるを得ないので、助成金の対象となる前から強く支援を進めてきて、そこに自治体は甘えてきたと感じている。安い賃金ではなく、専門性を認めたそれなりの対応をしてい*

ただき、対等な協働のできるパートナーとしての待遇をしていただきたい。（E所）。

(エ) 全国的な制度・取組の展開

- 国の取組には頭が下がり、十分にやっていただいていると思うが、自治体まで施策がおりてきていない。自治体が汗を流して、身銭をきってやることも増えてくると思う。諸々の手続きを簡単にすることで、末端の団体の助けになり、複雑な手続きが発生すると、それは対人援助ではなく事務になってしまう。（F所）
- 令和６年４月から、社会的養護自立支援拠点事業が始まるが、現在自主事業として行っている内容がこの拠点事業のメニューに重なるような形となっているため、この拠点事業を活用できるようにしてほしいと県に交渉している。地域によっては制度があっても使えない状況にあり自主事業としている団体も多いため、どの地域においても、作った制度が使えるようにしていただきたい。運営する側としても、制度が該当するよう努力していきたいと思っているため、制度の変更点や今後変化していく動きなどを教えていただければありがたい。（G所）

(オ) 広報と啓発

- より広報を実施すべきだと思う。社会を変える時に、「法律を作ったので、国民も変わってほしい」ということでは変わらない。もちろん、法改正は積極的に進めていただきたいが、受け手としては大量の情報でいっぱいなため、コミュニケーションを日頃からとり、信頼関係を構築されていないと、それらの情報を受けることも面倒になり受け入れることができないように思う。地方には人権意識が欠けているエリアもあり、保護者、企業、役所等含め、全体的に大人自身の人権が守られていない。大人の人権が守られなければ、こどもの人権も守られるはずがない。まずは大人が幸せになるのが最優先ではないか。（F所）

(カ) 行政と若者層とのコミュニケーションの強化

- ある行政機関のアンケート調査結果を見たところ、最も課題を感じていることの一位が若年層とコミュニケーションが取れないことであった。これだけ行政が若年層とコミュニケーションが取れておらず、かつ既存の窓口に10代が来ないことがわかっているならば、若者が相談に来や

すい仕組みや窓口の在り方を考え直さなければ難しいのではないかと思う。民間にはお金が出ていないが、行政に来なくなった 10 代をどこが引き受けているかというと、民間である。若者サポーターのような存在を、行政の仕組みの中に入れ込んでほしいというのが切実な願いである。(H 所)

(キ)官民共同の体制の構築

- *ここ数年で国も目を向けて来てくれていると感じる。官民協働という言葉も出ているが、もっと現場で機能する官民協働の体制を構築する必要があるように感じており、お互いの業務の役割分担が必要となる。NPO の役割は、行政の目が届かないところを補完するところ、つまり、草の根レベルで当事者と繋がり、困りごとを確認するところにあると思う。そして、それを解決できる公的サービスに最短でつなぐことが NPO のやるべきことだと思っている。公的機関から信頼される団体でなければいけないと思うし、当事者の環境が今よりも良くなることを共通の目的として関係構築していければと思っているので、行政も同じ目線でやっていただければありがたい。今できていないというわけではなく、協力しながら行っていければよいと考えている。このような団体でできることは限りがあるので、中長期的に当事者の安全を守ることができるのは、やはり行政であると思う。(D 所)*

第５章　こども・若者インタビュー

保護者からの虐待等により困難な状況にあるこども・若者が昼夜を問わず安心・安全に過ごせる新たな居場所や支援のあり方の検討の際に参考にするため、当事者のニーズをより詳細に把握するためのこども・若者のインタビューを実施した。

１．対象

民間シェルターアンケート調査において、当事者へのインタビューについて「協力できる」もしくは「詳細を聞いて判断」と回答があった団体に対して、こども・若者へのインタビューに協力いただける当事者（１～２名程度）の紹介を依頼した。なお、インタビュー形式での協力が困難な場合にはアンケート形式での協力が可能かどうかをうかがった。

その結果、インタビュー形式では 10 名、アンケート形式では 11 名、計 21 名のこども・若者から協力が得られた。

協力者のシェルター入所時の年齢、性別は以下に示した通りである。

図表 59　こども・若者へのインタビューとアンケートの協力者一覧

	インタビュー形式			アンケート形式		
	協力者	年齢（入所時）	性別	協力者	年齢（入所時）	性別
①	A さん	19 歳	女性	回答①	―	男性
②	B さん	20 歳	女性	回答②	16 歳	男性
③	C さん	20 代後半	女性	回答③	17 歳	女性
④	D さん	17 歳	女性	回答④	17 歳	女性
⑤	E さん	17 歳	女性	回答⑤	15 歳	その他
⑥	F さん	20 歳	女性	回答⑥	19 歳	その他
⑦	G さん	18 歳	男性	回答⑦	18 歳	女性
⑧	H さん	17 歳	男性	回答⑧	14 歳	女性
⑨	I さん	20 歳	男性	回答⑨	16 歳	男性
⑩	J さん	8 歳	男性	回答⑩	15 歳	女性
―				回答⑪	16 歳	女性

２．方法

オンライン会議形式により実施した。手法は半構造化面接技法を用いた。所要時間は 60 分程度であった。

なお、インタビュー形式での協力が難しい対象者へは、アンケート形式での協力を求めた。具体的には、Microsoft Forms によりアンケート画面(無記名式。インタビュー項目と同じ項目を用いた)を作成し、民間シェルター団体を経由して協力者に回答ページ URL および QR コードを伝達し、インターネット上での回答を求めた。

３．期間

令和６年１月 24 日（水）～令和６年２月 16 日（金）をインタビュー期間とした。

４．インタビュー項目

インタビュー項目を以下に示す。

図表 60　こども・若者へのインタビュー項目

１．基本事項	①年齢（入所時） ②入所する直前は、どこでどのように過ごしていたか
２．民間シェルターについて	①入所したきっかけ（入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由 ②入所する際に、入所した民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと ③入所した民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと ④ 入所した民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったこと ⑤ 入所した民間シェルターに、さらにあるとよいと感じるサポート・改善点 ⑥ 民間シェルターを退所した後にどのような生活を送りたいか ⑦ 安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けに、どのような制度・仕組みがあると良いか ⑧ こどもや若者が民間シェルター（緊急一時的に宿泊できる施設）に求めている事項はどのようなものであると考えるか。また、ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか ⑨ こどもや若者を支援する仕組みを作ったり、それを実行したりする仕事をしている行政機関（国や都道府県、市区町村）にお願いしたいこと

５．結果

こども・若者へのインタビュー結果について、以下に項目ごとにまとめる。なお、インタビュー記録の概要については、「資料編」に収載しているので参照されたい。

１）基本事項

①入所する直前の過ごし方

入所する直前の過ごし方については、家庭内で DV や虐待などの困難な状況にいた、家を出て車中泊等をしていた、シェルター運営団体が開催している居場所スペースにいた、児童養護施設にいた、犯罪や非行に関わっていたなどの回答があった。各回答のコメントは以下の通りである。

(ア)家庭で過ごしていたが、DV や虐待などの困難な状況にいた

- *入所前は両親ときょうだいと一緒に暮らしていた。シェルターの入所直前は、父方の親族宅に閉じ込められており、逃げないように監視される生活だった。母親が入所を決め、母親ときょうだいと一緒に入所した。（J さん）*
- *家族から精神的・身体的な暴力を受け、不登校になっていた。（C さん）*
- *入所する前は、実家で両親と過ごしていた。（F さん）*

(イ)家出をして車中泊をするなどの困難な状況にいた

- *家を出て車中泊をするようになり、財布もなく車と携帯しか持ち物がない状態だった。（A さん）*
- *家庭が複雑で家にいることができなかった。自分の車を持っていたため、車中泊の状態で過ごしていた。（B さん）*
- *家族の行動で身の危険を感じた出来事があり、路頭に迷いながらネットカフェやホテルに避難していた。（C さん）*

(ウ)シェルター運営団体が開催している居場所スペースにいた

- *シェルター運営団体の居場所スペースを利用していた。高校の友達に一緒に行こうと誘われて利用するようになった。（D さん）*

(エ)児童養護施設にいた

- *直前は自立援助ホームに住んでいた。それ以前は児童養護施設に数年おり、その前は家で家族と暮らしていた。（E さん）*

（オ）犯罪や非行に関わっていた

- *少年院を退所してすぐに逮捕されたため、鑑別所を経て、シェルターへ入所した。（G さん）*
- *少年院にいたが、出院後は親とは別の場所に住んでいた。（H さん）*
- *当時、薬物を売っていた。（I さん）*

また、アンケート回答からは、入所する直前は、児童養護施設、きょうだいや祖父母、親族と暮らしていた、実家、知り合いの家、病院で過ごしていたなどの回答があった。

２）民間シェルターについて

①入所したきっかけ

入所したきっかけについて、支援者（支援機関）からの紹介、友人・知人の紹介が主な回答であり、警察に保護された等の回答もあった。各回答のコメントは以下の通りである。

（ア）支援者（支援機関）からの紹介が入所のきっかけだった

- *自立援助ホームの職員にシェルターについて教えてもらった。（E さん）*
- *居場所スペースを利用している時に、家から離れたほうがいいということで児童相談所へ通告することになった。一時保護所へ行く予定だったが満床だったため、シェルターを利用した。（D さん）*
- *少年院にいる時に、高校のソーシャルワーカーが手紙をくれるなどして気にかけていてくれていた。家庭環境が複雑であるため、出所後に自立する必要があるならと調べてくれて、シェルターに連絡を取ってくれた。（H さん）*
- *支援機関からこのシェルターの代表者を紹介してもらった。（G さん）*
- *大学で受けた講義がきっかけで自分が虐待を受けていることがわかり、家を出て違う場所で過ごす方法を探すようになった。（A さん）*

（イ）友人・知人の紹介が入所のきっかけだった。

- *忘れ物をして帰宅が遅くなり父親が職場まで訪ねてきてトラブルになった。母親に父親が暴力を振るっていることも含め、職場の方に相談をのってもらったところ、役所の福祉課につながり、シェルターを紹介してもらった。自分でも家を出ることを決断した日、家には帰らず、職場からシェルターに入所した。（F さん）*
- *トラブルになり家に戻れない状況になった。帰る場所がなく、友達を頼った際にシェルターを紹介してもらった。（I さん）*
- *車中泊をしていて２・３か月たった頃、友人が自分の生活状況をみて心配になり紹介してくれた。（B さん）*
- *知人の紹介で相談機関に電話することができ、シェルターへ一時的に入所した。（C さん）*
- *知り合いに相談し、家とは違う場所で過ごせるように調整してもらった。それまではシェルターについて思いつくこともなかった。（A さん）*

また、アンケート回答からは、入所したきっかけは、高校を辞めて児童養護施設に滞在できなくなった、警察に保護された、家庭におけるトラブルから逃れるため、知り合いの紹介、家に帰りたくなかったなどの回答があった。

②入所する際に入所した民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

入所する際に抱いた民間シェルターのイメージや期待したことについて、安心・安全な場所だと期待したという回答も多くあった一方で、不安に感じていたり嫌なイメージがあったといった回答もあった。また、特にイメージすることはなかったとの回答もあった。

各回答のコメントは以下の通りである。

（ア）安心・安全な場所だと期待した。

- *父親に誘拐されたりしないように守ってくれる場所だと教えてもらっていた。（J さん）*
- *最低限の生活を援助してもらえるイメージがあった。車中泊を続けるよりは支援を受けた方がよいと感じた。実際に話を聞いて、家賃や生活費は発生するが人として生活できると感じ、すぐに入所しあたたかい布団で寝られることを期待した。（B さん）*

- *家に帰らなくても済むという安心感はあった。他にもシェルターを利用している人がいると聞いており、悪いイメージはなかった。（D さん）*
- *休める場所だということを期待した。よい距離感で親と離れることができればと思った。（F さん）*
- *シェルターについて本で読んだことがあり、このような所ならば行きたいと思っていた。（I さん）*

（イ）不安に感じていたり、嫌なイメージがあった。

- *どのような所なのだろうと不安に感じながら、勝手に隔離されたようなところだと想像していた。シェルターとして入所できる場所は限られていると聞いていた。場所によっては外部との連絡が一切とれない所や、他の人との共同生活になるケースもあるとも聞いて、自分の身の安全を優先したい気持ちと精神的に気持ちが落ち着いていなかったのもあり、不安もあった。（C さん）*
- *本当に民間シェルターは安心できる場所なのか、お金を支払わないと入所できないのではないかといった嫌なイメージもあった。（F さん）*
- *最初は自由がないと思っていた。ただし、少年院とは違う形の場所であり、強制されることのない、よい場所なのだろうとも思っていた。（H さん）*

（ウ）特にシェルターに対するイメージがなかった。

- *特になかったが、条件として、一人暮らしの方が楽で良いと思っていた。（G さん）*

また、アンケート回答からは、職員が優しそう、ある程度問題なく暮らせる、ルールが厳しい、すぐに退所できるだろう、寒くない、そこにいても怒られない、自分のことを守ってくれるだろう、不自由、刑務所みたいな集団生活、などの回答があった。

③入所した民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

入所した民間シェルターを実際に利用してみてよかったことについては、物理的に安心・安全な生活環境、気持ちの面でのサポート、様々なサポートがある、シェルターでの生活における自由度、食事や住居の負担軽減ができた、スムーズに入所でき

た、他者とのコミュニケーションがとれたなどの回答があった。各回答のコメントは以下の通りである。

（ア）物理的に安心・安全な生活環境があってよかったとの意見があった。

- *大きなトラブルになっており行く場所がなく、どこかに入れてよかった。これまで様々な施設に行った中でも、ここまで手厚くしていただいたことはない。まずは身の安全を確保してもらえた。（I さん）*
- *何より、今の今まで生きられるように守ってもらえた。自分が入所していた時は別の世帯も入居していたため、こどもと会話したり遊んだりすることで、自分は楽しんでもよい、自由でいいのだと思うようになった。（J さん）*
- *家以外で、自分の身の安全を確保できる居場所があることがよかった。（C さん）*
- *家では節約するためにお風呂に入ることにも制限があった。シェルターでは、お風呂にも入ってよい、ご飯も食べられるなど、家とは違って何も縛られずに過ごすことができた。（D さん）*

（イ）気持ちの面でのサポートがあったのがよかったとの意見があった。

- *周りの大人がこれまで行ってきた悪いことを分かってくれることがよかった。また、最初は仕事に遅刻や欠勤をすることがあったが、そういう時には怒られつつも、その後に出勤した際は偉いぞと褒められるのがよいなと思った。（H さん）*
- *自分の話を聞いてもらうこともできて、安心感はあった。（D さん）*
- *自分が両親のことを心の底から嫌いという訳ではないと理解してもらえていることがよかった。また、金銭トラブルがあり、普通だったら見捨てられてもおかしくないような状況の時、解決を一生懸命ともに考えて動いてくれるところがよかった。親以外で自分に時間を割いてくれる人に出会えた。（F さん）*
- *入所して生活していく中でミスもしてきたが、その度にスタッフの方が考えて話してくれた。きつく言うべきところは言ってくれることもあれば、頑張っているときは認めてくれるため、少しずつ成長できていると感じる。また、他の入居者１人と接点があり、高め合うことができる。（G さん）*

(ウ) 様々なサポートがあるところがよかったとの意見があった。

- *入所して生活していく中でミスもしてきたが、その度にスタッフの方が考えて話してくれた。きつく言うべきところは言ってくれることもあれば、頑張っているときは認めてくれるため、少しずつ成長できていると感じる。(G さん)*
- *これまで様々な施設に行った中でも、ここまで手厚くしていただいたことはない。(I さん)*
- *最初は仕事に遅刻や欠勤をすることがあったが、そういう時には怒られつつも、その後に出勤した際は偉いぞと褒められるのがよいなと思った。(H さん)*

(エ) シェルターでの生活における自由度が高くてよかったとの意見があった。

- *１つ目のシェルターは家族の中で一緒に過ごす形であり、周りの人に気を使ってしまうので、２つ目のシェルターでは一人になれるのが良かった。施設であれば他の人と共同生活をしなければならないため、行きたいと思わなかった。現在住んでいるシェルターは１部屋を借りている形。帰る時間の制限もなく、鍵ももらえ、他の人が出入りすることもなくよいと思った。(A さん)*
- *１人で１部屋確保されている点もありがたかった。(B さん)*
- *シェルターが一人で暮らすタイプのものだったのでよかったが、面識がない方と共同生活をするともしかしたら心の余裕が持てなかったかもしれない。(C さん)*
- *ルールが少なく自由なところもよいと思っている (E さん)*

(オ) 食事や住居の負担軽減ができてよかったとの意見があった。

- *食費が浮き、家賃も安く済むのでよいと思っている。(E さん)*
- *食べるものを用意していただき、衣食住をそろえていただいた。何もないと落ちていくだけだったため、安心して過ごせるところを用意していただいたことがよかった。(I さん)*
- *最低限の衣食住が保証されていることである。(B さん)*

(カ) スムーズに入所できたことが助かったとの意見があった。

- *当日連絡したにも関わらず、即日入所できたのが助かった。（I さん）*

（キ）他者とのコミュニケ―ションがとれてよかったとの意見があった。

- *他の入居者１人と接点があり、高め合うことができる。（G さん）*

また、アンケート回答からは、自立支援の助言が受けられる、保護してもらえる、相談ができる、情報が得られる、ご飯が食べられる、寝られる、アフターケアがある、楽しい、テレビが見られる、ゆっくり考える時間がある、などの回答があった。

④ 入所した民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったこと

入所した民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことについては、他の入所者との人間関係、保護者との関係に係る不安、通信機器の制限、防犯面での不安、嫌だったことはないなどの回答があった。各回答のコメントは以下の通りである。

（ア） 他の入所者との人間関係が嫌だったとの意見があった。

- *共同生活が初めてであり、自分よりも前に入所していた人たちの空気になじめなかった。（B さん）*
- *シェアハウス型のため様々な年代の入所者がいる。感覚が違うと感じたり年上に気を使ってしまったりすることがある。また、音の問題でイライラすることがある。（E さん）*
- *人間関係は仕事でもプライベートでも難しい。合わない人間はいる。（I さん）*

（イ） 保護者との関係に係る不安があったとの意見があった。

- *夜間は電話することはできたが近くにすぐ話せる方がおらず不安に思っていた。入所当初は家族が探しに来ると思い体が震え、物音にも敏感になっていた。（C さん）*
- *親には何も言わず家を出たため、親に連絡が行った時に親はどう思うのだろうと怖くなった。（D さん）*
- *大事に育ててくれた親への感謝もあり、「こんな娘でごめんなさい」と思ってしまうことがあった。シェルターに入ってよかったのかと悩んだ時期があった。（F さん）*

（ウ）　通信機器の制限が嫌だったとの意見があった。

- *インターネットの利用ができないことが唯一嫌だった。調べものをするにも一切使えず、何か調べたい時は管理人に代わりに調べてもらっていた。（J さん）*

（エ）　防犯面での不安があったとの意見があった。

- *暗い場所にあるので帰るのが怖い。人気もなく、防犯面が気になる。（A さん）*

（イ）利用してみて嫌だったことはないとの意見があった。

- *嫌だったことはない。（I さん）*

また、アンケート回答からは、自分たちの声が職員に届かない、通信機器が使えない・制限される、外出できない、暇つぶしが少ない、勝手に部屋に入ってきたり大声を出したりする人がいる、共同生活、外部の状況がわからない、などの回答があった。

⑤ 入所した民間シェルターに、さらにあるとよいと感じるサポート・改善点

入所した民間シェルターに、さらにあるとよいと感じるサポート・改善点については、支援者やピア（仲間）による気持ちの面でのサポート、通信機器の利用、食事や住居の負担軽減、よりよい住環境への改善、特に不自由はないなどの回答があった。各回答のコメントは以下の通りである。

（ア）支援者やピアによる気持ちの面でのサポートがあるとよいとの意見があった。

- *施設側の方がもう少し、こども・若者の人間関係や実際の生活の状況等の細かい内部事情を把握し、人間関係に介入してほしいと感じている。（B さん）*
- *夜になると気持ちが情緒不安定になるため、現在は職員に電話をして話を聞いてもらっているが、そばで誰か話を聞いてくれる人がいればいい*

と思う。（E さん）

- *自分の気持ちを分かり、共感して、違うことは違うと言ってくれるだけで自分の気持ちも変わってくる。もしも入所者がそのように感じられないのであれば、そのようなサポートが必要なのではないか。（G さん）*

（イ）通信機器の利用ができるとよいとの意見があった。

- *両親からの追跡があり携帯を持ち込むことができなかったため、利用者専用でスマートフォンやパソコンなどの通信機器を使えるようにしてほしい。気も紛れ、就職活動の際などは必要になるものだと思う。（F さん）*
- *正しい情報だけにアクセスできるような市立学校で配布されているようなタブレットのようにフィルター機能がついている通信設備をシェルターに導入した方がいいのではないか。退所後の生活について調べることができ、社会復帰もスムーズになると思う。（J さん）*

（ウ）食事や住居の負担軽減ができるとよいとの意見があった。

- *食べ物について、食材、食事の支援を簡単に利用できるようにしてほしい。授業のためにバイトができる時間も限られ、大学等の費用のためにバイト代がなくなり、食事を削るしかなくなってしまう。（A さん）*

（エ）よりよい住環境に改善してほしいとの意見があった。

- *車の音などが気になりさらに眠れなくなってしまうことはあった。ゆっくりと静かに過ごしたい人もいると思うので、利用者が穏やかに過ごせるような環境であるとよい。（D さん）*

また、アンケート回答からは、リビングの使用時間を延ばす、職員を寝かせてあげる、資格者によるメンタルケア、職員の人員を増やす、パソコンなどの調べる設備、などの回答があった。

⑥ 民間シェルターを退所した後にどのような生活を送りたいか

民間シェルターを退所した後にどのような生活を送りたいかについては、一人暮らしをしたい、就職して自分で部屋を借りたい、県外に引っ越したい、旅行に行きた

い、などの自立した生活をしたいという回答が多くあった。

⑦ 安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けに、どのような制度・仕組みがあると良いか

安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けに、どのような制度・仕組みがあると良いかについては、金銭や手続きといった負担なく誰もが利用できる場所、シェルターへの資金面でのサポート、居場所とこども・若者がつながるための制度・仕組み、勉強のための資金援助をはじめとした経済的な支援、といった回答があった。各回答のコメントは下記の通りである。

(ア) 金銭や手続きといった負担なく誰もが利用できる場所があるとよいとの意見があった。

- *対象を限定して受け入れるための居場所は必要だと思うが、どのような人でも受け入れるという前提の制度があると安心する。また、周囲からは安全な場所にいると見えていても、本人は安全ではないと思っていることもある。本人にしかわからないため、周囲が勝手に決めつけないことが大事。(G さん)*
- *叶うことなら 10 代の時から避難したかった。10 代でも 20 代でも困ったのが、24 時間対応している場所がネットカフェなど限られており、所持金なども限られ、外などで過ごすことしかできなかったこと。そのため、成人男性などに状況を確認され、ホテルなどに連れていかれ性被害にあったこともある。そのため、24 時間駆け込める場所があれば救われる人がたくさんいると思う。所持金も少ないので、無償で逃げられる場所があったらよいと思う。(C さん)*
- *シェルターを借りるまでの間に時間がかかってしまう。長く 1 人で外にいると犯罪の被害にあってしまうため、細かい手続きなしに泊まることのできる場所があったらよいと思う。また、入所に至るまで手続き自体も大変であったが、これまでの経緯を全て説明しなければいけないことが辛かった。(A さん)*

(イ) シェルターへの資金面でのサポートがあるとよいとの意見があった。

- *男性は屋外で寝られるが、女性は外で寝るのは危険。最悪な状況でもお金がなくて受け入れられないというシェルターはたくさんあると聞いて*

いる。シェルターに対するお金のサポートがあると、これまでキャパがないからと断ってきた所に入ることができるこどもが増えるのではと思う。（I さん）

（ウ）居場所とこども・若者がつながるための制度・仕組みがあるとよいとの意見があった。

- *自分の場合は、友人が偶然紹介してくれてシェルターを知ることができた。シェルターが若者にも伝わる制度や仕組みがあれば、もう少し早く助けてもらえたかもしれないと思う。一番大きな情報源はインターネットと思うが、当時は携帯も使えず、ネットカフェで触れる時に見る程度の状況だった。（B さん）*
- *シェルターが具体的にどういう場所なのかが想像がつかないため、気軽に見ることが出来るもの（YouTube など）で広報していただくとよいと思う。（C さん）*
- *居場所を作って周知することが一番重要だと思う。自身は友人の紹介で知ったため、そういった情報が間接的にでも得られるよう、人とのつながりを増やす機会をたくさん作る必要があるのではないか。中にはそのつながりを拒絶する人もいるので難しいところだと思うが、一人でもいいので、居場所がないこども・若者が人とのつながりをもてるような機会を作ることが重要だと思う。（D さん）*
- *辛い時に大人の手助けがあることが一番助かると思う。困っている時に話を聞いてくれる環境が必要だと思う。（E さん）*
- *例えば、家から出られない子や、辛い状況にいることにも気づかない子もいるのではないか。そのようなこどもがシェルターを使えるとよい。あとは、LINE 等で困っていることに関して質問に入力したら、どこかとコンタクトを取れるといった仕組みがあればよい。（H さん）*

（エ）就学などをはじめとした、経済的な支援があるとよいとの意見があった。

- *勉強のために金銭的に援助してもらえる制度があるとよい。居場所がない状況にいるこども・若者は学費が払えず退学になる者もいると思う。（J さん）*
- *ご飯を食べることができて温かい寝床があり温かい人がいる、そういった居場所を金銭的な負担なく提供してくれるところがあったら行きやすいと思う。（F さん）*

また、アンケート回答からは、児童相談所を介さずに入居できる、未成年でも宿泊できる、気軽に行ける居場所を作る、相談しやすい場所を作る、同じような人と交流できる場所、高校生までの義務教育などの回答があった。

⑧ー1 こどもや若者が民間シェルター（緊急一時的に宿泊できる施設）に求めている事項はどのようなものであると考えるか。

こどもや若者が民間シェルターに求めている事項については、気持ちの面でのサポート、安心・安全の確保、居場所に選択肢があるといった回答があった。各回答のコメントは以下の通りである。

（ア）気持ちの面でのサポート

- *自分を認めてほしい、共感してほしい、というのは自分も含めて誰にでもあるのでは。ご飯やモノが欲しいというわけではなく自分の気持ちに共感してほしいというのを一番求めている。（G さん）*
- *民間シェルターを運営している人がどのような人だかわからないが、悪いことをしたこどもや病んでいるこどもたちの気持ちがわからない人が大半だと思っている。ルールのみを作って守らせているだけでは辛くて逃げるこどももいる。スタッフの中で１人や２人でも何でも話せる仲が良い人がいればそこにいる理由になると、入所してから思った。（H さん）*
- *自分の現状を理解しようとしてくれる人を求めていると思う。「わかるよ、私もそうだったよ。」といえる人は少ないので、せめて、状況を理解してくれる人が欲しいと思う。（J さん）*

（イ）物理的な安心・安全の確保

- *安心できる居場所を何よりも求めていると思う。（B さん）*
- *シェルターというと緊急避難場所といったように、怖いイメージを持ったりイメージがつかなかったりする人もいる。あらかじめどのようなところか、どういう場所なのか説明があるといいのではないか。（D さん）*
- *安心できる環境を求めている。寝たり食べたりすることができる快適な場所があり、静かで恐怖感をもたずにいられるところがよい。（E さん）*
- *安全な場所、信じられる人、何をしてもこの人なら大丈夫だと態度で示*

してくれる人が第一だと思う。上から目線ではなく、何から何まで包み込むように話を聞いてもらえると、この人は信じられると思う。(F さん)

- *自分の場合は身の安全。ご飯を食べたい人や一晩だけでも眠りたい人、追われているから身の安全を求める人という風に、人によって違う。(I さん)*

(ウ) 居場所に選択肢があること

- *数日間だけ住みたい子も行くことができる、少し軽い感じの居場所があれば行きやすいと思う。選択肢があればよいと思う。(A さん)。*

また、アンケート回答からは、安心感、ネット環境、身の安全、助けてほしい時にすぐに動いてくれる、年齢に適したこどもの入居、話を聞いてもらう、おいしいご飯とリラックスできる空間、母親代わりのあたたかい人、楽しみ、などの回答があった。

⑧ー2 ニーズはあるが、入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか。

シェルターを利用している（利用していた）こども・若者に聞いたところ、ニーズはあるのに入所に至らないこどもや若者がいる理由については、制限やルールが厳しく自由がないイメージがある、不安や怖いといったイメージがある、周囲の目が気になる、これまでの経験から警戒心や諦めがあり頼ることができる場所を頼れない、被害者であるこども・若者がシェルターに入所することに理不尽さを感じるといった回答があった。各回答のコメントは以下の通りである。

(ア) 制限やルールが厳しく自由がないイメージが理由だとの意見があった。

- *門限があることを嫌がって施設やシェルターに入らない子がたくさんいる。(A さん)*
- *共同生活が苦手な人はシェルターに入らないのではないか。また、こどもや若者にとっては、実際にシェルターを体験したことのある人の話などは受け入れやすいと思う。(E さん)*
- *施設という言葉を聞くと、縛られる、自由に生活できないというイメージがある。その人の過去によっては出られないというイメージもあるのではないか。そのため、地元の友達や家族、周りの人に会えなくなる。家族関係が悪くても、親のご飯を食べられなくなったらいざとなると悲*

しくなる。そのようなことが嫌なのではないか。（G さん）

- *周りに同じ境遇の人は多いが、遊ぶことの方が楽しいと思っている。シェルターについて知らないため、入所後も遊べるのだが、入所後は自由がないと思い動きたくないと思っているように思う。（H さん）*
- *悪い噂しか立っておらず誰も入りたがらない。また、施設に対する偏見もあると思う。施設という名前を聞くだけで、携帯が持てない、お小遣いがもらえない、喋ってはいけない等、自由がなくなると思っている。（I さん）*

（イ）不安や怖いといったイメージが理由との意見があった。

- *自分の場合は 20 歳になった時にこのような居場所に出会えたが、成人した年齢のため制度として受け入れてくれないのではないか、親に連れ戻されるのではないかと不安があり、支援を受ける気にはなれなかった。（B さん）*
- *シェルターについてイメージしにくいことが枷になっているのではないか。（D さん）*
- *お金がなくても入ることができるのか、本当は何か危ない仕事を勧められてお金を稼がないといけないのではないかと思っている人や、自分が我慢すればよい話で人に頼らなくても自分でやっていけると思っている人がたくさんいる。（F さん）*
- *シェルターが安全にスムーズに入れるところだという評価が足りないのではないか。加害者から逃げるため、秘匿し情報を広げない特性があるため、シェルターの中で何が起こっているかもわからないことが多く、怖いと思っている人もいるだろう。また、SNS では「シェルターは危険だ」という加害者側の意見が優先された情報の方が多く、それに引っ張られてしまう人が多いようにも思う。だから、加害者側に知られないように最低限の情報のみを公開したらよいのではないかと思う。（J さん）*

（ウ）シェルターに入所することによる周囲の目が理由だとの意見があった。

- *周囲から自分が虐待されてシェルターに入っている子だと思われたくない人もいると思う。周囲から変に気を遣われている感じがして、他の人とは違う、虐待されている子としての関わり方をされていることが嫌である。（A さん）*

(エ) これまでの経験から警戒心や諦めがあり頼ることができる場所を頼れないことが理由だといった意見があった。

- *周りの人に話しても自分の状況や気持ちを理解されないため、助けの手を差し伸べてもらえるまでが大変だと思う。自分のことを理解してくれる人に出会えたと思っても、その人が男性だった場合は、先ほど述べたように援助交際等につながるのではないかと悪い風に考えることもあり、警戒心がある。また、自分の場合は、家族から受けていた虐待の内容を警察に苦しくて泣きながら相談しても理解されず、親にも言いくるめられ、「親子」だからということで済まされてしまった経験がある。そのように諦めざるを得ない状況を作り出されてしまうと、本来頼ることのできるはずの場所が頼れず、逃げ場やタイミングを失ってしまった。(C さん)*

(オ) 被害者であるこども・若者がシェルターに入所することに、理不尽さを感じることが理由だとの意見があった。

- *原因である親は何も変わらないのに、なぜ被害者側であるこども・若者が知らないところで怖い思いをしなければならないのだろうと思うのではないか。(D さん)*
- *こども・若者の安全も大切だが、シェルターに入ることで、他の子と同じように過ごせないことについて、「何も自分たちは悪いことをしていないのに制限がかかってしまう」と嫌に思うのではないか。(A さん)*

また、アンケート回答からは、深夜徘徊をしたいから、制限されるのが嫌だから、スマホの使用が禁止されるから、入所しても良いことがなさそうだから、本人に問題があるから、相談しづらいから、怖いから、などの回答があった。

⑨ こどもや若者を支援する仕組みを作ったり、それを実行したりする仕事をしている行政機関（国や都道府県、市区町村）にお願いしたいこと

国や都道府県、市区町村にお願いしたいことにてついては、様々な支援機関の連携強化、支援機関へのサポートの充実、広報や啓発活動の強化、就学のための資金援助、相談できる仕組みの充実、こどもへの直接訪問などの回答があった。各回答のコメントは以下のとおりである。

(ア) 様々な支援機関の連携強化

- *一度どこかの機関に繋がることができれば、シェルターに繋がるような連携体制もあればよい（例えば、学校の先生に相談したら居場所につながる、病院で相談したら居場所に繋がるなど）。専門職でも居場所やシェルターについて知らない方もいるので、支援する側が知っておけるように周知する必要があると思う。（Dさん）*
- *国や色んな機関が協力してほしい。悩んでいる人でも一人の人間として思いを持っているのは変わりないため、色々な機関にも協力してほしい。（Gさん）。*

（イ）支援機関へのサポートの充実。

- *困っている人の一人一人に対して一生懸命にやってほしい。支援する人も、国からの支援がなければお金のこともあるので何もできない。（Gさん）*
- *受け入れる側のキャパが全てだと思う。スタッフも足りておらず、入所できない。また、シェルターへのお金のサポートも必要だと思う。そのようなことがあるだけでも大分受け入れられる人数は変わってくるのではと感じる。（Iさん）*
- *シェルターへの助成金を増やしてほしい。通信機器も、資金面で導入できていないのだと思う。（Jさん）*

（ウ）広報や啓発活動の強化

- *知識や手段がないこども・若者は多くいる。こども・若者から助けを求めてくるのを待つ形ではなく、支援する側からこども・若者側に直接介入し近いところで支えてほしい。また、気軽にシェルターのような居場所へアクセスできる関係を行政と組めばよいのではないか。（Bさん）*
- *居場所について積極的に周知をしてほしい。（Dさん）*
- *電話やSNS相談については使っているという人を聞いたことがない。もっといい支援がないかと考えている。ただし、支援してあげるよと言われたところで、どれだけ困っていてもいらないとみんな言うため、どうすればよいかわからない。聞く耳すら持っていない。迷惑をかけることがカッコいい、言われたことを聞くのはダサい、というイメージを変えてあげると結構変わると思う。（Iさん）*

(エ) 就学のための資金などの援助

- *児童養護施設で暮らしている子など親からの支援がない子は大学に行けない子が多い。奨学金ではなく他の金銭的なサポートをしてほしい。奨学金は一時的に借りることができるけど、後々苦しくなるため借金はしたくない。（A さん）*
- *家庭の事情で進学を諦めたくなかった人はたくさんいると思うので、経済的に困っている大学生への金銭的支援をしていただきたい。大学で学びたいが、親を頼ることができないため就職へと進路を変える人もいて、自分も実際そうしようとしていた。また、成人しても大学生という肩書きで制度上は生活保護などの支援を受けられない現実がある。（D さん）*
- *高校や大学の学費を減らしたり免除したりできる取組をしてほしい。給付型の奨学金も増えるとよい。また、シェルターの中では勉強をしようと思えなかったため、勉強する習慣がつかず遅れてしまった。そうならないよう、コロナ禍のように ZOOM で同学年の授業を受けられるなど、シェルターに入っている間に勉強を教えてもらえる環境があると良いし、生活のリズムも整うと思う。（J さん）*

(オ) 相談できる仕組みの充実

- *個別面談等の形で、相談にのってもらえる仕組みがあるとよい。SNS やインターネットなどでは相談に乗ってくれる人がどういう雰囲気なのかがわからないため、対面の方がよいと思う。なお、相談にのってもらう相手については、シェルター職員など、自分が現在おかれている状況や抱えている問題を詳しく把握している人がよい。そのような人にじっくり話を聞いてもらうのが一番だと感じる。（E さん）*

(カ) こどもへ直接訪問する等によりこどもの状況を把握して必要な対応すること

- *こどもの自殺や、いじめ、虐待による死亡事例などのニュースもあり、そういった問題を、ただ話を聞くだけではなく、一人の人間として直接関わって対応してほしい。実際にこどもたちを訪問して、大人たちにもっと様子を知ってほしいと思う。（F さん）*

（キ）その他

- *虐待を受けているこどもや若者が、実害性がないとどうしようもできないと言われてしまうことのないようにしてほしい。精神的な暴力であっても僅かな希望で進みたい場所へ進みたいと思っていても、進みたい場所に進むことができないこともあるため、命を絶たれてしまうこともある。私自身もそう考えていた１人であった。そのため、精神的な暴力であっても、進みたい場所に進む選択肢を奪わないためにも、なんとかその状況を認めてもらいたいと切に願っている。しっかりと耳を傾けてほしい。（Ｃさん）*
- *小さい頃から、働くことのできる年齢を引き下げてほしいと思っていた。小学校の時から辛いと思っていたが、相談して誰かに頼っても施設や一時保護所に連れていかれて自由がなくなる。自分が暴力を受けているのに、なぜ親ではなく自分が友達とも離されて施設に入らなければいけないのかとずっと思っていた。そのため、自分で決めて自立できるような仕組みがあるとよいと思った。（Ｈさん）*

また、アンケート回答からは、相談できる場所を増やしてほしい、一時保護所や自立援助ホームを増やしてほしい、予算を増やしてほしい、給付金がほしい、こどもの意見をよく聞いてほしい、こどもの気持ちも考えてほしい、などの回答があった。

第６章　総合考察

1.　困難な状況にあるこども・若者の持つニーズ

本事業では、「困難な状況にあるこども・若者のニーズや実態の把握」および「既にこども・若者支援を実施している民間シェルターにおける取組事例の収集・把握」を目的として複数の調査を行った。本項では、調査結果のうち、困難な状況にあるこども・若者のニーズや実態について把握したことを整理する。

なお、本事業において、民間シェルターは、「利用者が宿泊可能な常設された施設」であり、「虐待等により困難な状況にある主として 10 代～20 代のこども・若者が緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所」のことを指している。インタビュー[4]に協力してくれたこども・若者は、民間シェルターに入所している、あるいは、入所していた当事者であることを前提としている点に留意されたい。

(1)　当事者へのインタビューを通してわかったこと

インタビュー結果から把握した「困難な状況にあるこども・若者の実態」と「困難な状況にあるこども・若者のニーズ」について説明する。

1)　困難な状況にあるこども・若者について

こども・若者がおかれている困難な状況は多様である。インタビューでは、民間シェルターに入所する以前、「車中泊をしていた」、「ネットカフェやホテルに泊まりながらあてもなく過ごしていた」、「野宿をしていた」、「（実家を離れて）親戚やきょうだい、知人の家で過ごしていた」、「児童養護施設や病院に入所（院）していた」、「（保護者から虐待を受けながら）家で過ごしていた」といった様々な過ごし方をしていたこと、また、その背景に「保護者からの虐待」、「家庭内暴力」、「親子関係の不調」等の理由があったことなどを伺った。

そのような状況にあったこども・若者は、例えば、「友人・知人の紹介」、「支援者（支援機関）からの紹介」、「自分でシェルターに関する情報を見つけた」といった様々なきっかけで民間シェルターとつながることになったことがわかった。

2)　困難な状況にあるこども・若者の本質的なニーズ～生活する・生きる上で望むこと～

困難な状況にあるこども・若者は、民間シェルターを利用するということの背景としてどのよう

---

[4] インタビュー形式での協力が難しい場合はアンケート形式で回答をいただいた。本章では、「インタビュー」とのみ表記した場合であっても、アンケート形式で得た回答を含めて考察している。

な生活・生き方を望んでいるのか。その点は、民間シェルターに入所しようと思った理由や、民間シェルターを利用してよかったこととして聞き取った内容から見えてくる。

例えば、「家とは違う場所で過ごしたい、離れたい」、「自立したい」、「他にいる場所がない」、「最低限の衣食住が保障されてよかった」、「身の安全を確保できてよかった」、「一人になれるのがよかった」、「ゆっくり考える時間ができてよかった」、「何も縛られずに過ごせてよかった」、「自分の話を聞いてもらえてよかった、相談できてよかった」、「自分を理解してくれてよかった、認めてくれてよかった」、「自分は楽しんでもよいとわかってよかった」といった声が聞かれ、**【物理的に安心・安全な生活環境】**を求める声とともに、**【気持ちの面でのサポート】**を求める声もあった（なお、安全な居場所のないこども・若者向けにあるとよい制度・仕組みや、こども・若者が民間シェルターに求めていると考えられる事項について尋ねた際も、同様の声が聞かれた）。いずれも、こども・若者が生きていく上で当然保障されるべき事項である。

また、それ以外にも、安全な居場所のないこども・若者向けにあるとよい制度・仕組みとして、**【金銭や手続といった負担なく誰もが利用できる場所】**や、同じような状況にある人同士で相談し合える制度・仕組みといった**【ピアによる相談ができる場所】**といった居場所自体を作ることを求める声のほか、「シェルターなどの居場所がこども・若者に伝わる制度・仕組み」、「辛い状況にいることにも気づかないこども・若者が利用できる制度・仕組み」といった**【居場所とこども・若者がつながるための制度・仕組み】**を求める声、居場所を問わず生活していく上で必要な**【勉強のための資金援助】**などが挙がった。さらに、シェルターがより多くの利用者を受け入れることが可能になるよう**【シェルターへの資金面でのサポート】**を求める声もあった。

さらに、行政機関にお願いしたいこととしては、「一度どこかの機関につながればシェルターにつながるような体制」や「様々な機関が協力して（支援を行って）欲しい」といった**【様々な支援機関の連携強化】**を希望する声や、支援する人への資金的サポートといった【支援機関へのサポートの充実】、こども・若者が居場所について知ることのできるよう【広報や啓発活動の強化】等があった。

3） こども・若者の民間シェルター利用に関するニーズ～民間シェルターの利用にあたり望むこと～

次に、こども・若者が民間シェルターを利用するにあたって望むことについて整理したい。当然ながら、先述の生活する・生きる上で望むことといった本質的なニーズがベースにあるが、より具体な利用上のニーズとしては、民間シェルターを利用してよかったことや民間シェルターを利用して嫌だったこと、民間シェルターにさらにあるとよいと感じるサポート（改善点）として聞き取った内容から確認できる。

例えば、「1部屋を借りることができて（他の人との接点がなく）よかった」、「ルールが少なくてよかった」、「共通スペースの利用時間が延びるとよい」、「外出の制限がある、外部の状況が分からない環境が嫌だった」といった**【シェルターでの生活における自由度】**に関することや、

「インターネットの利用ができない」、「スマートフォンやパソコンなどの通信機器が使用できればよい」といった**【通信機器の利用】**に関すること、「防犯面の心配がある」、「静かに過ごせる場所であるとよい」といった**【よりよい住環境】**に関すること、「食費や家賃の負担が少なくてよかった」、「食材・食事の支援がさらに充実するとよい」といった**【食事や住居の負担軽減】**に関すること、「他の入所者との人間関係が難しい」、「人間関係を調整してもらえるとよい」といった**【他の入所者等との人間関係】**に関すること、「すぐに話せる人がおらず不安」、「そばで話を聞いてくれる人がいればよい」、「利用者が増えるとよい」といった**【支援者やピアによる気持ちの面でのサポート】**に関することが聞かれた。

また、それ以外にも、こども・若者が民間シェルターに求めている事項としては、**【数日間だけ住める気軽な場所】**や**【楽しみもある場所】**といった声もあった。

(2)　民間シェルター運営団体へのヒアリングを通してわかったこと

次に、民間シェルターを運営する側から見たこども・若者のニーズについて整理したい。ここでは、民間シェルター団体を対象として実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果をもとに説明する。

1)　困難な状況にあるこども・若者について

民間シェルター団体を対象として実施したアンケート調査結果から、令和4年度における民間シェルターに入所するこども・若者の入所理由（主訴）としては、「家族からの虐待被害」が最も多く 83.0%、次いで「親子関係の不調」が 72.3%、「住居問題（帰住先なし）」が 57.4%であった（Q13_1）。

また、令和4年度に入所した方の入所経路としては、「児童相談所」が最も多く 61.7%、次いで「利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）」が 57.4%、「市町村」が 40.4%であった（Q14_1）（なお、民間シェルター団体を対象として実施したヒアリング調査においては、近年、こども・若者が団体に対して直接相談するケースが増えているといった所感も聞くことができた）。

民間シェルター団体を対象として実施したアンケート調査やヒアリング調査からは、こども・若者がおかれている困難な状況として、家族からの虐待被害や親子関係の不調が主な背景となっていること、そうしたこと等により住居問題が生じていることがうかがえる。また、民間シェルターにつながるきっかけとしては、児童相談所や市町村といった公的機関から経由してつながることも多い一方で、本人からの直接の申し込みも多くなっていることが示された。

2)　困難な状況にあるこども・若者の本質的なニーズ～生活する・生きる上で望むこと～

民間シェルター団体を対象として実施したヒアリング調査においては、実際に支援やサービスを提供する中で認識したこども・若者の本質的なニーズについても聞くことができた。例えば、「安全・安心に過ごせる場所」や「緊急避難的な場所」、「その日に泊まることができる部屋」といった**【物理的に安心・安全な生活環境】**や、「一緒に考え、受け入れてくれる人」といった**【気持ちの面でのサポート】**などが挙げられた。これらは、当事者から聞いた本質的なニーズと一致するものである。

3)　こども・若者の民間シェルター利用に関するニーズ～民間シェルターの利用にあたり望むこと～

次に、こども・若者が民間シェルターを利用するにあたってのより具体なニーズについて、民間シェルター団体を対象としたヒアリング調査では、「（入所者が）主導権を持って自由に利用できることの大切さ」や「ルールで縛られていると感じないような工夫の必要性」などといった**【シェルターでの生活における自由度】**に関することや、スマートフォンなどの**【通信機器の利用】**に関するニーズが挙げられた。これらについても、やはり当事者から聞いた民間シェルターの利用に関するニーズと一致するものである。

このように、、困難な状況にあるこども・若者自らが語ってくれたニーズと、民間シェルターの運営を通して見える利用者のニーズとは概ね一致していることがわかった。

2.　困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターの実態

前項で整理した困難な状況にあるこども・若者のニーズの受け皿の一つとなっているのが民間シェルターである。ここでは、民間シェルターの取組の実態の主だった事項について、こども・若者を受け入れる民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査やヒアリング調査の結果から把握したことを整理する。

（1）民間シェルターのなりたち（こども・若者を受け入れるきっかけ、あわせて行う他事業との関係）

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、こども・若者の受け入れを開始してからの経過年数について、平均で8年、中央値で6年、最大で 20 年、最少で1年、が経過していることがわかった（Q4）。平均すると 10 年を下回ることから、比較的最近になり取り組む所が増えたことがうかがえる。なお、ヒアリング調査では、活動をはじめて1年の団体やおよそ 20 年の団体を含め、運営期間が様々な団体の取組事例を聞いている。

また、民間シェルターと同一の場所で併せて実施している事業については、「児童自立生活援助

事業」との回答が 40.4%、「若年被害女性等支援事業」との回答が 17.0%、「配偶者暴力被害者等支援調査研究事業」との回答が 10.6%、また、「他の事業は実施していない」との回答が 10.6%であり、多くの施設が他の事業と併せて実施（運営）されていることが確認できた（Q1_5）。ヒアリング調査においては、児童自立生活援助事業に“間借り”した状態でシェルターを運営している例や、児童自立生活援助事業の枠組みの中で対応が難しい場合にシェルター事業（独自事業として実施）へと移行し切れ目なく支援をつなげている例が聞かれた。

（2） 民間シェルターの支援体制

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、「常勤スタッフ」が平均で 3.25 人（中央値で3人、最大で 11 人、最少で0人）、「非常勤スタッフ」が平均で 1.97 人（中央値で1人、最大で9人、最少で0人）、「有償ボランティア」が平均で 3.82 人（中央値で2人、最大で 37 人、最少で0人）、「無償ボランティア」が平均で 5.06 人（中央値で0人、最大で 78 人、最少で0人）となり、平均でみると「無償ボランティア」が最も多い結果となったが、中央値でみると常勤スタッフが最も多く、ついで有償ボランティアとなっているがいずれも2～3名程度である（Q2）。ヒアリング調査において、「フルタイムの専従スタッフがいない」、「メンバー全員がボランティアスタッフである」、「宿直を行う人員が圧倒的に足りない」といった声も聞かれ、アンケート調査で示された施設定員の平均が7人（中央値で6人、最大で 34 人、最少で1人）（Q5）、一日当たりの平均的な入所人数が5人（中央値で2人、最大で 44 人、最少で0人）であり、それぞれのシェルターでは種々の支援を実施していること（詳細は後述する）（Q19_1、Q19_2、Q20）を考えると、体制として人材が十分でない現状があると考えられる。

（3） 設置・運営方法（シェルターとして利用する物件、財政の状況等）

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、施設の築年数の平均が 32.85 年（中央値が33年、最大が 65 年、最小が 10 年）であり、相当程度築年数が経過した物件を使用していることがわかった（Q25_2）。また、最寄りの駅からの距離は平均で徒歩 12.76 分（中央値が 10 分、最大が 40 分、最小が3分）であり、一定距離があることもわかった（Q25_3）。なお、施設の形式については「賃貸」との回答が多くを占めた（91.5%）（Q25_1）。ヒアリング調査では、物件の確保に関して、「（改善する必要性を感じているものの）新しい場所への移転や全面改修するとなると大きなコストがかかる」、「都市部において男女でフロアを分け職員が見守ることができるような場所を獲得するにはどうすればよいか（悩んでいる）」、「物件は自身が所有するものであったため負債とならなかったが、資金がなければシェルターを開設することすらも難しい」といった、物件確保に関する困難さが聞かれた。

また、民間シェルター団体を対象として行ったヒアリングでは、こども・若者のニーズを踏まえ、複数のこども・若者が同じ建物で共同生活を送る形態のほか、マンション等の一室をこども・若者に利

用してもらい、職員が巡回する形態をとっている団体もあった。

民間シェルターの運営における財政の状況に関しては、民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果で、施設の運営経費の財源構成について、「国又は自治体からの補助又は給付」の割合が最も高いことが分かり（平均値は財源構成のうち5割を超えていた）、次に割合が高いのは「寄付」であった。なお、「国又は自治体からの補助又は給付」が運営経費の財源として5割超であったのは回答のうちの 59.6%であった（Q30_1）。財源に占める割合で言えば決して大きくはないものの、「入所者から費用を徴収している」ところは全体の 59.6%を占め、徴収名目としては、家賃、管理費、食費、水道光熱費、日用品の費用など、家賃については2万円～5万円の範囲で回答が得られた（Q29）。ただし、ヒアリング調査においては、「自費の利用料は支払いが厳しいということで回収できない場合もある」、「支払いが可能なこどもに関しては微々たるものだが家賃をもらい、難しい場合にはいつか返してもらえればと伝えて無料で使ってもらうこともある」といったことが聞かれた。

（4） シェルター内での制限や決まり

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、施設における制限について、「携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用」、「その他私物の持ち込み・使用」、「外出」、「外泊」、「酒・たばこ」、「友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること」については、制限があるとの回答が半数以上を占めた（順に、57.4%、53.2%、53.2%、76.6%、87.2%、89.4%）（Q22）。また、施設における決まりについては、「門限」について決まりがあるとの回答が半数以上を占めた（55.3%）（Q23）。

この制限や決まりを設ける理由について、ヒアリング調査では、「加害者による追跡への懸念から」、「児童相談所により制限がなされたから」、「外界の刺激から距離を置くことで自分を見つめなおす機会とするため」、「事故や犯罪などを防止するため」、「今後の生活で必要になるルール（賃貸物件に住むことのルール等）を理解してもらうため」といったことが挙げられた。

また、制限や決まりを設ける上での工夫としては、「制限や決まりがあっても過ごしやすい雰囲気づくりを心掛ける」、「本人と話し合いを重ね動機付けを行う」といったことが聞かれた。さらに、「決まりを守れないから入居しないといったことが起こらないよう制限や決まりをなるべく設けない」というこども・若者へのニーズに配慮する声も聞かれ、一方で、「規制をかけても管理がしきれない現実もある」といったことも挙げられた。

（5） 民間シェルターの支援内容（入所時、退所後）

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、 入所者が利用可能な支援について、「同行支援（役所や裁判所等）」は全ての回答者が実施していると回答した（100%）。次いで、「相談支援（対面、電話、メール、SNS 等）」との回答が多かった（97.9%）。また、「退所先の

調整（89.4%）」、「日常生活の支援（料理や清掃等）（87.2%）」、「福祉サービスの利用申請に係る支援（87.2%）」も、回答者の 9 割近くが回答した（Q19_1）。

なお、接点を持ったが入所につながらなかった者が利用可能な支援については、「相談支援（対面、電話、メール、SNS 等）」が 85.1%と最も多かった（Q19_2）。

また、、退所者がアフターケアとして利用可能な支援として「退所後の生活に関する相談支援」との回答が最も多く、89.4%を占めた（Q20）。

ヒアリング調査においては、退所に向けての支援の一環として「就労訓練事業所を持ち、そこで入所者をアルバイトとして雇用する」といった例もあることがわかった。また、退所後のアフターケアとして、「退所後も困った時に相談できるようつながり続ける」、「退所者がいつでも来ることのできる『居場所スペース』を作った」という例が聞かれた。さらに、OG・OB となると来訪しづらくなるため「卒業（退所）という概念自体がない」といった例もあった。

これらのことから、民間シェルター団体のほとんどが、困難な状況にあるこども・若者を単に受け入れるだけでなく、受け入れた後にこども・若者一人ひとりのニーズに即した支援を行うとともに、入所には至らなかった者や退所後のこども・若者にも寄り添い、当事者視点に立って多様な支援メニューを実施していることが実態としてうかがえた。」

（6） 親権に関連する対応

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、未成年が施設に入所するにあたっての保護者の同意については「必要としていない」との回答が半数以上を占め 68.1%であった（Q18_1）。必要としていない理由としては、「一時保護委託として入所するため」、「保護者の連絡先が分からない」、「こども・若者本人の意向」、「弁護士や市町村が調整をするから」といったことが挙がった。

また、アンケート調査の結果では、上述の理由から保護者の同意を必要としてない未成年の場合に保護者に連絡をとるかどうかについては「場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている」との回答が 55.8%と半数以上を占めた（Q18_3）。連絡をとる場合としては、「こども・若者本人からの相談で入所する場合」や、「保護者が加害者ではない場合」、「保護者支援が必要な場合」、「親子関係の調整をする必要がある場合」、「保護者から安否確認を求められた場合」などケース状況によるものや、「児童相談所との決まりや調整結果」によるもの、「本人の希望」によるものといったことが挙がった。連絡をとらない場合としては、「保護者の連絡先がわからない」、「保護者の居所がわからない」、「保護者との関係が断絶している」、「親が引き取りを拒否している」といった理由にみられるように、連絡すること自体が困難なケースや、連絡先は把握していても親子関係の調整が困難であるケースが挙げられた。

さらに、アンケート調査の結果では、親権に配慮し入所時に行っている運用上の工夫として、「本人の入居の意思を確認後に弁護士と代理人契約をしてもらい、弁護士から保護者へ本人が安全で安心な場所で暮らしていることや本人との連絡は代理人を通して行うよう伝える手紙を出す」と

いった工夫の例が確認できた。

ヒアリング調査では、「直接こどもが相談してきた場合、緊急保護をした上で児童相談所に後から一時保護委託をかけるよう依頼する」、「（一時保護委託とまではしてないが）18 歳未満からの相談がある際は、最初に児童相談所へ相談するようにしている」といった実際の運用における具体な対応に関しても確認できた。一方で、そもそも親と交渉ができない状況であるからシェルターに来たという経緯がある場合には、基本的に親には連絡をしていないという回答もあった。

（7） シェルターを周知させるための広報上の工夫

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査やヒアリング調査を通して、シェルターを周知させるための広報上の工夫として、「アウトリーチ」や「SNS 相談」といったこども・若者と直接つながりを作るような活動や、「関係機関からの講演依頼は必ず受ける」、「イベントに参加して団体についてアピールする」といった関係機関に対する周知活動、ホームページ上での広報や広告出稿、相談カードの配布といった PR 活動の例が確認できた。

ヒアリング調査では、「場所が特定されないよう背景の景色は出さない」、「部屋が満床の時もあるため、いつでも来てくださいというわけではなく自然に活動を伝えている」といった実際の運用における具体的な留意点に関しても確認できた。

3. 民間シェルターの類型に関する考察

ここまで、民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビューや民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査及びヒアリング調査の結果をまとめ、その実態やニーズを把握するために整理してきたところ、民間シェルターに入所するこども・若者の状況やニーズが多様であること、また、民間シェルター側の受け入れ体制や提供する支援・サービスの内容、親権に関連する対応や広報活動の内容などが多様であることがわかった。そこで、ここからは、わが国において困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターの全体像を理解するための試みとして、民間シェルターの類型について考察したい。

（1） 「18 歳未満のこども・若者を受け入れるか否か」の軸での分類

まずは、「18 歳未満のこども・若者を受け入れるか否か」といった軸での分類である。18 歳未満のこども・若者を受け入れる場合には、親権に配慮した対応方法や工夫が求められる場合がある。

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査やヒアリング調査の結果では、18 歳未満のこどもを受け入れている団体と受け入れていない団体（受け入れないことをあらかじめ決めている団体と、あらかじめそう決めている訳ではないが、結果的に受け入れるに至ってない団体の両方がある）の両方が確認できた。受け入れている団体においても実情は様々であり、すべて児童相談

所からの一時保護委託として受けている場合もあれば、そうではなく、団体として親権に配慮した工夫を行いながら対応している場合もあった。おそらく、18 歳未満のこども・若者を受け入れるか否かによって、支援内容や関係機関・専門家等との連携方法にも違いが生じるものと考えられる。

(2)　「対象者の違い」での分類

次に、対象者がどのような理由からシェルターへの入所を必要としているのかといった「対象者の違い」の軸での分類が考えられる。

民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査やヒアリング調査の結果では、民間シェルターに入所した理由として、家族からの虐待被害や親子関係の不調、住居問題（帰住先なし）、経済的困窮等の経済的な理由など、民間シェルターが受け入れる対象者が入所を必要としている背景に様々な理由があることがわかった。さらに、支援内容についても、同行支援や相談支援、退所先の調整、日常生活の支援、福祉サービスの利用申請に係る支援など、多様な支援が行われていることもわかった。

対象者によっては、日常的な丁寧なケアが必要な場合から、安全な場所を提供する程度のかかわりでよい場合までさまざまなケースがあることが考えられる。

(3)　「緊急度」の軸での分類

次に、こども・若者の命の危険が差し迫った状態であるのかどうかといった「緊急度」の軸での分類が考えられる。緊急度が高いケースは、例えば、現に虐待行為や暴力を受けている只中にいたり、加害者から追われている状態にあったりと、とにかく緊急で身の安全を確保する必要があるケースである。他方、緊急度が低いケースとしては、現在は一定の居場所（実家、親族の家、友人・知人の家、支援機関）にいるが安定的ではなく、中長期的なスパンで自立を目指した支援やサービスを受ける必要があるケースである。

ただし、緊急度の高いケースのみ、あるいは、緊急度の低いケースのみを受け入れる民間シェルターは少ない可能性があり、両方のケースを受け入れる民間シェルターが大半であることが推測できる。その理由として、民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査の結果では、必ずしも施設入所の理由（主訴）のみでそのケースの緊急度を想定できるわけではないが、令和4年度にこども・若者を受け入れた実績のある民間シェルター46所のうち、施設入所の理由（主訴）が1種類のみであったのは6所（13.0％）であり、多くはさまざまな状況（緊急度）にあるこども・若者を受け入れていることが考えられるからである。事実、民間シェルター団体を対象として行ったヒアリング調査や、民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビューにおいては、身の危険が迫り一刻を争うような状況からこども・若者を緊急的に保護した（された）といったエピソードと、中長期的なスパンで保護した（された）といったエピソードの両方が聞かれた団体が複数あった。

一方で、緊急度の高いケースと低いケースのいずれも受け入れる場合があるとしても、そのどちらに重心を置いているかという点は団体によってある程度特色があるものと考えられ、それにより、その民間シェルターの運営や体制等のあり方に違いが生じうると考えられる。例えば、緊急度の高いケースに重心を置いている場合には、安全確保を重視することで施設内での制限や決まりを設ける場面が相対的に多くなる可能性があり、また、24時間365日対応可能な連絡窓口や受け入れ体制を備えるための人員確保及びそれを可能とする資金確保等も必要となるものと考えられる。

4. 困難な状況にあるこども・若者への支援における課題

ここまでに、困難な状況にあるこども・若者の実態やニーズ、そして、困難な状況にあるこども・若者を受け入れる民間シェルターの実態について整理した内容を踏まえて、本項では困難な状況にあるこども・若者への支援における課題についてまとめたい。

(1) 困難な状況にあるこども・若者の持つニーズは満たされているのか～ニーズと提供されている支援・サービスとのギャップについて～

困難な状況にあるこども・若者のニーズについては、生活する・生きる上で望むこととしての本質的なニーズと、民間シェルターの利用に係るニーズに大別して整理した。これらのニーズは、はたして満たされているといえるのだろうか。

1) 困難な状況にあるこども・若者の本質的なニーズ～生活する・生きる上で望むこと～と支援・サービスとのギャップ

本質的なニーズのうち、**【物理的に安心・安全な生活環境】**、**【気持ちの面でのサポート】**に関しては、困難な状況にあるこども・若者が民間シェルターとつながることで、ある程度はニーズが満たされているものと考えられる。

しかし、全てのニーズは完全に満たされたかといえばそうではなく、安全・安心な場所を提供することのできる民間シェルターの数が十分ではなく、既にこども・若者を受け入れている民間シェルターが運営上でいくつかの困難・課題を抱えながらも目の前のこども・若者に対して懸命に支援・サービスを届けようと取り組む現状がある。

また、民間シェルターに入所する必要性があったとしても入所に至らないこども・若者も存在しており、また、そのようなこども・若者の存在を認識しているものの、民間シェルターにつなげるための知識や方法を持ち合わせていない（利用できる社会資源として近くに民間シェルターが存在しない場合も含む）支援者が存在する。

また、本質的なニーズのうち、**【金銭や手続といった負担なく誰もが利用できる場所】**、**【ピアによる相談ができる場所】**、**【居場所とこども・若者がつながるための制度・仕組み】**、**【勉強の**

ための資金援助】、【シェルターへの資金面でのサポート】、【様々な支援機関の連携強化】、【支援機関へのサポートの充実】に関しては、決して民間シェルター（あるいは、民間シェルターを運営する団体）の独力のみで満たされるニーズではない。

2） こども・若者の民間シェルター利用に関するニーズ～民間シェルターの利用にあたり望むこと～と支援・サービスとのギャップ

民間シェルターの利用に関するニーズとしては、**【シェルターでの生活における自由度】、【通信機器の利用】、【よりよい住環境】、【食事や住居の負担軽減】、【他の入所者との人間関係】、【支援者やピアによる気持ちの面でのサポート】、【数日間だけ住める気軽な場所】、【楽しみもある場所】**が挙がったが、これらについては、それぞれのこども・若者の状況やつながった先の民間シェルターの状況により、ニーズが満たされているか否かに違いがあることが考えられる。このように、困難な状況にあるこども・若者が持つ民間シェルター利用に関するニーズと、提供されている支援・サービスとのギャップを生じさせる要因として考えられる民間シェルターの運営上の諸課題について整理したい。

（2） 民間シェルターを運営する上での諸課題

ここでは、本事業において実施した民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビュー、民間シェルター団体を対象として行ったアンケート調査やヒアリング調査の結果から見えた、民間シェルターの運営にあたってのいくつかの課題をまとめる。

● 民間シェルター内部での制限や決まりに関する課題

先述の通り、民間シェルター内部での制限や決まりは、こども・若者のニーズに配慮してできるかぎり設けないよう検討がなされているものと考えられる。また、設ける場合にはいずれも理由があり、こども・若者にとって最善の方法を考えた上で各シェルターにおいて出した結論として設けられたものであると考えられる。しかし、民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビューにおいて、シェルターへの入所に至らないこども・若者がいる理由として「制限や決まりが厳しく自由がないイメージ」 が挙がっている。また、シェルターを利用した当事者からもシェルターでの生活における自由度やスマートフォンなどの通信機器の利用に関するニーズがあがっている。

仮にイメージと実態とに乖離がある場合はそれを解消するために周知活動に力を入れるといった方策をとる必要がある。また、乖離がある訳ではなく現に制限がある場合においては、その制限がこどもの安全や福祉の確保の観点から必要最小限なものとなっているかどうかをこども・若者の意見を聴きながら改めて見直しつつ、真に必要がある制限や決まりについては、それを設けた理由について、こども・若者本人に丁寧に説明し、理解を得るといった工夫が、民間シェルター団体

を対象としたヒアリング調査の中で挙げられた。このような工夫を行うことが、民間シェルターに対して求められる。

● 支援内容における課題（入所中の支援、退所に向けた支援、アフターケア）

民間シェルターでは、入所中において、日々の相談支援や日常生活の支援、退所に向けての就労支援や就学支援、調整、そしてアフターケアに至るまで様々な支援が行われている。また、入所者であるこども・若者の属性や状況は多様であり、その多様なニーズに応えるための丁寧な支援が求められている。この求めに応じることができるだけのリソース（人、モノ、カネ、ノウハウ、ネットワーク）を民間シェルターが用意できるようにするため、行政機関に対して制度面や資金面でのサポートが求められる。

● 親権との関係における課題

18 歳未満のこどもを受け入れる場合には、そのケースの状況等に応じて親権に配慮した対応上の工夫が求められる。現在、18 歳未満のこどもを受け入れる民間シェルターにおいては、親権者等への連絡や児相との関係などについて、こどもの状況、ニーズ等を踏まえて試行錯誤しながら対応がなされているが、今後、民間シェルターの整備等を進めていく上では、現行の法制度等の下で、こどもの状況、ニーズ等を踏まえた適切な対応のあり方について、一定の整理がなされることが必要と考えられる。

● 周知・啓発に関する課題

民間シェルターに関する周知・啓発は、こども・若者を対象としたものと、関係機関（何らかの形でこども・若者の支援を行う支援機関）を対象としたものの両方において不足している。民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビューの結果では、シェルターへの入所に至らないこども・若者がいる理由として、「不安や怖いといったイメージがある。」といった声があった。また、「シェルターに入所することによる周囲の目があること」も理由として挙げられた。さらに、同インタビューにおいては、「受けられる支援について知らない」、「自分は支援を受けられないと考える」、「（本来は支援を受ける必要性があるにもかかわらず）自分が支援をニーズがあることに気が付いていない」といったこども・若者がいることも指摘された。民間シェルターや行政機関においては、困難な状況にあるこども・若者に民間シェルターの支援内容や利用方法等についてわかりやすく周知・啓発を行うとともに、こうしたこども・若者の支援を行う関係機関に対しても同様に周知を行うことで、困難な状況にあるこども・若者を民間シェルターにつながることができるようにしていくことが求められる。民間シェルターを対象としたアンケート調査やヒアリング調査においては、ホームページや SNS 等の発信のほか、講演活動等による関係機関への周知、多機関・他団体との連携や交流、街中での声がけ（アウトリーチ）等の工夫が挙げられた。このような工夫を参考にして取り組むことが有意義と考えられる。

● 関係機関との連携における課題（児童相談所との役割分担、自治体との連携、協定）

民間シェルター団体を対象としたヒアリング調査においては、困難な状況にあるこども若者に対して連携して支援を行う上で、ケースワークに関する情報について、個人情報やプライバシー保護の観点に留意した取扱いの必要性や、関係機関における役割分担の重要性、関係機関同士が互いの専門性を理解し尊重することの重要性、ケースについて協議する機会の重要性が示された。実際に、民間シェルター団体を対象としたヒアリング調査において、関係機関とケース会議を開催し、お互いの顔が見える中で信頼関係を築きながら連携を進める例も聞くことができた。

また、こども・若者にとって公的機関へ相談することのハードルは高く、支援の一環として公的機関につなげることの困難さについても挙げられた。さらに、地域における支援者間のネットワークづくりの必要性についても挙げられた。

こども・若者のニーズを中心として、民間シェルターや関係機関の役割分担や連携に当たっての留意点等を整理しつつ、関係機関同士の連携をさらに推進させていくことが望まれる。例えば、民間シェルター団体を対象としたヒアリング調査においては、関係する機関や専門家、それぞれがお互いの役割を理解した上でやり取りすること、その際、シェルター職員は関係機関との「ハブ」になることがあるが、シェルター職員から教えてあげますといった姿勢ではなく、対立関係にならないよう伝え方を慎重に判断すること、といった工夫も挙げられた。

● 資金調達や人材確保、施設（物件）の課題

民間シェルター団体を対象としたアンケート調査やヒアリング調査において、施設運営の資金確保が難しく、自費や委託事業、助成金、寄付などに頼っており、経済的に余裕がない状況が示された。また、シェルター運営を支える人材の確保についても、資金面等の課題があり支障が生じている状況がうかがえた。さらに、シェルター運営に適した施設の確保については、広さや設備を備えた施設環境や物件確保が資金との兼ね合いで難しいとの意見も挙がった。

民間シェルターを運営する上で必要な資金について、国からのさらなるサポートが望まれる。

● 制度上の課題

民間シェルター団体を対象としたヒアリング調査において、制度上の課題がいくつか示された。

例えば、18 歳になる前に虐待を受けていたが相談や通告をするタイミングが 18 歳を超えた場合には、児童相談所と連携した支援が行えず就学に係る支援も受けられない現実や、18 歳以上の大学生、専門学校生の場合は、仮に生活保護につながったとしても学資は支給対象とならず、学業を続ける上で資金面の負担が大きいという課題も示された。18 歳以上の若者に対してもこうしたシェルター等での必要な支援が受けられる環境を確保することが求められる。

また、民間シェルター団体を対象としたアンケート調査では、回答があった民間シェルターのうちの4割が、シェルター事業と同じ場所で「児童自立生活援助事業」を実施していることがわかったが、児童自立生活援助事業における要件の範囲での活動では、シェルター事業において必要とされるニーズを満たすための支援・サービスができない場合があるとの声もあった。例え

ば、特定の入所者に個別に丁寧な対応が必要となり一時的に他の入所者の受け入れを制限する場合に児童自立生活援助事業における定員の要件を満たすことができなくなる、児童自立生活援助事業では宿直を行う職員への手当が十分に賄えない、一時保護委託による入所者に対して行った自立支援やアフターケアは児童自立生活援助事業の対象とならないといった声があり、これらのことから、既存の制度の改善、または独自の制度を求める意見があった。さらに、民間シェルターに入所している（入所していた）こども・若者を対象としたインタビューから、「なぜ被害を受けている側であるこども・若者が、シェルターに逃げなくてはならないのか理不尽に感じる」との意見が多数挙げられた。国や自治体等においては、家族をはじめとした周囲への介入等、こども・若者の権利を守ることを主眼とした支援のあり方や、こども・若者がこうした困難な状況に陥ることを予防するための方策についても検討する必要があると考えられる。

5. 今後の展望

本事業において「困難な状況にあるこども・若者のニーズや実態の把握」や「既にこども・若者支援を実施している民間シェルターにおける取組事例の収集・把握」を目的として実施した各種調査結果を総合すると、困難な状況にあるこども・若者に対して支援を提供していく上では、民間シェルターは重要な役割を担う機関の一つであることは明らかである。その上で、困難な状況にあるこども・若者のニーズ（本質的なニーズとシェルター利用に関するニーズの両方）と、民間シェルターが提供する支援・サービスとには一定のギャップも生じており、この差異を解消していく必要もある。

差異を解消していくには、まずは民間シェルターに限らないこども・若者の本質的なニーズと、民間シェルター利用に係るニーズとがあることを認識し、それぞれのニーズに対して一つずつ対応策を検討していく必要があるだろう。

また、その対応策を実施する際には、民間シェルターのみに対応を求めるものではなく、国や自治体等の行政機関からの制度面・資金面のサポート、支援機関間で協力して行う連携体制の推進、地域におけるネットワーク構築、社会全体でのこども・若者シェルターに関する認知・理解の醸成のための周知啓発等も不可欠である。

なお、本事業においては、シェルターへの入所に至らなかったこども・若者を対象に調査を実施することが叶わず、ニーズはあるもののシェルターの入所につながらなかった理由について当事者から意見を聴取することができなかった。この点は本事業の調査上の限界であり、今後、こうしたシェルターの入所につながらなかった困難な状況にあるこども・若者も含めて、引き続き、困難な状況にあるこども・若者のニーズや実態を把握していくことが望まれる。

成果物の公表について

本報告書は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

資料編

１．自治体へのアンケート調査　調査票

こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」

こども・若者シェルターについてのアンケート調査

※薄い水色の枠内が回答欄です。

＜1＞貴自治体について

質問1　貴自治体名をお答えください。

未回答

質問1回答欄	
自治体名	

質問2　貴自治体が設置する児童相談所の数をお答えください。

未回答　※分室や支所は1所とカウントしてください。
※数値は半角でご記入ください。

質問2回答欄		
児童相談所数		（所）

＜2＞貴自治体の管内にある、こども・若者支援を実施する民間シェルターについて

質問3　貴自治体の管内に、10代～20代のこども・若者支援を実施している民間シェルターはありますか。

未回答　※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
※一時保護委託等の実績がない場合であっても、貴自治体が把握している状況について回答してください。

1. はい（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターがある）　▶質問3-1へ
2. いいえ（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターはない）　▶質問4へ
3. わからない　▶質問4へ

質問3回答欄

質問3-1　（質問3で「1.はい（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターがある）」と回答した方にうかがいます。）
貴自治体の管内にある、こども・若者支援を実施している民間シェルターについて、貴自治体が把握している数をお答えください。

未回答　※数値は半角でご記入ください。
※一時保護委託等の実績がない場合であっても、貴自治体が把握している団体数を記載してください。

質問3-1回答欄		
管内におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの数		（所）

質問3-2　（質問3で「1.はい（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターがある）」と回答した方にうかがいます。）
貴自治体の管内にある、こども・若者支援を実施している民間シェルターを運営する団体の名称と
各団体に対する、貴自治体の児童相談所からの令和4年度における一時保護委託の有無をお答えください。
また、一時保護委託の実績がある場合には、一時保護委託を行った主な理由についても、簡潔に記載してください。

未回答　※一時保護委託等の実績がない場合であっても、貴自治体が把握している団体について記載してください。
※施設名称ではなく、団体名を記載してください。
※1つの回答欄につき1つの団体名を記載してください。
ただし、記入欄が足りない場合、下部の（備考欄）に「、」で区切るなどして、
複数の団体名称と、それぞれの令和4年度における一時保護委託の有無について記載してください。

質問3-2回答欄		
	団体名	令和4年度における一時保護委託の有無
回答欄1		
回答欄2		
回答欄3		
回答欄4		
回答欄5		
回答欄6		
回答欄7		
回答欄8		
（備考欄）		

一時保護委託を行った主な理由

一時保護委託ありの場合は、委託した主な理由を記載してください。

質問3-3　（質問3で「1.はい（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターがある）」と回答した方にうかがいます。）
貴自治体において、一時保護委託以外で、こども・若者支援を実施している民間シェルターと連携して行う取組があれば、当該取組を行っている団体の名称と併せて簡潔に記載してください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問3-3回答欄

質問3-4　（質問3で「1.はい（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターがある）」と回答した方にうかがいます。）
質問3-2で回答いただいた団体のうち、特に好取組を行っていると考えられる団体があれば「団体名」と「その理由」を教えてください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問3-4回答欄

＜3＞困難な状況にあるこども・若者への支援に関連し、民間シェルターに期待する事項等

質問4　保護者からの虐待に苦しむ等の困難な状況にある10代～20代のこども・若者への支援に関連し、貴自治体として民間シェルターに期待する事項があれば、簡潔に記載してください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問4回答欄

質問5　保護者からの虐待に苦しむ等の困難な状況にある10代～20代のこども・若者への支援に関連し、貴自治体として民間シェルターに関して懸念事項や課題と感じる点があれば、簡潔に記載してください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問5回答欄

＜4＞照会先

質問6　当アンケート調査の照会先についてお答えください。

未回答

質問6回答欄	
ご担当者のお名前	
連絡先（TEL）	
連絡先（Email）	

質問は以上です。ご回答いただきありがとうございました。

２．自治体へのアンケート調査　集計表

＜１＞貴自治体について

質問2　貴自治体が設置する児童相談所の数をお答えください。

	回答数	割合
0か所	0	0.0%
1か所	26	32.1%
2か所	17	21.0%
3か所	12	14.8%
4か所	6	7.4%
5か所	5	6.2%
6か所	8	9.9%
7か所	3	3.7%
8か所	1	1.2%
9か所	0	0.0%
１０か所以上	3	3.7%
無回答	0	0.0%
合計	81	100.0%

＜２＞貴自治体の管内にある、こども・若者支援を実施する民間シェルターについて

質問3　貴自治体の管内に、10代～20代のこども・若者支援を実施している民間シェルターはありますか。

	件数	割合
1.　はい	27	33.3%
2.　いいえ	39	48.1%
3.　わからない	15	18.5%
無回答	0	0.0%
合計	81	100.0%

質問3-1　貴自治体の管内にある、こども・若者支援を実施している民間シェルターの数をお答えください。

	回答数	割合
1か所	22	81.5%
2か所	2	7.4%
3か所	1	3.7%
4か所	0	0.0%
5か所以上	2	7.4%
無回答	0	0.0%
合計	27	100.0%

質問3-2　自治体の児童相談所からの令和４年度における一時保護委託の有無

	回答数	割合
1.　一時保護委託あり	26	61.9%
2.　一時保護委託なし	16	38.1%
無回答	0	0.0%
合計	42	100.0%

３．民間シェルターアンケート調査　調査票

困難な状況にあるこども・若者への支援を行う民間シェルターの取組についてのアンケート調査項目						
質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢			
＜Ⅰ＞貴団体の基本情報について						
			貴団体についてお教えください。			
Q1_1	自由回答		団体名（　　）			
Q1_2	単数回答		法人格（あてはまるもの一つ選択）			
		1	認定特定非営利活動法人			
		2	特定非営利活動法人			
		3	社会福祉法人			
		4	一般社団法人			
		5	公益財団法人			
		6	株式会社			
		7	法人格なし			
		8	その他（具体的に：　　）			
			貴団体が、「虐待等により困難な状況にある主として10代～20代のこども・若者が緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所」として運営している施設名と当該施設の住所を一般に公表しているかどうかについて、教えてください（※調査実施時点で運営している施設をお答えください。）			
Q1_3	自由回答		施設名（　　）			
Q1_4	単数回答		住所公表の有無（あてはまるもの一つ選択）	1公開している	2公開していない	
Q1_5	複数回答		上記で回答した施設について、同一の場所で併せて実施している事業を教えてください。（あてはまるものすべて選択）			
		1	児童自立生活援助事業			
		2	子育て短期支援事業			
		3	若年被害女性等支援事業			
		4	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）			
		5	その他（具体的な事業内容：　　）			
＜Ⅱ＞施設のスタッフと入所者について						
ここからは、貴団体が運営する、虐待等により困難な状況にある主として10代～20代のこども・若者を、緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所（シェルター）として受け入れている施設（以下、「貴施設」という。）についてお答えください。						
Q2	自由回答		貴施設の入所者の処遇に携わるスタッフについて教えてください。（※施設に配置されて宿泊を伴うシェルター事業に従事する職員の人数をお答えください。例えば、団体の理事などで、シェルター事業を行う施設には配置されていないものの、専門家としてシェルターを利用するこども・若者に支援を提供することがある場合は、ここでは回答に含めず、Q3_3の回答に含めてください。）				
			常勤・非常勤スタッフの人数については、**常勤換算**にてご回答をお願いいたします。有償・無償ボランティアの人数については、実人数でのご回答をお願いいたします。			
			（※１）常勤スタッフの人数は、兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）について、その勤務時間を常勤換算方法（シェルター事業に従事した１週間の勤務時間を兼務している他事業に従事している勤務時間も含めた通常の１週間の勤務時間で除し小数点以下第２位を四捨五入）により換算した人数と、常勤者の専従職員数を合計した人数を回答してください。			
			（※２）非常勤スタッフの人数は、非常勤スタッフそれぞれの勤務時間を常勤換算方法（その職務に従事した１週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の１週間の勤務時間で除し小数点以下第２位を四捨五入）により換算した人数を合計して回答してください。			
①	自由回答		常勤（貴法人の行う他事業と兼務している場合も含みます）（※１）（　　）名	性別ごとの内訳：男性スタッフ（　　）名／女性スタッフ（　　）名／性別について回答しないスタッフ（　　）名　※常勤換算		
②	自由回答		非常勤（※２）（　　）名	性別ごとの内訳：男性スタッフ（　　）名／女性スタッフ（　　）名／性別について回答しないスタッフ（　　）名　※常勤換算		
③	自由回答		有償ボランティア（　　）名	性別ごとの内訳：男性スタッフ（　　）名／女性スタッフ（　　）名／性別について回答しないスタッフ（　　）名		
④	自由回答		無償ボランティア（　　）名	性別ごとの内訳：男性スタッフ（　　）名／女性スタッフ（　　）名／性別について回答しないスタッフ（　　）名		
Q3_1			貴施設における専門職の配置について教えてください。（※施設に配置し、宿泊を伴うシェルター事業に従事する職員の人数をお答えください。例えば、団体の理事などで、シェルター事業を行う施設には配置されていないものの、専門家としてシェルターを利用する子ども・若者に支援を提供することがある場合は、ここでは回答に含めず、Q3_3の回答に含めてください。）（①～⑦それぞれについてあてはまるものすべて選択）			
①	複数回答		弁護士	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
②	複数回答		心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
③	複数回答		社会福祉士・精神保健福祉士	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
④	複数回答		医師・看護師・保健師	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
⑤	複数回答		教員免許保持者	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
⑥	複数回答		保育士・児童指導員	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
⑦	複数回答		キャリアカウンセラー	１常勤スタッフ	２非常勤スタッフ	３委嘱	４ボランティア
Q3_2	自由回答		その他の専門職（具体的な専門性と、その方の雇用形態を自由に記載してください：　　）				

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢	
Q3_3	複数回答		貴施設において、施設に配置されている専門職以外に、入所児童が支援を受けられることとなっている専門職がいれば、教えてください。（※例えば、団体の理事などで、シェルター事業を行う施設には配置されていないものの、専門家としてシェルターを利用するこども・若者に支援を提供することがある場合は、Q3_1ではなく、ここで回答してください。）（あてはまるものすべて選択）	
		1	弁護士	
		2	心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）	
		3	社会福祉士・精神保健福祉士	
		4	医師・看護師・保健師	
		5	教員免許保持者	
		6	保育士・児童指導員	
		7	キャリアカウンセラー	
		8	その他の専門職（具体的な専門性：　　）	
Q4	自由回答		貴施設が困難な状況にある10代～20代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数について教えてください。	
			（　　）年	
ここからは、10代～20代以外の方も含め、貴施設で受け入れるすべての対象者について回答してください。				
Q5	自由回答		貴施設の定員（受け入れが可能な人数）を教えてください。	
			（　　）人	
Q6	自由回答		貴施設の一日あたりの平均的な入所人数を教えてください。（※おおよその人数で結構です。）	
			（　　）人程度	
Q7	単数回答		原則として、貴施設に入所可能な年齢を定めていますか。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	年齢を定めている　▶具体的に、貴施設に入所可能となる年齢を教えてください（　　歳から　　歳まで）	
		2	年齢を定めていない	
Q8	単数回答		原則として、貴施設に入所可能な性別を定めていますか。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	性別を定めている　▶具体的に、貴施設に入所可能となる性別を教えてください（　　）	
		2	性別を定めていない	
Q9	自由回答		現在、貴施設に入所している方の人数と、令和４年度の年間の延べ入所者数を教えてください。（※把握可能な範囲でお答えください。）	
			現在の入所者数（　　）名	性別ごとの内訳：男性（　　）名／女性（　　）名／性別について回答しない入所者（　　）名
				年齢ごとの内訳：15歳（※中学校在学中）以下（　）名／15歳(※中学校卒業後）（　）名／16歳（　）名／17歳（　）名／18歳～29歳以下（　）名／30歳以上（　）名
				最少年齢：（　　）歳、最高年齢：（　　）歳、平均年齢：（　　）歳
			年間の延べ入所者数（　　）名 (入所可能な年齢として30代以降の者も含む施設の場合) うち10代～20代のこども・若者(※)の延べ入所者数 （　　）名 (※)保護者を同伴せず入所している場合に限る。	うち、一時保護委託による延べ入所者数（　　）
Q10	単数回答		貴施設に入所可能な受入条件を定めていますか。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	一時保護委託の場合のみ受け入れている	
		2	退所後の受入が決まっている場合のみ受け入れている	
		3	その他の受入条件を定めている（具体的に：　　）	
		4	受入条件を定めていない	
Q11	単数回答		原則として、貴施設で入所可能な日数や回数に上限を決めていますか。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	日数及び回数の上限を決めている　▶日数の上限（　　日まで）、回数の上限（　　回まで）	
		2	日数の上限は決めているが、回数の上限は決めていない　▶日数の上限（　　日まで）	
		3	日数の上限はきめていないが、回数の上限は決めている　▶回数の上限（　　回まで）	
		4	日数及び回数ともに上限は決めていない	
Q12	自由回答		令和４年度の１年間で貴施設に入所した方の滞在日数を教えてください。（※把握可能な範囲でお答えください。）	
			平均滞在日数（　　）日	
			最短滞在日数（　　）日	
			最長滞在日数（　　）日	

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢				
ここからは、貴施設の入所者のうち、10代～20代の方に絞って回答してください。							
Q13_1	複数回答		令和４年度の１年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）について該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）				
				Q13_2			
				あてはまるものすべてに○	最も多いものに○	2番目に多いものに○	3番目に多いものに○
		1	家族からの虐待被害				
		2	親子関係の不調				
		3	配偶者や交際相手等からの暴力被害				
		4	非行や犯罪				
		5	住居問題（帰住先なし）				
		6	経済的困窮等の経済的な問題				
		7	疾患や障害に関連する問題				
		8	不明				
		9	その他（具体的な内容を自由に記載してください：　　）				
Q14_1	複数回答		令和４年度の１年間において貴施設に入所した方について、入所の経路（委託元や紹介元も含む）として該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）				
				Q14_2			
				あてはまるものすべてに○	最も多いものに○	2番目に多いものに○	3番目に多いものに○
		1	利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）				
		2	市町村　▶（部門を教えてください：　　）				
		3	児童相談所				
		4	婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター				
		5	少年院、刑務所等の矯正施設				
		6	保護観察所				
		7	家庭裁判所				
		8	弁護士				
		9	警察関係				
		10	福祉施設				
		11	他の民間団体				
		12	医療機関				
		13	生活困窮者自立支援機関				
		15	ハローワーク				
		16	不明				
		17	その他				
			⇒（「その他」の具体的な内容を自由に記載してください：　　）				
Q15	単数回答		（Q14で回答した「令和４年度の1年間において貴施設に入所した方の経路」について）入所者の年齢により、その傾向の違いが見られますか。				
		1	はい（違いがある）　▶（年齢ごとにどのように違うのかを具体的に教えてください：　　）				
		2	いいえ（違いはない）				
		3	どちらともいえない				

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢				
Q16_1	複数回答		令和４年度の１年間において貴施設を退所した方について、退所の理由について該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）				
				Q16_2			
				あてはまるものすべてに○	最も多いものに○	2番目に多いものに○	3番目に多いものに○
		1	本人が退所を望んだから				
		2	親子関係が改善したから				
		3	家族・親族からの支援が見込まれるから				
		4	友人・知人からの支援が見込まれるから				
		5	行政による継続的な支援を受けることができるから				
		6	経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）				
		7	入所後、一定期間が経過したから				
		8	依頼元（行政機関等）の意向				
		9	不明				
		10	その他（具体的な内容を自由に記載してください：　　）				
Q17_1	複数回答		令和４年度の１年間において貴施設を退所した方について、退所者の行き先について該当するものをすべて教えてください。				
				Q17_2			
				あてはまるものすべてに○	最も多いものに○	2番目に多いものに○	3番目に多いものに○
		1	家庭復帰				
		2	親族宅				
		3	友人知人宅				
		4	本人の契約による住宅入居（民間のアパート等）				
		5	本人の契約による住宅入居（公営住宅）				
		6	自立援助ホーム				
		7	里親委託				
		8	ファミリーホーム				
		9	児童養護施設				
		10	児童心理治療施設				
		11	児童自立支援施設				
		12	共同生活援助（グループホーム）				
		13	婦人保護施設				
		14	母子生活支援施設				
		15	医療機関への入院				
		16	その他（具体的な内容を自由に記載してください：　　）				
＜Ⅲ＞施設における取組について							
ここからは、貴施設の入所者のうち、10代～20代の方に絞って回答してください。							
Q18_1	単数回答		未成年者については、貴施設に入所するに当たり、保護者の同意を必要としていますか。（あてはまるもの一つ選択）				
				Q18_2			
		1	必要としていない	▶（その理由について教えてください：（例）未成年の場合は一時保護委託として受け入れているため）			
		2	一定年齢以下の子どもについては必要としている	▶（具体の年齢：　　歳以下）▶（一定年齢以下の子どもについては必要とする理由と、いつ（どのようなタイミングで）同意を取るのかについて教えてください：　　）			
		3	すべての場合に必要としている	▶（必要とする理由と、いつ（どのようなタイミングで）連絡を取るのか教えてください：　　）			
Q18_3	単数回答		（Q18_1で「必要としていない」もしくは「一定年齢以下の子どもについては必要としている」と回答した方にお尋ねします）同意を要しない未成年の場合、保護者には連絡をとるかどうか、お教えください。（あてはまるもの一つ選択）				
		1	原則として、入所者の保護者には連絡を取らないようにしている				
		2	場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている　▶（どのような場合に、いつ（どのようなタイミングで）連絡を取るのか教えてください：　　）				
		3	原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている　▶（いつ（どのようなタイミングで）連絡を取るのか教えてください：　　）				
Q18_4	単数回答		（Q18_1で「一定年齢以下の子どもについては必要としている」もしくは「すべての場合について必要としている」と回答した方、あるいは、Q18_3で「場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている」もしくは「原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている」と回答した方にお尋ねします）同意又は連絡をとるときには、誰から保護者への連絡をとりますか。お教えください。（あてはまるもの一つ選択）				
		1	原則、児童相談所等、関係機関から連絡をする				
		2	原則、貴施設から連絡をする				
		3	原則、本人から連絡をする				
		4	原則、本人の代理人（弁護士など）から連絡をする				
		5	その他（具体的に：　　）				

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢		
Q19_1	複数回答		支援内容について、下記から当てはまるものを全てお選びください		
			（※）ここでは、貴団体が行うものについて回答してください。シェルター事業以外の事業において行うものであっても、含めて回答いただいて結構です。		
					Q19_2
				貴施設に宿泊している者（入所者）が利用可能なものに○	貴施設に入所していない者（相談等に至り貴団体と接点を持ったが、貴施設での宿泊にはつながらなかった者）が利用可能なものに○
		1	相談支援（対面、電話、メール、SNS等）		
		2	日常生活の支援（料理や清掃等）		
		3	金銭管理（債務管理、家計への助言等）		
		4	医療・健康管理（服薬、通院等）		
		5	同行支援（役所や裁判所等）		
		6	心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）		
		7	法的対応に係る支援		
		8	福祉サービスの利用申請に係る支援		
		9	就労支援		
		10	学習支援・就学支援		
		11	家族や親族との連絡調整		
		12	文化的・余暇的な活動		
		13	退所先の調整		
		14	その他（具体的に：　　）		
Q20	複数回答		貴施設に宿泊したことのある退所者がアフターケアとして利用可能な支援として、下記から当てはまるものを全てお選びください。（あてはまるものすべて選択）		
		1	退所後の生活に関する相談支援		
		2	居場所の提供		
		3	就学・就労支援		
		4	その他（具体的な内容を教えてください：　　）		
Q21_1	複数回答		令和４年度の１年間で、入所者への支援を通して連携した先と、連携して行った内容について簡潔にお教えください。（あてはまるものすべて選択）		
				Q21_2	
		1	市町村（部門：　　）	（連携内容を簡潔に：　　）	
		2	児童相談所	（連携内容を簡潔に：　　）	
		3	婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター	（連携内容を簡潔に：　　）	
		4	少年院、刑務所等の矯正施設	（連携内容を簡潔に：　　）	
		5	保護観察所	（連携内容を簡潔に：　　）	
		6	家庭裁判所	（連携内容を簡潔に：　　）	
		7	弁護士	（連携内容を簡潔に：　　）	
		8	警察関係	（連携内容を簡潔に：　　）	
		9	福祉施設	（連携内容を簡潔に：　　）	
		10	他の民間団体	（連携内容を簡潔に：　　）	
		11	医療機関	（連携内容を簡潔に：　　）	
		12	生活困窮者自立支援機関	（連携内容を簡潔に：　　）	
		13	ハローワーク	（連携内容を簡潔に：　　）	
		14	その他（具体的な連携先と内容を自由に記載してください）		
Q21_3	単数回答		貴団体において、シェルター事業の運営にあたって自治体と協定を結んでいますか。（あてはまるもの一つ選択）		
		1	協定を結んでいる　▶（協定を締結している相手（自治体）と、協定の内容を簡潔にお答えください：　　）		
		2	協定は結んでいない		

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢		
＜Ⅳ＞貴施設での入所者の生活について					
ここからは、10代～20代以外の方も含め、貴施設で受け入れるすべての対象者について回答してください。					
Q22_1			貴施設において、次に挙げる事項について、制限があるものはありますか。（①~⑨それぞれについてあてはまるもの一つ選択）		
①	単数回答		携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用	1 制限がある	2 制限がない
②	単数回答		その他私物の持ち込み・使用	1 制限がある	2 制限がない
③	単数回答		金銭の使用	1 制限がある	2 制限がない
④	単数回答		外出	1 制限がある	2 制限がない
⑤	単数回答		外泊	1 制限がある	2 制限がない
⑥	単数回答		通学	1 制限がある	2 制限がない
⑦	単数回答		通勤	1 制限がある	2 制限がない
⑧	単数回答		酒・たばこ	1 制限がある	2 制限がない
⑨	単数回答		友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること	1 制限がある	2 制限がない
Q22_2	自由回答		その他（具体的に制限している内容：　　）		
Q22_3	自由回答		Q22_1において「1 制限がある」と回答した事項について、どのような制限があるのか、制限内容を具体的に教えてください。		
Q23_1			貴施設において、次に挙げる事項に決まりはありますか。		
①	単数回答		食事の時間	1 決まりがある	2 決まりがない
②	単数回答		入浴の時間	1 決まりがある	2 決まりがない
③	単数回答		消灯の時間	1 決まりがある	2 決まりがない
④	単数回答		門限	1 決まりがある	2 決まりがない
Q23_2	自由回答		Q23_1において「1 決まりがある」と回答した事項について、どのような決まりがあるのか、その内容を具体的に教えてください。		
Q24	自由回答		通勤や通学について、どのような方法で学習・仕事の継続についてサポートしていますか、具体的に教えてください。		
Q25	単数回答		貴施設について教えてください。		
①	単数回答		形式	1 自己所有	2賃貸　▶（1か月あたりの家賃：　　）
②	自由回答		築年数	（　　）年	
③	自由回答		立地（最寄り駅からの距離）	（　　）分程度（徒歩）	
Q26	自由回答		貴施設の居室数を教えてください。		
			個室　（　　）室		
			相部屋　（　　）室　▶相部屋の上限人数（　　）名、一人あたりの居室の床面積（最小）（　　）㎡		
Q27	複数回答		すべての居室に必ず備え付けているものをすべて選択してください。（あてはまるものすべて選択）		
		1	ベッド又は布団		
		2	学習机		
		3	テレビ		
		4	ロッカーなど鍵のかかるもの		
		5	冷蔵庫		
		6	トイレ		
		7	洗面台		
		8	シャワー		
		9	浴室		
		10	その他（具体的に：　　）		

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢	
Q28	複数回答		貴施設において入所者が共有で使用するスペースとしてあるものをすべて選択してください。（あてはまるものすべて選択）	
		1	リビング	
		2	キッチン（ダイニングキッチン）	
		3	給湯室	
		4	洗面台	
		5	トイレ	
		6	シャワー	
		7	浴室	
		8	その他（具体的に：　　）	
Q29	単数回答		貴施設において、入所者から費用を徴収していますか。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	入所者から費用を徴収している　▶（１か月あたりの徴収額及び徴収名目（例：光熱水・食費等）：　　）	
		2	入所者から費用を徴収していない	
Q30	自由回答		貴施設の運営経費の財源構成等についてお答えください。	
		1	入居者からの利用料（　　）割程度	
		2	寄付（　　）割程度	
		3	国又は自治体からの補助又は給付（　　）割程度	補助事業名①：　　（うち、　　割程度）
				補助事業名②：　　（うち、　　割程度）
				補助事業名③：　　（うち、　　割程度）
		4	民間団体からの補助（　　）割程度	補助事業名①：　　（うち、　　割程度）
				補助事業名②：　　（うち、　　割程度）
				補助事業名③：　　（うち、　　割程度）
		5	その他（　　）割程度	主な項目①：　　（うち、　　割程度）
				主な項目②：　　（うち、　　割程度）
				主な項目③：　　（うち、　　割程度）
Q31	自由回答		入所者が未成年者である場合に、親権に配慮し入所時に行っている運用上の工夫があればお教えください（入所時の本人への説明事項、保護者への連絡内容や連絡のタイミング、児童相談所による一時保護委託先としての活用等）。	
Q32	自由回答		潜在的にニーズのあるこどもや若者に対して、貴施設を周知させるために行っている広報上の工夫があればお教えください（アウトリーチ活動や、SNS等による情報発信等）。	
Q33	自由回答		貴施設を運用する上で課題や困難さを感じる事項があればお教えください（予算、設備、職員の人員体制、運用面、入所者のケア、入所者と保護者との関係性等）。	
＜Ⅴ＞ヒアリング調査への協力可否について				
Q34	単数回答		当事業において、虐待等により困難な状況にある10代～20代のこども・若者への支援を行う民間シェルターへのヒアリング調査を計画しています（時期：令和５年12月～令和６年1月頃、オンライン会議形式）。このヒアリング調査にご協力いただくことは可能ですか。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	協力できる	
		2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する	
		3	協力できない	
Q35	単数回答		当事業において、貴施設に入所している方・入所していた方等へのインタビューもしくはアンケートを計画しています（時期：令和５年12月～令和６年1月頃、オンライン会議形式）。貴施設の入所者をご紹介いただくことは可能ですか。　※過去に入所していた方も含め、入所時期は問いません。（あてはまるもの一つ選択）	
		1	協力できる	
		2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する	
		3	協力できない	
＜Ⅵ＞照会先について				
Q36			このアンケート調査への回答に関する照会先をお教えください。	
①	自由回答		お名前	
②	自由回答		Eメールアドレス	

４．民間シェルターアンケート調査　集計表

Q1_2	法人格を教えてください。	N	%
1	認定特定非営利活動法人	9	19.1
2	特定非営利活動法人	28	59.6
3	社会福祉法人	2	4.3
4	一般社団法人	7	14.9
5	公益財団法人	0	-
6	株式会社	0	-
7	法人格なし	1	2.1
8	その他(具体的に:	0	-
	全体	47	100.0

Q1_4	(Q1_3で回答した施設について)施設の住所を一般に公開していますか。	N	%
1	公開している	6	12.8
2	公開していない	41	87.2
	全体	47	100.0

Q1_5	上記で回答した施設について、同一の場所で併せて実施している事業を教えてください。	N	%
1	児童自立生活援助事業	19	40.4
2	子育て短期支援事業	3	6.4
3	若年被害女性等支援事業	8	17.0
4	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)	5	10.6
5	その他(具体的な事業内容:	20	42.6
6	他の事業は実施していない	5	10.6
	全体	47	-

Q2	貴施設の入所者の処遇に携わるスタッフについて教えてください。(※施設に配置されて宿泊を伴うシェルター事業に従事する職員の人数をお答えください。例えば、団体の理事などで、シェルター事業を行う施設には配置されていないものの、専門家としてシェルターを利用するこども・若者に支援を提供することがある場合は、ここでは回答に含めず、Q3_3の回答に含めてください。)	全体	無回答	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
	常勤(貴法人の行う他事業と兼務している場合も含みます)	47	3	44	143	3.25	2.125	0	11	3
	うち、男性スタッフ※常勤換算	47	11	36	34	0.94	1.603	0	7	0
	うち、女性スタッフ※常勤換算	47	4	43	112	2.60	1.650	0	7	3
	うち、性別は回答しないスタッフ※常勤換算	47	24	23	0	0.00	0.000	0	0	0
	非常勤	47	7	40	79	1.97	2.328	0	9	1
	うち、男性スタッフ※常勤換算	47	15	32	21	0.65	1.655	0	7	0
	うち、女性スタッフ※常勤換算	47	8	39	62	1.59	1.733	0	7	1
	うち、性別は回答しないスタッフ※常勤換算	47	24	23	0	0.00	0.000	0	0	0
	有償ボランティア	47	8	39	149	3.82	6.874	0	37	2
	うち、男性スタッフ※常勤換算せず実人数を回答してください。	47	15	32	38	1.19	2.250	0	9	0
	うち、女性スタッフ※常勤換算せず実人数を回答してください。	47	9	38	124	3.26	5.295	0	28	1.5
	うち、性別は回答しないスタッフ※常勤換算せず実人数を回答してください。	47	23	24	0	0.00	0.000	0	0	0
	無償ボランティア	47	12	35	177	5.06	14.033	0	78	0
	うち、男性スタッフ※常勤換算せず実人数を回答してください。	47	19	28	29	1.04	2.516	0	12	0
	うち、女性スタッフ※常勤換算せず実人数を回答してください。	47	16	31	149	4.81	13.812	0	75	0
	うち、性別は回答しないスタッフ※常勤換算せず実人数を回答してください。	47	23	24	0	0.00	0.000	0	0	0

Q3_1	施設における専門職の配置について教えてください。(※施設に配置し、宿泊を伴うシェルター事業に従事する職員について、あてまるものをお答えください。例えば、団体の理事などで、シェルター事業を行う施設には配置されていないものの、専門家としてシェルターを利用するこども・若者に支援を提供することがある場合は、ここでは回答に含めず、Q3_3の回答に含めてください。)	全体	1 常勤スタッフ	2 非常勤スタッフ	3 委嘱	4 ボランティア	5 この専門職は配置していない
Q3_1S1	弁護士	47	0	4	4	4	36
		-	-	8.5	8.5	8.5	76.6
Q3_1S2	心理専門職(臨床心理士、公認心理師等)	47	8	8	3	2	27
		-	17.0	17.0	6.4	4.3	57.4
Q3_1S3	社会福祉士・精神保健福祉士	47	21	12	0	5	13
		-	44.7	25.5	-	10.6	27.7
Q3_1S4	医師・看護師・保健師	47	4	5	2	4	31
		-	8.5	10.6	4.3	8.5	66.0
Q3_1S5	教員免許保持者	47	18	6	0	7	21
		-	38.3	12.8	-	14.9	44.7
Q3_1S6	保育士・児童指導員	47	25	10	0	7	17
		-	53.2	21.3	-	14.9	36.2
Q3_1S7	キャリアカウンセラー	47	1	6	0	1	38
		-	2.1	12.8	-	2.1	80.9

Q3_3	貴施設において、施設に配置されている専門職以外に、入所児童が支援を受けられることとなっている専門職がいれば、教えてください。(※例えば、団体の理事などで、シェルター事業を行う施設には配置されていないものの、専門家としてシェルターを利用するこども・若者に支援を提供することがある場合は、Q3_1ではなく、ここで回答してください。)	N	%
1	弁護士	29	61.7
2	心理専門職(臨床心理士、公認心理師等)	19	40.4
3	社会福祉士・精神保健福祉士	18	38.3
4	医師・看護師・保健師	19	40.4
5	教員免許保持者	13	27.7
6	保育士・児童指導員	14	29.8
7	キャリアカウンセラー	8	17.0
8	その他の専門職	8	17.0
9	そのような専門職はいない	6	12.8
	全体	47	-

Q4	貴施設が困難な状況にある10代～20代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数について教えてください。	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
		47	47	371	7.89	6	1	20	6

Q5	貴施設の定員(受け入れが可能な人数)を教えてください。	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
		47	47	318	6.77	7	1	34	6

Q6	貴施設の一日あたりの平均的な入所人数を教えてください。(※おおよその人数で結構です。)	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
		47	47	213	4.53	7	0	44	2

Q7_1	原則として、貴施設に入所可能な年齢を定めていますか。	N	%
1	年齢を定めている	25	53.2
2	年齢を定めていない	22	46.8
	全体	47	100.0

Q7_2	具体的に、貴施設に入所可能となる年齢を教えてください。	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
	下限	46	46	561	12.20	6.692	0	18	15
	上限	46	46	1983	43.11	32.875	0	100	26

Q8	原則として、貴施設に入所可能な性別を定めていますか。	N	%
1	性別を定めている	33	70.2
2	性別を定めていない	14	29.8
	全体	47	100.0

Q9	現在、貴施設に入所している方の人数と、令和4年度（2022年4月から2023年3月）の年間の延べ入所者数を教えてください。（※把握可能な範囲でお答えください。また、該当者がない場合は「0」と回答してください。）	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
	現在の入所者数	47	47	170	3.62	4.446	0	26	2
	性別ごとの内訳①：男性	47	47	78	1.66	4.218	0	26	0
	性別ごとの内訳②：女性	47	47	89	1.89	2.189	0	10	1
	性別ごとの内訳③：性別について回答しない入所者	47	47	0	0.00	0.000	0	0	0
	年齢ごとの内訳①：15歳（※中学校在学中）以下	47	47	12	0.26	0.675	0	3	0
	年齢ごとの内訳②：15歳（※中学校卒業後）	47	47	4	0.09	0.282	0	1	0
	年齢ごとの内訳③：16歳	47	47	17	0.36	0.640	0	3	0
	年齢ごとの内訳④：17歳	47	47	19	0.40	0.925	0	5	0
	年齢ごとの内訳⑤：18歳～29歳以下	47	47	63	1.34	1.868	0	8	1
	年齢ごとの内訳⑥：30歳以上	47	47	57	1.21	3.934	0	23	0
	現在の入所者の最少年齢	47	47	605	12.87	9.263	0	34	16
	現在の入所者の最高年齢	47	47	1147	24.40	19.969	0	80	19
	現在の入所者の平均年齢	47	47	802	17.06	11.739	0	45	17
	年間の延べ入所者数	47	47	1631	34.70	66.588	0	315	10
	うち、年間の延べ入所者数の10代～20代のこども・若者（※）	47	47	1016	21.62	53.972	0	315	7
	うち、年間の延べ入所者数のー時保護委託による延べ入所者数	47	47	166	3.53	6.750	0	33	0

（※）の延べ入所者数(※)保護者を同伴せず入所している場合に限る。

Q10	貴施設に入所可能な受入条件を定めていますか。	N	%
1	ー時保護委託の場合のみ受け入れている	0	-
2	退所後の受入が決まっている場合のみ受け入れている	0	
3	その他の受入条件を定めている	22	46.8
4	受入条件を定めていない	25	53.2
	全体	47	100.0

Q11	原則として、貴施設で入所可能な日数や回数の上限を決めていますか。	N	%
1	日数及び回数の上限を決めている	0	-
2	日数の上限は決めているが、回数の上限は決めていない	8	17.0
3	日数の上限は決めていないが、回数の上限は決めている	2	4.3
4	日数及び回数ともに上限を決めていない	37	78.7
	全体	47	100.0

Q12	令和4年度の1年間で貴施設に入所した方の滞在日数を教えてください。（※把握可能な範囲でお答えください。）	全体	無回答	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
	平均滞在日数	47	2	45	4391	97.57	125.548	0	730	52
	最短滞在日数	47	3	44	1137	25.84	49.749	0	234	2
	最長滞在日数	47	3	44	8299	188.61	135.667	0	609	155

Q13_1	令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）として該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）	N	%
1	家族からの虐待被害	39	83.0
2	親子関係の不調	34	72.3
3	配偶者や交際相手等からの暴力被害	19	40.4
4	非行や犯罪	18	38.3
5	住居問題（帰住先なし）	27	57.4
6	経済的困窮等の経済的な問題	21	44.7
7	疾患や障害に関連する問題	19	40.4
8	その他	8	17.0
9	不明	1	2.1
	全体	47	-

Q13_2	令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）として最も多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）として2番目に多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）として3番目に多いものを教えてください。	全体	1 家族からの虐待被害	2 親子関係の不調	3 配偶者や交際相手等からの暴力被害	4 非行や犯罪	5 住居問題（帰住先なし）	6 経済的困窮等の経済的な問題	7 疾患や障害に関連する問題	8 その他（【Q13_1 その他回答表示】）
Q13_2S1	最も多いもの	46	21	6	6	1	5	2	2	3
		100.0	45.7	13.0	13.0	2.2	10.9	4.3	4.3	6.5
Q13_2S2	2番目に多いもの	41	8	14	1	4	9	4	0	1
		100.0	19.5	34.1	2.4	9.8	22.0	9.8	-	2.4
Q13_2S3	3番目に多いもの	36	5	6	3	4	6	5	5	2
		100.0	13.9	16.7	8.3	11.1	16.7	13.9	13.9	5.6

Q14_1	令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所の経路（委託元や紹介元も含む）として該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）	N	%
1	利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）	27	57.4
2	市町村	19	40.4
3	児童相談所	29	61.7
4	婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター	8	17.0
5	少年院、刑務所等の矯正施設	4	8.5
6	保護観察所	6	12.8
7	家庭裁判所	3	6.4
8	弁護士	11	23.4
9	警察関係	6	12.8
10	福祉施設	7	14.9
11	他の民間団体	16	34.0
12	医療機関	3	6.4
13	生活困窮者自立支援機関	3	6.4
14	ハローワーク	0	-
15	その他	12	25.5
16	不明	2	4.3
	全体	47	-

Q14_2	令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所の経路（委託元や紹介元も含む）として最も多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所の経路（委託元や紹介元も含む）として2番目に多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設に入所した方について、入所の経路（委託元や紹介元も含む）として3番目に多いものを教えてください。	全体	1 利用者による直接の申し込み（他の機関等からの紹介や委託等を経ているものを除く）	2 市町村（【Q14_1口2回答表示】）	3 児童相談所	4 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター	5 少年院、刑務所等の矯正施設	6 保護観察所	7 家庭裁判所	8 弁護士	9 警察関係	10 福祉施設	11 他の民間団体	12 医療機関	13 生活困窮者自立支援機関	14 ハローワーク	15 その他（【Q14_1その他回答表示】）
Q14_2S1	最も多いもの	46	10	8	16	1	0	1	0	1	0	1	4	0	0	0	4
		100.0	21.7	17.4	34.8	2.2	－	2.2	－	2.2	－	2.2	8.7	－	－	－	8.7
Q14_2S2	2番目に多いもの	36	7	9	7	2	1	1	1	1	1	1	3	0	1	0	1
		100.0	19.4	25.0	19.4	5.6	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	8.3	－	2.8	－	2.8
Q14_2S3	3番目に多いもの	29	5	2	3	0	1	1	0	5	1	2	4	0	0	0	5
		100.0	17.2	6.9	10.3	－	3.4	3.4	－	17.2	3.4	6.9	13.8	－	－	－	17.2

Q15	上記の「令和4年度の1年間において貴施設に入所した方の入所の経路」について、入所者の年齢により、その傾向の違いが見られますか。	N	%
1	はい（違いがある）	10	21.7
2	いいえ（違いはない）	16	34.8
3	どちらともいえない	20	43.5
	全体	46	100.0

Q16_1	令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所の理由として該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）	N	%
1	本人が退所を望んだから	27	57.4
2	親子関係が改善したから	12	25.5
3	家族・親族からの支援が見込まれるから	8	17.0
4	友人・知人からの支援が見込まれるから	6	12.8
5	行政による継続的な支援を受けることができるから	19	40.4
6	経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）	28	59.6
7	入所後、一定期間が経過したから	2	4.3
8	依頼元（行政機関等）の意向	5	10.6
9	その他	25	53.2
10	不明	1	2.1
	全体	47	－

Q16_2	令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所の理由として最も多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所の理由として2番目に多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所の理由として3番目に多いものを教えてください。	全体	1 本人が退所を望んだから	2 親子関係が改善したから	3 家族・親族からの支援が見込まれるから	4 友人・知人からの支援が見込まれるから	5 行政による継続的な支援を受けることができるから	6 経済的な自立が見込まれるから（生活保護含む）	7 入所後、一定期間が経過したから	8 依頼元（行政機関等）の意向	9 その他（【Q16_1その他回答表示】）
Q16_2S1	最も多いもの	46	11	3	0	0	5	9	0	2	16
		100.0	23.9	6.5	－	－	10.9	19.6	－	4.3	34.8
Q16_2S2	2番目に多いもの	33	5	3	1	0	8	9	1	1	5
		100.0	15.2	9.1	3.0	－	24.2	27.3	3.0	3.0	15.2
Q16_2S3	3番目に多いもの	26	7	4	3	2	3	5	0	1	1
		100.0	26.9	15.4	11.5	7.7	11.5	19.2	－	3.8	3.8

Q17_1	令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所者の行き先として該当するものをすべて教えてください。	N	%
1	家庭復帰	21	44.7
2	親族宅	5	10.6
3	友人知人宅	4	8.5
4	本人の契約による住宅入居（民間のアパート等）	33	70.2
5	本人の契約による住宅入居（公営住宅）	3	6.4
6	自立援助ホーム	13	27.7
7	里親委託	5	10.6
8	ファミリーホーム	3	6.4
9	児童養護施設	5	10.6
10	児童心理治療施設	1	2.1
11	児童自立支援施設	1	2.1
12	共同生活援助（グループホーム）	10	21.3
13	婦人保護施設	4	8.5
14	母子生活支援施設	3	6.4
15	医療機関への入院	6	12.8
16	その他	24	51.1
	全体	47	－

Q17_2	令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所者の行き先として最も多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所者の行き先として2番目に多いものを教えてください。令和4年度の1年間において貴施設を退所した方について、退所者の行き先として3番目に多いものを教えてください。	全体	1 家庭復帰	2 親族宅	3 友人知人宅	4 本人の契約による住宅入居（民間のアパート等）	5 本人の契約による住宅入居（公営住宅）	6 自立援助ホーム	7 里親委託	8 ファミリーホーム	9 児童養護施設	10 児童心理治療施設	11 児童自立支援施設	12 共同生活援助（グループホーム）	13 婦人保護施設	14 母子生活支援施設	15 医療機関への入院	16 その他（【Q17_1その他回答表示】）
Q17_2S1	最も多いもの	47	5	0	2	21	1	5	0	0	0	0	0	1	1	1	0	10
		100.0	10.6	－	4.3	44.7	2.1	10.6	－	－	－	－	－	2.1	2.1	2.1	－	21.3
Q17_2S2	2番目に多いもの	35	7	2	1	6	0	4	0	0	2	0	0	7	0	1	0	5
		100.0	20.0	5.7	2.9	17.1	－	11.4	－	－	5.7	－	－	20.0	－	2.9	－	14.3
Q17_2S3	3番目に多いもの	25	5	1	1	3	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0	4	5
		100.0	20.0	4.0	4.0	12.0	－	12.0	8.0	－	4.0	－	－	－	－	－	16.0	20.0

Q18_1	未成年者については、貴施設に入所するに当たり、保護者の同意を必要としていますか。	N	%
1	必要としていない	31	67.4
2	一定年齢以下のこどもについては必要としている	10	21.7
3	すべての場合に必要としている	5	10.9
	全体	46	100.0

Q18_3	未成年者については、貴施設に入所するに当たり、保護者の同意を必要としているかどうかについて「必要としていない」もしくは「一定年齢以下のこどもについては必要としている」と回答した方にお尋ねします。同意を要しない未成年の場合、保護者には連絡をとるかどうか教えてください。	N	%
1	原則として、入所者の保護者には連絡を取らないようにしている	13	31.0
2	場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている	24	57.1
3	原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている	5	11.9
	全体	42	100.0

Q18_4	未成年者については、貴施設に入所するに当たり、保護者の同意を必要としているかどうかについて「一定年齢以下のこどもについては必要としている」もしくは「すべての場合に必要としている」と回答した方もしくは同意を要しない未成年の場合、保護者には連絡をとるかどうかについて、「場合に応じて保護者に連絡を取るようにしている」もしくは「原則として、すべての入所者の保護者に連絡を取るようにしている」回答した方にお尋ねします。同意又は連絡をとるときには、誰から保護者への連絡をとるかどうか教えてください。	N	%
1	原則、児童相談所等、関係機関から連絡をする	16	48.5
2	原則、貴施設から連絡をする	5	15.2
3	原則、本人から連絡をする	0	－
4	原則、本人の代理人（弁護士など）から連絡をする	6	18.2
5	その他	6	18.2
	全体	33	100.0

Q19_1	貴施設に宿泊している者（入所者）が利用可能な支援内容をすべて教えてください。（※）ここでは、貴団体が行うものについて回答してください。シェルターー事業以外の事業において行うものであっても、含めて回答いただいて結構です。	N	%
1	相談支援（対面、電話、メール、SNS等）	46	97.9
2	日常生活の支援（料理や清掃等）	41	87.2
3	金銭管理（債務管理、家計への助言等）	38	80.9
4	医療・健康管理（服薬、通院等）	38	80.9
5	同行支援（役所や裁判所等）	47	100.0
6	心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	35	74.5
7	法的対応に係る支援	39	83.0
8	福祉サービスの利用申請に係る支援	41	87.2
9	就労支援	32	68.1
10	学習支援・就学支援	35	74.5
11	家族や親族との連絡調整	34	72.3
12	文化的・余暇的な活動	37	78.7
13	退所先の調整	42	89.4
14	その他	13	27.7
	全体	47	-

Q19_2	貴施設に宿泊していない者（相談等に至り貴団体との接点を持ったが、貴施設での宿泊にはつながらなかった者）が利用可能な支援内容をすべて教えてください。（※）ここでは、貴団体が行うものについて回答してください。シェルターー事業以外の事業において行うものであっても、含めて回答いただいて結構です。	N	%
1	相談支援（対面、電話、メール、SNS等）	40	85.1
2	日常生活の支援（料理や清掃等）	14	29.8
3	金銭管理（債務管理、家計への助言等）	13	27.7
4	医療・健康管理（服薬、通院等）	15	31.9
5	同行支援（役所や裁判所等）	28	59.6
6	心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	18	38.3
7	法的対応に係る支援	25	53.2
8	福祉サービスの利用申請に係る支援	24	51.1
9	就労支援	19	40.4
10	学習支援・就学支援	13	27.7
11	家族や親族との連絡調整	16	34.0
12	文化的・余暇的な活動	14	29.8
13	その他	10	21.3
	全体	47	-

Q20	貴施設に宿泊したことのある退所者がアフターケアとして利用可能な支援として、下記から当てはまるものを全てお選びください。	N	%
1	退所後の生活に関する相談支援	42	89.4
2	居場所の提供	28	59.6
3	就学・就労支援	30	63.8
4	その他	26	55.3
	全体	47	-

Q21_1	令和4年度の1年間で、入所者への支援を通して連携した先をすべて教えください。	N	%
1	市町村	26	55.3
2	児童相談所	33	70.2
3	婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター	11	23.4
4	少年院、刑務所等の矯正施設	4	8.5
5	保護観察所	6	12.8
6	家庭裁判所	4	8.5
7	弁護士	33	70.2
8	警察関係	22	46.8
9	福祉施設	19	40.4
10	他の民間団体	25	53.2
11	医療機関	26	55.3
12	生活困窮者自立支援機関	4	8.5
13	ハローワーク	9	19.1
14	その他	17	36.2
	全体	47	-

Q21_3	貴団体において、シェルターー事業の運営にあたって自治体と協定を結んでいますか。	N	%
1	協定を結んでいる	18	38.3
2	協定は結んでいない	29	61.7
	全体	47	100.0

Q22_1	貴施設において、次に挙げる事項について、制限があるものはありますか。	全体	1 制限がある	2 制限がない
Q22_1S1	携帯電話、スマートフォン等の通信機器の持ち込み・使用	47 100.0	27 57.4	20 42.6
Q22_1S2	その他私物の持ち込み・使用	47 100.0	25 53.2	22 46.8
Q22_1S3	金銭の使用	47 100.0	17 36.2	30 63.8
Q22_1S4	外出	47 100.0	25 53.2	22 46.8
Q22_1S5	外泊	47 100.0	36 76.6	11 23.4
Q22_1S6	通勤	47 100.0	20 42.6	27 57.4
Q22_1S7	通学	47 100.0	19 40.4	28 59.6
Q22_1S8	酒・たばこ	47 100.0	41 87.2	6 12.8
Q22_1S9	友人等に施設名や住所等、居場所が特定できるような情報を教えたり共有したりすること	47 100.0	42 89.4	5 10.6

Q23_1	貴施設において、次に挙げる事項に決まりはありますか。	全体	1 決まりがある	2 決まりがない
Q23_1S1	食事の時間	47 100.0	18 38.3	29 61.7
Q23_1S2	入浴の時間	47 100.0	15 31.9	32 68.1
Q23_1S3	消灯の時間	47 100.0	20 42.6	27 57.4
Q23_1S4	門限	47 100.0	26 55.3	21 44.7

Q25_1	貴施設の形式を教えてください。	N	%
1	自己所有	4	8.5
2	賃貸	43	91.5
	全体	47	100.0

Q25_2	貴施設の築年数を教えてください。	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
		47	47	1544	32.85	12.182	10	65	33

Q25_3	貴施設の立地（最寄り駅からの距離）を教えてください。	全体	無回答	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
		47	1	46	587	12.76	9.606	3	40	10

Q26	貴施設の居室数を教えてください。	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
	個室	47	47	260	5.53	6.014	0	34	4
	相部屋	44	44	33	0.75	1.557	0	8	0
	相部屋の上限人数	43	43	45	1.05	1.362	0	6	0
	一人あたりの居室の床面積（最小）	41	41	349	8.50	4.856	0	25	8.9

Q27	すべての居室に必ず備え付けているものをすべて教えてください。	N	%
1	ベッド又は布団	47	100.0
2	学習机	23	48.9
3	テレビ	12	25.5
4	ロッカーなど鍵のかかるもの	5	10.6
5	冷蔵庫	12	25.5
6	トイレ	12	25.5
7	洗面台	11	23.4
8	シャワー	12	25.5
9	浴室	12	25.5
10	その他	26	55.3
11	いずれもない	0	-
	全体	47	-

Q28	貴施設において入所者が共有で使用するスペースとしてあるものをすべて教えてください。	N	%
1	リビング	39	83.0
2	キッチン（ダイニングキッチン）	39	83.0
3	給湯室	17	36.2
4	洗面台	40	85.1
5	トイレ	41	87.2
6	シャワー	33	70.2
7	浴室	39	83.0
8	その他	11	23.4
9	いずれもない	2	4.3
	全体	47	-

Q29	貴施設において、入所者から費用を徴収していますか。	N	%
1	入所者から費用を徴収している	28	59.6
2	入所者から費用を徴収していない	19	40.4
	全体	47	100.0

Q30_1	貴施設の運営経費の財源の構成比を教えてください。※全体合計が「10」になるようにお答えください。	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
	入居者からの利用料	46	46	28	0.62	1.033	0	4	0
	寄付	47	47	86	1.83	2.184	0	10	1
	国又は自治体からの補助又は給付	47	47	259	5.51	4.042	0	10	7
	民間団体からの補助	47	47	36	0.76	1.717	0	7	0
	その他	47	47	62	1.33	2.847	0	10	0

Q34	当事業において、虐待等により困難な状況にある10代～20代のこども・若者への支援を行う民間シェルターへのヒアリング調査を計画しています（時期：令和5年12月～令和6年2月頃、オンライン会議形式）。このヒアリング調査にご協力いただくことは可能ですか。	N	%
1	協力できる	16	34.0
2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する	26	55.3
3	協力できない	5	10.6
	全体	47	100.0

Q35	当事業において、貴施設に入所している方・入所していた方等へのインタビューもしくはアンケートを計画しています（時期：令和5年12月～令和6年1月頃、オンライン会議形式）。貴施設の入所者をご紹介いただくことは可能ですか。※過去に入所していた方も含め、入所時期は問いません。	N	%
1	協力できる	3	6.4
2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する	25	53.2
3	協力できない	19	40.4
	全体	47	100.0

５．民間シェルター団体ヒアリング調査記録（概要版）

A所	
1.基本事項	● 2004 年6月に NPO 法人の設立とともにシェルターも開所。弁護士を中心とした有志のグループにより、こどもたちの緊急保護やシェルターの必要性のもと数年間かけて準備。2008 年度には社会福祉法人の認証を得て、NPO 法人から社会福祉法人へ。
2.シェルターでの支援について	● この数年間は年間の延べ入所者数が概ね定員の倍くらいの人数で推移。コロナ禍の影響もあり、かつてのように 20 人を超えて受け入れることはなくなってきている。職員のケースワークの技術や取組がある意味成熟し、専門的な協力ができるようになってきたためと捉えている。 ● （スマートフォンや通信機器の制限について）制限する理由として大きく2つある。一つ目の理由は追跡の懸念。二つ目の理由は、入所中は、これまでの自分と今後の自分について、心静かに向き合っていただきたいと考えているため。 ● こどもにとっては味方が多いというのは心強く、弁護士がこどもの代わりに出ていき、自分の代わりに自分の言葉を代弁してくれるというのはうれしいことなのだと思う。児童相談所にとっても保護者の対応を分担できたりこどものケアを分担できたりするなど、一つの社会資源として友好的にシェルターを使っていただきたいと思っている。 ● シェルターがどのような生活の場所でそこに入ったらどうなっていくか分からないでいるので、今いる不安定な場所とシェルターという分からない場所、どちらに行くことも怖い状況なのだと思う。スマートフォンや友達との交流はハイティーンのこどもにとって重要であり、いったんそれを手放してシェルターに来るよう伝えるからには、自分たちがそれ以上のものを提示できるのか悩みが続くところ。 ● 未成年者から直接相談があった場合には、緊急保護をした上で児童相談所に一時保護委託をかけるよう依頼する。一時保護委託となると、連絡はすべからく児童相談所からしていただく形となる。ただ、18 歳から 20 歳の入所者の場合には、児童自立生活援助事業委託を短期でかける判断をしていただいている。この場合は、必ずしも保護者への連絡の義務が児童相談所にあるわけではなく、弁護士が連絡をする。
3.関係機関との連携体制について	● ケースワークに関する情報をどこか一つの関係機関が抱えんでしまうとうまくいかないと思う。こどもとの二人だけの秘密とすると、チームの支援が有効に働かず不利益になるということを理解していただくことが、大人同士のやり取りの中で難しく悩ましい。

	● 前提として、お互いの機関や専門職の仕事への理解が不足するとミスマッチが生じる。児童相談所の児童福祉司、心理士、弁護士、等が日々どういう仕事をしてどういうことが得意なのか、お互い役割がわかった上でやりとりできるのが望ましい。
4.人員確保と施設運営について	● 人員確保と施設運営は切り離せず、つながっている。シェルターの状況だけでいえば、法律の規定を満たすだけの職員は与えられており、制度的な意味での不足はない。しかし、宿直等を回すのに圧倒的に人数が足りない。 ● こどもシェルターは、児童自立生活援助事業の制度上で間借りをしている状態。例えば、自立支援担当職員はアフターケアを担当する職員として配置しているが、一時保護委託として入所しているこどものアフターケアは実績としてカウントされない。
5.その他	● 全国のこどもシェルターを見渡した時、児童自立支援事業の中で職員を確保したり、こどもを受け入れたりすることが、地域の社会資源の中でミスマッチとなっている様子がうかがえる。

B所	
1.基本事項	● こどもを受け入れることになったきっかけは、自立援助ホームからの相談や児童相談所との関わりが生じたことによる。最初はレスパイト的なものであったのだが今は児童相談所の一時保護委託で受け入れている。
2.シェルターでの支援について	● 利用は増加傾向にある。以前は家庭での虐待ケースが中心であったが、徐々に、親が中高校生くらいの子を育てにくいとして養育放棄をすることが多くなっているように感じる。また、こども自らが助けを求めて関係機関に駆け込み、当施設につながることも増えている。 ● 18 歳未満であれば児童相談所を経由して入所するケースが多い。それ以上の年齢になると障害のある方が多く、相談支援事業所、区の障害高齢課、生活困窮の自立相談支援窓口からの紹介が多い。 ● 通信機器について、児童相談所を通して受け入れたこどもは児童相談所が携帯電話を預かる場合がある。また、通学ができるこどもたちを受け入れる場合は携帯電話を持てるようにしている。トラブルが発生した場合は、施設で預かるようにしている。 ● DV が背景にあるケースの場合は携帯電話の使用を制限し、電源を切ってもらう。DV の方が当施設を利用する理由として、近辺の DV シェルターでは携帯電話を使用不可としている点があるので、安全を確認した上で、短い時間であれば許可している。 ● 一人暮らしを見据えて調理をしたいというこどもが多い。一緒に買い物に行き、食材をカートにいれたり袋詰めをしたりお手伝いをお願いしている。また、

	一緒に調理をして、少しずつ調理に馴れてもらうようにしている。 ● 児童相談所を通して受け入れているこどもたちの背景に、両親自体が問題を抱えていると感じることがある。家族支援が必要ではないかと思うが、そこに対して当施設が直接調整できず、関わることができないもどかしさがある。 ● まずは安全安心に過ごせる場所の提供を求められているのだろうと思う。緊急一時的な場所としてのシェルターを求められている。 ● 世帯によっては支援拒否があり、関わってほしくないと思う世帯はいるのだと思う。また、18 歳未満の児童相談所が関わるケースの場合には委託費で本人の負担なく利用できるが、18 歳以上で児童相談所が関わらない場合、特に緊急性が低い場合には、自費での利用となってしまい、本人の負担が増えてしまうことから、負担の少ない他所を利用することがある。
3.関係機関との連携体制について	● 支援機関にもよるが、もう少し情報共有をしてほしいと思うことはあるため、支援機関に電話などして詳細を訪ねたり、情報共有の依頼を伝えたりするようにしている。
4.人員確保と施設運営について	● 人員確保については、当施設は利用者として様々な属性の方を受け入れているので、そういったことに理解がある職員を探すのは難しく、スタッフの知り合い等から確保している現状がある。資金確保については、2 本の委託事業と障害者の短期入所制度、そして自費の利用料で確保している。自費の利用料に関しては支払いが厳しいということで回収できない場合もある。
5.その他	● 財政的に厳しいため、緊急一時ではあるが、何らかの制度的な財政的支援があるとよい。また、18 歳になったがまだ学生である若者の支援が全くない現実に不公平を感じ、もどかしくもある。

C 所	
1.基本事項	● 少年院出院後に、虐待していた親の元に帰すということも稀に行われているが、再度暴力を受けそうになり飛び出して逃げたとしても、保護観察がついているために児童相談所が積極的に相談に乗らないことが多い。また、児童養護施設に住んでいたが、逮捕されたためその施設には再入所させてもらえず、行き場がない場合もある、寄付や助成金を利用しながら、少年院を退所したこども・若者の受け入れを行っている。
2.シェルターでの支援について	● 入所依頼はセーブしなければ次々と届く状況。ニーズとしては多いが、8～10 名を毎年均等に受けており、満床が理由でお断りするケースがあるため、入所者の数自体は変わらない。 ● 10 人に1人くらいの割合で、入所を繰り返すこどもがいる。入所期間は人により様々。 ● 基本的には携帯電話やスマートフォンの持ち込みは制限していないが、ケー

	スバイケースで対応している。決まりやルールに関しては、入所する前に本人と決める。入所前のインテーク面談時にしっかりと話し合い、本人の同意を得るようにしている。 ● あくまでもルールを守ることであなた自身が守られることになると伝え、しっかりと動機付けをしている。 ● シェルターは一人暮らしの形式。一人暮らしの練習ができるのが特色だと認識しているため、お米の炊き方、食材の調達、一人での買い物などを支援している。また、学校の通学支援に関しては、フリースクールや単位制の学校に行くこどもが多いため、一人暮らしの形でも実現できている。 ● 就労支援に関しては、雇用主と協力して行っている。介護や清掃の仕事が定番で、お世話になっている事業所がある。 ● 価値観を押し付けず、わがままでない限りは当事者たちが描く将来に一緒に寄り添いながらアドバイスをし、当事者たちが話を聞いてほしいと思うタイミングで声を聞いてもらうことのできる心地よい伴走者を求めているように思う。 ● 未成年であっても児童相談所を介して一時保護委託を受けているわけではないため、基本は親に連絡をしていない。未成年の場合は、没交渉であるからシェルターに来ているという理解で対応している。
3.関係機関との連携体制について	● 自傷行為などがあり対応が難しいケースにおいては、入所前にそのこどもをサポートしていた弁護士に対して、入所後二か月間は週に1度、必ず会いに来てもらえるようお願いしている。
4.人員確保と施設運営について	● 有償ボランティアにこども・若者のシェルターを手伝ってもらうことでなんとか形になっている。資金があると専従スタッフを雇うことができるが、現状は全員で協力しながら回している。フルタイムの専従スタッフがいないのが課題。 ● 寄付等により運営している。自身も6年前まではアルバイトをしながら活動していた。可能性があるにも関わらず行き場がない若者を助けてほしいという同志が応援してくださっている。ただし、専従スタッフ確保までは余裕がないのが現状である。
5.その他	● 個別処遇が向いており一人暮らしをする方がメリットがあるこどもに対して一時保護委託の取り扱いをしてもらえるとこどもの自立可能性が増え広がると感じている。

D所	
1.基本事項	● シェルターは一年前から始めた。元々シェルターの必要度は高かったこともあり用意したいという気持ちはあったが、小さい団体としては財源がなく叶わなかった。令和4年度に自治体から助成を受けることができ、通常の支援業務と切り離せるシェルターという形で居場所を作った。

2.シェルターでの支援について	● 実績としては、一人のみの長期利用であった。シェルター開設時の想定としては、一時的に居場所がないものの、例えば生活保護の申請や来月には住む場所に移動できるといった退所後の生活の見通しが立つ方を1、2週間、あるいは週末の短期間で入っていただこうと思っていた。 ● シェルターの部屋については、あと1部屋ほどあるとよいと思っている。現在の団体の活動規模であればニーズは高いと考える。 ● 当事者やスタッフの安全も考えて場所は秘匿する必要がある。よって、場所については入居者に口外しないようお願いをしている。スマートフォンからの位置情報で居場所が割れる可能性もあるが、スマートフォンを持てないとなると入居する人がほぼいなくなるので利用制限はしていない。また、規制をかけても管理がしきれないという現実もある。 ● （下記はシェルターでの支援に限らず、アウトリーチや立ち寄り所等で繋がった方全体に係る支援であるが、）妊娠や性感染症に関する相談が多い。次いで住居支援が多いが、実際は難しい。 ● アウトリーチを始める前は、はたしてニーズがあるのかと思ったが、実際に足を運んで声をかけていくと、対面でないと繋がることができない人は一定数いると気づいた。 ● アウトリーチの際は、活動内容など団体の紹介は端折り、相談カードを作り、ホッカイロやハンドクリームのグッズに貼って渡す。お守り代わりにしまっておいてもらえれば、目的は半分達成したと思っている。 ● 本人の希望もあるが、例えば生活保護につないだら終わりということではない。繋がったものの孤立を深める方はそれなりにいる。自分の居場所となるところがないとか繋がっている人間がいないといったことが孤立に拍車をかける。 ● ルールが受け入れられない子が多い。スマートフォンを一瞬でも手放すというのが不安になり、それならばそのような所に入らず外にいると選択することが多い。最低限のルールは必要だが、極力ルールに縛られていると感じないような工夫をする必要がある。
3.関係機関との連携体制について	● 役所は安心して繋げられる場所であってほしい。当事者は警察、自治体、医療機関等の公的な支援を頼るまでには相当、気持ちが逡巡する部分がある。多くは役所や警察に行くことで何らかの不利益を被るのではという不安を抱えながら行っている。
4.人員確保と施設運営について	● 資金の確保は課題。一般寄付で常勤一人を雇うだけの資金を集めるというのはかなりハードルが高い。 ● いわゆる夜職に従事する女性に対する支援というのは日本社会において理解されにくい世界。基本的に自己責任論が強いため、そのような支援に公金

	を投入することに疑念を抱く人も少なくない。
5.その他	● NPO の役割は、行政の目が届かないところを補完するところ、つまり、草の根レベルで当事者と繋がり、困りごとを確認するところにあると思う。当事者の環境が今よりも良くなることを共通の目的として関係構築していければと思っているので、行政も同じような目線でやっていただければありがたい。

E所	
1.基本事項	● 若年女性専用のシェルターを設置したきっかけは、4年前の内閣府のパイロット事業において助成金が得られるというものだった。それまでは手弁当で支援を行ってきた故にアパートさえも借りられなかったが、内閣府のパイロット事業において、助成金が使えるとのことで、シェルターを開設した。
2.シェルターでの支援について	● 入所者の傾向は変わらないが、コロナ禍があり、これまで親との関係性が悪くても距離を保てていたところ、親子ともどもリモート対応となることで家に居場所がなくなり SNS で知り合った男性のところを渡り歩いて妊娠してしまったなどといった事例が増えた。 ● 入所期間は2か月以上の方が 100%を占めている。2か月から3か月の期間に、行政機関や支援施設につなげ、そういった自立までの手続きを実施して退所に向かう。 ● DV シェルターの場合は加害者がいるので追跡に対するルールがあるが、本シェルターにおいては、追跡対策のためのルールは設けてない。通信機器についても制限は設けておらず、Wi-Fi もあり、DV シェルターとは異なる。若年女性が情報を得るにはスマートフォンが頼りとなる。彼女たちにとって、スマートフォンは一つの必需品であり、それを禁止されるならばシェルターにはいかないとなる。 ● 当施設は、自立に向けた支援が主である。現在の居場所であるシェルターからどこに移るのか自立先を決め、生活保護や障害年金といった行政手続き、あるいは借金等の金銭的な整理をする場合は弁護士につなげるなどの司法手続きにつなげる。 ● シェルター事業を4年間実施してみて、DV 支援と若年女性への支援が全く別物だとわかった。 ● シェルターへの入所に至らない理由として、若者にシェルターの中身を知られていない。シェルターにいけば安心できるといった認知がされていない。また、自分自身の現状にニーズを感じていないこどもがほとんどであり、よりひどい状況になってからニーズを認識していると感じる。

3.関係機関との連携体制について	● 連携のかなめはケース共有。ケース会議を開催し、そこで連携を進めるのが一番スムーズである。お互いの顔もわかる関係になり、信頼関係もできてくる。一度ケース会議を開けば、ケースカンファレンスをするハードルも低くなり次のケースにもつながりやすくなる。
4.人員確保と施設運営について	● ジェンダーバイオレンスの支援ができる人がおらず、研修も十分ではないため、人材確保は課題である。また、行政の事業において、新しいものは助成金の対象となるが、本来の基本的な事業については、これまで実施できているとして資金援助の対象とならないことが課題。民間活動のこれまでの基本的な支援活動に予算がつかないと生き残っていけないように感じている。
5.その他	● 民間支援団体は、これまで当事者と一緒にこういう仕事をずっと行ってきたため、資金を援助した上で、我々民間団体に支援を任せてほしいと思っている。この“支援”という仕事は役所にはできないものだと感じる。

F所	
1.基本事項	● 組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しい子を受け入れたのが最初である。当時のインターン、スタッフ、ボランティア等と相談し、受け入れを決めた。要保護というよりあくまで要支援段階であり、本人のニーズによって自由に利用できるような体制にしている。
2.シェルターでの支援について	● 自分達が信頼関係を作れたかどうかが利用人数につながっている。外部や信頼関係のない人から泊めてくださいと依頼がくるケースが増えている状況は全くない。アウトリーチによって、繁華街で声掛けするなどの活動を通して信頼関係を深く築き、その信頼関係の結果、泊まっていく流れになる。 ● 圧倒的に街頭でのアウトリーチをきっかけとした利用が多い。次に、他団体からの依頼が多く、他団体では受け入れられなかったこども・若者がつながる場合がある。さらに、利用者が当団体のメンバーとなって利用するパターンもある。 ● 利用者にはメンターのような人（ボランティアメンバー）が付くようになっている。伴走者という言い方の方がよいと思うが、ボランティアでもケースワーカーと実施していることは同じである。 ● 団体を卒業するという概念はない。社会的養護においては卒業してアフターケアが始まっても相談しにくいことが問題になっており、そのような現状において、現役メンバーと退所したメンバーとで線引きすること自体がナンセンスだと思う。 ● 支援のゴールを作らなければいけないのかと疑問に思う。利用者となるこども・若者たちは、他人にゴールを決められることが一番嫌だった子たちだと思

	う。 ● こどもが求めていることとして、1つは主導権をもって自由に利用できるかどうかということ。2つ目は、一人で泊まるのは不安だと訴える利用者に対し、支配・服従を求める職員であってはならないということ。
3.関係機関との連携体制について	● 児童相談所とは連携する形にならない。こどもが保護され連れていかれてしまった後にはこちら側は何も情報がもらえず、連携とは言いづらい。未成年に関しての情報提供は行っている。一方、警察とは信頼関係があるため、このケースはどうしたらいいかと相談することはある。
4.人員確保と施設運営について	● 資金が足りない状況ではないが、純粋な寄付であれば受け取りたい。支援のやり方を押し付けられるような資金であれば、こどもを尊重する活動ができなくなり、むしろマイナスに働くため、見極めるようにしている。
5.その他	● 国の取組には頭がさがり、十分にやっていただいていると思うが、自治体まで施策がおりてきていない。自治体が汗を流して、身銭をきってやることも増えてくると思う。諸々の手続きを簡単にすることで、末端の団体の助けになり、複雑な手続きが発生すると、それは対人援助ではなく事務になってしまう。

G所	
1.基本事項	● 自立援助ホームを運営して5年になる。事業を進めていく中で、児童自立生活援助事業が使える方は、一般の家庭と同じ選択肢が選べるようにもなってきた。しかし、この事業が使えてない方が一定数いる。そのような若者たちが現在シェルターであるシェアハウス型の施設にいる。
2.シェルターでの支援について	● こども・若者へのサポートに出会えずに大人になってらっしゃる方が一定数いるのだろうと強く感じる。現在、地域のこども食堂と協働しているが、20 代だが当施設を利用したいという声もしばしば届く。 ● シェアハウス型の施設はシェルターの扱いであるが、本当に安全を確保して身分を隠したい人は入居することはできないだろう。住所も公開しており、通信制限もしていない。 ● 制限をなるべく設けないようにしているのは、決まりがあるなら施設にいられないというこどもが多いためである。また、運営側の都合としても、人件費のこともあり、シェアハウスに管理人をおくことは不可能である。管理人をおかないのに利用者にルールを守っていただくことは難しい。 ● まずは生活の場を保証した上で、就労支援と居住支援を同時に行うことを大切にしている。働ける人は生活費が担保できる環境を提供している。具体的には、就労訓練事業所にてアルバイトとして雇いお仕事をしていただく。就労

	訓練事業所は弁当屋であり、自主事業で運営している。 ● シェルターには、物理的にその日に泊まることができる部屋を一番求めていると思う。他方、法律上指摘しなければいけないこと（未成年の飲酒・喫煙、夜間徘徊、または薬物を介した人間関係など）がある方は、「入居したら絶対指摘してくるだろうな」と思うとシェルターには入れないだろうと思う。 ● 18 歳未満の方からの相談がある際は、最初に児童相談所へ相談するようにしている。公的な場所がこちらの事情を知ってくれているということだけで安心することができ、もしも自分たちの支援内容に危険性があれば助言をくれるだろうと思っている。
3.関係機関との連携体制について	● 児童相談所や市役所とのつながりが必要であることは大前提だが、公的な役所に相談したら大事になるという認識でいる方も多く、そういう方々を地域のこども食堂などが日々サポートしているところがある。 ● （どういった課題で）
4.人員確保と施設運営について	● 人員に関しては、理想をいえば、夜間帯に管理人として大人がいたほうが、防犯面での安心感もあり、軽微なトラブルは緩和するように思う。しかし、宿直となると、費用面でとても難しい。資金については、たまたま現在の物件は自身が所有する物件だったが、もともとの資金がなければ、シェルターを開設することすらも難しいのが現状であると思う。
5.その他	● 地域によっては制度があっても使えない状況にあり自主事業としている団体も多いため、どの地域においても、作った制度が使えるようにしていただきたい。

H 所	
1.基本事項	● 事業自体はシェアハウス型の住居支援から始まったものであるが、緊急保護やシェルターの役割を持たせたいと思うきっかけとして、児童養護施設出身の 19 歳男性がホームレスとなり保護したケースがあった。制度の狭間に落ちてしまっていた。 ● シェルターとして利用できる施設はワンルームタイプとシェアハウスタイプの2つあり、フレキシブルに運営している。
2.シェルターでの支援について	● 近年 DV からの避難は増えている。事業を始めてすぐは知り合い同士や、団体が既に知っていることも、施設を出て繋がっているケースが多かった。今年は徐々にではあるが、元々繋がっていることもというより、シェルターにピンポイントに連絡して逃げてくることもの割合が増えている。直接相談が来るケースが増えたのはとても良いことだと思っている。 ● DV の加害者が追いかけてきていることもに関しては携帯を預かることがあるが、基本的には本人との話し合いの中で決めていく。シェルターでは制限を

	緩くしている。公的シェルターは規制が強すぎて若者が入らない現状がある。危険はあるものの、見守りや監禁するほどの危険性ではなく、居場所があればどうにかなる状況のこどもたちに対応しなければならない。 ● 基本的に必要な支援は全て行っている。親に頼ることのできないこどもを受け入れているため、シェアハウスとしてやらざるを得ない活動としては、様々な手続きや申請を一緒に行うこと、生活支援、食事、住居等を提供することである。また、今後どのように生活していくかを話すにあたり、生活保護の検討や就労支援は避けて通れない。 ● こどもや若者に求められているのは物理的に助けてくれる人である。現在の社会の中にはそのような人がいない。また、寝ることができる場所も求められている。 ● 大人に制限されることへの嫌悪感が強すぎるために、大人の傘下に入りたくないという意思が強い人が多い。シェルターに入ることや大人と繋がることを信じることができず、期待もできないため、入って頼る理由がないと思うことが大きい。 ● 親御さんの同意の下で入るか、児童相談所から了承をもらって入るか、児童相談所も手を出せず親の同意も取れないグレーゾーンを児童相談所や警察公認の上で受け入れるという3パターンある。ただし、親御さんの同意を持って入ることはほぼない。 ● LINE 相談やホームページ上での告知以外に、関係機関への広報を実施している
3.関係機関との連携体制について	● 知られていないということが一番大きな課題である。また、こども・若者の個人情報についての情報共有の在り方にも課題がある。大人がこどもをリスペクトするということに疎く、これまでは緊急性・必要性において現場で情報交換がなされてきたが、本人の同意や個人情報の取り扱いといった点で、こども・若者に不信感をもたれるような繋ぎ方であった。
4.人員確保と施設運営について	● お金が課題である。シェルターとしての住居支援は全て自主事業で行っており、当団体で支援しているケースの半数ほどは、補助金の出る既存事業の制度上には乗らない現実がある。できる限り自主事業で続けたい気持ちはあるが、資金集めは厳しい。
5.その他	● 10 代や幼少期から虐待を受けていたものの、虐待通告をするタイミングで既に年齢が 18 歳を超えてしまっているこどもへの対応をどうにかしてほしい。児童相談所の支援は昨今延長されていっているものの 18 歳になるまでにどれだけ児童相談所と密接な関係があったかにかかっている。

６．民間シェルター団体ヒアリング調査記録（詳細版）

協力：A 所
実施日時：2024 年 1 月 19 日（金）　10:00～11:45（於：Zoom 会議）

１．基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 2004 年6月に NPO 法人の設立とともにシェルターも開所し、同時にスタートした。弁護士を中心とした有志のグループにより、こどもたちの緊急保護やシェルターの必要性のもと数年間かけて準備をしてきたものである。2008 年度には社会福祉法人の認証を得て、NPO 法人から社会福祉法人へと事業を継承した。
- 日本では、保護者の持つ親権の壁が厚く、児童相談所以外の民間機関が 18 歳未満の者を保護することのハードルが高い。しかし、弁護士のもとへ直接相談があったり児童相談所や児童養護施設から要請があったりして、今晩の居場所がない、親元から逃れたいという状況にあるこどもたちがいることが分かっていた。諸外国にはこどもシェルターがあることから有志の弁護士チームが調査研究を始め、成果としてできたのが当団体の施設。日本で初めてのシェルターとなった。
- 弁護士が運営やマネジメントに関わっているのが設立時から現在までも続く特徴である。児童相談所と連携をして、必要に応じて一時保護委託の取り扱いをしていただくこともあり、また、18 歳を超えた方でも弁護士が入所の段階から深く関わることで、入所は本人の意思であり緊急避難行為であることが立証できるようにしており、仮に裁判となった場合でもこどもや個人が不利にならないよう備えながら運営してきた。
- 各地域でこどもシェルターを必要とする動きがあり、当団体と同じように市民と福祉の専門家、医療や教育の専門家の方々のグループで立ち上げたこどもシェルターが増えてきたため、子どもシェルター全国ネットワーク会議という緩やかなネットワーク会議も組織しつつ活動を続けてきた。
- 設立当時は公的補助もなく民間からの寄付で運営されてきたが、2011 年度にはこどもシェルターが自立援助ホームの一類型として認可され、運営費を獲得するための一つのスキームとなっている。人件費やこどもたちの生活費の確保の側面が大きい。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- この数年間は年間の延べ入所者数が概ね定員の倍くらいの人数で推移している。コロナ禍の影響もあり、かつてのように 20 人を超えて受け入れることはなくなってきている。
- 個人的な感覚ではあるが、職員のケースワークの技術や取組がある意味成熟し、専門的な協

力ができるようになってきたためと捉えている。とにかく受け入れてとにかく出しといった宿を提供するという当時の状況と変わり、今後安全に暮らし、また相談することができるスキルを身に着けてもらうためにはどういったことをシェルターで行えばよいかを非常に意識するようになった。その結果、ひとつひとつの支援に関して注力するようになり、受け入れる人数が減ってきている傾向がある。

② 利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 毎年利用者の傾向は変わっていくところがある。とはいえハイティーン（概ね 17 歳から 18 歳のこども）の支援というポイントは変わっていない。
- 入所の事由に関しても、背景に虐待があるという点は今後も変わらないように思う。その他で言えば、入所の事由が非行や妊娠というケースは、過去はもう少し多かったと認識している。10 年程前はそれぞれ年間で2、3名は受けていたのだが、近年は、年間でいても1人くらい。相談自体が減っていることもある。
- 入所経路としては、家庭から直接シェルターに入ってくるこどもが多く、毎年変わらない。児童養護施設から移ってくるこどもや家出・野宿をしていたというこどもがいないわけではないが、家庭から直接逃げてくる方が圧倒的に多いというところは変わらない。
- 15 年前くらいまでは入所を繰り返すこどもがいたが、近年はほとんどいない。運営する上で、シェルターの特殊な状況にこどもたちが入ることは必ずしも最適解だとは思っていない。シェルターが世の中で必要なくなるのであればその方がよいし、シェルターに入らないでその子がやっていけるならば入らない方がよい。社会から隔絶した場所にこどもを送り、その後のケースワークを考えるというのは特殊な状況だと思っている。シェルターにもう一度入りたいという相談があった場合は、どうしてそういう状況なのかをかなり厳しく慎重に判断している。
- こどもたちの方からシェルターを発見してくれないとつながることができないという点は、大きな課題だと感じている。

③ 入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 入所経路は大きく2つに分かれ、一つはこども本人がホームページを見つけてくれる場合。そこには、友達のお母さん、彼氏、学校の先生が探してきれくれる場合も含まれる。もう一つは、児童相談所から委託を前提とした相談。一時保護所が満員であったり、相談を受けた時点で 18 歳前後、あるいは 20 歳を越えていたりして、児童相談所では受けられない場合である。
- 18 歳未満の方から直接シェルターに相談があったケースの中には、当方から児童相談所に虐待通告をするケースもある。その場合には一時保護委託として取り扱われる。
- 入所経路についてもその年によってさまざまであり、特徴だった傾向はない。

＜施設内での生活について＞

④　（施設内の生活で制限や決まりがある場合）どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- （スマートフォンや通信機器の制限について）制限する理由として大きく2つある。一つ目の理由は追跡の懸念である。GPS 機能により居場所が分かる場合や、こども本人が SNS に投稿した際に発信場所としてチェックポイントがついてしまう場合がある。中には居場所を追跡する保護者もおり、万が一シェルターの情報が世の中に出てしまうとその情報は取り戻せないし、シェルターの継続にもかかわってくるので、重要なルールとなっている。
- 入所後にはこどもと移動安全区域を確認するようにしている。保護者が通常仕事や生活の中で使う駅や経路、地域、こどもの学校なども勘案して区域を設定する。親戚や知り合いとすれ違ってしまう可能性がある駅では乗り換えも禁止するくらい気を付けている。また、場合によってはシェルターの外に出るところから職員の車やタクシーを利用するようにしている。これがこどもたちの安全につながると思っており、こどもたちには「あなたが情報を出してしまうとは思っていないが、万が一にでも情報が出てしまったときに、あなたの安全や他のこどもの安全、職員の安全、皆が脅かされてしまうので協力してほしい」とお願いをしている。スマートフォンだけでなくパソコンも同じであり、最近のゲーム機などもすべて預かりしている。
- 二つ目の理由は、入所中は、これまでの自分と今後の自分について、心静かに向き合っていただきたいと考えているためである。スマートフォンの中にはたくさんのゲームがあったり、友達とつながっていたりと、安心感や交流のための大切な宝物になっていることは重々分かっているが、不安な気持ちをゲームなどの刺激で流すことをせず、大人に話す、あるいは自分の中で書き留めるといった行為で見つめてほしい。様々な刺激や騒音からいったん距離を置くという意味でも、スマートフォン等の通信機器を施設に預けることをお願いしている。
- 最初の問い合わせの段階から、シェルターの2大ルールとして、通信機器が持ち込めないことと、自由に外出ができないことをお伝えしている。面接をする弁護士からもこどもに説明を行い、シェルターに入所して最初の面接をする時の職員も、生活のルールとして必要性や理由も含め繰り返し伝えている。しかし、中にはこのルールがネックになり、気持ちが辛くなったり生活が辛くなったりしてしまうこどもはいる。
- ルールを説明した段階で、それなら入所できないという場合も中にはある。5件の相談があれば、うち2件くらい。どちらかというと男性の方がその傾向は強く感じる。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 年齢や事例の特徴による違いについては特にはない。

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- 学校の課題の中にインターネットを利用しなければできないものがある場合、チームで相談をして、児童相談所で会議室を借りたり、弁護士が事務所に連れて行ったりして対応することがある。杓子定規に一律に禁止するのではなく、そのこどもが本当に必要としているものに関して大人が何か提示できるものがないかという視点でその都度検討している。

- こどもシェルターの息抜き的な位置づけで独自にデイケア事業を行っており、勉強やリラックスのケア、音楽などの楽しみを提供している。

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- シェルターから通わせてあげることはできないため、入所中の就労支援は実施していない。稀に住み込みの仕事に就職をしたいというこどもがおり、職員がそのための情報をハローワークにいって集めてくる場合はある。

⑧　支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- おおよそ同じである。入所後1週間以内にまずその子の状況を確認する。会議を開き、その後は分担をして家の状況調査や転居先を検討したり、医療的なケアが必要であればつないだりする、ある程度のことは同じである。
- もしも違いがあるとすれば、義務教育にある年齢のこどもが入所した場合。その場合には早く学校に通うことのできる環境を整える必要がある。一般には、シェルターへの入所期間は2か月程度であると説明しているが、義務教育にある年齢のこどもに関しては、児童相談所に二週間を1つの区切りと考えてほしいと伝え、できるだけ早く学校に通えるように一時保護委託の変更や、場合によっては学習環境がより整っている一時保護所への変更をお願いすることがある。また、こどもに対しても、義務教育なので早く学校に通わないといけないと伝える。

⑨　退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- 本人の納得感が伴うかが重要だと思う。大人があなたの行先を見つけてきたから、明日からここに移動しましょうと提示したとしても、果たしてそれがこどものその後の生活の安定、安全に結びついているかというと心配なところがある。こども本人に選んでもらったり、決めてもらったりというプロセスを慎重にとっている。
- こどもに情報をもたらす人が誰であるかも大事だと思っている。シェルターから出た後は基本的にシェルターの職員がこどもと会わないようにしており、関係が切れる。そのため、その後のこどもたちとつながっていくのは、児童相談所の児童福祉司や弁護士となり、こどもにとって有益な情報や乗り越える課題を共有するのは、児童福祉司や弁護士であることの方が望ましいと思っている。
- こどもたちは一日千秋の思いで待っているため、転居先の状況や保護者の状況など、大人がスピード感をもって対応してこどもに伝えることが大切だと思う。関係機関とも協力しながら、どこか取りこぼされているところはないかという視点を持ってケースワークをしていくことが重要である。そうすることが転居先を見つけることにも、こども自身が安定することにもつながると思っている。

⑩　課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- 日課は特になくそれぞれが自由に過ごすが、限られた場所での生活となるので1週間や 10 日もすれば飽きてしまう。そういう意味ではシェルターの中で生活をするという特殊な状況をこどもたちに乗り越えてもらうツールが必要であり、特にインターネットが使えない点に限界を感じるが、ボードゲームや DVD、テレビゲーム、漫画を揃え、職員やボランティアスタッフが話し相手や遊び相手になるなど、生活に何かしらの彩りがあるように工夫している。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- 弁護士が関わる民間シェルターとして、小規模で手厚い支援を行っている点が強みと考えている。施設での生活は周りの人の数が多く、こどもたちからすると色々な大人が入れ替わり立ち替わりしてざわざわする感じがあると思うが、それに比べるとある程度顔の見える人たちがいる安定感はあるものと思う。集団生活、年齢層の幅広さ、といったことから一時保護所の生活では落ち着かなかったこどもも、ここでハイティーンのこども達と生活をすると、職員がある程度目配りでき、発達の特性等も含めてお互いに苦しくないような範囲で共同生活を送っていけると思う。
- こどもにとっては味方が多いというのは心強く、弁護士がこどものかわりに出ていき、自分の代わりに自分の言葉を代弁してくれるというのはうれしいことなのだと思う。児童相談所にとっても保護者の対応を分担できたりこどものケアを分担できたりするなど、一つの社会資源として友好的にシェルターを使っていただきたいと思っている。関係機関との連携を丁寧にしていくことがこどもたちの安定につながると信じている。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- シェルターがどのような生活の場所でそこに入ったらどうなっていくか分からないでいるので、今いる不安定な場所とシェルターという分からない場所、どちらに行くことも怖い状況なのだと思う。それに関しては、情報発信の不足ということもあるが、シェルターという施設の性質上、場所の開示が難しい部分がある。また、スマートフォンや友達との交流はハイティーンのこどもにとって重要であり、いったんそれを手放してシェルターに来るよう伝えるからには、自分たちがそれ以上のものを提示できるのか悩みが続くところである。
- 一方で、相談ができる場所があるとわかっただけで今はよいです、といった形で（相談が）終わることも少なくない。弁護士や専門的知識・経験を持つ人たちがいて、そういった場所に逃げることができる。これが知識としてあるだけで、こどもたちにとっては安心感につながるのではないかとも思う。今入ることを選ばないということを、ポジティブに見る面もある。

- 街の中でサバイブする時間が長くなったこどもにとっては、門限や外出、スマートフォンの使用の制限があるような児童福祉のもとに戻ってくるのは窮屈なことだと思う。自由に生きていくことが楽しく、ただ、それではいつか生活が苦しくなるよと周りから言われて、もう一度立て直す必要があるとシェルターに入るこどももいれば、入ってみてやはり無理だったというこどもおり、こどもたちとの一期一会の中で、大人の真剣さであるとか、自分たちが提示できるものが試されると思っている。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬ （親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 未成年者から直接相談があった場合には、緊急保護をした上で児童相談所に一時保護委託をかけるよう依頼する。一時保護委託となると、連絡はすべからく児童相談所からしていただく形となる。ただ、18 歳から 20 歳の入所者の場合には、児童自立生活援助事業委託を短期でかける判断をしていただいている。この場合は、必ずしも保護者への連絡の義務が児童相談所にあるわけではなく、弁護士が連絡をする。こどもが 18 歳になる以前から保護者との間で関係があった場合は、ケースバイケースで対応している。
- 保護者に連絡する際は、入所した当日か1～2日以内には連絡をとる。電話で連絡する場合が多いと思う。電話で連絡がとれない場合、手紙をお送りする。
- 対外調整はこども担当の弁護士が担う。家庭復帰や転居先の調整について基本的にシェルターの職員が出ていくことはないが、最近は児童相談所だけではマンパワー不足から探しきれず、シェルター職員が一緒に探すこともある。児童相談所と家庭の交渉も、児童相談所と保護者の関係が難しい場合は、弁護士が調整に入ることがある。

⑭ （施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 従前からホームページ、ブログ、ニュースレター（会報）を運営。2023 年からは Instagram を開始している。若者（当事者）へ届いてほしいという意図である。

３．関係機関との連携体制について

① 関係機関との連携内容・状況

- （アンケート回答の通り）

② （自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- 2004 年の NPO 法人として事業を始めて間もないころから、一時保護についての協定を結んでいる。我々が入所を受け入れたこどもの虐待通告をして一時保護委託をしてもらい、その後のケースワークや情報共有にご協力いただく。これはシェルターを守り、こどもたちの支援をしていく上では必須だった。
- その後、児童自立生活援助事業の認可を受けたり社会福祉法人になったりということに伴い、協定がなくとも同じようなことはできるかもしれないということは増えてきてはいるが、それにして

も、民間団体が先にこどもを保護して、保護日に児童相談所にも受理会議をして判断してもらうということは大事な手続きになる。それを叶えるだけの状況を整えていただけるのはこの協定があるからである。場合によっては所在する都道府県以外の児童相談所から相談を受けることがあり、そうした時の児童相談所とのやり取りや説得も協定があるからこそお話できる側面があり、強みである。

③　関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- ケースワークに関する情報をどこか一つの関係機関が抱えんでしまうとうまくいかないと思う。こどもとの二人だけの秘密とすると、チームの支援が有効に働かず不利益になるということを理解していただくことが、大人同士のやり取りの中で難しく悩ましい。弁護士にも施設にも守秘義務があり、こどもから話さないでと言われたら話さないようにする責務もあるが、ケースワークにおいて知っておかないと同じ傷つきをこどもに二度与えてしまう可能性があるものが中にはある。ただし、こどもの言動の中には、色々な発達の特性や精神的に不安定な状況等からくるものもあり、こどもが訴えている内容が事実ではない場合もある。そのような点が難しい。
- 関係機関含め大人同士が信頼して役割分担をしたことに対して責任をもたなければケースワークが破綻していくと思っている。例えば、関係機関に1週間に1回はシェルターにて本人と面会する約束をした場合、新しいニュースや近況報告が何もなくても、日常会話をしにきてほしいとお願いをしている。目の前にやらなければならない他のタスクがあるからと後回しにされてしまえば、こどもにとってみると一週間に 1 度会いに来る約束が破られたことになってしまうからである。
- 前提として、お互いの機関や専門職の仕事への理解が不足するとミスマッチが生じる。児童相談所の児童福祉司、心理士、弁護士、等が日々どういう仕事をしてどういうことが得意なのか、お互い役割がわかった上でやりとりできるのが望ましい。
- シェルター職員は児童相談所と弁護士との「ハブ」になることがあるが、シェルター職員から教えてあげますといった姿勢では連携はうまくいかない。対立関係にならないよう伝え方を慎重に判断している。

４．人員確保と施設運営について

①　人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 人員確保と施設運営は切り離せず、つながっている。シェルターの状況だけでいえば、法律の規定を満たすだけの職員は与えられており、制度的な意味での不足はない。しかし、宿直等を回すのに圧倒的に人数が足りない。法人寄付で集めた独自の資金で職員を手厚くしていくようにしており、現在は全部の施設に 4 人ずつ職員がいるところではあるが、雇用していく不安定さはある。
- こどもシェルターは、児童自立生活援助事業の制度上で間借りをしている状態。例えば、自立支援担当職員はアフターケアを担当する職員として配置しているが、一時保護委託として

入所しているこどものアフターケアは実績としてカウントされない。現行の制度を十分に使っても、なかなか職員を増やしていくための経費を取り切れない苦しさを感じている。

- 職員の待遇を維持した上でこどもたちの支援やアフターケアをできるようにしていきたいが、ベースとなるお金がなければ職員が雇えない。資格を持ち、理念を共有できる職員に来ていただき、その人たちを育成していくことがミッションであり、今後やっていきたいことの一つ。
- 我々の法人の職員の定着率は高いが、転職などで職員がやめた場合には補充し、育成するということを細々とやっている。
- どのように職員を育てていくのかについては理事や施設長クラスで繰り返し協議をしている。若い職員にも経験がある職員にも力を発揮していただきたいが、そのためには待遇だけではなく、プロジェクト自体がやりがいをもってやれることが重要だと思う。ただ毎日来てご飯を作って、次の日は宿直して帰るという機械的なことではなく、こどもとの関係においても職員の思いが実現されることが大事ではないと思う。難しい局面が多いのも実情ではあるが、こどもとの関係性がその後に続いていくのだということが、職員にとっても嬉しいポイントとなっているように思う。
- シェルターは短期で大勢の支援を受け入れている児童自立生活援助事業なのだということを評価していただき、対策を講じていただきたい。一時保護委託事業のこどもであってもアフターケアの対象にするということは、社会的養護全体にとって必要なことであると思う。あるいは、こどもシェルターは 24 時間 365 日職員が稼働する事業ということを理解いただき、配置に関しても関心をもっていただきたい。

② 施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- (①と重複)

③ 施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- 施設の広さや設備について、課題がある状況。例えば、居室は狭くないものの共用部分が狭い。とはいえ、新しい場所への移転や全面改修するとなると大きなコストがかかるため、それをすぐ判断するだけの体力がない。なおかつそのシェルターを運営できるような建物を確保するのはすごく難しいことだと思う。施設環境の部分はこれからずっと課題になり続けていくだろう。
- 男女の区別をした施設は時代的にミスマッチになってきたように思う。男性と女性の区別なく受け入れられる施設という夢も描いているが、特に都市部において男女でフロアを分け、なおかつ職員が見守ることができるような場所を獲得するにはどうしたらよいのだろうと思う。
- 世代間の継承も課題となっている。活動が 20 年目となった今、設立当初のメンバーが引退していっており、徐々に対応しているところである。職員の知識のアップデートや、今の法人全体の風通しのよさをどう維持していくか、そういった点は課題だと思っている。

- 子どもシェルター全国ネットワーク会議では、こどもシェルターとは何かということを2、3年かけて検証しているところである。それを通して、今後、こどもシェルターの選択肢が増えればよいと考えているし、既に支援のない中で活動を行っている団体もある。そういうところにも光が当たり、こどもたちのためにも広がってほしい。

5. その他

① 国や自治体の取組として期待すること

- こどもシェルターが児童自立生活援助事業一類型として認められ、そこに居場所を作っていただいたことに感謝はあるが、その中でやりくりをして限定的な運営をすることも難しくなっている。公費が足りない部分もあり、全国のこどもシェルターを見渡した時、児童自立生活援助事業の中で職員を確保したり、こどもを受け入れたりすることが、地域の社会資源の中でミスマッチとなっている様子がうかがえる。

協力：B 所
実施日時：2024 年 1 月 22 日（月）　13:30～14:30（於：Zoom 会議）

基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- もともとは、地域住民のつながり作りの活動を市の経済局のコミュニティービジネスに応募して始まった。設立してすぐに、火事で焼け出された高齢の女性を受け入れ、そこから地域包括支援センター等に口コミで広まり、地域の高齢者の緊急的な一時受け入れを実施していた。また、地域住民を対象として、地域で支え合う関係づくりを目指し、ホームヘルパー講座をはじめとする勉強会を行っていた。その後、東日本大震災が起こり、被災者・要援護者向けの弁当や食堂、こども食堂、各種サロンなどを通じて事業を継続しながら、緊急一時的に行き場のない方を当日でも受け入れるようになり、高齢者以外にも障害のある方やこどもも含め受け入れている。
- こどもを受け入れることになったきっかけは、先述の経緯の中で自立援助ホームからの相談や、児童相談所との関わりが生じたことによる。最初はレスパイト的なものであったが今は児童相談所の一時保護委託で受け入れている。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 以前は家庭での虐待ケースが中心であったが、徐々に、親が中高校性くらいの子を育てにくいとして養育放棄をすることが多くなっているように感じる。また、こども自らが助けを求めて関係機関に駆け込み、当施設につながることも増えている。

②　利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 里親や自立援助ホームに入所したがうまくいかないといったこどもたちの受け皿にもなっている。施設に行ったがうまくいかず戻ってくるこどももいるので、複数回入所するこどもも増えている。何度も利用する方は一定数おり、障害のある方で繰り返されている方もいる。
- 利用期間については、長い人は数年、短い人は数日、人それぞれだが平均すると2か月程度。こどもによって事情は個別に違う。受け入れをはじめたばかりの頃よりも利用期間は長くなっている。家庭との調整は児童相談所が行うが、その調整がうまくいかない事例が最近多く、それで長引いているのかなと想像する。

③　入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 18 歳未満であれば児童相談所を経由して利用するケースが多い。それ以上の年齢になると障害のある方が多く、相談支援事業所、区の障害高齢課、生活困窮の自立相談支援窓口からの紹介が多い。
- 入所先としては主訴や年齢が違っても同じ建物で受け入れており、ほぼ同じスタッフたちが対応している。当施設の職員全員で利用者の支援をしており、利用者自身をみて、スタッフ間で共有しながら支援の方向性を決めて支援にあたるようにしている。

＜施設内での生活について＞

④　(施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- 通信機器について、児童相談所を通して受け入れたこどもは児童相談所が携帯電話の使用の可否を決めており、それによって預かる場合がある。また、通学ができるこどもたちを受け入れる場合は児童相談所が携帯電話を持てるようにしているが、そうでない場合には携帯電話の使用が制限されているこどももいる。使用許可がある場合でもトラブルが発生すると施設で預かるようにしている。例えば、夜中に大声で通話したりゲームをしたりして、生活リズムが崩れてしまうことがあると、使用の時間を制限する場合もある。なお、使用できるこどもとそうでないこどもがいるので、居室以外の共用部分で使わないようお願いしている。
- 使用の制限やルールについては、児童相談所から受け入れが決まった時点で携帯電話を持っているか否かを確認する。児童相談所の職員から制限やルールについて事前に伝えてもらっているため、施設が制限しているのではなく児童相談所が制限しているのをこどもも理解している。児童相談所を経由せず入所するこどもに関しては、背景に DV がある場合でなければ制限していないので、部屋で使用するよう声かけをする。トラブルになるようなことは今のところない。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか(あるとすればどのように違うか)

- DV が背景にあるケースの場合は携帯電話の使用を制限し、電源を切ってもらう。また、今いる場所を誰にも教えないことをお願いする。ただ、DV が背景にあるケースの方が当施設を利用する理由として、近辺の DV シェルターでは携帯電話を使用不可としている点があるので、当施設では必要な通話であれば許可している。ただし、その場合においても GPS 機能を切り、この場所について話さないようお願いすることは徹底している。また、道路に面している部屋と面していない部屋とがあるので、DV ケースは道路に面していない部屋に入居してもらい、外出は控えていただいている。

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- できるだけ決まりがあっても過ごしやすい雰囲気作りをしている。外出も携帯電話の使用もできないとなるとストレスがたまるので、話し相手になるなど、他の楽しみを作るようにしている。食事を工夫したり、テレビをおいたり、ストレスがなるべくたまらないように職員が接したり話を

よく聞いたりしている。

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- （アンケート調査にて回答した支援以外にも）入所者からの希望があれば、近隣大学のゼミが当施設内でこどもの居場所づくりを実施しているので、その時の手伝いをやってもらったり、施設で飼っている生き物のお世話を手伝ってもらったりしている。

⑧　支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する発言なし）

⑨　退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- 一人暮らしを見据えて調理をしたいというこどもが多い。また、家庭環境の中で親子関係がうまくいっていないこどもが多いため、これまで食事の買い出しの手伝いをしたことがないというこどもも少なくない。そういったこともあり、一緒に買い物に行き、食材をカートにいれたり袋詰めをしたりお手伝いをお願いするようにしている。また、調理や配膳を手伝ってもらうこともある。
- 調理だけでなく生活スキル全般が不足しているこどもが多いため、部屋の掃除、洗濯など、自分自身で家事をやってもらう。また、施設のホールで、地域食堂を行っているので、そこで地域の方と交流する場がある。高齢者や障害を持つ方とも自由に交流できるように、そこで会話するなど、社会性を高めることのできるような時間を作り、世の中には多様な人がいるのだということの理解が進むようにしている。
- 障害を持つこどもやいわゆるボーダーと考えられるこどももいるが、どこの支援機関にもつながっていないこともあるため、相談支援機関につないだり、役所の担当者も交えて、今後の支援機関について検討したりする。またメンタル面の不調があっても受診できていない場合は、病院へつなぐことがある。
- 退所先は基本的に児童相談所が調整するのでお任せしているが、児童相談所がかかわるこどもたちでも、公式の LINE でつながるようにしており、未然にトラブルを防ぐために当施設とつながるようにしている。
- 例えば他の都道府県から DV を理由に逃げてくる 18 歳～20 歳の若者は頼るところがないので、いつでも頼ってよいのだと思ってもらえるよう、退所のあとも関わりを持ち続ける。しかし、いつまでも支援を続けることは難しいので、どこかで支援する先にバトンタッチできるよう調整する。退所しても困ることのないような、仮に困っても相談できるような関係性作りをしている。

⑩　課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- 児童相談所を通して受け入れているこどもたちの背景に、両親自体が抱えている問題を感じることがある。例えば、親の精神的な疾患や障害の影響が出たり、生活困窮なども影響が出たりする。家族支援が必要ではないかと思うが、そこに対して当施設が直接調整できず、関わることができないもどかしさがある。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- まずは安全安心に過ごせる場所の提供を求められているのだろうと思う。緊急一時的な場所としてのシェルターを求められている。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- 世帯によっては支援拒否があり、関わってほしくないと思う世帯はいるのだと思う。
- 18 歳未満の児童相談所が関わるケースの場合には委託費で本人の負担なく利用できるが、18 歳以上で児童相談所が関わらない場合、特に緊急性が低い場合には、自費での利用となり本人の負担が増えるため、負担の少ない他所を利用となることがある。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬　（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 当所で受け入れる未成年は、児童相談所か保護観察所・地域定着支援センター等経由なので、原則親権の問題はない。もし、それ以外のケースで親権問題を扱うことになった場合、こども問題を扱っている弁護士さんに相談できるようにはしている。

⑭　（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 広報等は積極的に実施していない。

３．関係機関との連携体制について

①　関係機関との連携内容・状況

- 支援機関にもよるが、もう少し情報共有をしてほしいと思うことはあるため、支援機関に電話などして詳細を訪ねたり、情報共有の依頼を伝えたりするようにしている。それでもなかなかうまくいかないときもある。

②　（自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- 協定とまでは呼びにくいが、当施設は市から重層的支援体制整備事業を受託している。この事業の参加支援の一環としても、こどもの支援については市の担当者に逐一報告や情報共

有している。こちらが思うように活動させていただけて助かっている。

③　関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- （該当する意見なし）

４．人員確保と施設運営について

①　人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 人員確保については、当施設は利用者として様々な属性の方を受け入れているので、そういったことに理解がある職員を探すのは難しく、スタッフの知り合い等から確保している現状がある。ハローワークなどで求人募集をしても応募がなかなか来ないということもあるし、あって採用に至っても1日でやめてしまうこともある。精神的にも身体的にもケアが必要な方を 24 時間 365 日受け入れているため、対応の難しい利用者もいることもあり、業務の内容は多岐にわたる。求人票も書くのが難しい。
- 資金確保については、2 本の委託事業と障害者の短期入所事業、そして自費の利用料で確保している。自費の利用料に関しては生活保護受給者の方も少なくなく、当初から値上げもしていないのだが、それでも支払いが厳しいということで回収できない場合もある。かといって受け入れざるを得ない場面が多々あり、課題でもある。

②　施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- (①と同様)

③　施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- 利用者への対応の仕方について、スタッフ全体の情報共有や価値観の共有が難しく、ずれてしまうことの無いように気を付けたいと思っている。
- 支援者間の情報共有の仕方としては、ミーティングやケースレビューを実施しているが、忙しいとケースレビューができなくなってしまうこともある。シフト制の勤務形態のため、常に全員が同じ場面にいるわけではない。毎日ミーティングを行い、話をしてはいるのだが。アルバイトやパートの方は参加できないので、ニュアンスがうまく伝わらない時がある。

５．その他

①　国や自治体の取組として期待すること

- 財政的に厳しいため、緊急一時ではあるが、何らかの制度的な財政的支援があるとよい。また、中には 18 歳になった後に虐待を主訴とする相談があり、年齢の関係で児童相談所につなげられず、居住支援につなげた人もいる。児童相談所を通せば進学支援が受けられたはずだが、その方は結果的に全く支援が受けられず、まだ高校生であるにもかかわらず進学で

きなかった。仮に生活保護につながったとしても学費は出ないのが現実である。18 歳になったがまだ学生である若者の支援が全くない現実に不公平を感じ、もどかしくもある。

協力：C 所
実施日時：2024 年 1 月 23 日（火）　13:30～14:45（於：Zoom 会議）

１．基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 自立援助ホームは自治体により支援サービスのメニューに格差がある。その一方で、非行や問題行動により少年院に入所しているこどもたちの中には、児童養護施設や児童福祉施設の退所後に少年院に入所したというこどもが多いが、逮捕や少年院等で司法に移った時点で福祉から手が離れたという判断をされてしまう。そして、それぞれが横断的に連携できていないのが現状である。その結果として、例えば 17 歳で少年院から出所しても帰る場所がないため、手続上の決まりにより 20 歳まで少年院に入所するケースというような例も過去にあった。そうすると、自分より後に入所した少年が自身より先に出所していくという状況にこどもたちは絶望してしまう。
- また、少年院出院後に、虐待していた親の元に帰すということも稀に行われているが、再度暴力を受けそうになり飛び出して逃げたとしても、保護観察がついているために児童相談所が積極的に相談に乗らないことが多い。また、児童養護施設に住んでいたが、逮捕されたためその施設には再入所させてもらえず、行き場がない場合もある。所在する都道府県では自立援助ホームの利用が少ないという状況もあり、寄付や助成金を利用しながら、少年院を退所したこども・若者の受け入れを行っている。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 数年前に受け入れたこどもは 17 歳前後であったが、家庭内暴力で逮捕された経緯がある。母から幼少期、小中学校と虐待を受けてきたが、愛情が全くなかったわけではなく、思い通りにならないからと暴力や火傷を与えながらも育ててくれていた。母はそのような行為が露見しないよう、こどもに対し、暴力について誰かに言わないよう口止めしていたようだ。そのこどもが逮捕されたのは、一度だけ反抗して母に手を挙げてしまったところ、警察に通報されたのがきっかけである。警察には、これまで自分は何度も暴力を受けてきたにも関わらず、なぜ一度暴力を振るっただけで逮捕されなければいけないのかと聞いたようだが、取り合ってもらえなかった。生意気なこどもだと判断されたのだろう。昔であれば家庭で収めようとする傾向があったが、今は親が警察を呼ぶ。こどもが変わった、反社会的・非社会的な非行を行うようになったとよく言われるが、こどもではなく、親の方が変わったように感じている。
- 入所依頼はセーブしなければと次々と届く状況。ニーズとしては多いが、8～10 名を毎年均等に受けており、満床が理由でお断りするケースがあるため、入所者の数自体は変わらない。

② 利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 10 人に1人くらいの割合で、入所を繰り返すこどもがいる。入所期間は人により様々であり、少年院から出て2か月間入所し、住み込みの就労が決まり退所するケースもある一方、16 歳で行き場がなく入所し 20 歳を迎える年に退所するこどももいる。
- こどもの特性に応じて対応している。手厚くしすぎることで甘えてしまい自立に向かえないこどもの場合には適度な距離でサポートしており、半年程度で家を借りて退所したこどももいる。

③ 入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 入所経路は本人から相談がある場合や、当該施設出身者の後輩である場合、こどもの権利に関する弁護士からの紹介などが多い。

＜施設内での生活について＞

④ （施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- 基本的には携帯電話やスマートフォンの持ち込みは制限していないが、ケースバイケースで対応している。例えば、かつてクスリをやっていたことのある入所者に対しては、SNS で繋がる異性からの誘惑の懸念もあったため、プリペイド携帯を貸し出していた。というのも、Wi-Fi が繋がる環境であれば、契約期限が切れているものでも SNS は利用できてしまう。よって、プリペイド携帯のみを渡して使用するというルールとした。
- 別の入所者に対しては、一定の容量まで使用可能なスマートフォンを貸与している。仕事が続いており、貯金も頑張っておこなっているため、SNS の使い方については本人の希望に応じて段階的に Wi-Fi を貸与するといった工夫をしている。
- 決まりやルールに関しては、入所する前に本人と決める。入所前のインテーク面談時にしっかりと話し合い、本人の同意を得るようにしている。
- 本人の状態は毎日確認するが、課題のあるこどもの場合は、安定するまで訪問頻度は1日1回ではなく2、3回になることもある。自傷行為するこどもも中にはいるため、1日に何度も確認に行くようにしている。

⑤ 年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 違いは年齢によるものではなく、こどもの特性に応じて設ける。

⑥ できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- あくまでもルールを守ることであなた自身が守られることになると伝え、しっかりと動機付けをしている。例えば、友達を部屋に入れることで、夜通し話し、酒盛りし、異性を連れてくるといった状況になると、生活が乱れるだけでなく近所への迷惑行為となり、退去せざるを得なくなる。

安心・安全に避難できる場所がなくなるため、部屋を出て行っていただかなければならなくなる。そうでなくても、居座られて搾取されてしまうこともあり得る。このように説明をすると理解してもらえる。毎日声をかけ、ご飯に連れて行き、一緒に料理をつくるといった、つかず離れずの状態で自分に関心を持ってくれている大人がいるというのは、こどもにとって居心地のいい空間になっていると思う。この関係や空間を逃したくないと思ってもらえるため、ルールの逸脱は多少どうしても起こるが、安定的に暮らしてもらえている。

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- シェルターは一人暮らしの形式。一人暮らしの練習ができるのが特色だと認識しているため、お米の炊き方、食材の調達、一人での買い物などを支援している。買い物については、趣旨を理解いただいている方からの寄付から1日 1000 円を渡し、それを使って買ってもらう。ただし、これらの支援のみでは孤独を感じてしまうため、入所者1人につき、週に1度はスタッフが食事に連れていっている。一緒に食べることで気軽に相談でき、困ったら助けてほしいと言える環境を作っている。
- 学校の通学支援に関しては、フリースクールや単位制の学校に行くことも可能ではあるが、このケースは少ない。以前、通信制に通う高校生が生活していた時は、スタッフが保護者対応を実施した。
- アフターケアについては、自分から相談しやすいこどもは週1、2回相談しにくることもあるが、気を遣うこどもや相談が苦手な子に関しては、スタッフからの週に1度連絡するのみとなり、気づいたら仕事を辞めていたということもある。とはいえ、連絡頻度を増やす必要があるということではないと思っており、誰かが声をかけることでしか自立が継続できないとなれば、本当の自立ではないように思う。工夫しつつ、悩みながら行動している。中には退所後7年経っても繋がっているこどももおり、それぞれの特性によるところである。

⑧　支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 対象となる方によって支援をオーダーメイドしている。自立援助ホームに入所する方はアセスメントを受けているため特徴を知ることができるが、シェルターに入居する方は、本人から話を伺うことに加え、個人情報の関係で例えば弁護士による紹介であればその弁護士に背景を伺い、気を付けるべき事項を伺うようにしている。また、出身施設にも連絡を取り、これから面倒を見る予定であるため、お手伝いやお知恵をお借りしたいと話して情報共有を依頼することがある。

⑨　退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- 自然にトライアンドエラーを繰り返すが、揺らぎが起き、例えばオーバードーズをしてしまうとい

ったことがあればスタッフも共に揺らいでしまうことがある。ただし、継続して支援していく内に、気づけばその子の仕事が続いているといったことが起きる。こどもが持つ可能性を引き出すという意味では、一緒に揺らいで悩むことで何とか支援になっているのだろうと感じる。入所者の7割程度が自身の名義で部屋を借り、近所に住んでいる。

⑩　課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- 課題は常に感じている。対象者の時間軸があるにも関わらず、受け入れたからには頑張って良くなってほしいという気持ちを持ちすぎることで、こどものための支援が支援者のための支援になってしまうことがある。全体的に振り返ると良くなっているものであるが、常に様々なことが起こる。例えば、暴言をうけたりするとスタッフの心が傷つくことは多々ある。
- 就労支援に関しては、雇用主と協力して行っている。介護や清掃の仕事が定番で、お世話になっている事業所がある。そこで稼げるようになると自身でも家賃を払えるようになるため、近所で自立し、つかず離れず、細く長く関わっていくことができる。障害がある当事者の場合には連携しているグループホームに入所することもあるが、それ以外は近所で着地していただけるような形で工夫している。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- 価値観を押し付けず、わがままでない限りは当事者たちが描く将来に一緒に寄り添いながらアドバイスをし、当事者たちが話を聞いてほしいと思うタイミングで声を聞いてもらうことのできる心地よい伴走者を求めているように思う。当然、怒らなければいけないことも生じてくるが、怒られると、例えばオーバードーズをしてしまうといった何等かの行動に出てしまうこどもも中にはいるため、気を使った言い方で指導をし、一緒に悩む。こどもはそのような大人を求めているように思う。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- 鑑別所から審判後帰る居場所がないため弁護士から相談が来るといったケースや一時保護所での環境が個々のこどもにとって二度と保護されたくない場所となっていて、児童相談所に助けを求めるのを躊躇することが起きているように感じている。
- 虐待案件で一時保護されたのち、(家族再統合となり)家族のもとに帰ることになり、そこから、親の虐待がさらに巧妙になり、こども自身が「どうせ、虐待を訴えて、一時保護されても、また家庭に戻されると」苦しみや暴力から逃れることを諦めてしまうケースもある。
- 例えば、ある高校生が親のネグレクト、親の精神疾患により、母親と衝突を繰り返し、不適当・不適切や養育を繰り返されて保護を求めたが、一時保護所が一杯で保護されなかった。ま

た、一時保護所に入所することになっても高校に通学できないからと躊躇したケース。そのような方の中には1日限定で宿泊することももいた。二日後、児相のケースワーカーが介入し、親子で面談し改善策を提示してくれた。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬　（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 親御さんと連絡する事例はあまりない。ただし、例えば父は暴力を振るうが、母は精神疾患を有しているもののこどものことを心配しているといったケースにおいては、本人が望めば、母のみと連絡を取ることもある。その際は、施設の住所は言わないよう本人に伝えた。また、本人から希望がありスタッフが親と話をし、今はシェルターにいるので安心していただきたいと会話したケースもあった。
- 18 歳で児童養護施設を退所し親元に帰ったものの、働いた給料のほとんどを保護者に取られてきた子がいた。その子が 20 歳になった時、このままでは一生搾り取られるということで、携帯電話のみ置いてシェルターに逃げ込んできた。そのケースにおいては、居場所を特定される可能性があるため、インスタグラムや LINE のアカウントを変更してもらい、シェルターから携帯電話を貸し出すことで、親から追跡されないよう対策を講じた。万が一、親からの奪還を防ぐため、親とは全く連絡を取らないことの方が多い。
- 未成年であっても児童相談所を介して一時保護委託を受けているわけではないため、基本は親に連絡をしていない。未成年の場合は、没交渉であるからシェルターに来ているという理解で対応している。これまで未成年者の入所において、親と問題になったことはない。

⑭　（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 活動については広報しているが、全てのシェルターは特定されないよう、景色の背景などは一切出していない。また、部屋が満床の時もあるため、いつでも来てくださいと言えるわけではない。自然に活動を伝えている中で、スクールソーシャルワーカー（SSW）、社会福祉士、弁護士からの相談が入る。また、過去にシェルター入所していた方の後輩が相談にくることもある。秘匿性を担保できるよう最大限の配慮を行いつつ、淡々と活動を報告している。

３．関係機関との連携体制について

①　関係機関との連携内容・状況

- 入所ということになると、基本は当方のスタッフのみで対応する。こどものためだけのグループ LINE を作成し、心の状態や仕事の状況を毎日スタッフ間で情報共有できるようにしている。自傷行為などがあり対応が難しいケースにおいては、入所前にそのこどもをサポートしていた弁護士に対して、入所後二か月間は週に1度、必ず会いに来てもらえるようお願いしている。難しいケースの場合は、関係機関や関係者にそこまでの責任を持ち関わって一緒に頑張ってもらっており、そのような場合はグループ LINE に入っていただくこともある。当施設に繋げ

てくれた SSW が食材を持ってきてくれる場合もある。

② （自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- （該当するご意見なし。）

③ 関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- 自立援助ホームであれば、例えば共同生活の中で金銭トラブルが発生すると、児童相談所のケースワーカーに力を借りて、一時保護を含めて対応し、一緒に暮らしている仲間からゲームの課金のためにお金を取らないよう約束をさせた状態で一時保護を解除し戻ってくることができる。一方、シェルターの場合は繋げてくれた支援者、あるいは本人とスタッフとの間の繋がりの中での対応になる。自立援助ホームの処遇で得た知識を用いて工夫しながら運営している。

４．人員確保と施設運営について

① 人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 自立援助ホームで勤務しているのは自身を含めて4人であり兼務している。有償ボランティアにこども・若者のシェルターを手伝ってもらうことでなんとか形になっている。資金があると専従スタッフを雇うことができるが、現状は全員で協力しながら回している。フルタイムの専従スタッフがいないのが課題である。

② 施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 寄付等により運営している。自身も6年前まではアルバイトをしながら活動していた。可能性があるにも関わらず行き場がない若者を助けてほしいという同志が応援してくださっている。ただし、専従スタッフ確保までは余裕がないのが現状である。

③ 施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- どこにも居場所がない人がいるとシェルターとして借りている部屋数を増やすことがあるため、部屋のランニングコストが課題である。また、自立援助ホームの形態は基本的に集団生活だが、集団の中で浮いてしまう、ルールを破るといった理由で集団の中では暮らしていけないこどももいる。また、一人暮らしのようなシェルターの場合はのびのび生活でき、一人暮らしの練習ができるため、地域定着がしやすく、再犯リスクや問題行動のリスクを極端に減らせるというポイントもある。しかし、行政にはそのような事情をご理解いただけないのが課題である。所在する都道府県では、一人暮らしの場合には責任が持てないという理由から、一時保護委託の取り扱いにはならない。ただし、現場では待ったなしであり必要に迫られて受け入れている。仮に2か月だけでも一時保護委託をしていただくと、資金的には楽になる。

５．その他

① 国や自治体の取組として期待すること

- 自立援助ホームで自立支援担当職員の加算が付くようになり、国や自治体はこどもたちに寄り添うメニューをいろいろと考えてくださっている。現に加算が付いたことで、重層的で、広範囲な支援が実現できている。職員を雇用することができ、こども・若者シェルターにまで手が伸ばせるようになった。
- 一番の要望は、個別処遇が向いており、一人暮らしをする方がメリットのあるこどもに対して一時保護委託の取り扱いをしてもらえないということ。一つの自治体以外には、そのような取り扱いができるということは聞いたことがない。変えていただけるとありがたい。

協力：D 所
実施日時：2024 年 1 月 24 日（水）　14:00～15:25（於：Zoom 会議）

１．基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 当団体はもともと、こどもではなく若年女性でいわゆる夜職に従事する女性を対象としており、人身取引の中の性的搾取をターゲットとして活動を始めた。民間企業で働いていた際、駐在した海外において搾取されているこども・女性を身近に見る機会が多かったため、そういう人に対して、これまで積み重ねてきたものでお手伝いできることがあればと思い活動を始めた。
- 10 代のこどもから相談を受けたことはこれまでも事例があるが、シェルターは一年前から始めた。元々シェルターの必要度は高かったこともあり用意したいという気持ちはあったが、小さい団体としては財源がなく叶わなかった。しかし、令和4年度に自治体から助成を受けることができ、当初は既に実施していたアウトリーチ全体として使用させていただこうと考えていたが、自治体の意向としては一つの事業として実施してほしいということがあり、通常の支援業務と切り離せるシェルターという形で居場所を作った。
- シェルターの必要性を強く感じたきっかけの一つとして、一年半ほど前に女性が夜遅い時間に具合が悪くなったと相談が来たため医療機関に繋いだところ、コロナ陽性であることが判明した。その女性は親からの虐待が理由で家を出てカプセルホテルを転々としていたため、ホテルを使用しないようにと指導を受けたところ居場所を失ってしまった。野宿しか選択肢が残されていない状況だったため、協力機関に連絡を取ったところ、ちょうど一日のみワンルームタイプの独立したマンションが空いていることが判明し、車で 40 分かけて連れて行った。そのようなことがあったため、当団体の活動エリアから歩いて行ける距離の居場所が必要だと思うようになった。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 令和4年 10 月から始め、実績としては、一人のみの長期利用であった。シェルター開設時の想定としては、一時的に居場所がないものの、例えば生活保護の申請や来月には住む場所に移動できるといった退所後の生活の見通しが立つ方を 1、2 週間、あるいは週末の短期間で入っていただこうと思っていた。実際にそのような対象に対するニーズは多いものの、職員が常駐しているわけではないため、最低限のルールを守れる人という条件が付く。誰でも受け入れる、というのは難しい。
- 例えば、重篤な自傷や障害を抱える人、シェルターに不特定多数の異性を連れ込んでしまう人に対しては判断が難しく、十分に確認の上で受け入れるようにした。最初に入所した方は 19 歳で、アウトリーチで声をかけたところ困っている状況であったものの生活保護の受給は続

いていたため、地元で生活基盤を整えるまで1か月ほどという条件でシェルターに入っていただいた。しかし、結果的に半年となった。理由としては、行く場所は早めに見つかったものの、引っ越し直前に姿を消して連絡が取れなくなってしまうことを繰り返していたためであった。3，4回目でようやくシェルターを出ることができた。

- その他には、アウトリーチから繋がった人、ボランティア経由で別エリアにて困っていた人、メディア情報を見て電話で相談してきた人などがいる。

② 利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 最初に入所した方については、生活保護を受給していた自治体担当者と共に協力しながら探した医療行為が受けられるグループホームに入居予定だったが、環境が合わず、3日後には戻ってきてしまった。ネットカフェを転々としていたものの妊娠が発覚したため、中絶手術が終わるまでシェルターに入っていただいた。その時は本人から妊娠したかもしれないから検査薬が欲しいとの連絡があり、姿をくらませてしまった後では対応が難しくなるため、目の届く場所に本人を置くという意味でも本人の同意のもとで再度入所に至った経緯がある。
- 積極的な広報はしていないが、公開情報（団体 HP、スタッフブログ、ニュース記事等）や、街頭アウトリーチ、当事者同士の口コミなどにより、入所に繋がっている。

③ 入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当するご意見なし）

＜施設内での生活について＞

④ （施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- 一定の制限を設ける必要性は感じる。ホストクラブの売掛金に関するトラブルや、反社・反グレからの追跡者の可能性もあるため、当事者やスタッフの安全も考えて場所は秘匿する必要がある。よって、場所については入居者に口外しないようお願いをしている。スマートフォンからの位置情報で居場所が割れる可能性もあるが、スマートフォンを持てないとなると入居する人がほぼいなくなる。また、規制をかけても管理がしきれないという現実もある。例えば、出かけて帰ってくる際にスマートフォンを預かる管理ができない。常時鍵を閉めて、在宅時もチェーンロックをかけるという最低限の約束事と、何かあったら 110 番をするということを伝えている。
- 入居者と会う頻度に関しては、その方の状況による。干渉されたくない人もいれば、ある程度心配してほしい、一人でいることが苦手という人もいる。原則、電話や SNS 等で日々の安否確認を取りつつ、当事者の抱える相談事にも対応する。人によっては週に2，3回、直接会って話をしたり、週1回ご飯を食べるようにしたり、距離感はそれとなく探って対応している。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当するご意見なし）

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- （該当するご意見なし）

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- （下記はシェルターでの支援に限らず、アウトリーチや立ち寄り所等で繋がった方全体に係る支援であるが、）妊娠や性感染症に関する相談が多い。病気に罹っていたら治療であるし、妊娠していたら中絶、出産も視野に入れ、今後を一緒に考える。出産する場合は、専門的な知見を持っている団体に協力を得つつ、出産後は自治体の手続きの支援をする。次いで住居支援が多いが、実際は難しい。身分証がなく、スマートフォンも使えず、収入証明するものも持っていないことがあるため、最終的には生活保護の受給に繋げることも多々ある。また、件数は多くないものの繁華街ならではの相談として夜職の退職にかかる相談もある。風俗店を辞めさせてもらえないためどうすればよいかといった内容である。お金がなくて違法カジノに行ったが借金を抱えてしまい、闇金で借金を作ってしまったという相談もある。
- 最近は路上に立ち客を取る女性の取り締まりに力が入っており、関連した相談ケースが多い。私服警察によるおとり捜査等により検挙者が増えており、国選弁護人から売春防止法違反で捕まって検挙されている方の身元引受人をお願いしたいといった依頼や、警察から面会に来てほしいといった依頼が増えた。捕まった後は外部から連絡を取れないため、友人が心配して面会に行ったときの伝言を頼まれることもある。身元引受人は一般的に保護者が該当するが、相談者の中には連絡を取られると困るという人が多いため、アウトリーチで顔を何度も合わせる当方に話が来ることが多い。
- SNS が普及しスマートフォンを持っているためパパ活などを行う際は個人間で連絡を取った方がスムーズに進むものの、一定数は路上に立ち客を取っている者もいる。アウトリーチを始める前は、はたしてニーズがあるのかと思ったが、実際に足を運んで声をかけていくと、対面でないと繋がることができない人は一定数いると気づいた。今、立って客を取る子の中には推し活のために体を売っている子も多い。誰かに強制されて、というよりは自分の意思で立っていると思っている。辞めようと思えば辞められる状況にあり、自分の意思でいるため、支援を要請しても助けてもらえる対象ではないのではないかと思い込んでいるケースも中にはある。誰かに脅されて強要されている場合も同じく、自分は助けてもらえないのだろうという思いがあることがある。実際にアウトリーチで顔を合わせて関係性を作りながら話していく中で、それは警察に相談してもよいし自治体は助けてくれるということを伝えることで、助けを求めてもよいのだと思ってもらえるのではないかと感じている。売春する女性だけでなく、ガールズバーで働く女性に対してもアウトリーチを行っている。コミュニケーションを売りにしているため話がスムー

ズに進むこともあり、大丈夫かと思っていたが、彼女たちも困り事抱えていることが分かった。掘り下げていくと、ストーカー被害にあっている、障害者手帳を持っているが更新の方法がわからない、昼の仕事をしたいが今働いている店に辞めたいと言えない、と困り事が見えてくる。しかし、そのような困り事に対して選択肢を提示できる大人がいない。自分でなくてもよいが、様々な選択肢を与えられる大人が必要である。彼女たちはどこか諦めている所があり、とてももったいないと思う。信頼できる大人が何らかの選択肢を提供できるように直接的な関係を築ければ、彼女たちの中に夜職以外の選択肢が出てくると思う。夜職がダメだというつもりはないが、そこしかないと思っている人に対して、もしかしたらそれ以外に選択肢があるかもしれないと考えるきっかけになれればと思う。

- アウトリーチの際は、活動内容など団体の紹介は端折り、相談カードを作り、ホッカイロやハンドクリームのグッズに貼って渡す。夏なら汗拭きシートやクレンジングペーパーなど、使ってもらえるものを取り揃えて、相談カードをつけて渡している。最初は話しかけることをしていたが、誰も話を聞いてくれない。渡せるものがあるといいということでカードを用意したが受け取ってもらえない。そこで、物を付けたらということで始めると、一定数、受け取ってくれるようになった。説明をしながら渡そうとするといらないと言われてしまうため、渡したあとは本人次第にしている。お守り代わりにしまっておいてもらえれば、目的は半分達成したと思っている。

⑧　支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 主な支援対象は売春に従事している女性なので、児童よりは成人女性が対象となっている。ただ、こどもに関して言えば、一例として、自宅に帰れないこどもが本番を伴わない性的サービスによりホテル代やお金を稼いでいたこともあり、その他事例も含めて関わる人は増えた。しかし、実際に親と話をするケースは多くない。ただ、過去には、公的な支援に繋げようとして親と繋がったことはあり、こども本人から公的支援の内容を親に上手く説明できないため代わりに説明してほしいと言われ、電話にて説明したことはあった。本人の希望があり必要と感じられる場合においては、本人の了承を得て親に連絡している。

⑨　退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- 本人の希望もあるが、例えば生活保護につないだら終わりということではない。繋がったものの孤立を深める方はそれなりにいる。生活保護を受けて最低限住む場所ができ贅沢をしなければ生活していくことはできるが、自分の居場所となるところがないとか繋がっている人間がいないといったことが孤立に拍車をかける。生活保護につながったり安全な場所が手に入ったりしたにも関わらず、夜の街に戻り、売春はしなくともかつての仲間といることで安心を確保するケースもある。それを繰り返すとトラブルに巻き込まれることがあり、例えば、定期的にお金が入ってくることを周囲が知っている場合、かつての仲間から飲酒も含めた食事等に誘われ、当事者がお金を払わされることや、借金の申し入れを受け、断れずに貸してしまうこともある。公

的な支援に繋がった後においても、定期的にフォローする必要があると感じている。

- 東京都においては、例えば仕事はあるが住居がない人に対し、期限付きではあるものの（原則３か月）、無償で住居を提供し、その間に次の家を借りる資金を貯めるといった支援を受けることもできるが、3か月でお金を貯められるかというと難しいケースもある。金銭管理が難しい人もいれば、そもそも生活能力が全くなく、ゴミが捨てられない、ルールを守ることができないといった人も一定数いる。当事者の自立を考えれば、こちらが気にかけながら、本人の負担にならないように支援を行う必要がある。

⑩　課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- ホストクラブの売掛金を払うために売春を強要されている問題があるが、身に覚えのないお金を請求されていることもある。そういう場合は弁護士に入っていただき、代理で調整をしていただき、余計なお金を払わないで済んだこともある。ホストクラブに行くために体を売ることをやめられない人に対する介入が難しい。
- 夜回りを本格的に始めたのは 2018 年の 10 月からだった。コロナ禍以前なので、路上に立ち客を取る人は今に比べて格段に少なかった。しかし、2020 年4月の緊急事態宣言が明けた 5 月以降、エリアに立つ女性が一気に増えた。話を聞くと、コロナ禍により失職したり、働いていた風俗店等が時短営業になったり、利用客も自粛で減ったことから収入も激減し、空いている時間は外に出て直に客を取らなければ生活が難しくなったりしているようだ。また、1年半くらい前から環境が変わってきたと感じている。現在はホストクラブやメンズコンカフェ、地下アイドル等の推し活が背景にあるケースが多くなっている。本人が割り切ってやっているため、支援するといっても断られることが多いが、当事者とは細くてもよいから繋がっておいて、困ったら相談してくるようにと言い続けている。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- ルールが受け入れられない子が多い。スマートフォンを一瞬でも手放すというのが不安になり、それならばそのような所に入らず外にいると選択することが多い。最低限のルールは必要だが、極力ルールを減らし、ルールで縛られていると感じないような工夫をする必要がある。
- 特に、シネシティ広場（通称トー横広場）などにいる女性は、一人でいるとリスクが大きいため、男女織り交ぜてグループで活動していることが多いが、そこで性被害が発生する可能性も高い。夜くらいは体を触られることがない、モノが取られることがない、安心して眠ることのできる環境が欲しい、という子も多い。
- シェルターの部屋については、あと1部屋ほどあるとよいと思っている。現在の団体の活動規模であればニーズは高いと考える。極度に体調が悪い時に限って居場所がなくなるということ

はよくある。仕事ができなくなると収入がなくなりネットカフェに滞在するための更新ができなくなるため。その時にシェルターが塞がっていた場合は、例えば近隣の安いホテルをこちらで予約して、経済的な面倒をみて泊まらせるということは幾度となくあった。もう1部屋あると、短期間の支援もできる。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- ルールが受け入れられないということが大きいと思うが、それ以外には、児童相談所や親に連絡を取ってほしくないという子も多い（支援に繋がると児相や警察に通報されると思っている）。
- 児童相談所に連絡を取ってほしくないという場合には、過去に一時保護で繋がった際に嫌な思いをしたりルールが厳しかったりしたという場合もあれば、児童相談所に行ったことはないが、過去に行った人の話に尾ひれがついてネガティブなイメージを持ってしまっている場合もある。児童を保護した際、本人の意に反しない形でいかに安全な場所に誘導していくのかというのは他の支援団体も頭を悩ませていることではある。児童相談所に通報されて元の居場所に戻されてしまうと、こどもからは、やはり大人を頼ってはいけないと思われてしまう。そうすると、その後、何か問題が発生した際にも、掴んではいけない手を掴んでしまうことに繋がる。
- 過去に児童相談所に連絡したケースがあったが、そのケースは一時保護所から数時間かけて逃げてきたケースであった。児童相談所には行きたくないし、警察に連絡されるのも嫌だと言っていたが、実際は連絡せざるを得ない状況にあった。よって、即時に連絡をするのではなく、限られた時間の中で関係性を築き、連絡はするが「この大人は、最後まで自分たちのために頑張ってくれた」と思ってくれるところまで持っていけるよう対応した。そう感じてもらえば、今後についても「何があろうと大人は頼らない」という選択肢がなくなる可能性が高くなると思われる。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬　（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- （該当するご意見なし）。

⑭　（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- （該当するご意見なし）

３．関係機関との連携体制について

①　関係機関との連携内容・状況

- （該当するご意見なし）

②　（自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- （該当するご意見なし）

③　関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- 警察や自治体の窓口とは関係性ができたこともあり、柔軟な対応をしてくれるようになった。しかしながら、相談窓口で上からの目線や、高圧的な対応をされることもあるため、もう役所に行くのは嫌だと思ってしまう当事者が一定数いる。役所は安心して繋げられる場所であってほしい。役所も忙しいし大変であると思うが、当事者に対して、もう一歩踏み込んだ配慮をお願いしたいところである。当事者は警察、自治体、医療機関等の公的な支援を頼るまでには相当、気持ちが逡巡する部分がある。多くは役所や警察に行くことで何らかの不利益を被るのではという不安を抱えながら行っている。

４．人員確保と施設運営について

①　人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 資金の確保は課題。一般寄付で常勤一人を雇うだけの資金を集めるというのはかなりハードルが高い。

②　施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- いわゆる夜職に従事する女性に対する支援というのは日本社会において理解されにくい世界。基本的に自己責任論が強いため、楽をしてお金を稼ぎたいだけだろう、違法なことをしてまでホストクラブに通いたいのはおかしい、と、そのような支援に公金を投入することに疑念を抱く人も少なくない。個人での寄付が難しい状況になると、企業や財団からの大型の助成金に頼らざるをえないが、常勤スタッフの人件費に使える助成金はほぼない。今回は団体所在の自治体で、若年女性に対する支援として利用できる助成金をなんとか得られたので活動できているが、助成対象エリアは、当該自治体の所管するエリアに限定されている。本人がこちらに来ればサポートできるが、別自治体所管のエリアに出向いての支援提供は、現助成金にてサポートされない活動となる。実際には別の自治体からの相談もあるが、その支援提供のためには、別の財源を探らなければいけない。常勤スタッフの生活基盤を確立するための資金調達は非常に難しくはあるが、安定的な支援を提供するためにも、常勤スタッフの人件費として利用できる財源の確保は急務である。

③　施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- 非常に忍耐力を求められる。思った通りに事が運ばないことが多いため、支援者自身のやりがいよりも当事者の安心・安全を第一に考えて寄り添うことができる人員が必要となるが、中々いない。そういう意味では、いくらお金があっても、そのような人が集められるかどうかは分からない。

- 自分が正しいと思うところへ連れていきたいと思ってしまう支援者も少なくない。社会通念的な部分と当事者の主訴との間で、どのような落としどころを探せるか。当事者の希望に沿った落としどころを探すためにどれだけ辛抱強く関わってもらえるかということがポイントになる。

５．その他

① 国や自治体の取組として期待すること

- ここ数年で国も目を向けて来てくれていると感じる。官民協働という言葉も出ているが、もっと現場で機能する官民協働の体制を構築する必要があるように感じており、お互いの業務の役割分担が必要となる。NPO の役割は、行政の目が届かないところを補完するところ、つまり、草の根レベルで当事者と繋がり、困りごとを確認するところにあると思う。そして、それを解決できる公的サービスに最短でつなぐことが NPO のやるべきことだと思っている。公的機関から信頼される団体でなければいけないと思うし、当事者の環境が今よりも良くなることを共通の目的として関係構築していければと思っているので、行政も同じ目線でやっていただければありがたい。今できていないというわけではなく、協力しながら行っていければよいと考えている。このような団体でできることは限りがあるので、中長期的に当事者の安全を守ることができるのは、やはり行政であると思う。

協力：E 所
実施日時：2024 年 1 月 25 日（木）　14:00～15:00（於：Zoom 会議）

１．基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 30 年前に設立された民間団体であり、女性の人権ネットワークという形で事務所を開設した。設立当初から様々な暴力被害を受けた女性やこどもが殺到し、以来、女性やこどもへの暴力の根絶を目指し活動してきた。
- 若年女性専用のシェルターを設置したきっかけは、4年前の内閣府のパイロット事業において助成金が得られるというものだった。それまでは手弁当で支援を行ってきた故にアパートさえも借りられなかったが、内閣府のパイロット事業において、助成金が使えるとのことで、シェルターを開設した。
- 若年女性向けのシェルターを開設したきっかけは、市で起こった虐待死亡事案である。繁華街で働いていた母親がネグレクトをし、加えてパートナーから DV を受けており、こどもも暴力をふるわれ虐待死する事件があった。それ以前にも、何件も若年女性とこどもの虐待死が続いており、制度のはざまに取り残された若年女性への支援をする必要性を感じていた。こどもは、児童福祉法で保護されていても成人になると支援が途切れる。若年女性の妊娠についても、特定妊婦での支援が終わると、たとえば中絶や流産をしてしまった場合など、支援が途端に途切れてしまう。どうしたら切れ目のない継続的な支援が模索できるのかを検討し、シェルターを始めた。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 入所者の傾向は変わらないが、コロナ禍があり、これまで親との関係性が悪くても距離を保てていたところ、親子ともどもリモート対応となることで家に居場所がなくなって、SNS で知り合った男性のところを渡り歩いて妊娠してしまったなどといった事例が増えた。
- 妊娠してしまい、中絶したいが誰にも相談できず週数が進んでしまいどうしたらいいのかという相談もある。今まで保護してきたこどもを見ると、困っていると気づくまでに時間がかかっている印象がある。具体的に、妊娠してしまった、家を追い出されてしまったなど、目の前に大変な状況が差し迫らないと、自分が困っていることに気付かないという点は共通していると感じる。
- 市の困難を抱える若年女性支援事業とコラボレーションしながら支援を行っており、コンスタントにシェルターの利用者がいる状況である。また、市が委託している若者支援団体もシェルターを開設しているが、そこでは長期支援ができず、長期の支援が必要な場合には、当施設につながれるようになっている。さらに、その若者支援団体は、好きな時にいつでも来られる居

場所を持っているので、その中でシェルターが必要となると当施設につながれる連携体制となっている。

- 当団体は全国ネットワークを持っていることもあり、24 時間相談のホットラインから支援がつながることもある。他県や他地域からの受け入れも行う。

② 利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 入所期間は2か月以上の方が 100％を占めている。2か月から3か月の期間に、行政機関や支援施設につなげ、そういった自立までの手続きを実施して退所に向かう。
- 複数回入所する方は今のところいない。退所後もサポートしているため、シェルターに戻ってくることはない。
- インターネットを見るなどして、入所希望者から直接連絡がくる場合もある。

③ 入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 年齢やケースの特徴での違いはなく、当事者の方それぞれが様々な問題を抱えている。いずれにせよ、シェルター対応が必要という人たちは、様々な経路や状況から繋がっており、多様である。

＜施設内での生活について＞

④ (施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- 施設に入っていただくということは、その人に責任をもつということと同じであると考えている。例えば、その人が様々に人を部屋に呼んでしまって、何か事故が起こってしまったり、オーバードーズをしてしまったり、そういったインシデントを防ぐためにルールを設けている。言い換えれば、入所した若年女性自身を守るためにルールを設けている。
- DV シェルターの場合は、加害者がいるので追跡に対するルールがあるが、若年女性の場合は追跡対策のためのルールは設けてない。あくまで、若年女性自身を守るためのルールで、基本的な制限内容だと思う。通信機器についても制限は設けておらず、Wi-Fi もあり、DV シェルターとは異なる。
- 若年女性が情報を得るにはスマートフォンが頼りとなる。彼女たちにとって、スマートフォンは一つの必需品であり、それを禁止されるならばシェルターにはいかないとなる。そうなるよりも、スマートフォンの使い方を話し合う形で対応した方がいいと考えている。DV シェルターに関して、スマートフォンを禁止しているのは加害者がいるからであり、それ以外の場面においては、その人自身が生きていく上での自由を奪う必要はないと思っており、必要最低限の制限にしたいと考えている。今のところ、トラブルなどは起きていない。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当するご意見なし）

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- 施設側と利用者側が、お互いを理解し合い、利用者本人の意思を尊重することを大切にしている。本人の意思を尊重するためには話し合いを行い、話し合ったことが実施できていれば、制限の必要がなくなってくる。

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- 通院の同行、法的手続きなどといった場合には必要応じて連絡をとり、会うようにする。そういったことがない場合も、定期的に連絡をとる。リストカット、オーバードーズなどの事態を防ぐために察知できるよう、定期的に連絡をとるようにしている。入所者には1日1回の定時連絡をお願いしているが、こちらから電話やLINEで連絡をしたりして最低限の安否確認を行う。
- 当施設は、自立に向けた支援が主である。現在の居場所であるシェルターからどこに移るのか。障害がある場合はグループホームの方がいいのか、それとも自立援助ホームなのかなど、自立先を決め、生活保護や障害年金といった行政手続、あるいは借金等の金銭的な整理をする場合は弁護士につなげるなどの司法手続きにつなげる。
- 支援を行う際は、本人と話し合いながら今後の方針を検討する。本人がグループホームの方が良いといえば見学に同行する、そういった支援を他の民間団体と連携しながら実施している。
- 入所中に連携する民間団体や、支援を繋ぐ先としての民間団体、双方と連携する機会があり、ケースバイケースである。例えば、外国籍の行き場のない若年女性が当施設につながった場合は、外国籍の方への支援団体と連携して支援を進めるなど、様々な問題に対応する。実際に、妊娠中絶の問題を抱えて入所された方は、産婦人科医、子育て支援担当課、生活保護担当課、保健師等、医療機関や行政機関と連携して支援を行った。当事者が必要とする様々な関係機関の団体やスタッフの方と、当事者の方のために連携していくのが当たり前の支援の形だと考えている。仮に、その問題に対応できる連携先が現時点でないのであれば、新しいネットワークをつなぎ、資源を探していく。
- 行政機関も巻き込み、ケース検討会を実施する。当施設に関係機関の方を招いて実施することもあり、ケースバイケース。対象者が支援につながった経緯によって、ケース会議の実施の有無や実施主体は変わってくる。

⑧　支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する発言なし）

⑨　退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- シェルター事業を4年間実施してみて、DV支援と若年女性への支援が全く別物だとわかった。若年女性が抱えている問題は、まず成育歴から出発し、自己肯定感のなさや、私たち大人が普通と思っていることは彼女たちにとっては普通ではないという、温度差に至る。例えば、シェルターの冷蔵庫を勝手に売って自分の資金にするなど、私たちが驚くことが起きる場合もある。24 時間一緒にいることができればこのような行動にも対処できるが、それができる職員ははいない現状がある。現在は、シェルターの鍵を本人に預けて使用してもらう形のため、当事者たちが、どのような行動をとるかの想定がつけられない。想定外のことを想定するのが難しいと感じている。加えて、重い精神疾患の利用者もいるため、シェルター内での自死が一番恐れており、それを防ぐことが課題である。
- 当施設につながる若年女性は、何らかの形で家族関係に課題を抱えており、保護者や配偶者から遺棄されていたり、暴力被害を受けていたり、あるいは学校や地域において性暴力被害を受けていたりする。何らかの傷や欠損を抱えたまま社会や家から放り出され、何とか生き延びてきたような人が多い。そういった女性たちは、何が何でも自分を維持するために、私たちが考え付かない行動をすることもある。そのような女性との対話の回路を持ち、理解し、信頼し合い、今後の道を開く、または退路をどう作るのかが大きな課題なのだと思う。例えば、炊飯器に触ったことのない人と一緒にご飯を炊いてみる、朝起きたら歯を磨く、そういったところから一緒に実施していかなければならないような方もたくさんいる。そのような若年女性の生き直しを一つの民間支援団体が全てを抱え込むのは非常に難しい。様々な形で、様々な支援機関が縦横無尽に、本人を支えていく必要がある。
- 受け入れの年齢については、18 歳以上とは限っておらず、必要に応じて受け入れる予定である。これまで 18 歳未満を受け入れたことはないが、弁護士と連携して受け入れる体制は整えている。
- アフターケアについては、退所した方もつながっているため、困ったことがあったらいつでも連絡をくれるようになっている。今少し具合が悪いから精神科に一緒にきてほしい、動けなくなってしまったなど、彼女たちの方から SOS が来てサポートする。月に1度生理用品や食品を配る活動をしており、その場にきてもらうと定期的に様子がわかるため、そこで話を聞くこともしている。

⑩　課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- （上記と同じ）

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- 支援を必要としている多くのこどもは、大人にたくさん傷つけられてきている。そのため、シェルター職員にも敵意がある。彼女たちと対峙する際に、上から目線ではなく同じ高さの目線で一緒に考え、自分を受け入れてくれると本人たちが思えるような大人が必要だと思う。シェルターもそういう役割を果たす必要がある。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- 若者にシェルターの中身を知られていない。シェルターに行けば安心できるといった認知がされていない。また、自分自身の現状において、ニーズを感じていないこどもがほとんどであり、よりひどい状況になってからニーズを認識していると感じる。早い段階で、「自分は支援が必要なのだ」と認識できるようなステップがあればいいと思う。例えば、気軽にふらっと立ち寄れる居場所などがあれば、ニーズや困難を自覚するきっかけになるだろう。誰かに助けてもらわなければいけない状況が日常になっていると、そこから抜け出そうと思いにくい。「自分はもっと楽に暮らしていいのだ」「もっと愛してほしいのだ」などと、行動に移したり表現できたりするまでには距離があるのだと思う。全身がズタズタになるほどひどい状況になってから、ようやく誰かに見つけてもらうことがほとんどであり、その段階に至る前の対処がとても難しい。金銭的に困窮しているから生活保護、妊娠しているから出産や中絶等に繋げるといった定型的な対処では届かない深い部分に闇がある。ソーシャルワークだけではとても解決できないと感じている。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬　（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 入所者本人の希望があり、親子関係の調整を実施したことがある。他の支援団体と一緒に、本人と両親の対面の機会をセットした。その際、本人が訴えたいことについて話をして、両親からもそれなりの対応があり、一度家に戻ることになったケースがある。家族関係が良好でないケースの方が多く、加害親に近づいてもらいたくないとして、安全策を講じるケースの方が多いが、このケースの場合は、自分自身を回復させるために両親との対話が必要だというケースであった。
- 基本的に、母から愛されたい気持ちを当事者らから強く感じる。一番は母親に愛してもらいたいという葛藤があり、愛情を求めている場合が多い。
- 18 歳未満のこどもを受け入れる場合には、法的な代理人をつけようと思っている。協力してくれる弁護士は確保しており、親権者への連絡等もその弁護士の方へ依頼することになるだろう。

⑭　（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 所在する都道府県下に8か所のシェルターがあり、その8か所でシフトを組み、平日（土日祝日は除く）の 10 時から 22 時まで SNS による相談を受け付けている。また、中学や高校へデート DV の講習へ行く機会があり、そこで SNS 相談に繋がる QR コードが記載されたカードを配るなどしてアクセスできるよう周知している。

３．関係機関との連携体制について

①　関係機関との連携内容・状況

- 連携のかなめはケース共有だと思う。ケース会議を開催し、そこで連携を進めるのが一番スムーズである。お互いの顔もわかる関係になり、信頼関係もできてくる。一度ケース会議を開けば、ケースカンファレンスをするハードルも低くなるため、次のケースにもつながりやすくなる。

②　（自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- （該当する意見なし）

③　関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- どの自治体でもそうだと思うが、縦割りなので横の連携がとりづらい。

４．人員確保と施設運営について

①　人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- ジェンダーバイオレンスの支援ができる人がおらず、研修も十分ではないため、人材確保は課題である。人材確保のために研修を実施しなければならず、そこに経済的な問題も発生する。行政の事業において、新しいものは助成金の対象となるが、本来の基本的な事業については、これまで実施できているとして資金援助の対象とならない。若年女性への支援に関して、4月1日に施行される困難女性支援法の範疇に該当するとは思うが、民間活動のこれまでの基本的な支援活動に予算がつかないと民間団体は生き残っていけないように感じている。
- （医療関係者との連携）手首に傷跡があるような自傷行為の経験があるこどもや若者が入所することも多い。また、妊娠・中絶や性感染症に罹患している人も多い。そういった場面で、精神保健福祉、産科医療等の関係者とすみやかに繋がれる体制があるとよいと感じる。

②　施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- (①と同様)

③　施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

５．その他

① 国や自治体の取組として期待すること

- 民間支援団体は、これまで当事者と一緒にこういう仕事をずっと行ってきたため、資金を援助した上で、我々民間団体に支援を任せてほしいと思っている。この“支援”という仕事は役所にはできないものだと感じる。児童相談所等様々な施設や制度があるが、実際に命の問題を抱えて立ち竦んでいる若い女性やこどもたちへの支援については、他に支援ができる人々はいない。そういった仕事をしている団体に手当をして、支援をさせてほしいと思う。法律においても、官民の連携としてそれなりに書き込みがあるが、具体的に動くためにはお金が必要であり、国や自治体がどれだけ予算を出すのかに若い人たちの命がかかっていると思っている。
- 私たちは今まで“連携”の名のもとに、無償で働いてきた。民間団体は、当事者が支援を求めにきたら支援せざるを得ないので、助成金の対象となる前から強く支援を進めてきて、そこに自治体は甘えてきたと感じている。安い賃金ではなく、専門性を認めたそれなりの対応をしていただき、対等な協働のできるパートナーとしての待遇をしていただきたい。

協力：F 所
実施日時：2024 年 1 月 25 日（木）　16:00～17:30（於：Zoom 会議）

１．基本事項

① (団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 活動当初は個人的な動機をきっかけに自分1人で活動を始めた背景があり、住居の問題に特段関心があったわけではなかった。法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなり、同性に限り、自宅に受け入れをする想定でいた。組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しい子を受け入れたのが最初である。当時のインターン、スタッフ、ボランティア等と相談し、受け入れを決めた。
- 行政からの依頼をきっかけに受け入れを行ったのは 2015 年 1 月。アフターケアを実施している施設からの依頼だった。当時、その地区においては自立援助ホームの数が限られており、15 歳以上で宿泊必要な子がいた場合、弁護士等を介した手続きを踏まえないと宿泊できる居場所を提供できない状況であった。しかし、こどもや若者はそういった施設に行きたがらず、最初の受け入れ時も個人的な形で頼まれた。このように、シェルターという名目で支援を実施しているというよりも、その都度こども・若者を受け入れられるかどうか常にメンバーと検討し、支援してきたことの延長である。
- 要保護というよりあくまで要支援段階であり、本人のニーズによって自由に利用できるような体制にしている。
- メンバーが全員ボランティアスタッフのため、時間を拘束して常駐させることはできない。泊まることができるメンバーがいる時は泊まっていくことができるといった形である。大々的に受け入れているのではなく、本人やメンバーと相談しながら宿泊の受け入れをしてきた。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

① こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 自分達が信頼関係を作れたかどうかが利用人数につながっている。外部や信頼関係のない人から泊めてくださいと依頼がくるケースが増えている状況は全くない。アウトリーチによって、繁華街で声掛けするなどの活動を通して信頼関係を深く築き、その信頼関係の結果、泊まっていく流れになる。助成金を獲得せずに運営できるようになってから、そういった形での活動ができるようになった。
- 助成金を獲得していた時は成果主義であり、利用者を選別したりなど効率性が求められていた。しかし、軌道修正をし、助成金を含め、外部の評価に左右されなくなったため、信頼関係が築けるだけでなく、こども・若者のニーズに合わせて柔軟性をもって対応できるようになったと。誰かを排除することなく、色々な方が気軽に泊まっていくようになり、その中にはかなり困難な状況にあるこどもも混じっている形。そういった点を鑑みた上で、受け入れられる人数が

増えたと評価している。

② 利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 圧倒的に街頭でのアウトリーチをきっかけとしたものが多い。次に、他団体からの依頼が多く、他団体では受け入れられなかったこども・若者がつながる場合がある。さらに、利用者が当団体のメンバーとなって利用するパターンもある（ホームページでボランティアを募集しており、そのボランティアで参加している方も泊まっている）。ボランティアとして参加する者自身が困難を抱えているケースもある。ボランティアの参加条件などを設けているわけではないが、応募してくるこどもの中には、誰かの役に立てるかもしれないと思い活動に来るが、彼ら自身もしんどかったり、甘えたい、誰かと話したいと思ったりした場合には泊まっていくことになる。まとめると、入口の経路は3つあり、街頭の声掛け、他機関からの依頼、HP からのボランティア募集、となる。いずれも、信頼関係がある上で宿泊するという部分は欠かせない。
- 主訴は家族関係の問題が 100％である。精神疾患を抱えているか抱えていないかは人によって違うが、家族関係が良好でないと自覚しているこども・若者が 100％である。
- 定期的に来て泊まる、必要な時に泊まるといった形になっているので滞在期間を問われると回答が難しい。シェルターの最大の弱点だと思うが、一般的には問題が解決したと思って退所していくが、実際はそうではなく、退所した後も問題が解決したわけではない。そのため、当団体では、保護者の気分が悪くなったり、本人の気分が悪くなったり、そうした時に再び泊まれる場所があったらよいと考え、定期的に泊まることのできる形にしている。一時避難としての１日ずつの単発利用、レスパイトを目的とした利用が多い。長期滞在する場合も中にはあり、協力団体がアパートの1室を貸してくださり、現在も継続して長期で泊まっている状況である。
- 現状、ボランティアによる運営のため、メンバー全員が無理なく対応していくには、一時避難所としてのあり方がベストな方法であり、利用者側にとってもニーズがマッチしたところである。平日は保護者が仕事して家にいないが、週末は家にいるのでしんどいという声をよく聞く。そういった場合には、週末だけ当団体のメンバーと過ごす形となる。

③ 入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する意見なし）

＜施設内での生活について＞

④ （施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- 賃貸物件であるため賃貸上のルールがある。例えば、そこで花火をしてはいけないといったもの。メンバーやボランティアが許せる範囲で過ごせばよいと思っている。利用者も一緒に活動している仲間とみなしているので、利用者に限った色々なルールを設けてはいないが、メンバ

ーが驚くようなことがあれば本人に伝えるようにしている。事前に何か、こういったルールがあると伝えることはない。利用者と仲のよいメンバーが、はめをはずしすぎないように見てくれている。

- 利用者だけで泊まることもある。メンバーに泊まってほしいとまでは言わない。そうしてしまうと、指示・命令になってしまう。関わる人もボランティアのため、あまり拘束できない現実もある。一方、自主的にメンバーも一緒に泊まる時も多く、異性の時もあれば、3人で泊まることもある。そうしても大丈夫かどうかはメンバーが判断している。
- よほど不適切な使い方をした時は、問題にするが、あまりこのシェルター事業で困ったことはない。これまでで一番困ったことは、生卵が飛び散っていたことと、部屋が散らかっていたことである。それらも、学習する良い材料だと思っている。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する意見なし）

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- （④に同じ）

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- 利用者にはメンターのような人（ボランティアメンバー）が付くようになっている。伴走者という言い方の方がよいと思うが、ボランティアでもケースワーカーと実施していることは同じである。しかし、積極的に行政や関係機関に繋ぐことを先導しない形である。専門職であれば、トラブルが起きないように記録を取ったり早めに専門機関に繋いだりすると思うが、その形の支援に合わなかった子が当団体に来る。かえって逆効果となるため、一人のメンターとじっくり信頼関係を築くところを短期目標とする。
- 滅多につながらないが、医療機関とは連携しており、児童相談所や警察も連絡がとれる形にはなっている。ただし、本人の抱えている問題と支援機関がマッチしない場合、あえて繋ぐことはしない。例えば、その子の父親と母親を更生させるしかないような問題があった場合、18 歳以上のこども・若者に対して、そういったことをしてくれる支援機関はない。また、家庭が 100 パーセント嫌なわけではないこどももいる。ニーズがあれば動くことはあるが、そういう支援よりも、一緒にいてほしい、話をきいてほしい、友達になってほしい、といったものが求められている。専門機関のような対応ではなく、あくまで同世代や仲間といった。信頼でき、安心できる相手を一番欲しているように思う。本人が信頼できる・安心できる人が1人できる、それはピアな関係かもしれないし、カウンセリング機能を期待している子や、リフレーミングを期待している子もいるかもしれないが、結局のところは、モチベーションや生活が向上・改善する関わりをしてくれる人であれば誰でもいいのだと思う。いわゆる援助機関が提供するようなサポートは現状実

施していないが、利用者には満足いただいている気がしている。その他にも、他の居場所の紹介やマネジメントも行っている。

- メンバーの組み合わせに関しては、自然発生的に決まる場合もあれば、代表が決める場合もある。代表からボランティアメンバーにメンターをお願いする時であっても、あくまで本人の裁量によって、できるか、できないかを決めていただいてよいものとしている。自分のキャパシティを越えない範囲で、無理しないで関わってほしいと伝えている。明確に指示を出して担当者を決めているというより、言葉で交わさず、相性をお互い感じながら、メインで関わる人が自然に決まっていく。担当を決めてしまうとその人しか関われないとなり、抱え込みになってしまう。そのあたりは曖昧にしながら、暗黙な了解のもとで、活動している。

⑧ 支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する発言なし）

⑨ 退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- 団体を卒業するという概念はない。OBOG になると来づらくなってしまうからである。社会的養護においては卒業してアフターケアが始まっても相談しにくいことが問題になっており、そのような現状において、現役メンバーと退所したメンバーとで線引きすること自体がナンセンスだと思う。人間関係をわざわざ切る必要はないのではないかと考えている。
- 支援のゴールを作らなければいけないのかと疑問に思う。利用者となるこども・若者たちは、他人にゴールを決められることが一番嫌だった子たちだと思う。他人に決められたゴールをうまく達成できて、それが周囲に褒められて成功体験になっていけた人はそれでいいと思うが、現実としてそうはいかない者もいる。いわばゴールは支援機関側の都合であり、当団体でも高い成果をあげて寄付を募りたいが、それを設定してしまうと、メンバーが追いつめられてしまうので決めないようにしている。

⑩ 課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- 理想をいえばキリがないが、泊まることのできる場所があるだけでもこども・若者には満足していただけているのかなと思う。もしも自分が泊まるのだったらと考えると、食べ物がもう少し充実していたらよいと思う。また、経営者・管理者としては常駐者がいると助かる面はある。
- 法改正によりシェルターの常駐者に人件費を助成する話がでていると聞いている。当団体のように、自由に活動している施設も該当するのか難しいところだと思うが、人件費が助成されれば大変助かる。やはり、常駐した時に1万円程の手当を出したい。仕事を休んで泊まる方もいるし、学生も余裕がないだろう。自立援助ホームやファミリーホームが羨ましいと思ってしまう。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- 求めている事項は2つあると思う。1つは主導権をもって自由に利用できるかどうかであり、主導権が管理者にとられ、支配・服従の関係となると、そのような屈辱を味わってまで利用したくないとなるだろう。福祉を利用する人はこの程度は我慢しなくてはならない、と強いる劣等処遇が現在も続いている。福祉を利用する人は管理されて当たり前のような状況があるが、それは人間としての尊厳を奪うものだと考えている。特に、若者は大人への移行期である。旧体制的な支援というよりも管理を実行するのは、違うと思っている。管理と引き換えに衣食住を提供することは実施しない方がよいと思う。
- 2つ目は、一人で泊まるのは不安だとうったえる利用者に対し、支配・服従を求める職員であってはならない。そのような関係性はDVの構図と変わらないものであるが、若者たち本人にはそう見えてしまっている。理想はパートナーであり、本人を大切にしてくれる人がいることに尽きる。その人は専門職であっても、専門職でなくてもよいが、専門職や資格保有者等といった人々は、倫理観、損得、組織の方針等によって、実践が難しいとは思う。こども・若者にとっても一人は孤独であり、自己決定を尊重する他者がいてはじめて、自己決定を後押しする支援が実施できるのだと考えている。
- 昔ながらの考え方や教育を受けている場合、すぐに管理やルールをこども・若者に強いてしまい、本人たちと決めていくことができない。施設長だけに熱意があっても、多少は変わったとしてもその中の一部に人権を軽視する職員がいれば、組織全体として運営していくのは難しい。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- シェルターに入所する際、ルールや手続きが複雑であり、児童相談所に相談し直す必要が出てくるなど、そういう過程を重ねて、児童相談所をはじめとした公的機関と関係性が悪化していくことがある。民間団体は本人が選択して関われるよう、柔軟に対応していくべきだと思う。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬　（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- ボランティアは福祉に興味ない人でも活動しており、本人へインテークを実施できるのは福祉分野の事柄を多少学んでいる4、5名のスタッフだと思う。言語コミュニケーションが苦手な子にも、じっくり向き合い、1時間の面接で主訴・ニーズを絞り出して決めることはせず、自分たちができることとできないことを伝えていく。
- 基本的に18歳以上のこども・若者が宿泊でき、未成年は泊めたことがない。2015年に事務

所がはじめてできた際、アフターケアで依頼がきた 15 歳のみである。未成年のこどもの場合は、家に帰すか、警察や児童相談所に電話して相談するようにしている。また、本人とも相談する。「法律では一応こうなっていて、僕たちはこう考えていて、僕たちができることはここまで」と伝える。本人にとっては望まない選択になってしまうこともあるが、未成年に関しては、関係機関等につながる際、「このケースは家に戻すと危ない」と伝えており、出会ったこと自体に無駄はないと前向きにとらえている。

- 未成年の場合、保護者がそもそも当団体にこどもを預けてくる保護者がいる。知名度が高いためか、最後の砦として保護者が電話してきて、夕方から深夜まで遊んでいくこともある。そのため、最初から保護者と仲がいい場合があり、こどもが相談にきて保護者がお礼にくることもある。また、本人の意思で当団体に来ているのは、親にそのことを知られていない子がほとんどである。親の監護権をゆがめるようなことはできないので、23 時を過ぎるなどよほど法律に反しない限りは、本人の意思を尊重して、わざわざ積極的に保護者に連絡することはしない。

⑭ （施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- アウトリーチについては、言語コミュニケーションではなく、着ぐるみなどを着て言葉以外の視覚的な情報を使うことで、こども・若者に対して表現の自由をお互いに保証している。そういった面から、困りごとや悩みごとも含めて共有しやすいのだと思う。最初にちらしやポスターという広報をきっかけに相談できる子はそれでよいと思うが、ちらしやポスターからのアプローチはケアではなく情報発信であり、それだけでは信頼できないと思うこども・若者もいる。当団体は、そういった意味では対面による言葉以外の方法でコミュニケーションを絶やさないことを心掛け、ケアの4原則に沿って、見る、話す、立つ、触れるといったことを実施して信頼関係を築いている。特に「触れる」ということは難しいだろうが、当団体のメンバーは、同性でハグをしたりハイタッチをしたり、路上生活者の方ともそういったことをする。言葉から少し離れ、言語に頼りすぎずコミュニケーションをとる点は他の団体と差別化しているところだと思う。若者が最前線で活動している点も、同じような人の方が警戒しないとするこどもたちも入りやすい。ボランティアは世代関係なく参加しているため、その多様性も強みである。最終的に損得抜きで関わることができる人間関係だという点も重要だと思う。

３．関係機関との連携体制について

① 関係機関との連携内容・状況

- （2－⑦を参照されたい）

② （自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- （該当する意見なし）

③ 関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- どの関係機関も一生懸命に支援しておられるため批判するつもりはないが、児童相談所とは連携する形にならない。こどもが保護され連れていかれてしまった後にはこちら側は何も情報がもらえず、連携とは言いづらい。ただし、未成年に関しての情報提供は行っている。一方、警察とは信頼関係があるため、このケースはどうしたらいいかと相談することはある。また、医療機関は設立時から連携している。思春期外来をしている医師が時折相談を受け付けに来てくれるが、その方に相談する人は今のところいない。医師以外にも、多職種・多機関の方が訪問するが、中にはその人に信頼を寄せてご飯を食べに行く子もいる。こども・若者が訪ねるのではなく、支援する側にきてほしいというスタンスである。
- 医療機関への同行支援や他機関への紹介は実施している。当団体は平日開いていないので、無料で平日使える市の居場所スペースをよく紹介している。

４．人員確保と施設運営について

① 人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 資金が足りない状況ではないが、純粋な寄付であれば受け取りたい。支援のやり方を押し付けられるような資金であれば、こどもを尊重する活動ができなくなり、むしろマイナスに働くため、見極めるようにしている。こどもたちが尊厳を奪われない事業のみ委託も受けるようにしており、競争には参加しない。その方がシェルター事業も継続する。様々な助成金などあるが、その資金を受け取るためには新たな事業を団体が持ち出さねばならず、結局業務が増えるだけになってしまい旨味もない。管理的、支配的施設に戻ることも望んでいない。

② 施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- (①と同様)

③ 施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- 人間関係がつねに発生する活動であり、シェルターを必要とする人々が複雑に絡み合う中で、そういった方々がたどりつき、一時避難の場所として利用しているので、様々な課題をすべて解決するとなると人間関係を解消するしかなくなってしまう。シェルターで起こることも、人間関係で生じる一般的な問題であり特別なことではない。これまで自分たちの活動について説明してきて、咀嚼して理解してもらえる人ばかりではないが、よくわからない誤解でシェルターが使えない人がいるのはもったいないことだと思っている。そのため、自分たちの活動を知ってもらうことが課題である。社会資源として当団体が知られていないことが、社会にとって損失だと感じている。
- 寄付が集まりにくい環境であり、無料イベントでないと集まらない文化が地域的には醸成されてしまっている。どの団体も運営は厳しいのではないか。

５．その他

① 国や自治体の取組として期待すること

- 国の取組には頭が下がり、十分にやっていただいていると思うが、自治体まで施策がおりてきていない。自治体が汗を流して、身銭をきってやることも増えてくると思う。諸々の手続きを簡単にすることで、末端の団体の助けになり、複雑な手続きが発生すると、それは対人援助ではなく事務になってしまう。
- より広報を実施すべきだと思う。社会を変える時に、「法律を作ったので、国民も変わってほしい」ということでは変わらない。もちろん、法改正は積極的に進めていただきたいが、受け手としては大量の情報でいっぱいなため、コミュニケーションを日頃からとり、信頼関係を構築されていないと、それらの情報を受けることも面倒になり受け入れることができないように思う。地方には人権意識が欠けているエリアもあり、保護者、企業、役所等含め、全体的に大人自身の人権が守られていない。大人の人権が守られなければ、こどもの人権も守られるはずがない。まずは大人が幸せになるのが最優先ではないか。

協力：G 所
実施日時：2024 年２月１日（木）　14:00～15:00（於：Zoom 会議）

１．基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 平成 30 年から自立援助ホームを運営しており5年になる。事業を進めていく中で、児童自立生活援助事業が使える方は、国からの様々な加算や一般生活費の増額等で生活状況が安定するようになり、大学進学も検討することが可能になるほど一般の家庭と同じ選択肢が選べるようにもなってきた。しかし、この事業が使えてない方が一定数いる。20 歳の年齢であっても、集団生活の場に入ると最低限のルールが守りにくい方やそもそも集団生活の適応が難しい方などをはじめ、当該事業の対象年齢であっても事業が使えず離れざるを得ない若者の方がいる。また、出会った時点で 20 歳を越えている方は事業の対象年齢外となり活用することができない。
- そのような若者たちが現在シェアハウス型の施設にいる。制度を使わないが居住支援や就労支援を日常的に身近な大人がサポートできるようにという目的のもと、今年度からシェアハウス型の施設を開設した。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 自立援助ホームも運営しつつ、このシェアハウス型の施設を運営していて、こども・若者へのサポートに出会えずに大人になってらっしゃる方が一定数いるのだろうと強く感じる。現在、地域のこども食堂と協働しているが、20 代だが当施設を利用したいという声もしばしば届く。これまでずっと家庭で暮らしてこられた方に、自立援助ホーム自体も認知してもらえるための周知や広報も足りていないと感じる。こども・若者の時に支援が必要だったけど出会えずに成人している方が地域でも割と多いと感じる。

②　利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 他にはもう行くところがない、住むところがない人が多い。

③　入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- 現在の入所者の一部は自立援助ホーム対象の方である。集団生活が難しく、自立援助ホームでの生活ができなかったため一度家庭に帰ったが、本人の課題や家族の課題が解決しないまま家庭に戻ったため再度相談があり、自立援助ホームではなくシェアハウス型の施設に

入居となった。

- 自立援助ホームでは、集団生活のため一定のルールがある。未成年は 22 時までに帰宅するといった門限や飲酒喫煙の禁止などの最低限のルールであっても、「それならば入居するのは無理だ」という方もたくさんいる。シェアハウス型の施設であれば制度に基づいた経済的援助があるわけではないものの、その代わりに制限もないため、シェアハウス型の施設を選ぶ人もいる。
- 未成年も入所しており、10 代前半に社会的養護施設に入って以来、保護者から拒絶されており全く連絡がとれない状況のケースである。

＜施設内での生活について＞

④　(施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- シェアハウス型の施設は建物内での喫煙等の火気使用と入居者以外の出入りを禁止している。火気の使用は事故防止の観点から、入居者以外の出入り禁止は犯罪防止の観点からである。連れてきた本人にとっては友達かもしれないが、他の人にとってはどんな方かもわからず、犯罪につながることも十分に考えられる。現在は女性だけが入居しているため、男性グループを連れてくるなどすると、安全に暮らせなくなってしまう。建物内に入らなければ、家の前までの迎えなどは禁止していない。
- 希望があれば男性も入居できるよう、玄関を分けた構造にしている。
- シェアハウス型の施設はシェルターの扱いであるが、本当に安全を確保して身分を隠したい人は入居することはできないだろう。住所も公開しており、通信制限もしていない。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する意見なし）

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- 制限をなるべく設けないようにしているのは、決まりがあるなら施設にいられないということが多いためである。最低限の法律的なルールは守るようにしなければ、例えば今後、賃貸等を契約して借りることになっても結局は居場所を失うことになってしまうのだが、今日、明日に住むところがない人に対しては、決まりを守ることができないことを理由に入所せず路上で生活していくよりは、できるだけ泊まりやすいよう制限や決まりをなるべく設けない方が安全だと考えている。また、運営側の都合としても、人件費のこともあり、シェアハウスに管理人をおくことは不可能である。管理人をおかないのに利用者にルールを守っていただくことは難しい。確かめられないルールを設けても仕方がない。

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- まずは生活の場を保証した上で、就労支援と居住支援を同時に行うことを大切にしている。今日から住む場所と働く場所をセットにして提案したいという趣旨である。働ける人は生活費が担保できる環境を提供している。具体的には、就労訓練事業所にてアルバイトとして雇い、仕事をしていただく。時給 900 円で換算し、働いた分を日払いで渡すことで、今日のご飯や日用品等を買えるようにしている。就労訓練事業所は弁当屋であり、自主事業で運営している（シェアハウス型の施設を運営する法人とは別の法人）。入居して全くお金がない人もいるため、仕事に来て2時間くらい働いていただき、1日1食はまかないがでるため、お弁当とお給料を渡して帰っていただくような形である。
- 一般的な職探し、例えばハローワークなどの求人から応募したいといったこともサポートする。有難いことに、当施設について理解してくれている事業所があり、そこでのアルバイトに関しては、本人が希望すればいつでも受け入れてもらえるようになっている。
- シェアハウス型の施設には週に3回は掃除に行くようにしている。ゴミを集めたり、流しやトイレ等の水回りの掃除をしたりする。きれいな状態になっていなければトラブルになることもあるので、トラブル防止の面でも掃除に入っている。
- 現在の入居者のうち何人かは就労訓練事業所にシフト制で入っているため、毎日顔を合わせている。それ以外にも様々な相談を LINE で受けており、連絡がない日はない。「今しんどいんです、どうしたらいいですか」「お話できる時間ないですか」といった連絡があり1～2時間話を聞いたりすることが日常的にある。
- 就労訓練事業所では、全ての勤務日に勤務した場合には月7～8万円の収入になるようシフトを組んでいるが、60%程度出勤できるのが精いっぱいに見える。入所したての頃は日払いとしているが、日数が経てば日払いのうち全部を渡さずに金銭管理するよう教えている。シェアハウス型の施設の家賃は2万5千円であり、生活していく上で家賃が必要であることは伝える。
- お米についてはフードバンクから支援をいただいており、入所者が利用できるようにしている。

⑧ 支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当する意見なし）

⑨ 退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- シェアハウス型の施設は特に年齢制限や居住年数の制限等を設けていないため、当施設以外の場所で生活するようになるのは、それが可能になった時でよいと思っている。可能になった時というのは、自分の生活を自分でみていこうという気持ちが出てきて、それを実際にやれるだけの力がつき、整った状態になった時だと思っている。住む場所と仕事をセットで提案してはいても、やはりそれでも事業所に来られないこどももいる。仕事に来ている時期や来られない時期を繰り返しているような状態では、退所して家を借りても家賃が払えずに退去となっ

てしまうだろう。コンスタントに自分の面倒がみられるだけの意欲や、心の回復も含めて準備が整う時が来たら退所となってもいいのだと思う。

⑩　課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- 本人自身が、自分が生きていることを継続させていこうと思っていない時は、こちらがどのような関わりや提案をしても受け入れることは難しい状況になってしまう。逆に、本人が自分を生かしていこうと思っている時は、こちらの提案も伝わり受け入れてもらえる。仕事に来ればお金になるといった、行動を起こせば必ず結果になるようわかりやすい環境を作っているが、「別にもう生きていなくていい」となった時は、何もできない。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪　こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- 物理的にその日に泊まることができる部屋を一番求めていると思う。外に泊めてくれるような仲間がいたとしても、おそらく長期間その家にはいられず、自分がいられる部屋が必要になる場面があると思う。そういう時にこども・若者は連絡してくることが多い。
- 入所者とは半年から数年は関わっており、ある程度、考えや気持ちを共有しあえる関係にはなってきた。シェルターというより、入所者にとっては、これから自分が歩いていく時間やこれまで自分が歩んできた時間の様々な思いを我々のような大人に共有し、これまで一人でやってきたようなことを一緒に取り組んでいく関係が必要とされているのだろうと思っている。

⑫　ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- 法律上指摘しなければいけないことをしている、例えば、未成年の飲酒・喫煙、夜間徘徊、または薬物を介した人間関係をもっている方などは、「入居したら絶対指摘してくるだろうな」と思うと入れないだろう。または、家庭の中で様々な出来事があったり、小学校や中学校の集団のなかでのトラブルがあったりした子などは、集団生活をトラウマに思ってしまう場合もある。さらに、家庭から離れられないこどももいると感じる。保護者と共依存の関係となり、離れたいけど離れられないと何年も施設の入所を考え、悩んでいる方もいる。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬　（親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 18 歳未満の方からの相談がある際は、最初に児童相談所へ相談するようにしている。公的な場所がこちらの事情を知ってくれているということだけで安心することができ、もしも自分たちの支援内容に危険性があれば助言をくれるだろうと思っている。様々な機関に相談し、役所とも

連携しているため、まずはそういった制度を使用したサービスを提案するが、それでも難しく当方の自主事業であるシェルター（シェアハウス型の施設）しか支援する術がないとなった場合は、検討結果も含め、本人の意思等も残し、保護者に連絡が取れる状態であれば手紙などで最初の支援の段階で知らせておきたいと思う。

- 保護者から居場所を知られたくないといって逃げてきた緊急性のあるケースは、当施設は住所も公開しているため対応はできないと思われる。その場合は、児童相談所に対応していただくしかない状況である。

⑭　（施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 児童相談所と市役所に対し、必要がある方がいれば声掛けをお願いしている。それ以外では、HPでの周知を行っている。

３．関係機関との連携体制について

①　関係機関との連携内容・状況

- 児童相談所、市役所との連携している。

②　（自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- （該当するご意見なし）

③　関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- 児童相談所や市役所とのつながりは必要なのが大前提だが、公的な役所に相談したら大事になるという認識でいる方も多く、そういう方々を地域のこども食堂などが日々サポートしているところがある。大事にしたくはないが、生活状況として日々配食をしないと大変なことになる家庭もたくさんあり、地域活動している団体との連携も重要だと考えている。宿泊機能をもっている団体は少ないため、当施設を利用できるようなネットワークを作ることができたらよいと感じている。この地域にはこども食堂のネットワーク（連絡会）があり、参加している。こども食堂から、支援についての相談があったりする。
- その他にも、市がフォローしている父子家庭で、こどもが不登校といったケースもある。自主事業を含めた日々の地域活動の中から、必要な方に必要な支援が届いていくようにするべきと考えている。

４．人員確保と施設運営について

①　人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 人員に関しては、理想をいえば、夜間帯に管理人として大人がいたほうが、防犯面での安心感もあり、軽微なトラブルは緩和するように思う。しかし、宿直となると、費用面でとても難しい。
- 資金については、たまたま現在の物件は自身が所有する物件だったため、リフォーム分の費

用も自己資金で支払うことができ、負債にならず返済の必要がない。就労訓練事業所も最初の設備投資が自己資金でできたため、マイナスからのスタートではないという意味で資金が無くなり潰れてしまうといった状況ではない。ただし、もともとの資金がなければ、シェルターを開設することすらも難しいのが現状であると思う。

② 施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- (①に記載)

③ 施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- シェアハウス型の施設は人間関係の問題が生じたり、管理人がいない状況では身の回りの管理も難しく、共有部分のことでトラブルになったりする場合がある。火気厳禁と言ってもたばこを吸ってしまったり、玄関の鍵を閉めなかったり、安全が確保できる状況ではないこともある。管理人を置く予算もないため、シェアハウス型のシェルターは運営が難しいという判断し、シェアハウス型の施設を他の事業に貸し出し、その賃貸料で1ルームタイプの部屋を複数借り、そこにシェルター事業を移す予定でいる。

５．その他

① 国や自治体の取組として期待すること

- 令和6年4月から、社会的養護自立支援拠点事業が始まるが、現在自主事業として行っている内容がこの拠点事業のメニューに重なるような形となっているため、この拠点事業を活用できるようにしてほしいと県に交渉している。地域によっては制度があっても使えない状況にあり自主事業としている団体も多いため、どの地域においても、作った制度が使えるようにしていただきたい。運営する側としても、制度が該当するよう努力していきたいと思っているため、制度の変更点や今後変化していく動きなどを教えていただければありがたい。

協力：H 所

実施日時：2024 年２月６日（火）　9:30～10:40（於：Zoom 会議）

１．基本事項

①　(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ

- 事業自体はシェアハウス型の住居支援から始まったものであるが、緊急保護やシェルターの役割を持たせたいと思うきっかけとして、児童養護施設出身の 19 歳男性がホームレスとなり保護したケースがあった。児童養護施設を卒業した際、本人の希望から一度家に戻ったが、虐待や制約が強く、家出をしてホームレスとなった若者であった。当時はシェアハウスのみ運営していたため、事前に面接をして自立の目標を定めてから入所するスタイルのみであったが、致し方なく他の入居者に了解を取ってリビングにて保護した。
- 週末は団体で引き取り、週明けに市役所の生活困窮者事業の窓口に連れて行ったが、そこでの出来事は今でも忘れない。当時は 20 歳が成人年齢だったこともあり、親御さんの同意がない未成年はシェルターに入れられないと言われ、所在する都道府県には当時こどもシェルターが無かったため、別の方法として、ホームレスシェルターに打診した。そこは、2 か月で 30 万円稼いだら出ていけるという所で、本人は発達障害のグレーゾーンであったため、突然出稼ぎに出て 30 万円を稼いで来られる状態ではなかった。それでも頑張るしかないという話をしていたところ、未成年で親御さんの同意がなければそもそも入ることができないという話になってしまった。親御さんはからも同意が得られる状況になく、制度の狭間に落ちてしまっていた。
- 当時は児童養護施設もアフターケアが充実しておらず、これまで本人をずっと育ててきてくれた先生ですらも、施設から、本人の支援をするならサービス残業でやってくれと言われていた状況であったそうだ。彼の居場所づくりにはとても苦労し、結局は障害福祉の領域で、本来対象ではない居場所（障害者向けのシェルターのような所）に何とか入れてもらうことになった。しかし、入所した彼を訪問したところ、完全にゴミ屋敷状態になっており、部屋の中で一人、一日丸まって寝ていた。このままでは 19 歳で生活再建やリスタートは難しい。彼のケースがあり、シェアハウスだけではなく、緊急性が高く、得体は知れないが今日寝かせないといけないこどもたちを受け入れられる場所を作らなければいけないと痛感し、シェルターというビジョンができた。
- シェルターとして利用できる施設はワンルームタイプとシェアハウスタイプの2つあり、フレキシブルに運営している。人間は生ものなので簡単に分けられない。完全に他人と接触できない、外出制限を設ける必要がある、DV から保護する必要があるといったケースはワンルームタイプの施設に入所するが、事前に繋がったことのあるこどもがホームレスになった、きょうだいが路頭に迷った、といった場合はシェルターとしての利用をシェアハウスタイプの施設にて受け入れることもある。リスク要因がどれほどわかっているか、事前の関係性、本人の特性等に鑑みて振り分けている。

２．シェルターでの支援について

＜入所について＞

①　こどもや若者の入所状況の近年の状況（増加傾向／減少傾向など）

- 近年 DV からの避難は増えている。事業を始めてすぐは知り合い同士や、団体が既に知っていることも、施設を出て繋がっているケースが多かった。今年は徐々にではあるが、元々繋がっているこどもというより、シェルターにピンポイントに連絡して逃げてくるこどもの割合が増えている。
- 相談は LINE 相談が多い。特に、今年はホームページをリニューアルしたこともあり、直接相談が来るケースが増えたのはとても良いことだと思っている。

②　利用者の傾向（主訴、利用期間、利用頻度(リピーターは多いか)、退所先等）、こどもや若者は実際に広報の何（ホームページ、リーフレット等）を見て入所しているか

- 比較的緊急度が高い保護や自立支援の住居支援は代表がリスクの高いフロントラインに出るスタッフの一人として関わっている。フロントラインの中でも本当のフロントに出る人間もいれば、バックヤードを支える人間もいる。他のスタッフは暴力や緊急対応には一切触れさせず、日常を守っていただいている。ただ、スタッフが現場に行き、若者を連れ出すことは現在ほぼない。暴力が関与するようなケースとは、追いかけてきた場合か、本人の不穏によるものが多い。
- リピーターは少なく、退所後はほぼ一人暮らししている。シェアハウス、ワンルーム、別の DV シェルターに入るケースもあるが、最終的には一人暮らしをしていることが多い。
- LINE 相談では所在する都道府県以外の地域からの相談もあるが、現実的には、そこまで環境を変えた方がよいケースは少ないため、（相談者の）近隣の相談機関に繋ぎなおすこともある。

③　入所経路について、年齢による違いや事例の特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当するご意見なし）

＜施設内での生活について＞

④　（施設内の生活で制限や決まりがある場合)どのような理由で制限や決まりを設定したのか

- 例えば DV の加害者が追いかけてきているこどもに関しては携帯を預かることがあるが、基本的には本人との話し合いの中で決めていく。ワンルームタイプの施設に関しては外出制限や携帯端末を預けるといった制限が最も欠けられる環境ではあるが、シェルターとして使う場合は制限を緩くしている。その一番の理由として、公的機関や公的シェルターに 10 代がほとんど相談に行っていないことが挙げられる。というのも、公的シェルターは規制が強すぎて若者

が入らない現状がある。その DV シェルターに行くくらいなら加害を加えられた方がマシだ、携帯を奪われるくらいであればホームレスをしていた方がマシだ、といったことを聞く。そのため、危険はあるものの、見守りや監禁するほどの危険性ではなく、居場所があればどうにかなる状況のこどもたちに対応しなければならない。必要以上の制限を行わないシェルターにしたいと考えていた。

⑤　年齢や事例の特徴による制限や決まりの違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- ワンルームタイプの施設は基本的に一度に 1 組のみ受け入れており、お互い知らないこどもたちを同時に入れることはない。例外として、きょうだいでの避難や友達が通報したものの一緒に狙われている場合は、全員保護する。シェアハウスタイプの施設は男女でそれぞれ個室があるため、両方いる。
- ほとんどのシェルターは男女を分けていると思うが、男女ミックスで受け入れるメリットの方が大きい。当団体に来るのは制度の狭間にいるこどもたちが多く、今更規制をして押し付けるという段階ではない。そのため、大人側の不安を勝手に押し付けてルールを作らないようにしている。また、当団体では、晩御飯を一緒に食べているが、そうすることによって、家族的な雰囲気が出るのが早いことが特徴の一つとして挙げられる。そのため、男女の連れ込みや身体的な関係になる前にある程度分かるため、今まで問題になったことはない。一方、異性がいることで空気が締まり、目を気にしてしっかりと生活していることが多い。
- 受入れるこどもの年齢は異なるが、様々な事情を抱えているこどもたちには精神的に幼いと感じる人が多いからか、正直あまり変わらない。また、基本的な考え方として、大人の同意によりこどもや若者が入居してくることがない。何歳であろうと、本人との約束で入居を決めているため、入った時点で一人の大人として扱う。とはいえ、同じことが出来ない状況があったとしても、10 代半ばのこどもなのか 20 代の若者なのかでは社会的な意味が異なるため、10 代半ばのこどもには手厚く説明し練習をさせるようにしている。しかし、基本的にはあまり変わらない。

⑥　できる限り制限や決まりを設けないよう工夫していることはあるか

- 本人と話して決めるということに尽きる。できる限り本人に決めてもらえる方向に持っていく。選択肢を提示し、リスクのメリット・デメリットを説明すれば選択してくれる。本人の状況を見ずに押し並べて全部禁止すると、そもそも安全な居場所に来てくれなくなり本末転倒である。
- シェルターに来るこどもたちが入居に踏み切る瞬間は逃げてくる瞬間であり、基本的に逃げてくればどうにかしてくれると思っているこどもも多いが、来所時に一旦話そうと伝え、今後の見通しだけでなく、様々な選択肢を全て見てから一緒に決めていくための時間を持っている。夜中に緊急保護した場合はその限りではないが、日中に来る人とは最初に話し、団体にどれくらいのスパンでいるのか、一泊寝て明日以降に考えるのか、事前に話してから入ってもらうようにしている。

＜支援内容について＞

⑦　入所者を対象に行っている主な支援の内容はどのようなものか

- 基本的に必要なことは全て行っている。支援のスキームを用いて実施しているわけではない。親に頼ることのできないこどもを受け入れているため、シェアハウスとしてやらざるを得ない活動としては、様々な手続きや申請を一緒に行うこと、生活支援、食事、住居等を提供することである。また、今後どのように生活していくかを話すにあたり、生活保護の検討や就労支援は避けて通れない。本人が自立して生活していくために必要な支援は全てやらざるを得ないため、それが当たり前だと思っている。
- シェアハウスの生活に関しては、朝の共有スペースの掃除、夕飯づくりに調理ボランティアさんが来る、夕飯を一緒に食べる、という形で1日に3回大人が出入りするスケジュールとなっている。また、入所時に話し合ったことを随時面談して確認することにしているが、実際は個人のニーズに合わせて都度、面談をして軌道修正をしている。このようなことで、基本的に毎日どこかで顔を合わせる形になっている。
- 食事に関しては、基本的にシェアハウスにて調理ボランティアの人が作っているが、必要に応じてシェルターとしての利用者やワンルームタイプのシェルターで生活が成り立っていないこどもに届けられるような仕組みになっている。自立援助が本人たちの喫緊のニーズであるため、平日の夕飯しか出さない形にしており、朝昼や週末は本人が作ったりコンビニで買ったりしてトライアウトできる空間を用意している。ただし、お米やパン、軽食は用意しているため、家賃さえ払っていれば飢え死にするようなことはない。
- すぐ駆けつけることのできる職員は近隣に住んでいる。常駐で住み込む形と住み込みではない形の両方を行ったが、どちらにもメリット・デメリットがある。住み込む形で支援していた時は朝起きないこどもがいたが、住み込みを辞めたら起きて仕事に行くようになった例もある。自立という視点で考えるといずれも良い面があったが、今の住み込みではない形もメリットはたくさんある。
- 当団体は自立の場であり養育の機能はないことを明確にお伝えしているが、現実的に必要なこどもはいるため、児童相談所や本人に同意していただいた上で学校に通っているこどもはいる。また、専門学校や大学に通っているこどもは普通おり、高校生の場合は他のこどもに比べて手厚くフォローアップしている。
- 退所後のフォローアップについては、以前は住居から卒業した人は一年間、毎月必ず家庭訪問やLINEによる連絡をしてご飯に連れて行ったり食料品を持って行ったりしていた。しかし、当団体に居場所スペースができたことで大きく変わった。これはとても良い制度だと思っている。住居となる施設のみを運営した際、退所後はこちらからアウトリーチしなければならなかったが、居場所ができてから、悩みがあったり人に会いたいと思ったりした時には、本人が住んでいる場所から通い、居場所スペースに来てもらえることができる。そのため、退所することで当団体と縁が切れるという感覚がなくなった。
- 基本的に支援対象者とスタッフ間とで個人的な連絡先の交換はしないルールとなっており、

支援を卒業した人は公式 LINE により繋がっている。ただし、住居型の施設を出た人においては緊急連絡が生じることがあるため、管理人とのみ個人の LINE を交換している。アフターフォローを続けていく中で、支援対象となるプロジェクトに関してこの LINE 経由で案内することがある。また、飲んだりご飯を食べに行ったりする中で、支援される側、する側という枠を超えて一人の大人として付き合えるフェーズに来たと判断できるこどもに関しては、そこで初めてスタッフ等と個人ラインの交換を解禁している。そこに至るこどもはそこまで多いわけではないが、少なくもない。

⑧ 支援について、年齢による違いや事例特徴による違いはあるか（あるとすればどのように違うか）

- （該当するご意見なし）

⑨ 退所に向け、特に重要・効果的と感じる支援内容はどのようなものか

- 最も大事なことは繋がり続けることができる関係性を作れるかということ。生活習慣が整わない限り就労させられないといった形で、出来ていないことを治さなければ社会に出せないというスタイルを採用しているシェルターも多い。しかし、そうするとシェルターから出られず、やる気も無くしてしまう。当団体が繋がるこども・若者たちは反省させられすぎている。親が頼れず一度シェルターへ逃げた場合、優等生として完璧に人生をこなしていかなければ居場所が無くなってしまうというのは辛いものであろう。そのため、当団体では就労を支援するネットワークを有しているが、いわゆる就労支援のスキームではなく、利用はあくまで選択肢の一つとしており、基本的には支援者が等身大で一緒にスマートフォンを使いながら求人検索をして、面接に行くといったことを繰り返す取り組みをしている。一度や二度仕事を辞めたからと叱っていてもきりがない。自分が生きていける居場所を見つけるまで、励まし続けるというスタンスが強みであると思う。入所者の年代、生い立ち、背景を考えると、失敗した際に叱って反省させるよりも先に、困ったときに SOS を出すことのできる練習の方が圧倒的に大事である。そのため、シェルターにいる間は、失敗したとしても生きていられる場所が見つかるまで付き合う必要がある。とはいえ、長期間になるのも困るため、ある程度でチャレンジして自身の限界を理解してもらい、外に出すタイミングを見計らって話をするようにしている。入所者とは、最初の段階でどのような状態になれば卒業するかといったことを話すようにしているので、このままの生活を送ることは全く構わないが、このままでは最初に言っていた自身が望む人生は送れないのでどうするか、と問いかける。職員からこのような人生を送るべきだと伝えるのではなく、本人が送りたいと望んだ人生を送るための支援に会話の方向が向かうようにしている。

⑩ 課題があると感じる支援内容（退所先の調整、就労支援、親子関係の調整等）はどのようなものか

- シェルターの家賃は常に悩ましく、全てを無料にするメリット・デメリットについては常に考えて

いる。可能なこどもに関しては微々たるものだが家賃をもらい、難しい場合にはいつか返してもらえればと伝えて無料で使ってもらうこともある。お金のスキームをどうするかというのは悩んでいる。

- 暴力が手放せないこどもに対するアプローチや、精神疾患に対するアプローチの選択肢が現行制度において少なすぎるように思う。このような課題を抱えたこどもは破滅的な道に行ってしまうため、アプローチの際に使えるツールが欲しい。
- 路頭に迷っている、自閉症がある、トラウマやPTSDを抱えている、といったいわゆる難しいケースは、どの機関からも関与が難しいと言われる。しかし、難しいといってもこどもや若者であり、どこかで引き受ける必要がある。複雑で難しく既存の支援制度が全て手放すようなケースも、当施設で受け持つケースにおいては少なくない。民間団体が専門性やツールを用いて、チャンピオン級のケースを持って潰れてしまうということを防がなければならない。全国的にも課題であると考える。

＜シェルターに対するこども・若者のニーズについて＞

⑪ こどもや若者がおかれている困難な状況を踏まえ、こどもや若者が民間シェルターに求めている事項はどのようなものであると考えるか

- 物理的に助けてくれる人である。現在の社会の中にはそのような人がいない。また、寝ることができる場所も求められている。

⑫ ニーズはあるが入所に至らないこどもや若者がいる理由はなぜと考えるか

- 他団体についてはわからないが、当団体で繋がっており、ホームレスや様々な事情でシェルターに入った方がよいが入っていないこどもにおいては、大人に制限されることへの嫌悪感が強すぎるために、大人の傘下に入りたくないという意思が強い人が多い。これまでに児童相談所やファミリーホーム等の様々な支援を経ており、社会ができる支援をある程度見限っている。シェルターに入ることや大人と繋がることを信じることができず、期待もできないため、入って頼る理由がないと思うことが大きい。

＜その他、取組の上での工夫＞

⑬ （親権に配慮し入所時に行っている運営上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- 親御さんの同意の下で入るか、児童相談所から了承をもらって入るか、児童相談所も手を出せず親の同意も取れないグレーゾーンを児童相談所や警察公認の上で受け入れるという3パターンある。ただし、親御さんの同意を持って入ることはほぼない。DV予備軍の家族で、いざという時に母と娘が距離を取った方が良い場合には、当施設に頼ることができるといったお守りのような形としてスクールソーシャルワーカー経由で情報を渡している家庭も中にはある。親御さんと話すケースはあるが、問題を抱えている家庭の親御さんが同意を出してシェルターに入ることはこれまでもほとんどない。

- 保護者への連絡はケースバイケースだがほぼ行うことはない。経験上気を付けていることとして、保護者側が加害者に回ることがあるご家庭の場合は必要以上に親御さんと関係性を持たないようにしている。本当に必要になった際は、警察や児童相談所に連絡を入れる。
- 18 歳未満のこどもたちから相談があった場合、どのような形であれば支援できるかという話になり、必ず保護者の同意を取るか、児童相談所に通すか、という話にはなる。対応はあくまでもケースバイケースだが、親から離れたいと思っている時に親と交渉して入所するのは本人にとってもハードルが高く、本人から親の同意で入ると踏み切るケースはほぼない。選択肢を提示しながら話していくと、最終的に児童相談所に連絡することを選ぶケースが多い。ただし、そのようなケースの多くはこれまで児童相談所に保護されたことがないこどものケースである。一方で全ての社会的養護のコースを経験しており、親も変わっておらず、児童相談所も介入できないという状況になっている場合は難しい。児童相談所との関係性があるため、匿名という形で相談を入れることがある。また、自殺未遂等のリスクが高いケースは何かあった際には警察に保護していただかないといけないため、匿名で情報共有や当団体の対応を伝えることがある。

⑭ （施設を周知させるために行っている広報上の工夫があれば）行うに至った背景や理由

- LINE 相談やホームページ上での告知以外に、関係機関への広報を実施している。スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）に関しては社会福祉士会、また、都道府県の弁護士会と連携をしている。また、児童相談所や施設等、SOS を拾う立場にある人とは関係づくりをしている。講演活動も多いため、更生保護施設や学校に普及啓発をする機会もある。

３．関係機関との連携体制について

① 関係機関との連携内容・状況

- ケース相談については、SSW、弁護士、警察、施設、児童相談所等からの相談が多く、LINE で事前に相談が届く。例えば、誰も引き取りに来ないこどもの引き取り先といった相談もある。当団体についての情報を共有してもらうのは全く構わないので、その上で本人が同意をすれば連れてきてください（同意すれば本人の情報をください）と伝え、本人の希望があれば繋がっていくことがほとんどである。しかし、当団体と繋がった後にアフターフォローまで付き合ってもらえる体力がある機関はほとんどなく、基本的にこちらに丸投げになることが多い。

② （自治体と協定を結んでいる場合）協定締結の経緯、協定締結のメリットとデメリット

- 女性相談センターについては、若年層の対応は厳しく当団体にこちらにお願いしたいと依頼が来た経緯があった。また、LGBTQ やトランスジェンダーである方が来所した場合や、DV 被害者の母の同伴児童として中高生の男の子が来た場合は保護できないというハード面の困難を満たすために依頼が来たという経緯もある。
- 児童相談所については、支援したいが本人が同意してくれない等、様々な事情で手を出せ

ないグレーなケースの際の繋ぎを当団体のシェルターで担ってほしいという依頼がきた経緯がある。そのような入所ケースが発生した際、一時保護委託を結ばせていただく。

③　関係機関との連携を行う中で課題と感じること、期待すること

- 知られていないということが一番大きな課題である。また、若者の情報共有の在り方にも課題がある。というのも、大人がこどもをリスペクトするということに疎く、個人情報の取り扱いについて、連携機関がある程度意識を上げていく必要がある。これまでは緊急性・必要性において現場で情報交換がされてきたが、10 代のこどもたちにとっては大人不信にしか繋がらないやり方であった。難しい事情を抱えたこどもだからこそ、本人の同意や個人情報の取り扱い等、大人はリスペクトしていかなければならない。そのため、繋いでもらう際には不信感を持たれないような意識が必要である。

４．人員確保と施設運営について

①　人員確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- 1にも2にも3にもお金が課題である。自立支援の住居支援は全て自主事業で行っており、当団体で支援しているケースの半数ほどは、補助金の出る既存事業の制度上には乗らない現実がある。できる限り自主事業で続けたい気持ちはあるが、資金集めは厳しい。一方、人員は現実主義である。自立援助ホームの場合であると通常3人資格者がいることが求められるが、現実的に 10 代 20 代の自立支援は、若者たちの自立が上手くいけばいくほど大人はいらない。監視する大人が常駐している必要がないのが当団体の考え方である。基本的に深夜や週末に関わらず必要な時にはいつでも出るが、必要でない場合は極力干渉せず、普通の住居と同じ扱いにしている。同じ体制の他シェルターやシェアハウスと比較すると人員体制としては手をかけてない。物件に関して、比較的労力をかけずに管理ができるような構造になっていることも大きい。

②　施設運営のための資金確保はどのように行っているか(現在の充足感はどうか)。また、課題と感じることはあるか

- (該当するご意見なし)

③　施設運営において、人員確保や資金確保以外に課題と感じることはあるか

- 経済的にスタッフはそこまで増やせない。

５．その他

①　国や自治体の取組として期待すること

- 10 代や幼少期から虐待を受けていたものの、虐待通告をするタイミングで既に年齢が 18 歳を超えてしまっているこどもへの対応はどうにかしてほしい。児童相談所の支援は昨今延長さ

れていっているものの、18 歳になるまでにどれだけ児童相談所と密接な関係があったかにかかっている。この一年は結構シビアなケースがいくつかあった。例えば、高校三年生のこどもは本来児童相談所が動けるはずであるが、虐待通告をしたのが 18 歳の誕生日を過ぎていたケースがあり、いずれも児童相談所は動かなった。社会的養護の人達への支援において年齢の期限がなくなったのであれば、同様の環境にあり、保護が漏れていた人への支援も手厚くしていただきたい。

- ある行政機関のアンケート調査結果を見たところ、最も課題を感じていることの一位が若年層とコミュニケーションが取れないことであった。これだけ行政が若年層とコミュニケーションが取れておらず、かつ既存の窓口に 10 代が来ないことがわかっているならば、若者が相談に来やすい仕組みや窓口の在り方を考え直さなければ難しいのではないかと思う。民間にはお金が出ていないが、行政に来なくなった 10 代をどこが引き受けているかというと、民間である。若者サポーターのような存在を、行政の仕組みの中に入れ込んでほしいというのが切実な願いである。

７．こども・若者へのインタビュー記録（概要版）

Aさん	
1.基本事項	● 19 歳の時にシェルターに入所し、数か月後に別のシェルターに入所した（入所中）。 ● 家を出て車中泊をするようになり、財布もなく車と携帯しか持ち物がない状態だった。
2.民間シェルターについて	● （入所のきっかけ）大学で受けた講義がきっかけで自分が虐待を受けていることがわかり、家を出て違う場所で過ごす方法を探すようになった。知り合いに相談し、家とは違う場所で過ごせるように調整してもらった。それまではシェルターについて思いつくこともなかった。 ● （利用してよかったこと）1つ目のシェルターは家族の中で一緒に過ごす形であり、周りの人に気を使ってしまうので、2つ目のシェルターでは一人になれるのが良かった。施設であれば他の人と共同生活をしなければならないため、行きたいと思わなかった。現在住んでいるシェルターは1部屋を貸りている形。帰る時間の制限もなく、鍵ももらえ、他の人が出入りすることもなくよいと思った。 ● （利用して嫌だったこと）暗い場所にあるので帰るのが怖い。人気もなく、防犯面が気になる。 ● （改善点）食べ物について、食材、食事の支援を簡単に利用できるようにしてほしい。授業のためにバイトができる時間も限られ、大学等の費用のためにバイト代がなくなり、食事を削るしかなくなってしまう。 ● （安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み）シェルターを借りるまでの間に時間がかかってしまう。長く1人で外にいると犯罪の被害にあってしまうため、細かい手続きなしに泊まることのできる場所があったらよいと思う。また、入所に至るまで手続き自体も大変であったが、これまでの経緯を全て説明しなければいけないことが辛かった。 ● （こどもや若者がシェルターに求めているもの）数日間だけ住みたい子も行くことができる、少し軽い感じの居場所があれば行きやすいと思う。選択肢があればよいと思う。 ● （シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由）門限があることを嫌がって施設やシェルターに入らない子がたくさんいる。安全も大切だが、他の子と同じように過ごせないことについて、「何も自分たちは悪いことをしていないのに制限がかかってしまう」と嫌に思うのではないか。また、周囲から自分が虐待されてシェルターに入っている子だと思われたくない人もいると思う。周囲から変に気を遣われている感じがして、他の人とは違う、虐待さ

	れている子としての関わり方をされていることが嫌である。 ● (行政機関にお願いしたいこと)児童養護施設で暮らしている子など親からの支援がない子は大学に行けない子が多い。奨学金ではなく他の金銭的なサポートをしてほしい。奨学金は一時的に借りることができるけど、後々苦しくなるため借金はしたくない。

Bさん	
1.基本事項	● 21 歳になる直前に入所した(入所中)。 ● 家庭が複雑で家にいることができなかった。自分の車を持っていたため、車中泊の状態で過ごしていた。
2.民間シェルターについて	● (入所のきっかけ)車中泊をしていて2・3か月たった頃、友人が自分の生活状況をみて心配になり紹介してくれた。友人からは、一時的に生活が困難な若者を支援している法人だと聞いていたが、詳細をよくわかっていなかったため、実際にシェルターに来てから様々なことを教えてもらった。 ● (シェルターのイメージ)最低限の生活を援助してもらえるイメージがあった。車中泊を続けるよりは支援を受けた方がよいと感じた。実際に話を聞いて、家賃や生活費は発生するが人として生活できると感じ、すぐに入所しあたたかい布団で寝られることを期待した。 ● (利用してよかったこと)最低限の衣食住が保証されていることである。1人で1部屋確保されている点もありがたかった。 ● (利用して嫌だったこと)共同生活が初めてであり、自分よりも前に入所していた人たちの空気になじめなかった。 ● (改善点)利用者側の人間関係や実際の生活の状況等の細かい内部事情を施設側が把握し、人間関係に介入してほしいと感じている。車中泊は懲りたため、衣食住が確保された状態で生活したい。 ● (安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み)自分の場合は、友人が偶然紹介してくれてシェルターを知ることができた。シェルターが若者にも伝わる制度や仕組みがあればもう少し早く助けてもらえたかもしれないと思う。一番大きな情報源はインターネットだと思うが、当時は携帯も使えず、ネットカフェで触れる時に、見る程度の状況だった。 ● (こどもや若者がシェルターに求めているもの)安心できる居場所を何よりも求めていると思う。 ● (シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由)自分の場合は 20 歳になった時にこのような居場所に出会えたが、成人した年齢のため制度としてが受け入れてくれないのではないか、親に連れ戻されるのではないかと不安があり、支援を受ける気にはなれなかった。

	● (行政機関にお願いしたいこと)知識や手段がないこども・若者は多くいる。こども・若者から助けを求めてくるのを待つ形ではなく、支援する側からこども・若者側に直接介入し、近いところで支えてほしい。また、気軽にシェルターのような居場所へアクセスできる関係を行政と組むことができればよいのではないか。

Cさん	
1.基本事項	● 20代後半の時にシェルターに入所した(入所中)。 ● 居住先が安心できる場所でなくなったため、あてもなく過ごしていた。その際、シェルターにつながった。
2.民間シェルターについて	● (入所のきっかけ)家族から精神的・身体的な暴力を受け、不登校になっていた。家族からストレス発散の捌け口として虐待を受け逃げ場もなくずっと耐えており、居住先も安全ではなく状況がエスカレートしていた。家族の行動で身の危険を感じた出来事があり、路頭に迷いながらネットカフェやホテルに避難していたところ、知人の紹介で相談機関に電話することができ、シェルターへ一時的に入所した。 ● (シェルターのイメージ)どのような所なのだろうと不安に感じながら、勝手に隔離されたようなところだと想像していた。シェルターとして入所できる場所は限られていると聞いていた。場所によっては外部との連絡が一切とれない所や、他の人との共同生活になるケースもあるとも聞いて、自分の身の安全を優先したい気持ちと精神的に気持ちが落ち着いていなかったのもあり、不安もあった。いざシェルターに入ると色々な緊張から解放され心から安心し、気持ち的に落ち着くことができた。諦めずに生きていてよかったと思うことができた。 ● (利用してよかったこと)家以外で、自分の身の安全を確保できる居場所があることがよかった。こういう場所があると知ることができてよかった。ただ、シェルターが一人で暮らすタイプのものだったのでよかったが、面識がない方と共同生活をするともしかしたら心の余裕が持てなかったかもしれない。 ● (利用して嫌だったこと)夜間は電話することはできたが近くにすぐ話せる方がおらず不安に思っていた。入所当初は家族が探しに来ると思い体が震え、物音にも敏感になっていた。 ● (安全な居場所のない10代～20代の若者向けにあるとよい制度・仕組み)叶うことなら10代の時から避難したかった。10代でも20代でも困ったのが、24 時間対応している場所がネットカフェなど限られており、所持金なども限られ、外などで過ごすことしかできなかったこと。そのため、成人男性などに状況を確認され、ホテルなどに連れていかれ性被害にあったこともある。そ

	のため、24 時間駆け込める場所があれば救われる人がたくさんいると思う。所持金も少ないので、無償で逃げられる場所があったらよいと思う。また、シェルターが具体的にどういう場所なのか想像がつかないため、気軽に見ることが出来るもの(YouTube など)で広報していただくとよいと思う。広報する際、シェルターや頼れる場所が何処にあるかは知られてはいけないと思うが、自分の命を守るためにシェルターを頼ってもよいことをもっと知ってもらいたい。 ●（シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由）周りの人に話しても自分の状況や気持ちを理解されないため、助けの手を差し伸べてもらえるまでが大変だと思う。自分のことを理解してくれる人に出会えたと思っても、その人が男性だった場合は、先ほど述べたように援助交際等につながるのではないかと悪い風に考えることもあり、警戒心がある。また、自分の場合は、家族から受けていた虐待の内容を警察に苦しくて泣きながら相談しても理解されず、親にも言いくるめられ、「親子」だからということで済まされてしまった経験がある。そのように諦めざるを得ない状況を作り出されてしまうと、本来頼ることのできるはずの場所が頼れず、逃げ場やタイミングを失ってしまった。 ●（行政機関にお願いしたいこと）虐待を受けているこどもや若者が、実害性がないとどうしようもできないと言われてしまうことのないようにしてほしい。精神的な暴力であっても僅かな希望で進みたい場所へ進みたいと思っていても、進みたい場所に進むことができないこともあるため、命を絶たれてしまうこともある。私自身もそう考えていた1人であった。そのため、精神的な暴力であっても、進みたい場所に進む選択肢を奪わないためにも、なんとかその状況を認めてもらいたいと切に願っている。しっかりと耳を傾けてほしい。

Dさん	
1.基本事項	●17 歳（高校 3 年生）の時に入所した。現在は退所している。 ●シェルター運営団体の居場所スペースを利用していた。高校の友達に一緒に行こうと誘われて利用するようになった。
2.民間シェルターについて	●（入所のきっかけ）居場所スペースを利用している時に、家から離れたほうがいいということで児童相談所へ通告することになった。一時保護所へ行く予定だったが満床だったため、シェルターを利用した。 ●（シェルターのイメージ）家に帰らなくても済むという安心感はあった。他にもシェルターを利用している人がいると聞いており、悪いイメージはなかった。 ●（利用してよかったこと）家では節約するためにお風呂に入ることにも制限が

	あった。シェルターでは、お風呂にも入ってよい、ご飯も食べられるなど、家とは違って何も縛られずに過ごすことができた。自分の話を聞いてもらうこともできて、安心感があった。 ●（利用して嫌だったこと）親には何も言わず家を出たため、親に連絡が行った時に親はどう思うのだろうと怖くなった。 ●（改善点）車の音などが気になりさらに眠れなくなってしまうことはあった。ゆっくりと静かに過ごしたい人もいると思うので、利用者が穏やかに過ごせるような環境であるとよい。 ●（安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み）居場所を作って周知することが一番重要だと思う。自身は友人の紹介で知ったため、そういった情報が間接的にでも得られるよう、人とのつながりを増やす機会をたくさん作る必要があるのではないか。中にはそのつながりを拒絶する人もいるので難しいところだと思うが、一人でもいいので、居場所がないこども・若者が人とのつながりをもてるような機会を作ることが重要だと思う。 ●（こどもや若者がシェルターに求めているもの）シェルターというと緊急避難場所といったように、怖いイメージを持ったりイメージがつかなかったりする人もいる。あらかじめどのようなところか、どういう場所なのか説明があるといいのではないか。 ●（シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由）シェルターについてイメージしにくいことが枷になっているのではないか。原因である親は何も変わらないのに、なぜ被害者側であるこども・若者が知らないところで怖い思いをしなければならないのだろうと思うのではないか。 ●（行政機関にお願いしたいこと）家庭の事情で進学を諦めたくなかった人はたくさんいると思うので、経済的に困っている大学生への金銭的支援をしていただきたい。大学で学びたいが、親を頼ることができないため就職へと進路を変える人もいて、自分も実際そうしようとしていた。また、成人しても大学生という肩書きで制度上は生活保護などの支援を受けられない現実がある。さらに、居場所について積極的に周知をしてほしい。家にいたくはないが居場所というものを知らない場合もある。自身のきょうだいは、成人ではない・高校生ではないという理由から居場所や施設の利用ができない経験がある。制度という決まりも大事だが、柔軟に対応できるような制度も必要なのではないかと思う。一度どこかの機関に繋がることができれば、シェルターに繋がるような連携体制もあればよい（例えば、学校の先生に相談したら居場所につながる、病院で相談したら居場所に繋がるなど）。専門職でも居場所やシェルターについて知らない方もいるので、支援する側が知っておけるように周知する必要があると思う

Eさん	
1.基本事項	● 17 歳の時に入所した（入所中）。 ● 直前は自立援助ホームに住んでいた。それ以前は児童養護施設に数年おり、その前は家で家族と暮らしていた。
2.民間シェルターについて	● （入所のきっかけ）自立援助ホームの職員にシェルターについて教えてもらった。 ● （シェルターのイメージ）ルールがあまりないことと、家賃が一人暮らしするよりは安いと聞き、選んだ。 ● （利用してよかったこと）食費が浮き、家賃も安く済むのでよいと思っている。ルールが少なく自由なところもよいと思っている ● （利用して嫌だったこと）シェアハウス型のため様々な年代の入所者がいる。感覚が違うと感じたり年上に気を使ってしまったりすることがある。また、音の問題でイライラすることがある。 ● （改善点）夜になると気持ちが情緒不安定になるため、現在は職員に電話をして話を聞いてもらっているが、そばで誰か話を聞いてくれる人がいればいいと思う。 ● （安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み）辛い時に大人の手助けがあることが一番助かると思う。困っている時に話を聞いてくれる環境が必要だと思う。 ● （こどもや若者がシェルターに求めているもの）安心できる環境を求めている。寝たり食べたりすることができる快適な場所があり、静かで恐怖感をもたずにいられるところがよい。 ● （シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由）共同生活が苦手な人はシェルターに入らないのではないか。また、こどもや若者にとっては、実際にシェルターを体験したことのある人の話などは受け入れやすいと思う。 ● （行政機関にお願いしたいこと）食料などの支援品があると助かる。また、個別面談等の形で、相談にのってもらえる仕組みがあるとよい。SNS やインターネットなどでは相談に乗ってくれる人がどういう雰囲気なのかがわからないため、対面の方がよいと思う。なお、相談にのってもらう相手については、シェルター職員など、自分が現在おかれている状況や抱えている問題を詳しく把握している人がよい。そのような人にじっくり話を聞いてもらうのが一番だと感じる。

Fさん	
1.基本事項	● 20 歳の時に入所した。現在は退所している。 ● 入所する前は、実家で両親と過ごしていた。
2.民間シェルターについて	●（入所のきっかけ）忘れ物をして帰宅が遅くなり父親が職場まで訪ねてきてトラブルになった。母親に父親が暴力を振るっていることも含め、職場の方に相談をのってもらったところ、役所の福祉課につながり、シェルターを紹介してもらった。自分でも家を出ることを決断した日、家には帰らず、職場からシェルターに入所した。 ●（シェルターのイメージ）休める場所だということを期待した。よい距離感で親と離れることができればと思った。一方で、本当に民間シェルターは安心できる場所なのか、お金を支払わないと入所できないのではないかといった嫌なイメージもあった。 ●（利用してよかったこと）自分が両親のことを心の底から嫌いという訳ではないと理解してもらえていることがよかった。また、金銭トラブルがあり、普通だったら見捨てられてもおかしくないような状況の時、解決を一生懸命ともに考えて動いてくれるところがよかった。親以外で自分に時間を割いてくれる人に出会えた。 ●（利用して嫌だったこと）職場に行くのは危ないということで退職することになったのが辛かった。大事に育ててくれた親への感謝もあり、「こんな娘でごめんなさい」と思ってしまうことがあった。シェルターに入ってよかったのかと悩んだ時期があった。 ●（改善点）両親からの追跡があり携帯を持ち込むことができなかったため、利用者専用でスマートフォンやパソコンなどの通信機器を使えるようにしてほしい。気も紛れ、就職活動の際などは必要になるものだと思う。 ●（安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み）ご飯を食べることができて温かい寝床があり温かい人がいる、そういった居場所を金銭的な負担なく提供してくれるところがあったら行きやすいと思う。（こどもや若者がシェルターに求めているもの）安全な場所、信じられる人、何をしてもこの人なら大丈夫だと態度で示してくれる人が第一だと思う。上から目線ではなく、何から何まで包み込むように話を聞いてもらえると、この人は信じられると思う。 ●（シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由）お金がなくても入ることができるのか、本当は何か危ない仕事を勧められてお金を稼がないといけないのではないかと思っている人や、自分が我慢すればよい話で人に頼らなくても自分でやっていけると思っている人がたくさんいる。

	● (行政機関にお願いしたいこと)次世代を担うこどもたちが安心して暮らせるような社会や街づくりにお金をかけて実現してほしい。こどもの自殺や、いじめ、虐待による死亡事例などのニュースもあり、そういった問題をただ話を聞くだけではなく、一人の人間として直接関わって対応してほしい。実際にこどもたちを訪問して、大人たちにもっと様子を知ってほしいと思う。

Gさん	
1.基本事項	● 18歳の時に入所し、現在も入所中。 ● 少年院を退所してすぐに逮捕されたため、鑑別所を経て、シェルターへ入所した。
2.民間シェルターについて	● (入所のきっかけ)支援機関からこのシェルターの代表者を紹介してもらった。 ● (シェルターのイメージ)特になかったが、条件として、一人暮らしの方が楽で良いと思っていた。 ● (利用してよかったこと)入所して生活していく中でミスもしてきたが、その度にスタッフの方が考えて話してくれた。きつく言うべきところは言ってくれることもあれば、頑張っているときは認めてくれるため、少しずつ成長できていると感じる。また、他の入居者1人と接点があり、高め合うことができる。 ● (シェルターにさらにあるとよいサポート)自分の気持ちを分かり、共感して、違うことは違うと言ってくれるだけで自分の気持ちも変わってくる。もしも入所者がそのように感じられないのであれば、そのようなサポートが必要なのではないか。 ● (安全な居場所のない10代～20代の若者向けにあるとよい制度・仕組み)対象を限定して受け入れるための居場所は必要だと思うが、どのような人でも受け入れるという前提の制度があると安心する。また、周囲からは安全な場所にいると見えていても、本人は安全ではないと思っていることもある。本人にしかわからないため、周囲が勝手に決めつけないことが大事。 ● (こどもや若者がシェルターに求めているもの)自分を認めてほしい、共感してほしい、というのは自分も含めて誰にでもあるのでは。ご飯やモノが欲しいというわけではなく自分の気持ちに共感してほしいというのを一番求めている。 ● (シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由)施設という言葉を聞くと、縛られる、自由に生活できないというイメージがある。その人の過去によっては出られないというイメージもあるのではないか。そのため、地元の友達や家族、周りの人に会えなくなる。家族関係が悪くても、親のご飯を食べられなくなったらいざとなると悲しくなる。そのようなことが嫌なのではな

	いか。 ● (行政機関にお願いしたいこと)困っている人の一人一人に対して一生懸命にやってほしい。支援する人も、国からの支援がなければお金のこともあるので何もできない。国や色んな機関が協力してほしい。悩んでいる人でも一人の人間として思いを持っているのは変わりないため、色々な機関にも協力してほしい。

Hさん	
1.基本事項	● 17 歳の時に入所し、現在も入所中。 ● 少年院にいたが、出院後は親とは別の場所に住んでいた。
2.民間シェルターについて	● (入所のきっかけ)少年院にいる時に、高校のソーシャルワーカーが手紙をくれるなどして気にかけていてくれていた。家庭環境が複雑であるため、出所後に自立する必要があるならと調べてくれて、シェルターに連絡を取ってくれた。少年院に入り親とは良い距離が取れていたため、シェルターに入所して自分で生活することで引き続き距離を取ることができ、何も言われないだろうと思った。 ● (シェルターのイメージ)最初は自由がないと思っていた。ただし、少年院とは違う形の場所であり、強制されることのない、よい場所なのだろうとも思っていた。 ● (利用してよかったこと)周りの大人がこれまで行ってきた悪いことを分かってくれることがよかった。また、最初は仕事に遅刻や欠勤をすることがあったが、そういう時には怒られつつも、その後に出勤した際は偉いぞと褒められるのがよいなと思った。 ● (安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み)例えば、家から出られない子や、辛い状況にいることにも気づかない子もいるのではないか。そのようなこどもがシェルターを使えるとよい。あとは、LINE 等で困っていることに関して質問に入力したら、どこかとコンタクトを取れるといった仕組みがあればよい。 ● (こどもや若者がシェルターに求めているもの)民間シェルターを運営している人がどのような人だかわからないが、悪いことをしたこどもや病んでいるこどもたちの気持ちがわからない人が大半だと思っている。ルールのみを作って守らせているだけでは辛くて逃げるこどももいる。スタッフの中で1人や2人でも何でも話せる仲が良い人がいればそこにいる理由になると、入所してから思った。 ● (シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由)周りに同じ境遇

	の人は多いが、遊ぶことの方が楽しいと思っている。シェルターについて知らないため、入所後も遊べるのだが、入所後は自由がないと思い動きたくないと思っているように思う。 ● (行政機関にお願いしたいこと) 小さい頃から、働くことのできる年齢を引き下げてほしいと思っていた。小学校の時から辛いと思っていたが、相談して誰かに頼っても施設や一時保護所に連れていかれて自由がなくなる。自分が暴力を受けているのに、なぜ親ではなく自分が友達とも離されて施設に入らなければいけないのかとずっと思っていた。そのため、自分で決めて自立できるような仕組みがあるとよいと思った。

Iさん	
1.基本事項	● 初めて入所したのは 20 歳。入所中に逮捕されて、再度入所した。 ● 当時、薬物を売っていた。
2.民間シェルターについて	● (入所のきっかけ)トラブルになり家に戻れない状況になった。帰る場所がなく、友達を頼った際にシェルターを紹介してもらった。 ● (シェルターのイメージ)シェルターについて本で読んだことがあり、このような所ならば行きたいと思っていた。しかし、シェルターの代表はすごい人だと思い、自分たちが行けるような場所ではないと思っていた。 ● (利用してよかったこと)連絡した当日に即日入所できたのが助かった。大きなトラブルになっており行く場所がなく、どこかに入れてよかった。これまで様々な施設に行った中でも、ここまで手厚くしていただいたことはない。まずは身の安全を確保してもらえた。また、食べるものを用意していただき、衣食住をそろえていただいた。何もないと落ちていくだけだったため、安心して過ごせるところを用意していただいたことがよかった。 ● (利用して嫌だったこと)嫌だったことはないが、人間関係は仕事でもプライベートでも難しい。合わない人間はいる。 ● (安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み)男性は屋外で寝られるが、女性は外で寝るのは危険。最悪な状況でもお金がなくて受け入れられないというシェルターはたくさんあると聞いている。シェルターに対するお金のサポートがあると、これまでキャパがないからと断ってきた所に入ることができるこどもが増えるのではと思う。 ● (こどもや若者がシェルターに求めているもの)自分の場合は身の安全。ご飯を食べたい人や一晩だけでも眠りたい人、追われているから身の安全を求める人という風に、人によって違う。

	● (シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由)悪い噂しか立っておらず誰も入りたがらない。また、施設に対する偏見もあると思う。施設という名前を聞くだけで、携帯が持てない、お小遣いがもらえない、喋ってはいけない等、自由がなくなると思っている。 ● (行政機関にお願いしたいこと)受け入れる側のキャパが全てだと思う。スタッフも足りておらず、入所できない。また、シェルターへのお金のサポートも必要だと思う。そのようなことがあるだけでも大分受け入れられる人数は変わってくるのではと感じる。また、電話や SNS 相談については使っているという人を聞いたことがない。もっといい支援がないかと考えている。ただし、支援してあげるよと言われたところで、どれだけ困っていてもいらないとみんな言うため、どうすればよいかわからない。聞く耳すら持っていない。迷惑をかけることがカッコいい、言われたことを聞くのはダサい、というイメージを変えてあげると結構変わると思う。

Jさん	
1.基本事項	● 8 歳の時に入所した。現在は退所している。 ● 入所前は両親ときょうだいと一緒に暮らしていた。シェルターの入所直前は、父方の親族宅に閉じ込められており、逃げないように監視される生活だった。母親が入所を決め、母親ときょうだいと一緒に入所した。
2.民間シェルターについて	● (入所のきっかけ)母親が色々なところを探しシェルターを見つけた。とにかく早く家から離れたく、早くシェルターに行こうという感じだった。 ● (シェルターのイメージ)父親に誘拐されたりしないように守ってくれる場所だと教えてもらっていた。 ● (利用してよかったこと)何より、今の今まで生きられるように守ってもらえた。自分が入所していた時は別の世帯も入居していたため、こどもと会話したり遊んだりすることで、自分は楽しんでもよい、自由でいいのだと思うようになった。 ● (利用して嫌だったこと)インターネットの利用ができないことが唯一嫌だった。調べものをするにも一切使えず、何か調べたい時は、管理する人に代わりに調べてもらっていた。 ● (改善点)正しい情報だけにアクセスできるような市立学校で配布されているようなタブレットのようにフィルター機能がついている通信設備をシェルターに導入した方がいいのではないか。退所後の生活について調べることができ、社会復帰もスムーズになると思う。 ● (安全な居場所のない 10 代～20 代の若者向けにあるとよい制度・仕組み)勉強のために金銭的に援助してもらえる制度があるとよい。居場所が

	ない状況にいるこども・若者は学費が払えず退学になる者もいると思う。 ● （こどもや若者がシェルターに求めているもの）自分の現状を理解しようとしてくれる人を求めていると思う。「わかるよ、私もそうだったよ。」といえる人は少ないので、せめて、状況を理解してくれる人が欲しいと思う。 ● （シェルターへの入所に至らないこどもや若者がいる理由）シェルターが安全にスムーズに入れるところだという評価が足りないのではないか。加害者から逃げるため、秘匿し情報を広げない特性があるため、シェルターの中で何が起こっているかもわからないことが多く、怖いと思っている人もいるだろう。また、SNS では「シェルターは危険だ」という加害者側の意見が優先された情報の方が多く、それに引っ張られてしまう人が多いようにも思う。だから、加害者側に知られないように最低限の情報のみを公開したらよいのではないかと思う。 ● （行政機関にお願いしたいこと）高校や大学の学費を減らしたり免除したりできる取組をしてほしい。給付型の奨学金も増えるとよい。また、シェルターの中では勉強をしようと思えなかったため、勉強する習慣がつかず遅れてしまった。そうならないよう、コロナ禍のように ZOOM で同学年の授業を受けられるなど、シェルターに入っている間に勉強を教えてもらえる環境があると良いし、生活のリズムも整うと思う。さらに、シェルターへの助成金を増やしてほしい。通信機器も、資金面で導入できていないのだと思う。

謝辞

本調査研究事業の実施において、インタビューに真摯にご協力いただきましたこども・若者の皆様、ご多用の折にもかかわらず、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました民間シェルター団体の皆様、アンケート調査にご協力いただきました自治体の皆様に、心より感謝申し上げます。

本調査研究事業の検討委員会の委員としてご指導賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、報告書の作成に至るまで、ご助言・ご指導をいただきまして、誠にありがとうございました。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 “Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、 www.deloitte.com をご覧ください。

本調査研究報告書は、こども家庭庁令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁成育局長・支援局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、こども家庭庁令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁成育局長・支援局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。

2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。

3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。

4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究

令和６年（2024 年）３月　発行
編集・発行　有限責任監査法人トーマツ

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.